

令和 5 年

波佐見町議会定例会会議録

第3回 開会：令和 5年 9月 5日
閉会：令和 5年 9月28日

波佐見町議会

令和5年 第3回(9月)波佐見町議会定例会 会期日程

日次	月日	曜	区分	内容
第1日	9月5日	火	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 提案要旨の説明 議案審議 報告 質疑 討論 採決
第2日	9月6日	水	本会議	一般質問(5人)
第3日	9月7日	木	本会議	一般質問(5人)
第4日	9月8日	金	本会議 委員会	議案審議 委員会付託 決算特別委員会
第5日	9月9日	土	休会	
第6日	9月10日	日	休会	
第7日	9月11日	月	委員会	決算特別委員会(第一分科会)
第8日	9月12日	火	委員会	決算特別委員会(第二分科会)
第9日	9月13日	水	委員会	決算特別委員会(第一分科会)
第10日	9月14日	木	休会	【議事整理】
第11日	9月15日	金	委員会	決算特別委員会(第二分科会)
第12日	9月16日	土	休会	
第13日	9月17日	日	休会	
第14日	9月18日	月	休会	
第15日	9月19日	火	休会	【議事整理】
第16日	9月20日	水	委員会	決算特別委員会 ※執行部出席なし
第17日	9月21日	木	休会	【議事整理】
第18日	9月22日	金	休会	【議事整理】
第19日	9月23日	土	休会	
第20日	9月24日	日	休会	
第21日	9月25日	月	委員会	決算特別委員会(全体会)
第22日	9月26日	火	休会	【議事整理】
第23日	9月27日	水	休会	【議事整理】
第24日	9月28日	木	本会議	議案審議、委員長報告(質疑・討論・採決)
(以下余白)				

令和5年第3回（9月）波佐見町議会定例会 目次

第1日目（9月5日）（火曜日）

○開 会	2
○諸報告 諸般の報告	2
○会議日程	
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期の決定	2
日程第3 提案要旨の説明	2
議案審議（質疑・討論・採決）	
日程第4 議案第71号	5
日程第5 議案第72号	25
日程第6 議案第73号	25
日程第7 議案第74号	27
日程第8 議案第75号	28
日程第9 議案第85号	33
日程第10 議案第86号	34
日程第11 議案第87号	35
○散 会	37

第2日目（9月6日）（水曜日）

○開 会	39
○会議日程	
日程第1 町政に対する一般質問	39
岡村 達馬 議員	39
田添 有喜 議員	52
岡村 真由美 議員	66
福田 勝也 議員	82
横山 聖代 議員	97
○散 会	110

第3日目（9月7日）（木曜日）

○開 会	112
○会議日程	
日程第1 町政に対する一般質問	112
城後 光 議員	112
前田 博司 議員	128
濱本 秋人 議員	141
脇坂 正孝 議員	151
北村 清美 議員	165
○散 会	182

第4日目（9月8日）（金曜日）

○開 会	184
○会議日程	
議案審議（質疑・討論・採決）	
日程第1～7 議案第78～84号（決算特別委員会に付託）	184
○散 会	190

第24日目（9月28日）（木曜日）

○開 会	192
○諸報告 諸般の報告	192
○会議日程	
日程第1 提案要旨の説明	192
議案審議（質疑・討論・採決）	
日程第2 議案第76号	193
日程第3 議案第77号	197
日程第4～10 議案第78号～第84号（決算特別委員会報告）	200
日程第11 議案第90号	204
日程第12 議案第91号	207
日程第13 議案第92号	209
日程第14 議案第93号	210

日程第 15	議案第 94 号	212
日程第 16	議案第 95 号	213
日程第 17	議案第 96 号	215
日程第 18	議案第 97 号	216
日程第 19	議案第 98 号	218
日程第 20	議案第 88 号	222
日程第 21	議案第 89 号	224
日程第 22～23	諮問第 1 号～第 2 号	227
日程第 24	報告第 4 号	228
閉会中の継続調査		
日程第 25	閉会中の継続調査申出について (総務文教委員会委員長、産業厚生委員会委員長、議会運営委員会委員長)	230
○閉 会		231

第 1 日目（9 月 5 日）（火曜日）

諸報告

諸般の報告

- (1) 委員会報告
- (2) 例月現金出納検査結果の報告（5，6，7月分）

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 提案要旨の説明
- 第 4 議案第 71 号 令和 5 年度波佐見町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 5 議案第 72 号 令和 5 年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 議案第 73 号 令和 5 年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 議案第 74 号 令和 5 年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 議案第 75 号 令和 5 年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 議案第 85 号 財産の取得について
- 第 10 議案第 86 号 財産の取得の変更について
- 第 11 議案第 87 号 稗木場地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の変更について

第1日目（9月5日）（火曜日）

1. 出席議員

1 番	前田	博司	2 番	濱本	秋人
3 番	澤田	昭則	4 番	岡村	真由美
5 番	田添	有喜	6 番	岡村	達馬
7 番	福田	勝也	8 番	城後	光
9 番	横山	聖代	10 番	欠	員
11 番	北村	清美	12 番	脇坂	正孝
13 番	尾上	和孝	14 番	百武	辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長 林田 孝行 書記 一瀬 若菜

4. 説明のため出席した者

町 長	前川 芳徳	総務課長	福田 博治
企画情報課長	澤田 健一	商工観光課長	太田 誠也
庁舎建設推進室長	大橋 秀一	税務財政課長	古賀 真悟
住民福祉課長	井関 昌男	農林課長兼 農業委員会事務局長	伊藤 幸治
建設課長	本山 征一郎	水道課長	中村 和彦
長寿支援課長	松添 博	子ども・健康保険課長	石橋 万里子
会計管理者 兼会計課長	串島 佳織	教育長	森田 法幸
教育次長兼 給食センター所長	朝長 哲也	総務課総務班係長	坂本 昌俊
税務財政課 財政管財班係長	鶴田 秀幸		

午前 10 時 開 会

○議長（百武辰美君）

皆さん御起立お願いいたします。おはようございます。

ただいまから令和5年第3回波佐見町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（百武辰美君）

諸報告を行います。

委員会報告、例月現金出納検査結果の報告については、その写しを配付しておりますので御了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（百武辰美君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、8番城後光議員、9番横山聖代議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（百武辰美君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月28日までの24日間としたいと思います。御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。

したがって会期は本日から9月28日までの24日間と決定しました。

日程第3 提案要旨の説明

○議長（百武辰美君）

日程第3. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（前川芳徳君）

皆様おはようございます。本日ここに令和5年第3回波佐見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。今年の夏は例年に増して暑い日が続き、8月に長崎県に発表があった熱中症警戒アラートは延べ28日間となりました。

9月に入り朝夕は幾分涼しくなった感はありますが、まだまだ厳しい残暑が続きますので、熱中

症への警戒は続くものと考えております。

さて私が町長に就任して間もなく1年となります。この1年間一瀬町政を確実に引継ぎ、「継続・変革・進化」を常に心に秘めて、町政発展のために努めてまいりました。令和4年度下半期における事業の推進、令和5年度予算編成、総合計画の策定、機構改革などをはじめ、諸課題について町民並びに議員皆様の温かい御支援をいただき、それぞれの事務事業が順調に進んでおりますことに対しまして、まずもって感謝とお礼を申し上げます。

選挙戦で掲げた公約の実現についても、一步一步具体的な施策として進めておりますが、本町を取り巻く環境は刻々と変化しており、年度中途におきましても様々な課題や要望等も出ているところですので、今後も柔軟な対応を行いたいと考えております。

また昨年着手しました新庁舎の建物本体工事につきましては、工事関係者の御努力により順調に推移しており、今月末には完成の見込みとなっており、検査後に建物の引渡しを予定しております。新庁舎という新しい器にふさわしい行政機能の質や量の充実に職員とともに努める所存であります。

なお直近の行政報告としましては、8月31日に佐世保市を連携中枢都市とした長崎・佐賀の12市町で構成する西九州佐世保広域都市圏協議会が開催されました。令和元年から今年度までの第1期の広域都市圏ビジョンの総括と検証をした上で、来年度から始まる次期ビジョンの策定方針について、全員一致で承認されたところであります。承認された次期ビジョンの策定方針では、人口が減少する中でも圏域内の生産額や消費額などの経済力を高める施策の積極的な取り込みなどが決定されたところであり、そのほか構成市町の成果や課題について意見交換を行えたことは大変有意義でありました。

さて、本定例会におきましては、年度中途に発生した諸課題に対応する補正予算のほか、令和4年度各会計の決算認定、選挙公報の発行に関する条例制定や、その他条例の一部改正、工事請負契約の締結及び変更、財産の取得及び変更、教育長並びに教育委員会委員の任命の人事案件などを提案しております。

それでは本定例会に提出しました議案の要旨について御説明いたします。議案第71号令和5年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出の予算総額に1億3,000万円を追加し、補正後の予算総額を106億8,900万円とするものです。

主なものは、歳出は年度中途における事業計画の補正や追加などに加え、学校施設の電気料高騰による補正、地域おこし協力隊の募集追加に係る諸費用などを計上し、歳入は国、県支出金及び諸収入の増額に加え、前年度繰越金を計上し、一方で基金繰入金を減額しています。

議案第72号令和5年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出の予算総額に4,500万円を追加し、補正後の予算総額を16億3,700万円とするものです。

主な内容は、歳出では過年度の実績に伴う補助金等返還金及び予備費の増額で、歳入では前年度繰越金の計上となっています。

議案第73号令和5年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出の予算総額に5,500万円を追加し、補正後の予算総額を14億2,000万円とするものです。

主な内容は、歳出では過年度の実績に伴う給付費負担金返還金及び予備費の増額で、歳入では国県支出金の減額、前年度繰越金の計上となっています。

議案第74号令和5年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収入の補正では過年度損益集修正益の増額。収益的支出の補正では、人事異動による減額、減価償却費の増額などとなっています。

議案第78号令和5年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収入の補正では他会計補助金の減額、収益支出の補正では工事請負費の増額、人事異動による減額、消費税の増額、それから資本的収入の補正では他会計補助金の増額、受益者負担金の減額、それから資本的支出の補正では工事請負費の減額などとなっています。

議案第76号波佐見町選挙公報の発行に関する条例は、波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙公報の発行について、必要な事項を定めることにより候補者の政権等を広く町民に知らしめることを目的としています。

議案第77号波佐見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正する条例は、関係総務省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除に係る適用期限を延長するため、所要の改正を行うものです。

議案第78号から議案第84号までの7件は、令和4年度の一般会計をはじめ、各特別会計及び企業会計の決算について、監査委員の審査結果をつけて議会の認定に付するものです。

また各会計の決算に係る主要な施策の成果説明書を併せて添付していますので、御参考に供していただきたいと思えます。

議案第85号財産の取得については、8月18日に実施した総合文化会館大ホール舞台諸幕更新事業の一般競争入札の結果、落札した三晃工業株式会社と契約を締結するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第86号財産の取得の変更については、令和5年6月7日に本契約の議決を受け、事業を進めています新庁舎議場等会議システムについて、事業内容に変更が生じ契約額を変更したく議会の議決を求めるものです。

議案第87号稗木場地区急傾斜崩壊対策工事請負契約の変更については、令和5年3月3日に本契約の議決を受け工事を進めておりますが、工事内容に変更が生じ、契約額を変更したく議会の議決を求めるものです。

議案第89号教育委員会委員の任命については、現委員の小柳吉喜氏の任期が10月31日に任期満了となりますので、その後任に鬼木郷の冨木義典氏を任命したく、議会の同意を求めるものです。

なお今限りで勇退される小柳氏におかれましては、平成27年11月から2期8年間本町の教育行政の振興に御尽力いただきました。ここに心からお礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

た。

議案第88号教育長の任命については現教育長の森田法幸氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、現委員で2期目の山口浩一の再任を法務大臣に推薦するため提案するものです。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については、現委員の小柳洋子さんが、令和5年12月の任期満了をもって勇退されますので、その後任に湯無田郷の山脇万里子さんを法務大臣に推薦するため提案するものです。

なお今限りで勇退される小柳さんにおかれましては、平成27年から3期9年本町の人権擁護の活動に御尽力いただきました。ここに心からお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

報告第4号令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政健全化に関する法律に規定する健全化判断比率及び資本不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて議会に報告するものです。

提出した議案等は以上であり、詳細については御審議の折に御説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議のうえ適正なる決定を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

日程第4 議案第71号

○議長（百武辰美君）

日程第4. 議案第71号令和5年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

皆さんおはようございます。

それでは議案第71号令和5年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

歳入歳出の補正ですが、歳入歳出それぞれに1億3,000万円を追加し、総額を106億8,900万円とするものです。債務負担行為の補正については第2表によります。

今回の補正は年度途中における事業計画の変更や追加に伴う補正などに加え、こども家庭センター設立に向けた備品等の購入、観光誘致に係る施設整備等の事業費の追加、公共施設工事費の増額などについて所要額を計上しております。

5ページをお願いいたします。ここから9ページまでが第2表 債務負担行為の補正となります。

1. 総合行政システム機器リース委託料
2. 職員情報端末再リース業務
3. 中央小学校スクールバス運行業務
4. 南小学校スクールバス運行業務

を追加し、防災行政無線再整備事業は変更するものです。

なお期間及び限度額については、記載のとおりとなっています。

次に歳入について主なものを説明します。12ページをお願いします。ここから15ページまでの14款、国庫支出金と16ページ、17ページの15款、県支出金につきましては、各所管課が実施する事業費の増減等に伴う補正となっております。

主なものとしては13ページ国庫補助金のマイナンバー制度改正に伴うシステム改修に対する戸籍住民基本台帳事業費や、16ページ県補助金のこども家庭センター設置に対する安心こども基金事業費、農業資材等価格高騰対策緊急支援事業費などとなっております。

18ページをお願いします。18款、2項、1目。財政調整基金については、前年度繰越金の補正に伴い事業の財源を組替えたことから減額をするものです。

次の2目。ふるさとづくり応援基金繰入金については、観光事業に係る施設等の整備費及び業務費のほか、波佐見温泉志折泉源ポンプ改修工事、町道改良及び舗装工事などの財源とするため2,500万円を増額補正するものです。

次の4目。庁舎建設基金繰入金については、現庁舎新館側1階に子ども家庭センターを設置することから、県の安心こども基金事業費補助金を一部財源とすることから減額するものです。

19ページをお願いします。19款、1項、繰越金ですが、令和4年度決算における実質収支相当額が1億7,732万2,000円で固まったことに伴い、純繰越金をその額に合わせるため、1億4,733万2,000円を増額補正することとしております。

20ページをお願いします。20款、4項、3目。雑入のうち、デジタル基盤改革支援補助金(J-LIS)は、地方公共団体情報システム機構からの補助金で、本町が行う地方公共団体情報システムの標準化、共通化に係る事業が採択されたことによるものとなっております。

以上が歳入の主なものでございます。これから歳出の説明に入りますが、その内容については各所管課から主なものについて説明いたします。

私のほうからは以上です。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは歳入について、総務課の主なものについて御説明をいたします。23ページをお願いいたします。2款、1項、5目。財産管理費17節。備品購入費でございますが、公用車購入費として420万円を計上しております。これは出張に用いる車——2台ございますが、そのうちクラウンが老朽化しておりますので、それを買い換えることとしております。

なお買い替えにあたっては、町内の移動等も考慮してミニバンタイプ7人乗りハイブリッドを予定しております。

以上で、総務課所管の補正の内容について御説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

続きまして企画情報課関連の主なものを説明いたします。同じく23ページをお願いいたします。

2款，1項，13目．電算管理費12節．委託料。システム改修委託料の475万9,000円の計上ですが、これについては先ほど歳入の部分でも触れましたように、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記に係る住民基本台帳のシステム改修費の委託料となっております。企画情報課は以上です。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それでは庁舎建設推進室関係の補正予算の説明をさせていただきます。24ページをお願いします。

2款，1項，19目．12節．委託料650万円。内訳としまして町道鹿山飛瀬線道路改良工事測量設計業務。その部分の登記委託料となります。

次に25ページをお願いします。2款，1項，19目．17節．備品購入費662万円の減額です。内訳として新庁舎什器購入費の予算残を今回の補正分に流用させていただきます。

庁舎建設推進室関連は以上となります。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

それでは住民福祉課所管に関して御説明をいたします。35ページをお願いいたします。4款，1項，5目．環境衛生費17節．備品購入費ですが、190万円を新規計上しております。これは環境美化作業員の負担を軽減するため、作業用機材を拡充するものでございます。

主なものは、樹木粉碎機と草刈機となります。以上で住民福祉課所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

子ども・健康保険課所管分について説明いたします。31ページをお願いします。3款，2項，1目．児童福祉総務費に1,801万9,000円を増額しています。

主なものとしては32ページ、17節．こども家庭センター備品購入費710万2,000円です。

18節．保育充実人員配置支援事業費補助金187万8,000円。22節．過年度補助金返還金として各事業の合計367万9,000円を増額です。

こども家庭センターについては、令和6年度から子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを一本化するよう国から求められています。本町においては、現庁舎新館1階の利活用として、特に乳幼児の相談機能を集約するように考えており、その整備にあわせ必要な備品を購入するものです。

33ページ2目．児童措置費で225万円。4目．子育て世帯生活支援特別給付費で100万9,000円の計上は令和4年度のそれぞれの事業実績を精算し補助金を返還するものです。

34ページをお願いします。4款、1項、1目。保健衛生総務費は278万2,000円の減額であります。18節。負担金、補助及び交付金として、新たにがん患者アピアランスケア支援事業を開始することとし、医療用ウィッグや人工乳房の購入に対する助成金として20万円計上しています。

4款、1項、2目。予防費は1,424万4,000円の増額ですが、主なものとして35ページ22節。償還金、利子及び割引料で令和4年度事業の精算で、負担金、補助金を返還するものです。

以上で子ども・健康保険課所管分の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

それでは農林課所管の補正内容について、主要なものを説明いたします。補正予算書24ページを御覧ください。2款、1項、17目。12節。617万8,000円の増額についてですが、今回の増額については農林課、商工観光課の総額で計上されております。商工観光課分については、後だって担当課長が説明を行われます。農林課分についてですが、地域協力隊員1名の計上を予定しており、委託料として報酬等を含め12月から3月分の4か月分の144万円を計上しております。

計上理由といたしましては、猟友会からの要望により有害鳥獣対策としての捕獲、処分までの過程において、高齢化や人的不足により苦慮されております。特に処分については、町内食肉加工施設での受入れができない場合には、大型のイノシシについては10キログラム以下に解体して、清掃工場への焼却処分になるか、また直接山等へ穴を掘っての埋設処分となり捕獲者にかかりの労力が必要となり、捕獲業務への影響が懸念され、最終的には農作物への被害拡大にもつながることから、町としての危機感を持っており支援が必要かと考えています。

このようなことから、捕獲する者の育成、捕獲物の解体、捕獲物の有効利用等を含めまちづくりには生かしていけるように考えております。将来的には波佐見町へ定住していただき、活躍していただければと考えるところでございます。

次に補正予算書の38ページを御覧ください。6款、1項、3目。18節。負担金、補助及び交付金について、総額285万3,000円の増額についてですが、内訳については説明欄に記載されておりますが、主要なものとしていたしまして農業資材価格高騰対策緊急支援事業費補助金として193万8,000円を増額しております。この分につきましては農事組合法人において、お茶製造に必要な省エネタイプの蒸し器1台分の補助となります。その他については飼料や燃料高騰関係の予算として計上しております。

次に補正予算書の39ページを御覧ください。6款、2項、1目。12節。委託料。道路維持補修業務委託料170万円の増額についてですが、令和3年8月豪雨により金屋郷中メ地区清代溜池横付近の山になりますが、大規模な地滑りにより民家を全壊させる被害が発生しており復旧事業については県営の治山事業によって進めているところです。現場には不安定な土塊が多く、2次的な被害を防ぐ上では大量の土砂等の搬出が必要となり、ダンプ等の通行により周辺道路について地盤が悪く、かなりの舗装の破れや凸凹が生じ周辺住民の通行に支障を来しています。以上のことから事故の防

止等を含め安全対策の上で、路面の仮復旧を行う必要があるため計上いたします。

以上で農林課所管の説明を終了いたします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

続きまして商工観光課関係の主なものについて御説明いたします。24ページをお開きください。

2款，1項，17目．地域づくり事業費でございます。補正予算の総額については、先ほど農林課が説明をしたとおりでございます。

補正の内容としましては、12節．委託料について商工観光課と農林課による地域おこし協力隊、事務委託料を計上しております。商工観光課では新規隊員3名の追加と、現在古橋隊員の任期延長に伴い予算を474万7,000円計上するものでございます。新規3名につきましては令和6年度から波佐見キャンプサイトパークや鬼木公民館、中尾山伝習館の運営に携わっていただくことを念頭に今年度早期に公募及び運用を図るものです。

なお中尾山伝習館につきましては、現在指定管理を受けている中尾郷から指定管理期間満了である今年度末以降についての申込みを行わないという意向が示されておりますので、令和6年度以降につきましては、今後中尾郷自治会と協議を進めながら一部委託等を進め窯業の経験者を地域おこし協力隊として任命した上で、運営を担ってもらうことを現在検討しております。12節．以外の項目につきましては、協力隊員の任用に必要な経費を計上しております。

続きまして2款，1項，18目．地方創生推進費でございます。12節．委託料346万5,000円を増額しております。HASAMIキャンプサイトパーク設計申請委託料でございます。この費用につきましては、今年度改修を行うトイレの設計及び現在既に設置されておりますドームアップテント及び炊事場について、建築基準法に基づく報告書の提出が必要となったことから、設計と申請業務の今回委託をしているものです。

続きまして40ページを御覧ください。7款，1項，3目．観光費でございます。12節．委託料で、466万8,000円を増額しております。波佐見温泉源泉次亜塩素生成装置取替業務委託料につきましては、原材料費の価格高騰で予算を計上しているものです。

観光誘致「町への招待状企画」業務委託につきましては、ふるさと納税者が波佐見町にお越しただいた際に、町内の各店舗でおもてなしサービスを受けることができる仕組みを構築することで、納税者に本町へ足を運んでもらう機会の増加や直接的にふるさと納税の恩恵を受けにくい店舗にも、納税の効果を広げることを目的としております。内容につきましては招待状、広告物、記念品等のデザイン作成などを委託するものです。

観光看板デザイン制作業務委託料につきましては、永尾郷の県境にある看板について取替え工事を行うにあたり、そのデザインについて専門業者に委託するものです。

続きまして14節．工事請負費で1,097万2,000円を増額しております。志折源泉ポンプ改修工事については、先月源泉用等ポンプが故障したため早急に復旧を図る必要があることから今回予算を計

上しております。

中尾郷住宅解体工事につきましては、平成28年に中尾郷に公衆トイレを設置した際合わせて購入していた空き家について、老朽家屋のため損壊し周辺の被害が懸念されていることから、早急に解体する必要があるため解体工事費用を計上しております。

観光歓迎看板取替工事につきましては、汚れや劣化が目立つために、新たに更新するものでございます。以上3つの工事につきましては、今後発注を控えているため詳細の金額は掲載しておりません。以上で商工観光課所管分についての説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

それでは建設課所管分について御説明いたします。43ページをお願いいたします。8款、土木費2項、3目。道路橋梁改良費14節。工事請負費について260万6,000円を増額しております。これは事業の早期完了に向け、進捗を図るための増額としております。

次に21節。補償、補填及び賠償金について588万2,000円を増額しております。これにつきましては対象物件の再算定の結果に基づき、増額が必要となったため行うものでございます。以上で建設課所管の説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

水道課所管分について説明いたします。ページを戻っていただきますが、35ページをお願いします。

4款、1項、5目。環境衛生費、18節。負担金、補助及び交付金で、浄化槽設置整備事業費補助金を660万9,000円追加します。浄化槽設置業者へのアンケートや、窓口等での個別相談を集約した結果、予算に不足が生じるため増額するものです。

以上が水道課所管分になります。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

それでは教育委員会関係を御説明いたします。ページは47ページをお願いします。

10款、1項、2目。10節。需用費。105万3,000円を減額しまして、12節。委託料に波佐見町標準学力調査業務委託料ということで、組替えを行っております。この予算につきましては、今年度から子供たちの学力調査を年2回実施するようにはいたしております。そこで子供たちの学力の定着を図るということで計画をしておりましたけども、その調査業務——テストにつきましては、分析テストを行いましてその分析結果までお願いしてございまして、そういった分析業務ということでそういった消耗品から、委託料ということで組替えを行うものでございます。

続きまして49ページをお願いします。10款、2項、小学校費でございますけども各学校の光熱水費関係が、それぞれ10節。で増額をいたしております。

続きまして51ページでございます。10款，3項，中学校費でございます。同じように需用費で光熱水費が増額をいたしております。

続きまして52ページをお願いいたします。10款，4項，3目．委託料から工事費。12節．から14節．の組替えを行っておりますけれども、昨年度中尾上登窯の工事を予定しておりましたけれども、その工事の繰越事業ができなかったために実施できておりません。その部分につきまして今年度予定しておりました委託料を、工事費に組替えて昨年度に予定しておりました工事を実施してまいりたいと思っております。

続きまして10款，4項，4目．総合文化会館費の需用費でございますけれども、同じく光熱水費の高騰。それと工事請負費として100万円。図書館に無線LANを整備するようなかたちで予定をいたしております。

54ページをお願いいたします。10款．5項，1目．18節．負担金、補助及び交付金でございますけれども、全国大会出場補助金を100万円増額をいたしております。こちらにつきましては子供たちの全国大会、九州大会というのが夏にありましたので、鴻ノ巣少年野球クラブが東京、あと中学校の野球は九州大会ということでございましたので、その分を見越して100万円の増額をいたしております。

続きまして10款，5項，2目．需用費でございますけれども、こちらにつきましては鴻ノ巣グラウンドですね、ナイターが主立った増額の要因でございます。

最後に55ページをお願いします。10款，6項，1目．10節．需用費でございますけれども、これは給食センターの光熱水費の増額でございます。

以上で議案第71号令和5年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番 城後議員。

○8番（城後光君）

ちょっとページまたがるので難しいのですが、今教育委員会で光熱水費の説明がありましたけど、全体で今回の補正予算に関して、どれぐらい光熱水費に関して補正が組まれるのか、トータルのものは統計されていますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

一般会計補正の第3号における光熱水費は電気料金ですけれども、教育委員会部局のみ全体でいきますと3,060万4,000円ということになっております。以上です。

○議長（百武辰美君） 6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

39ページ。6款，2項，1目の補正ですが、これは林道金屋線として考えていいのですかね。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

林道金屋線ではなくて町道にはなるのですけども、原因がちょっと治山事業の関係ということで、農林部局に起因してやっているもので、農林サイドで計上させてもらっています。以上です。

○議長（百武辰美君） 6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

では地区と町道名はどこですか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

町道第2後川内線です。

○議長（百武辰美君） 5番 田添議員。

○5番（田添有喜君）

先ほど城後議員とも関連するのですが教育費の需用費、光熱水費ですが中央小学校と南小学校がかなり高額になって東小学校と中学校はちょっとそれよりも落ちるのですが、その中央小と南小の光熱水費が高騰した理由は何だったのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

すいません。ちょっと理由まで確認をしておりますので、後だって御説明させていただきたいと思います。

○議長（百武辰美君） 1番 前田博司議員。

○1番（前田博司君）

今の件について関連なのですけども、教育施設関連に関して光熱水費が上がっておりますけども、電気料金の高騰等を考えると全庁的なものかなと思って補正予算を全部調べましたが、それ以外については上がっておりません。教育部局のところだけ上がっているのはなぜでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

それも含めまして後だって回答させていただきたいと思います。

○議長（百武辰美君）

全体的なことですので税務財政でお答えできますか。税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

先ほどの教育施設のみ補正ということでございますけども、（今年の）12月までに当初予算を作ってしまうわけですけども、それまでに教育施設からの電気料金の算定がちょっとできなかったということで。

すみません、電気料金が高騰をちょっとしておりまして、今年の12月、議会補正を行うわけですが、それまでに学校のほうの使用料がちょっと高くなりましたので、間に合わないということ、ちょっと不足するような状況になっておりますので、今回、急遽9月で補正をするということでございます。

ほかの施設についてはまだ余裕があるというところでございます。

○議長（百武辰美君） 9番 横山議員。

○9番（横山聖代君）

ページ数47ページをお願いします。10款，1項，2目，12節．の委託料で波佐見町標準学力調査業務委託料の件ですけれども、今年度から2回実施で学力の定着を図るという説明をいただきましたが、今まで年に1回小学6年生、中学3年生が全国で。5年生、中学2年生が県のテストをされていたと思うのですが、この四つの学年、この対象の学年とも年に2回実施されるのかということと、年に2回実施することでどのような、テストの分析の業務をするということですが、それにおいてどのような効果もたらされるのか。そちらの説明をお願いします。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

標準学力につきましては、先ほど議員がおっしゃった5年生、中2は県の学力調査。6年生と中学3年生については全国の学力調査の部分だと思っておりますが、波佐見町標準学力調査は2年生から6年生まで、あるいは中学校は全学年が行うものであります。

一般質問中にもお尋ねがありましたが、そのときは思っておりましたけれど、標準学力調査等々を行うことによって、子供たちの実態、全学年の理解状況の把握をし、それを現学年においてどのように手立てをとって救っていくかということが主な狙いでありまして、何よりも先生方の意識の向上というのが主な狙いになっております。以上です。

○議長（百武辰美君） 7番 福田議員。

○7番（福田勝也君）

ページ数が17ページの15款，3項，7目．教育費委託金の1節．社会教育費委託金の地域スポーツクラブ体制整備事業費なのですが、歳出の54ページにもあります。10款，5項，1目，12節．の委託料に同じくあります。その地域スポーツクラブの体制整備事業委託金ということで、この内容についてちょっとお知らせください。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

17ページの歳入で15款，3項，7目．施設の地域スポーツクラブ体制整備事業費でございますけれども、これは今年度からそういった中学校の部活動の地域移行を進めております。その関係で県のほうからこういった委託費をいただきまして、今年度行っておりますサッカー部において地域スポーツクラブのデサフィーゴ波佐見FCとの連携ということで、指導者の乗り入れということを行って

おります。

そういったものに対しまして県から委託費をいただきまして、謝礼等そういうものに使わせていただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 5番 田添議員。

○5番（田添有喜君）

先ほど47ページのところで、横山議員も言われたのですが、12節、波佐見町標準学力調査業務委託料で補正額を計上されているのですが、これは分析及び結果まで委託するというようなことになったので補正を組んだというような回答、確認でよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

10款、1項、2目、10節、から12節、への組替えを行っておりますけれども、もともとそういった分析業務は入っております。入っておりますけれども中身をよく精査したところ、そういった分析業務のほうが大きいのではないかと判断しましたので、そういった組替えを行って委託料ということで標準学力調査の実施を行いたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 5番 田添議員。

○5番（田添有喜君）

この標準学力調査も昨年ですか1回を補正で2回とかですね。また今回の補正でこういう分析結果そういうのが重要であるというようなことで補正。教育関係はやはり年度当初にきちんとした計画を持って進め進めるべきだと思いますがいかがですか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

そのようにおっしゃるのもごもっともでございますけれども、当初からそういった全体を見越して行いたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 3番 澤田議員。

○3番（澤田昭則君）

ページは40ページですね。7款、商工費1項、3目、観光費12節、委託料の中で「町への招待状企画」という委託料があったわけなのですが、とてもいい企画だと思います。ふるさと納税をされた方にそういう招待状を送って、本町に来てもらって直接そういう本町を見てもらっていい効果があると思うのですが、過去の数としても相当な納付された数だと思うのですが、その何十万人という方に納付されるのか。そのあたりの数的にはどのような予測をされているのですか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

こちらの招待状につきましては、これは今株式会社スチームシップさんのほうから、毎回ふるさ

と納税の情報誌として「Like」というものが発行されて、納税者の方々にこれを送付していただいております。ですので、この「Like」の送付のときに、この招待状を同封させていただいて、波佐見のほうにお越しいただいた際は、この企画に賛同いただける事業所の方々の店舗を訪問いただくと、そこで心ばかりのサービスを受けられるというようなところでの企画になっております。

件数はちょっと手持ちを持ち合わせておりませんので、また改めてご報告いたします。

○議長（百武辰美君） 13番 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

40ページをお願いいたします。7款，1項，3目．観光費でございます。節が12節．。先ほどもちょっと説明していただきましたが、観光看板デザイン制作業務委託料というのがございます。これは看板の取替えということの多分事前の作業だと思いますが、どんな方法でデザインを委託されるのか、流れを説明してください。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

大枠が躯体の状況とか今の躯体はちょっと撤去して、新しいものを据え置こうというふうを考えておりますが、その状況を提案しまして何点かデザインの案をお示しいただいた中で、そしてその中でこちらのほうで決定をするというようなことで考えております。

○議長（百武辰美君） 13番 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

今町の基本的なデザインというのがあると思うのですが、それと全く変わったようなデザインを考えてらっしゃるのか。それともそれにのっとった、今波佐見町でずっと作っていらっしゃる流れによつてのデザインを考えてらっしゃるのか。そこの回答をお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

現在町内で設置されている看板というのが、もう設置から10年以上経過をしているというふうなところで、デザインの的には非常に今の状況を考えると少しやっぱり古いのかなというふうなところもございます。

ですので、できましたら新しい今の例えば焼き物とかですね。町内のいろんなデザインとかに使われているような、色彩などを考慮した上でそのデザインを決めていきたいというふうには考えております。

○議長（百武辰美君） 4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

32ページをお開きください。3款，2項，1目．17節．こども家庭センター備品購入費についてです。1点はこういったものを御購入になる予定なのか。710万円ほどの分ですね。

あと町内には「こども家庭センター」と名前がよく似ている「子育て支援センター」というのが

あると了解しているのですけれども「きしゃぼっぽ」とか「さくらんぼのサークル（アナンダ子ども園）」とか、そういったものとのすみ分けというのはどうなるのかということと、国の後押しでオープンするということで楽しみにしているのですけれども、オープンの使用開始が4月からなのかということ、この3点についてお知らせください。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

まずどういったものを購入予定かということなののですけれども、まず子ども家庭センターの場所としましては、今ある現庁舎新館の1階で考えております。ですので、その改修を待つてというかたちになりますので今度の4月には間に合わないですね。年度途中からのオープンになるかと思えます。

それで、その中で調理室とかも併設するようなかたちも考えておまして、そういう調理台であったり、相談をする場所の机、椅子であったりとかですね。そういったものを考えているところです。

町内の似たような施設とということでしたけれども、町営で行っております「子育て支援センター きしゃぼっぽ」は、この1階のほうに移設を考えておまして、トータルで乳幼児の相談体制を整えていきたいというように思っております。以上です。

○議長（百武辰美君）

質疑の途中ですが、しばらく休憩をいたします。11時10分より再開をします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。まず先ほどの質問の回答の申出が執行部からあがっておりますので、順次発言を許可します。

○議長（百武辰美君） 税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

先に質問いただきました5番 田添議員の各小学校の電気料金の違いについてでございます。そのあとにありました前田議員の質問にちょっと関連するところがあるかと思えます。

まず電気料金につきましては、当初予算は前年度の実績等を考慮しまして、見込額で予算を計上しているわけでございますけれども、町が電気を購入している新電力会社でございますけれども、この電気料金の単価が思った以上に高騰しております。

それに加えて今夏のこの異常な暑さがございますけれども、それによるエアコンの使用回数が増えているというようなところで、当初予定していたよりはかなり予算を使っているということで小学校、庁舎を除くところの電気料金については全て今回増額しているということでございます。

なお各小中学校で電気料金の差があるとそれはどういうことかということでございますけれども、

これは各小学校でどの時点でエアコンを使用したとか、いうようなところの差があるというところで、この金額に幾分かの差が出ているということでございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

澤田議員から御質問のありました観光誘致。町への招待状企画業務の招待状の送付先の件数ということでしたが、最大で19万件ということになっております。以上です。

○議長（百武辰美君）

それでは質疑を続けます。質疑はありませんか。

13番 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

34ページをお願いいたします。4款，1項，1目，18節．負担金、補助及び交付金で、がん患者アピアランスケア支援助成金というのが出ております。内容を詳しくお伝え願ってよろしいでしょうか。また、いつからで今のところ計画されているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

こちらの助成金は6月の一般質問でも御質問いただいたところですが、がん治療に伴う外見の変貌ですね。髪が抜けたりとか、乳房切除をしたりとか。そういった患者さんの負担を軽減するために創設したものになります。

医療ウィッグに関しては上限2万円。補正下着も上限2万円ですね。で人工乳房を作られた場合には、左右それぞれにつき上限10万円とあわせて、この申請に伴って治療の証明を医療機関から取得されると思いますが、そういう取得経費に関しても上限3,000円というところで助成をしたいというふうに考えております。

対象は今年の4月に遡って適用させたいというように思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

23ページをお願いします。2款，1項，5目，17節．公用車購入費であります。420万円を計上してありますが、この公用車の新規買い換えですか。まず必要性、使用目的それから現在クラウンが所有してありますけども、これの経緯ですね。それから稼働率は分かれば、週何回とか。それか月何回とか。そういったことで結構かと思っておりますけども。

あと1つ。規格は先ほどお聞きしましたけども、EV車ですね。電気自動車の検討はされなかったものか。新庁舎にはEV充電ができる設備が完工する予定でございますので、そのあたりのことも考慮しての話です。以上です。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

先ほどの当初の説明で申し上げたとおり、現在職員が出張に用いる公用車は2台ございます。プリウスとクラウンでございます。交通の便を考えると公用車で出張したほうが便利な場合がございますので、やはり2台必要というふうに考えております。うちクラウンについては調べたところ平成13年12月に登録がっております。当初は長崎県の町村会の所有だったというふうに記憶がございまして、10年経過した平成24年に関係の町に払下げの打診が行われて波佐見町が手をあげて、5万円で譲渡を受けたものでございます。

それから11年経っております、現在28万1,000キロメートルを走っております。使用頻度となりますと週ほぼ埋まっているような状況でございまして、町長の送迎をはじめプリウスが埋まっている時はですね、クラウンを使っているという状況がでございます。

そこで今回購入にあたっては先ほど申したとおりハイブリッド車の想定をしておりますが、EVの検討も行いました。それについては現在プリウスが既に12年目を迎えておりまして、かなり走行しておりますので、いずれプリウスも買いかえの時期が来ると思いますので、その際にEV車を検討したいというふうに考えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

EV車についてはプリウスの後だろうという想定はできましたけども、特にガソリンも非常に高騰している状況でありますので、太陽光発電あたりと上手に組合せをして、そういったことで、燃料費の少しでも少ない方向でこれはお願いしたいと思うのですが、クラウンが平成13年の購入ということまでは私も知りませんでしたけども相当30年ぐらいですかね、ということになりますので買い替えも致し方ないのかなと思います。

あと7人乗りということですけどもこれほどのような利用方法をされますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

普通の乗用車であれば5人乗りというのが普通でございます。出張に行く際、総務課においては県の防災訓練とかに行くときに、やはり相当の人数で行きますので、そのときに2台で行っているケースもございます。あるいは町内の移動等を考えたときに視察に来られた方を案内するとか、あるいはここで言うのもちょっと失礼かもしれませんが、議員さんが町内移動するときにも使っていただけのものというふうに考えて、5人よりは7人乗りがいいだろうという判断をしたところでございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

40ページをお開きください。7款、1項、3目、14節、工事請負費の中尾郷住宅解体工事についてであります。説明を聞くまで中尾郷に町営住宅があったのかと思ってちょっと驚いたのですが、駐車場、トイレがあるあそこの一角の民家を買上げていらしたのかということの確認と、それ

を解体された後どのように利用されるのか。更地になった後の活用の方向性というのですかね。

あとそれに関して先ほど、伝習館の指定管理者が変わるような話が少し聞こえましたが、中尾郷自治会の意向でそこをフル活用できるような道があるのかということのこの3点お答えいただければと思います。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

ただいま御質問のありました、まず1点目につきましては、岡村議員がおっしゃられたとおり、場所につきましては中尾郷の公衆トイレの横にある家屋になります。こちらにつきましては解体の後、今の段階では駐車場用地としての活用を検討しておりますが、今後自治会のほうとも協議をしまして、別の活用方法とかがございましたらまた今後、検討を進めていきたいというふうには考えております。

公営住宅ではございません。

○議長（百武辰美君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

24ページをお願いします。2款、総務費1項、総務管理費の17目、地域づくり事業費で12節、の委託料です。地域おこし協力隊事業委託料なのですが、農林課で1名が有害鳥獣関係の対応にあたられる。商工観光課で今いらっしゃる隊員の方が延長されて、プラス3名の採用を検討されているということでした。

具体的に商工観光の中ではHASAMIキャンプサイトパークと鬼木の古民家、伝習館の運営ということで検討されているということなのですが、今商工観光の団員さんは役場を拠点というか事務拠点としてやられていて、当然その現場に動かれるというかたちで対応されていますけれども、今後3名プラス現隊員がいらっしゃる間4名に最大なるのですが、商工観光課も職員さんも、会計年度任用職員さんもいらっしゃるって、かなり事務機の数もいっぱいだと思いますし、拠点としていろんな作業をやられるにあたって、いろいろ事務スペースとかもいると思うのですが、そのあたりはどのようなふうに考えられているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

一応ですね、施設の管理とかそういったところにつきましては、やっぱりまだ今の段階では検討中でございますので、はっきり具体的な中身としては御説明できませんが、商工観光課に常駐するか。もしくは観光協会との連携をとりながらそちらのほうと一緒に地域おこし協力隊の事務、運営とかそういったところについても、行っていきたいなというふうには考えております。

ですので、どちらのほうに在籍をするかというところは今後、協議を進めていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 9番 横山議員。

○9番（横山聖代君）

ページ数32ページをお願いします。3款，2項，1目，18節．負担金、補助及び交付金の一番下にあります保育充実人員配置支援事業費補助金ってありますけど、こちら187万8,000円の増額が上がっております。

当初には700万円ありましたけど、こちら多分各保育園とかこども園で、とても使いやすいというか。とてもありがたいがられているようなメニューなのかなと思うのですね、これだけ増額されているってことはですね。現在保育園、こども園等でどのくらいこちらを使われて、人員の配置が何名ずつ増えたのかお知らせいただけますか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

こちらの事業につきましては年度途中にお子さんが入所することによって、あらかじめ余裕を持った人員配置ができるようにという仕組みで考えている事業になります。

ですので、年度当初は5か所とも御利用していただいているところで、年度の途中からは定員が増えてくればある程度の定員に見合った人員というようになりますので、この補助金は使わなくてもいいというかたちになってまいります。

詳細についてはまだ今、把握できておりませんが、どの園も使われていて、ただ少し余裕があるというところもございましたので——今回余裕の配置が出来ている園もございましたので増額をしたものでございます。

○議長（百武辰美君）

補足をお願いします。子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

各園とも1人ないしは2人の認定こども園に関してはお2人、保育所に関してはお1人を上限に人材の確保をお願いしているところです。

○議長（百武辰美君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

35ページをお願いします。4款，衛生費1項，保健衛生費の5目，環境衛生費18節．負担金、補助及び交付金の浄化槽設置整備事業費補助金660万9,000円なのですけども、当初の想定されている浄化槽の設置件数が何件であったのに対して、増額でどれぐらいの件数を見込んであるかをお知らせください。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

当初予算では33基分を予定しておりました。説明の中で申しましたけども、設置の希望が増えてきているということで、8月末現在で20基助成をしております。

今後、見込みとして43基ぐらいはあるのではないかとということで、その分の不足分を計上してお

ります。以上です。

○議長（百武辰美君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

52ページをお願いします。10款，4項，3目．国指定史跡管理整備費12節．委託料778万3,000円の減。14節．工事請負費778万3,000円の増ということになっておりますが、先ほどの説明で中尾上登窯ですか。

この工事ということでございますけども設計委託料を減額して、そして保存整備工事にいきなりなっているわけですけども、説明書だけで見ますと設計業務をもうせずに、もういきなり工事と見てとれるのですが、このあたりは大丈夫でしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

52ページの10款，4項，3目．のところでございますけども、全額を工事費に回しております。設計部分を残した部分で回しております。

○議長（百武辰美君）

もう少し補足をお願いします。

組替えて言われて工事費に回すということですが、その設計委託料も含めてという話ですが、もう少し詳しくをお願いします。

○教育次長（朝長哲也君）

当初予算を委託費で幾ら組んでいたかはちょっと今分かりませんが、その部分につきまして設計部分を例えば130万円ぐらいだったら130万円ぐらい残して、残りって言ったらかかしいですけども、工事の残した部分で770万円ほどを組替えて工事費に持ってきたと。

ですので、委託費につきましては設計部分の金額はあれですけどもマイナス130万円部分がまだ残っているというような状況でございます。

○議長（百武辰美君）

しばらくお待ちください。

教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

すいません。ちょっと間違った説明をいたしておりました。

昨年工事をしようとしておりましたので、その部分の繰越し事業が出来ずに今年度を実施ということしておりますけども、その部分で昨年度工事費が、もう既に設計が組まれておりましたので、その部分について778万3,000円を工事費のほうに回しております。

あと残りが全額ではございませんけども、残っておりますけども、そちらにつきましては一応今年度予定しておりました、上登窯の取付け道路関係の設計を今年度予定いたしておりましたので、その部分につきまして執行をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（百武辰美君） 4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

54ページをお開きください。10款，5項，1目，7節，報償費の欄です。

心配しておりましたラジオ体操が無事開催できまして本当に喜んでおりますが、これについてですけど、20万円の記念品代が計上されておりますが、これは何人分だったのかということと、私は周辺にもおりますし地域でのラジオ体操もあっていきますので、ボリュームを上げて子供たちと一緒に聞いていたのですけれども、参加が思ったよりもかなり少なかったということの後で聞いて、どういった周知の仕方とか協力の要請をされたのかということをお願いします。300人分ぐらい作られたのかとか、残った記念品はどうされるのかというのがちょっとつまらないことなんですけど気になっております。

あともう1点ですけれども、巡回ラジオ体操司会謝礼として3万円が計上されています。どこもこれをされているのかなと思うのですが、私はこれNHKが出張費の中でこれを開催していると。来てくれと言ったらこの司会の謝礼まで出さなくちゃいけないものなのかという、このシステムがよく分からないので、どこもこういうことをされているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

54ページの10款，5項，1目，7節，報償費のところでございますけども、巡回ラジオ体操8月18日の金曜日に開催をいたしました。参加人数が137名ということでこちらが思っていたほど参加はございませんでした。

当日の天候は前日から雨でございまして、今年も中止にする可能性もございました。ですので、周知を事前にそうやって防災無線等でかけるにもかかれなかったというような状況でございます。

事前に自治会長会等々で周知は図っておりましたけども、それともう一つ思っていたのが、ラジオ体操がこの時期に毎日昔はあっていたのですけども、もしあっていたら明日のラジオ体操は中学校というような掛け声があっていたのだらうというように思いますけども、この時期開催していたところがあまりなかったのか。時期として1週間だけ開催されるとか、お盆まで開催されるとか。地域でもうラジオ体操の開催形態が全然違っております。

その関係もございまして、少なかったのかなというふうに思っております。これ記念品はお皿を12センチぐらいですかね、お皿を作って「はちやまる」のデザインを入れまして、それを記念品ということで参加人数は一応1,000人を予定しておりましたので、1,000人分作っております。あと残りにつきましては今後行われます林道マラソン等々に使ってまいりたいというように思っております。

それとあと、ラジオ体操の司会でございますけども、確かに本番以降はNHKとかかんぽ生命の

ほうから来られていましたけども、それまでの会場整理ということでD Jマークさんをお願いをしたということで、4時に態度決定をしまして5時半からということで受付開始ということでその間をD Jマークさんに、会場のそういったお願いをしたということでございます。

○議長（百武辰美君） 11番 北村議員。

○11番（北村清美君）

35ページの4款，1項，5目，17節，刈払機等購入費190万円ってありますけども、これは現在環境美化作業委員さんが何名で、何基購入予定ですか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

35ページの4款，1項，5目，環境衛生費の17節，備品購入費でございますけども、まず環境美化作業員さんは6名で行っております。今回、補正予算で上げる分につきましては、まず樹木粉碎機1台、ハンマーナイフモア1台。草刈機1台。最後にアタッチメントポールソーを1台と。

樹木粉碎機につきましては、剪定した枝とか木を粉碎機に入れれば、もうチップ状になると。そこでその植栽の下に敷けば雑草が生えにくいという状況もありますし、運びやすいという状況があって作業効率化につながるということで今回予定をいたしております。

全部で言えばもう4台ということで、今回の補正予算の分は、そういうかたちで上げさせていただいております。以上です。

○議長（百武辰美君） 11番 北村議員。

○11番（北村清美君）

今度は32ページの3款，民生費2項，児童福祉費1目，児童福祉総務費17節，こども家庭センター備品購入費。710万2,000円というふうに上がっていますけど、これは主なものは何ですか。主なものだけでいいですよ。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

こども家庭センターの備品購入の主なものとして調理台。それから冷蔵庫と食器消毒保管機とか、あと下駄箱を考えております。

○議長（百武辰美君） 11番 北村議員。

○11番（北村清美君）

その関連ですけど、こども家庭センターというのは先ほどの説明の中でこの新館の1階に設置されると。場所は。

それと、これはいつ決まってあれしたのですかね。例えばこの内部調整管理者会議で話しをされましたか、これは。全く私今初めて正式に聞いているわけですけども。

これはどういうふうな経緯で設置をされたか、説明をお願いしたいと思うのですが、

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

このこども家庭センターですけれども、まずは新庁舎の建設にかかって職員で検討会がなされまして、残されるこの新館の部分の活用をどうするかというのは職員の間でも検討したところでは。

結局ですね当初は銀行さんが来るかもとかですねそういったことで話が進んでいまして、なかなか進まなかったのですが、その銀行さんが来れないというのが分かった時点からまた話し合いを進めまして、こちらの活用をしたいという課がどこかというような調査がありまして、私どもの子ども・健康保険課や長寿支援課のほうから声が上がったところ調整をしまして、はっきりこども家庭センターにという声が出たのは昨年度の末ぐらいかとは思いますが、それは今回補正でも上げております歳入でもありました基金からの補助金を活用、安心こども基金事業ですね。こちらの事業が該当するというのでございましたので、そういう財源を有効に活用するためにこども家庭センターの設置に向けて話を進めていたところでございます。

それまではですね議員さんの説明の中では子供の健診を行うところというような御説明をしていたかと思うのですがそれも実際行います。それもあわせて、もっと有効に活用できる方法として、前回の一般質問でもございましたけどもいろんなセンターが分散している状況で、それを一括して統合して活用したいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君）

決定の経緯はどこで御説明されますか。今のは原課の要望だったのですが。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

管理協議会のほうで、子ども・健康保険課のほうから提示があって協議をしたという状況でございます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号令和5年度波佐見町一般会計補正予算（第3号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第71号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第72号

○議長（百武辰美君）

日程第5．議案第72号令和5年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第72号令和5年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。歳入歳出予算にそれぞれ4,500万円を追加し総額を16億3,700万円とするものです。

追加する4,500万円の内訳ですが2ページをお願いします。歳入について主なものは国の制度改正に伴うシステム改修費の財源支援を含む4款，1項，県負担金を107万円の増額。令和4年度決算における実質収支額の確定に伴い、7款，1項，繰越金を4,389万2,000円増額するものです。

3ページ歳出補正の主なものとして、1款，1項，総務管理費に100万円の増額。先ほど申し上げましたシステム改修ですが、今年度中に産前産後休暇を取得する被保険者の保険料が減免されることとなっております改修費用を計上するものです。7款，1項，諸支出金263万3,000円の増額。令和4年度事業の精算として国、県へ補助金を返還するものです。8款，1項，予備費．4,129万7,000円の増額になりますが、予算の調整で歳入と歳出の差額を計上しています。

以上で、令和5年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号令和5年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第73号

○議長（百武辰美君）

日程第6．議案第73号令和5年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

議案第73号令和5年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,500万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ14億2,000万円とするものです。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。4款，2項，4目．国庫補助金は、保険者機能強化推進交付金の内示が示されたことから、124万5,000円を減額しています。

9ページをお願いいたします。9款，1項，1目．繰越金は前年度繰越金5,719万2,000円を追加しています。

15ページをお願いいたします。歳出でございます。5款，1項，2目．償還金について過年度事業の精算に伴う返還金として、2,356万円を追加しております。

16ページをお願いいたします。8款，1項，1目．予備費は今回計上した歳入から歳出を差し引いた余剰分を計上しております。

以上で、令和5年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号令和5年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第74号

○議長（百武辰美君）

日程第7. 議案第74号令和5年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。
本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

それでは議案第74号令和5年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）について説明します。

令和5年度波佐見町上水道事業会計の補正予算（第1号）は、収益的収入及び支出の補正と、議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正になります。

補正予算書1ページをお開きください。収益的収入及び支出の補正になります。収入は水道事業収益を145万2,000円増額し、補正後の額を2億9,230万9,000円とし、支出は水道事業費用を70万円減額し、補正後の額を2億7,380万3,000円とするものです。

収入では第3項. 特別利益で159万6,000円増額することが主な要因になりますが、車両売却益の27万と過年度損益修正益132万6,000円になります。車両売却益は車両購入に伴い旧車両の下取り価格のうち、旧車両の残存価格を超えた分を売却益としています。

また過年度損益修正益は令和2年度分の消費税還付金になります。令和2年度に受入れました一般会計からの補助金を特定収入として申告することで、消費税納税額が減額されることが判明しましたので修正申告を行い還付となったものです。

支出では第1項. 営業費用で118万9,000円減額しますが、人事異動に伴う総係費289万5,000円の減額と令和4年度事業完了に伴い減価償却費170万1,000円の増額を行うものです。

次に議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正は、職員給与費で293万5,000円減額し3,858万4,000円とするものです。

以上で議案第74号令和5年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。
御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第74号令和5年度波佐見町上水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第74号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。13時より再開いたします。

午前10時56分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第75号

○議長（百武辰美君）

日程第8. 議案第75号令和5年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

それでは議案第75号令和5年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第1号）について説明します。

令和5年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的収入及び支出の補正、資本的収入及び支出の補正、特例的収入及び支出の補正、議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正、重要な資産の取得及び処分追加になります。

補正予算書1ページをお開きください。収益的収入及び支出の補正になります。収入は下水道事業収益を508万3,000円減額し、補正後の額を3億6,508万4,000円とし、支出は下水道事業費用を69万4,000円減額し、補正後の額を3億5,787万3,000円とするものです。

収入では第2項、営業外収益で他会計補助金486万5,000円を減額することが主な要因になりますが、そのうち一般会計補助金486万5,000円の減額分については、収益的収入で受け入れる組替えを行います。

支出では第1項、営業費用を336万4,000円減額しますが、管渠費において工事請負費を100万円増額します。固定資産として登録しない維持的な舗装修復工事のための路面復旧工事分を、資本的支出から組み替えるものです。また人事異動に伴い総係費を339万7,000円減額することが主な要因です。

第3項、特別損失の251万8,000円の増額は、令和4年度分消費税及び地方消費税の増額分になります。これは公営企業会計の移行に伴い令和4年度公共下水道事業特別会計が打切り決算になり、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定による、特例的支出として令和5年度下水道事業会計で

処理しています。

この特例的支出分が令和4年度分消費税の申告で控除ができないため不足額を増額するものです。

2ページをお開きください。資本的収入及び支出の補正になります。収入は86万5,000円を減額し、補正後の額を1億2,437万5,000円とし、支出は53万4,000円減額し、補正後の額を2億1,747万2,000円とするものです。資本的収入額が資本的支出額に不足する額9,309万7,000円は、引継金545万8,000円、当年度分損益勘定留保資金8,763万9,000円で補填するものとします。

収入では第3項、他会計補助金を486万5,000円増額するものです。収入減に対応するため収益的収入の一般会計補助金の減額分を組み替えるものです。

第7項、分担金及び負担金の573万円の減額は、後だって説明します重要な資産の取得及び処分と関連しますが、供用開始した村木郷つつじヶ丘団地内の方の受益者負担金を賦課しないことが主な要因です。

支出では第1項、建設改良費を53万6,000円減額するものです。管渠建設改良費で職員退職手当組合負担金、職員共済組合負担金の増がありますが、収益的支出の工事請負費へ路面復旧工事分100万円を組み替えるため減額します。また物価高騰及び労務単価の急激な値上げにより、当初の想定より調達額が増加したため、処理場建設改良費の工事改良費を40万2,000円増額するものです。

次に特例的収入及び支出の補正になります。地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額をそれぞれ366万9,000円及び2,860万5,000円に改めるものです。

次に議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正は、職員給与費で335万8,000円減額し、3,431万9,000円とするものです。

3ページをお開きください。次に重要な資産の取得及び処分の追加になります。重要な資産の取得は次のとおりとします。取得する資産。種類は構築物で名称は村木郷つつじヶ丘団地污水管。数量は955.2メートルになります。供用開始した村木郷つつじヶ丘団地には、既に団地造成時から污水管が敷設されており、今回地元からその污水管を寄附されることになりました。そのため先に資本的収入で説明しました、村木郷つつじヶ丘団地内の住民の受益者負担金を賦課しないこととしたものであります。

以上で議案第75号令和5年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君） 6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

最後に説明をいただきました村木郷のつつじヶ丘団地ですけども、このいわゆる寄附された955.2メートルの当初の敷設年月日もしくは経過年数が分かれば教えてください。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

ちょっと手元にちょっと資料がございませんけども、平成七、八年ぐらいに多分造成をされていると思います。ちょっと年度についてはちょっと曖昧なところがありますけども、平成の早い段階で造成をされていると思います。

○議長（百武辰美君） 11番 北村議員。

○11番（北村清美君）

8ページ。ちょっと疑問点ありますから説明をお願いしたいと思います。

1番の業務活動によるキャッシュ・フローであります。その中で減価償却費が2億円でありますね。それと支払い利息は3,500万円。こういう出されています。減価償却費の主な内訳と支払い利息は通年大体4,000万円近くあったわけですけど何でこんなに減るのか。その2点の説明をお願いします。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

まずキャッシュ・フロー計算書については通常キャッシュ・フロー貸借対照表という形になりますけども、一定期間にどれだけ現金が流入し、どれだけ現金が流出かという資産の流れを示すものでございます。

今回特別会計時代から企業会計移行しましたのでこのような数字で、見える化になっているわけですけども、まず減価償却費につきましては従来特別会計時には減価償却費というものはありませんでした。今回、企業会計へ移行したことにより固定資産の整理を行いまして減価償却費を計上しておりますので、今回この数字が初めて下水道事業に関しては出てきたというかたちになります。

それと支払い利息が減ってきているということについては企業債の借入れをしている分の返償還につきましては、トータルして元金と利息を合算してですが令和9年をピークに減ってくるようになります。支払い利息は減ってきていますけども、その分元金の償還は多少増えるという形になります。

利息については減ってくるという形になります。

○議長（百武辰美君） 11番 北村議員。

○11番（北村清美君）

なかなか説明は分かりづらいですね。私が聞いているのは減価償却費の2億円という大きな金額のその内訳。例えば建物とか施設についての減価償却の金額は幾らかってそういう明細をある程度知りたかったので、数字は別ですよ。2億という大きな金額の減価償却の内訳ですよ。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

その内訳につきましては13ページをお開き願います。

令和5年度の事業予定開始の貸借対照表になります。この中で固定資産の内訳が有形固定資産、無形固定資産とございますけども、その項目に資産の種類及び価格それと減価償却の累計額が記載をされていますので御参考にしていただきたいと思います。

○議長（百武辰美君） 1番 前田議員。

○1番（前田博司君）

22ページ資本的収入及び支出、支出の部で建設改良費です。管路建設改良費の中の工事請負費。これ先ほど組替えということで減額と上げておりましたが、実際工事費のところを年度半ばのこの時点で減額すると、その減額する必要があるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

22ページ。資本的収入及び支出の、支出の部分で1項、建設改良費の工事請負費の減額ということでございますけども、説明で申しましたけども下水道工事後の舗装補修工事を行うケースがございます。それで下水道管の新設後、新たに敷設した後の舗装復旧工事。主に剥ぎ取り工事等を行いますけども、その分については固定資産として登録するため、4条予算いわゆる資本的収入及び支出で執行するようにしております。

それ以外のマンホール周辺の陥没等の維持的な補修、主に陥没箇所を埋めるオーバーレイとかですけども、この分については固定資産として登録しないため、3条予算収益的収入及び支出のほうで執行するようになります。その関係で路面復旧工事の分について、固定資産として登録しない工事。いわゆる維持的な補修の分について100万円を3条予算のほうへ組み替えるという形になります。

工事費が丸々減るというかたちではなく、予算の執行をちょっと分けるというかたちになります。

○議長（百武辰美君） 11番 北村議員。

○11番（北村清美君）

参考のため聞きますけど借入金という起債ですね。あと残高は幾ら残っていて、それで何年であと償還できるわけですか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

通常決算書に事業会計には載せるようにしておりますけども。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

決算の附属資料となります成果の説明の資料になりますけども。181ページになります。この中で6番、令和4年度下水道事業債の償還状況という項目がございまして、前年度末の借入れ残額が22億639万9,417円となって令和4年度の借入金が3,830万円でそのうち償還元金、利息償還しております。

すので令和4年度末の借入残高は21億51万1,899円となります。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

おおむね30年の借入れの償還としておりますので、去年借りた分据え置き期間がありますので最終的には35年後というかたちになります。

○議長（百武辰美君） 2番 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

下水道のことでちょっとお尋ねです。つつじヶ丘団地の573万円ですか付加しないということと、もう何回か公民館とかつつじヶ丘の集会場に寄って、そういう個人の負担がかかるということの話合いをしたと思いますけども、それと前からあった浄化槽のタンクですね。その取壊しの費用もかかるということで、幾度となく寄っていたのですが、それがいつの間にかかからないということであったのですが、いつ頃そういうふうになったのかちょっとそのあとのいきさつというのを教えていただけませんか。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

つつじヶ丘の件でお尋ねだと思いますけども、供用開始に向けて地元説明会を行いました。その際は受益者負担金が生じるとかという形で、もろもろ住民の方と協議をしたのですが最終的には管路については寄附をしていただくということで、受益者負担金を取らないという形になりました。

あと浄化槽、既存の今もう使われておりませんが、浄化槽本体についてはあくまでも地元の管理でございます。下水道の構築物として維持管理できませんので、あくまでも地元のほうで処分をしてくださいということで、そのような旨で説明しておりますので、地元のほうで処分をされる、あるいはされているという形になっております。以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第75号令和5年度波佐見町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第85号

○議長（百武辰美君）

日程第9．議案第85号財産の取得についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

議案第85号財産の取得について御説明申し上げます。別紙のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものです。

次のページをお願いします。財産の種類については総合文化会館大ホール舞台諸幕で、数量等は4ページの製品一覧表のとおりとなっております。取得予定金額は874万5,000円で、取得予定年月日は令和6年3月22日限りとしております。

契約の相手方は大阪府大阪市大正区鶴町二丁目15番26号。三晃工業株式会社 代表取締役 山梶章です。

次のページをお願いします。入札結果についてですが一般競争入札による入札で2社より参加資格申請書の提出がなされ、入札を行った結果三晃工業株式会社が落札したものです。なお概要につきましては担当の教育委員会から説明いたします。以上です。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

4ページをお願いいたします。総合文化会館大ホール舞台諸幕製品一覧表を御覧いただきたいと思っております。今回、文化会館建ちまして25、6年ほどたちまして大ホール舞台の諸幕を全て取り替えるものでございます。

緞帳の裏にある幕を全て取り替える予定でございます。幕としては11種類ございますけれども、まず水引き幕というのが一番緞帳の上にある幕でございます。源氏幕というのが緞帳の両脇に縦に掛かっている幕でございます。暗転幕というのが本町のすぐ後ろにある黒い幕でございます。一文字幕というのが3つございますけれども、これは上のライトとかなんとかを隠すための幕でございます。引割幕が二つございますけれども、そのとおり両脇から舞台を引き割る幕が2種類ございます。袖幕が控えておりまして、バック幕というのが一番舞台の後方に黒い幕がございますけれども、その幕で、水平幕というのが一番舞台の後方に設置されている白い幕でございます。

今回更新に至ったのは今までそういった舞台の業務を行っているときに、風とか何とかですね、結構その幕が動いていたというところで、わざと重りをかけていたというところもございまして。それと以前ライトの熱でちょっと焦げが発生したというところもありましてそういった防災機能も大

分落しているということでございまして、今回緞帳以外の幕を一式交換ということで計上させていただきます。以上でございます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第85号財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第86号

○議長（百武辰美君）

日程第10. 議案第86号財産の取得の変更についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第86号について御説明申し上げます。

財産の取得の変更について令和5年6月7日付けで請負契約を締結した「新庁舎議場等会議システム」について別紙のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、波佐見町新庁舎議場等会議システム導入業務について、業務内容に変更が生じたため変更契約を締結するものでございます。

次ページをお願いいたします。財産の種類でございますが、記載のとおり新庁舎議場等会議システムでございます。契約金額の変更でございますが、現契約金額が3,223万円に今回の増額51万7,000円を追加し、変更後の契約金額を3,274万7,000円とするものでございます。契約の相手方については変更ございません。

参考資料次ページをお願いいたします。2の変更内容でございますが、議場内配線工事に伴う材

料の追加そして議場内のモニター2台ございますが、サイズの変更としまして75型を85型に変更するものでございます。

なお詳細については議会事務局のほうから説明があつてるものと思います。以上で、議案第86号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第86号財産の取得の変更についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第87号

○議長（百武辰美君）

日程第11. 議案第87号稗木場地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

それでは議案第87号稗木場地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の変更について御説明いたします。

令和5年3月3日付で請負契約を締結した「稗木場地区急傾斜地崩壊対策工事」について別紙のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、稗木場地区急傾斜地崩壊対策工事について、工事内容に変更が生じたため変更契約を締結するものでございます。

次ページの別紙をお願いいたします。契約の目的は稗木場地区急傾斜地崩壊対策工事でございます。契約金額でございますが変更前の金額が9,055万6,290円に対して、今回増額として921万1,510円。変更後の契約金額を9,976万7,800円とするものでございます。契約の相手方は変わりございません。

変更内容について説明をいたします。次ページの参考資料を御覧いただきたいと思います。主な変更内容ですが、まずその概要といたしまして、今回の変更は抑制工として実施する横ボーリング

工の本数の追加と法面の保護を行うための法面工及び工事後の安全管理を図るためのフェンス工について新たに追加を行うものでございます。

その詳細につきましては、抑制工（横ボーリング工）につきましては変更前3本の横ボーリングでしたが、今回5本を追加し8本とするものでございます。

4ページの平面図のほうを御覧ください。図面中ほどにナンバーが振ってある部分のうち赤文字で五つあると思いますが、これが新たに追加をしたボーリング工でございます。

次に法面工でございますが、334平方メートルを予定しております。これも4ページのほうで御覧いただきますと、それもボーリングのちょっと下のほうに黒と赤で少し着色があると思いますが、その部分が今回の法面工に当たるものでございます。ここには植生シートを張る予定でございます。

次に最後にフェンス工ですけれども、107.2メートルを追加いたします。位置としましては、また平面図を御覧いただきますが、先ほどの法面工のちょっと上にそれを囲うように赤の線があると思います。朱書きでフェンスとしてありますけれども、その部分が今回のフェンスになります。このフェンスの高さは1.5メートルを予定しているところです。

以上で議案第87号稗木場地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の変更についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

工期の件ですけれども、まず900万円程度を増額されているということと、抑制工がほぼ倍になっているのですが、これは工期の変更は別にしなくてもよかったですでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

工期の変更につきましては3月の議会におきまして繰越の承認をいただきました。その時点ではまだ内容の変更までは行っておりませんでしたので、工期の変更自体は議会に付さずともできるということで先に行っております。工期につきましては令和6年3月末ということで今年度いっぱい予定しております。以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第87号稗木場地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の変更についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立多数であります。

したがって議案第87号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後 1 時 37 分 散 会

第2日目（9月6日）（水曜日）

議事日程

第1 町政に対する一般質問

岡村 達馬 議員

1. マイナンバーカードについて
2. 波佐見町の人口減少における対策について

田添 有喜 議員

1. 地域防災について
2. 道路の安全確保について
3. 教育行政について

岡村 真由美 議員

1. 放課後児童クラブ等について
2. 自然災害に関する情報の発信について

福田 勝也 議員

1. 基金の繰入や活用について
2. 観光案内所について

横山 聖代 議員

- 学力向上に向けての取組について

第2日目（9月6日）（水曜日）

2. 出席議員

1 番	前田	博司	2 番	濱本	秋人
3 番	澤田	昭則	4 番	岡村	真由美
5 番	田添	有喜	6 番	岡村	達馬
7 番	福田	勝也	8 番	城後	光
9 番	横山	聖代	10 番	欠	員
11 番	北村	清美	12 番	脇坂	正孝
13 番	尾上	和孝	14 番	百武	辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長 林田 孝行 書記 一瀬 若菜

4. 説明のため出席した者

町 長	前川 芳徳	総務課長	福田 博治
企画情報課長	澤田 健一	商工観光課長	太田 誠也
庁舎建設推進室長	大橋 秀一	税務財政課長	古賀 真悟
住民福祉課長	井関 昌男	農林課長兼 農業委員会事務局長	伊藤 幸治
建設課長	本山 征一郎	水道課長	中村 和彦
長寿支援課長	松添 博	子ども・健康保険課長	石橋 万里子
会計管理者 兼会計課長	串島 佳織	教育長	森田 法幸
教育次長兼 給食センター所長	朝長 哲也	総務課総務班係長	坂本 昌俊
税務財政課 財政管財班係長	鶴田 秀幸		

午前 10 時 開 会

○議長（百武辰美君）

皆さん御起立お願いいたします。おはようございます。

ただいまから令和 5 年第 2 回波佐見町議会定例会第 2 日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付のとおりです。

日程第 1 町政に対する一般質問

○議長（百武辰美君）

日程第 1. 町政に対する一般質問を行います。これから通告に従い順次発言を許します。

6 番 岡村達馬議員。

○6 番（岡村達馬君）

おはようございます。お疲れさまです。通告書に従い一般質問を行います。

1. マイナンバーカードについて

マイナンバーカードは国の指針に従い、本町でもその普及に懸命に取り組まれている。

そこで、次のことを問う。

（1）本町が今までに交付したマイナンバーカードの枚数は。

また、これから交付予定の枚数はどのくらいか。

（2）本町交付分のマイナンバーカードの記載内容でトラブルを確認できたものがあったか。

また、マイナンバーカード所有者本人が登録情報を確認する方法があるのか。

（3）マイナンバーカードの急速な普及が自治体や職員の働き方にしわ寄せがきていると聞か、本町ではどうか。

また、問題点を把握しているか。

2. 波佐見町の人口減少における対策について

本町の人口は目に見えて減少し、1 万 4, 000 人を割るのも目前にきている。

そこで、今後の人口減少対策について次のことを問う。

（1）波佐見町への移住・定住の促進と人口増加を図るため定住奨励金や移住支援補助金制度、及び I J U ターン奨励金制度に取り組まれている。

現状をどうとらえているのか。

また、それぞれの制度のこれまでの実績と現状はどのようになっているのか。

（2）各制度の期限が約半年間を切っているが、今後の計画は。

（3）人口流出を防ぐための施策として、何らかの対策を講ずるべきと思うがどうか。

以上、壇上からの質問を終わります。詳細については発言席より行います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

皆さんおはようございます。それでは6番 岡村達馬議員の御質問についてお答えをいたします。

1. マイナンバーカードについて

(1) 今までに交付した枚数と、これからの交付予定枚数についてのお尋ねですが、7月31日現在の本町の交付枚数は1万1,753枚で、交付率は82.29%です。長崎県の交付率が77.26%となっていますので、県の平均を上回る状況です。

これからの交付予定枚数については、ほぼ全町民に行き渡ることを目指して取り組んでまいります。

次に、(2) マイナンバーカードの記載内容でのトラブルや、マイナンバーカード所有者本人が登録情報をする確認方法についてのお尋ねですが、現在までにマイナンバーカードの記載内容でトラブルは確認できておりません。

なお本人が登録情報を確認する場合は、スマートフォンでカード取得者向けサイトのマイナポータルにログインし、4桁の暗証番号入力とマイナンバーカードの読み取りをしていただくと、それから健康保険証や口座の登録情報を確認することができます。

(3) マイナンバーカードの急速な普及が自治体の職員の働き方にしわ寄せが来ていると聞かすが、本町ではどうか。また問題点は、とのお尋ねですが、マイナンバーカードの普及促進や町民皆様の申請をサポートする目的で、土日や平日夜間に臨時窓口を開設したり、各種行事へ出向いての出張申請受け付けを行ったりしてきました。またマイナンバーカード業務を担当する戸籍班に3名の会計年度任用職員を雇用し、全体で6名の職員体制で対応してきたところです。

マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限が、当初の令和4年12月末から令和5年2月末に延長となり、今年の1月から2月にかけて、マイナンバーカードの申請や交付マイナポイント申込み手続のための来庁者で窓口が混雑し、通常業務もあわせて時間外に対応せざるを得ないこともありました。

なお問題点につきましては、全国的にはマイナンバーと連携する公的給付金の受取口座をめぐり、子供の公金受取口座として保護者の口座を登録したなどの事例が発生しており、国の周知不足によるものと思われまます。ただし本町におきましては、本人名義の1人1口座での登録を徹底していましたので、役場で手続サポートを行った分に関しては、このような事例は起こっていません。

次に、2. 波佐見町の人口減少における対策について

(1) 定住奨励補助金制度及び、IJUターン奨励金制度のこれまでの実績と現状は、との御質問ですが、総務省の有識者研究会、自治体戦略2040構想研究会では、2040年には高齢者人口がピークを迎えて、少子高齢化、人口減少が一層深刻化し、自治体や地域のコミュニティである自治会、町内会なども機能的自治の存続が困難な状況になると言われています。また国立社会保障人口問題研究所いわゆる社人研の報告によりますと、波佐見町の人口は2040年には約1万2,000人まで減少すると言われています。人口減少には様々な要因がありますが、この減少数や減少スピードに歯止めをかけるために、定住奨励補助金をはじめとするあらゆる施策を展開しており、令和になってからの実績については次のとおりです。

定住奨励金は、元年度の35件から令和2年度が41件、令和3年度が51件、令和4年度が63件であり、I J Uターン奨励金の実績については、令和元年度、令和2年度は申請がなく、令和3年度が10件、令和4年度が14件とともに年々増加傾向にあります。

また今年度においては9月末までに定住奨励補助金が19件、I J Uターン奨励金が2件、申請があつています。

(2) 各制度の期限が約半年間を切っているが今後の計画は、とのお尋ねですが、定住奨励補助金は平成24年に制度が発足し、これまで見直しも行いながら今年度で12年目になります。人口減少社会の中、助成件数は着実に増加しており、事業効果は高いと評価していることや、自治体間競争も無視できない状況でもあります。

波佐見町を好きになっていただき、波佐見町で頑張りたいという皆さんの波佐見町への移住・定住の選択要因になるように事業検証しながら、3年クールの第4期最終年を迎える今年度は、来年度以降の次期プールにおいて存続させるのか否かの判断を制度設計等も含めて今後検討を深めていきたいと考えています。

(3) 人口流出を防ぐため何らかの対策を講ずるべきと思うがとの御質問ですが、議員御指摘のとおり人口減少は本町のみならず全国的にも深刻な問題です。波佐見町の人口は、さきにも述べましたように、2040年には約1万2,000人。2060年には約9,500人になるなど、1万人を切る事が予想されています。そこでこれまでも実施している定住奨励補助金制度やI J Uターン奨励金制度もさることながら、移住相談会の回数の増加や魅力あるまちづくり、魅力満載の移住・定住情報の発信、不動産業者との連携強化も必要だと考えています。

また移住の決め手となるのは自治体の助成制度もありますが、まずは第一に仕事。次に住居と言われています。本町には窯業という地場産業があり、ものづくりに関わりたい方は多くいらっしゃいますが、受入れ側のレベルアップも欠かせないハードルだと考えています。また住居については単身者向けの賃貸物件が少なく、せっかくの機会を損失していることも多く、いろいろな角度から企画し解決策を検討していかなければならないと考えております。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

いわゆるマイナンバーカード。平成28年1月からの運用だと思っておりますけども、これまで約7年間全国平均での普及人口は73%。先ほどの数字で波佐見町が82.29%ですので、かなり町としては進んでいるというような印象を受けました。

これまでの交付枚数と、これからの予定ですけども、先ほど町長から御答弁をいただきましたので割愛しますが、そのほかに年代別の交付枚数等が分かっているならば、あわせてお伺いをいたします。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

年代別のマイナンバーカードの交付率、全国平均でよろしいですか。で、申し上げますと0歳から9歳までが交付率62%、10代が70.3%、20代が67%、30代が69.2%、40代が69.7%、50代が74.2%、60代が77.9%、70代が77.4%、80歳以上が65.2%。

これは令和5年7月末現在の交付率になります。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

それではまだ町としての取りまとめは出来てないということですね。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

町としての年代別の率というのは現在出ておりません。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

いわゆるマイナンバーカードは全ての国民が持つ、12桁の番号を使って、税金、保険、年金等が管理され、行政の効率化、生活利便性の向上、公正公平な社会の実現をするとされております。こうしたデジタル社会の実現に向けて、住民福祉課で積極的に取り組まれておりますけども、今回改めてその内容について伺いたいと思います。

まず行政の効率化についてですけども、基本的には国の指針に基づき行われると思いますけども、波佐見町においてマイナンバーカードを導入すると、どのようなかたちで行政の効率化が図られていくのでしょうか。まずお伺いします。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

今ですね、マイナンバーカードの申請受け付けをしている状況が住民福祉課でございますけども、今後行政の効率化はどう図られていくかという状況でございますけども、波佐見町としましてもDXの取組を今進めている状況でございます。今年度取り組んでいるのがコンビニ交付。それぞれ住民票、戸籍、印鑑登録、税の証明あたりの取り組みを今年度末の整備を今進めている状況でございます。その後コンビニ交付できる状況を進めているところでございます。

先ほど言いましたDXの取り組みでございますけど、今先進地のほうへ視察に行き、波佐見町にとってマイナンバーカードの利便性をどう高めていくか、町民のサービスにどうつなげていくかというところで、視察して研究、検討している状況で今後も進めていくという状況でございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

先ほど年代別のパーセントをお伺いしたのは、いわゆる未成年者におけるマイナンバー活用の機会をどのように捉えているかをちょっと知りたかったわけです。実際町として未成年者への普及に対しては、どのような対応をとられているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

町として未成年者の普及に対してどのような対策をとっている状況でございますけれども、行政無線のほうでお知らせしているかと思うのですが、土日の臨時窓口それと平日の夜間の臨時窓口という状況で対応しております。

未成年者、子供たちに関する状況でございますが、実際学校に訪問をしてマイナンバーカードの申請の受け付けとか、そういう状況で未成年者の普及に取り組んでいるという状況でございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

そうしますと、未成年者のいわゆる活用範囲というのは、私はそう多くはなかるかと思っております。

いわゆる子供たちへの普及への対応といいますかね。そういったものはどのようにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

活用でございますけれども、健康保険証が来年の秋から完全の一本化という状況まではいきませんが、それが大きな特徴でございますが、そのほかに子供たちは運転免許証の利用がございませんので、それに代わる身分証明書。これは子供たちの一番のマイナンバーカードとしての利用のメリットじゃないかなと思っております。

今後はそういうかたちでDXとか取り組んでコンビニ交付もできますし、というところで、どんどんそのあたりの利便性を高めていくという状況で取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

確かに身分証明書。健康保険証としては活用ができると思っております。

そもそもこの個人番号については、出生届を出してどのぐらいで、その番号が付されるといいますか、つけられるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

マイナンバーは出生届をされて住民登録をされた時点で、マイナンバーを付与される状況になっております。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

住民登録までには出生届を出してから、約どのぐらいかかるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

出生届を出されてから、先ほど言いましたとおり住民登録をされます。そのあとに一、二週間後に個人ナンバー通知書がその本人宅に行きます。そのあとにその通知カードを持って役場の戸籍班のほうに来ていただければ、マイナンバー申請ができるという流れになっております。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

乳幼児ですから、ほとんど必要しないと思うのですが、仮に保護者の方が確認したいということであれば通知書のほかには、住民票の証本などを取れば、その個人番号がされてくるということ考えていいのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

議員おっしゃるとおり先ほど言いました住民登録をすれば、登録ができればもうその時に番号が付されますので、そのときに住民票の抄本で、番号をつけてくださいという申出があれば、住民票の中に個人番号が付されるという状況になります。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

そのほかの先ほど健康保険証という活用方法があるとおっしゃいましたが、今後乳幼児の健診等についても、このカードに記録周知が図られていくというように考えていいのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

現在国においては、健康保険証と連動したマイナンバーカードの活用が進められており、健診や予防接種事務の効率化を今検討されております。今年度実証事業もされまして、この実証を踏まえて、早ければ令和7年度から全国展開をされるというように伺っております。

こういうふうなことで、マイナンバーを活用した健診や予防接種というのができるようになりますと、飛躍的に未成年者も利用できる機会が増える、広がっていくのではないかとこのように期待をしているところです。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

それから2番目に生活の利便性向上が上げられております。いわゆる複数の機関の連携が進む中で、行政に対する手続等が簡素化されるとされております。先ほども井関住民福祉課長のほうからお話がありましたけれども、一番身近なところではコンビニ交付等が考えられますけれども、いわゆるDX等の情報化が進めば、このマイナンバーカードの利用範囲が広がると思いますけれども、さらなる利用計画等は国からの指針で示されているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

ちょっとDXの担当ということで答弁させていただきますけども、このマイナンバーカードを活用して、これは職員の事務の簡素化もですけど、住民の皆さんが窓口に来たときに手続的に簡素化できるような施策をとっているような先進の自治体は結構今出てきております。

そういうところを研究しながら、例えば窓口に行って何回も同じような住所とか名前を書いていたものをもう1回、マイナンバーカードをかざして名前だけ書けばあとはもういろんな手続がそのまま自動的になるような仕組みをとられているような先進の実態もあります。

いろいろそういうところを住民目線での利便性と、もちろん職員側でも効率化が図れるような、そういうものを同時に考えていながら、国保の利便性を高めるような取組につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

というのは今年国としては今年の3月までにはほぼ全国民に行き渡されるとされてきましたので、発行だけが当面の目標とされており、ここの記事にもありますように自治体の担当職員が疲労されているとも言われてきております。

働き方改革が叫ばれる中、担当者の時間外勤務あるいは時間延長などが頻繁になされているということはですね、行政無線等で私のほうも承知をしております。マイナンバーカードに振り回されているような感じもいたしますけども、波佐見町での状況はどうでしょうか。負担を感じてはいませんか。しょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

議員がおっしゃるとおり、マイナンバーカード申請ポイントの申込み等々ですね、負担を感じているというのが正直なところでございます。町長の答弁にもありましたとおり、昨年マイナポイント対象のマイナンバーカードの申請期限が昨年の12月から今年の2月に延長になりました。

昨年の12月からそのカードの申請並びにポイントの申込みという状況で、政府交付事務ということで本当窓口が混雑した状況でございます。特に1月、2月、それで3月、4月というのは繁忙月になりますし、そのあたりが重なって本当戸籍班の皆さん中心に住民福祉課の職員の皆さんは本当に大変だったなど、そういう状況を把握しております。

本当このような状況の中で、今何とか落ちついている状況でありますけど、そのあたりの昨年の12月から3月4月までの間は本当に皆さんに負担をかけたというのを認識しております。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

3番目に公平・公正な社会の実現が挙げられております。国民一人一人が保有することで、不正受

給や税負担などの不正行為を防ぎやすくなり、公正な社会に成すことができるとされております。

現時点において確かに、マイナンバーカード、e-Taxの電子証明、それからオンラインバンキングなどで、本人の身分証明書として利用はされております。

私もマイナンバーカードを取得しておりますけども、これまで金融機関から求められたのが1件。これはマイナンバーカードでなくても別に個人番号でもいいですよというようなことだったので、それが1点と、ちょっと私の興味本位から医療機関で1件使用いたしました。頻度的には非常に少ないものですが、特に医療関係でどのような情報が記録されているのかが分かりませんでしたので、私はその場で目に見えるものかと思って使用したのですが、そういったものは私のほうには見えなくて、医療機関だけに見られるという状況だったので、マイナンバーカードの記録情報について少しの不安を覚えております。

こういったマイナンバーカードにどのような記載がされているかというのは、町民の皆さんも恐らくそう多数ではないのかもしれませんが、不安を持ちになっているかと思っておりますけども、その点の対応を分かる範囲で教えていただければというように思います。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

私も病院には通っておりますのでマイナンバーの保険証を利用している1人ですが、一応病院のほうに確認したら住所、まずマイナンバーカードをかざしてそれでもう受付という状況が完了するわけなのですが、向こうに表示されるのが住所、氏名、生年月日そして保険証の番号が表示されると。本人の同意があれば薬の情報ですね。

例えばA薬局、今回がB薬局とすれば、例えば重複してないかどうか。それで飲み合わせがどうかという、そのあたりの本人が同意すれば、そのあたりの状況も分かります。ただ決してマイナ保健証の受け付けをしたことで口座番号が出るとか、そういうのはもう全くございません。

もう本当病院に関する情報が、本人の同意があればそういう状況で提示して、そういう薬の調合とかそのあたりの情報を知らせる。病院に関する情報しかも伝わってないというところで御理解をいただきたいと思っております。

せっかくの機会なので申し上げますと、マイナ保険証の利用で初診料が6円。マイナンバーカードは初診料6円になります。今までの紙の保険証の初診料は今年の12月までは18円。それで6年、来年度以降が12円となります。今年の12月までは12円安くなります。マイナンバーカードの保険証が来年からは6円安くなるということで、節約効果もございますので、もう保険証と紐付けをされている方はそういう初診料も安くなるという状況で薬の情報も提供できるということで、安心して御利用いただければと思います。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

さらにマイナカードの諸問題の発生から、これまでに本人の希望によりカードを返却した件数が全

国で約47万件。この一月だけでも約2万件があったとされております。郡内でも返却の報道があっておりますけども、本町ではいかがでしたでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

本町につきましてはマイナンバー制度の不安に関する返却というのはございませんでした。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

それはよかったと思いますけども、仮に先ほどもちょっと申し上げましたけども、返却の理由が使い方の周知徹底がないとか、メリット、デメリットの正確な情報がなかったというふうに報道されております。仮にこのカードについてですね、改めて聞きたい、知りたいという場合はどのような方法があるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（井関昌男君）

そのあたりのマイナンバーカード、並びにポイントに関する分からない点、不明な点というのは役場の住民福祉課の戸籍班のほうに問合せいただければというふうに思います。

せっかくの機会でちょっと申し訳ないのですが、マイナポイントの申込み期限が9月末。今月末になっておりますので、まだポイントの付与されていない方につきましては来ていただければと思います。もし自分でもスマホでできますし、もし難しいなという方につきましては役場の戸籍班のほうにおいでいただければ対応をいたしたいと思います。そのときに持って来てもらう分がマイナンバーカード、それで暗証番号の4桁、そしてポイントを付与するカードですね。口座を紐づける状況でポイントが付与されますので、その通帳もお持ちいただければポイントが付与できますので、今月末までにできれば早めにお出でいただければ助かります。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

町長にお尋ねしますけども、画面の記事にありますように自治体に相当負担がかかっているようにも思います。もちろん、どこの自治体でもやっておりますけども、波佐見町の状況をどう捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

答弁の中でも申しましたとおり、一時的には大変混雑をしたり、あるいは職員が残業したりということで過重な負担をしいたという時期もございましたが、今までピーク時は過ぎて一定の事務処理の中で対応はできているのではないかなというふうな判断をしております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

続きまして、波佐見町の人口減少に対する対策についてお伺いします。

県内のこれは長崎県の人口統計上でありますけども5月、6月を画像で示しておりますけども、実は4月の時点で県の統計上としては、既に1万3,948人として1万4,000人を割り込んでおります。

8月末の波佐見町の人口は約1万4,181人。1万4,000人に来る目前まで来ております。このままでいくと恐らくには、年末に厳しい状況が迎えられるというふうに予測されております。

波佐見町は昭和40年から、平成30年までの50年間で約1,000人減少いたしました。地方の町としてとしては減少が少なかったほうだと思っております。地場産業、農業基盤がしっかりしていたからだと思います。しかし、これから今まで経験しなかった加速度的な人口減少が起こることが問題です。

以前は50年間で1,000人減りましたが、これからは10年間で1,000人近く減ることになります。前にも申しましたが、この1,000人という数字は今の中尾郷、三股郷、永尾郷にあるいは協和郷、志折郷に値する人口が減ることを意味いたします。

確かに移住対策や、定住対策等もなされてはおりますけども、その効果があまり見えていないように思いますのでお伺いをしたいというふうに思います。先日改めて「長崎県がんばらんばチャンネル」を見ました。いわゆる移住されて町内で活躍されている人たちの意見を聞いて再考させられましたけども、私たち自身もこの地に生まれ、それから育ってきましたので、町の状況や生活がもう全く当たり前というように思っております。

しかし移住された方から見ると例えば波佐見町は優位の文化があるとか、この町は何かいいリズムで時が流れているとかですね、町がオープンで移住者などにも耳を傾けてくれる、話を聞いてくれる、聞き入れてくれるなどの意見をいただいております。

私はやはりこうした町の懐の深さが、移住・定住もしくは流出を防ぐのに大切ではないのかとも思っております。

移住支援補助金制度についてお伺いいたします。この事業は東京圏から波佐見町への移住・定住が条件となっておりますが、現在今までの問合せ状況はどのような状況だったのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

この移住支援補助金制度については先ほど議員がおっしゃるとおり、東京23区に5年以上住んでいるか、もしくはそこにお仕事で通勤されている方が本町のほうに移住して、住民票を移して、そしてお仕事を波佐見町というか近隣で仕事をされる。仕事をされるにもジョブナビ長崎とかいう、そういったサイトを通じてしないといけないとか。あと関係人口でこういう条件がありますよというところで、そういったいろいろなハードルがあっっているんな条件のもとでこの制度、補助金が交付されています。

というのは首都圏への一極集中をなるべく地方に分散させるという狙いがあるのでしょうか、

金額も非常に大きいです。単身の場合が60万円。そして複数の場合がまず世帯100万円。18歳以下の子供さんがいたら1人につき100万円ということで、夫婦で2人の子供さんがいらっしゃれば、300万円がくるようなそういった事業になっていますので、それなりのハードルも高いというようになっております。

そういう中で本町のこの支援金の支払い状況については、先ほど町長答弁でもありましたように令和2年が1件、令和3年が2件、令和4年が1件ということで、5年については今現在、相談されている方が何人かいらっしゃるような状況でございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

この制度は、いわゆる今年の2月までで一旦締め切られておりまして、それから新たに4月から再実施されておりますけれども、好評だというふうに捉えていいのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

これ国の補助金の関係で事業期間が2月末までということで、今ちょっと国の補助金あたりは2月末までの事業が多いですので、そういうところで一旦ホームページを閉じて、また4月から周知をしたということなのですけれども。

やはりこれだけの大きな金額がありますので、実際にそれに当てはまる人は非常に魅力だと思うのですが、ただほかの地域の方とのバランスとかもありますので、移住者の方の何と言うのですか、差別じゃないですけども条件が合うか合わないかでちょっとこの魅力度というのも変わってくるのではないかというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

次にI J Uターン制度についてお尋ねをいたします。この制度は地域の活性化を促進するために町に転入、就業された方に民間賃貸住宅家賃の一部について奨励金がなされるもので、2年以上定住する見込みがある方とされております。これまでにどのくらいの方がこの制度を利用されましたか。

○議長（百武辰美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

I J Uターン奨励金についてはですね、先ほど町長も答弁しましたように、直近では令和元年、2年は実績があっておりません。そこはちょっと周知不足もあつたのではないかなというふうに考えております。令和3年が10件、令和4年が14件、令和5年は今のところ2件ということで推移をしております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

定住奨励金についてお伺いいたします。いわゆる定住促進と人口増加を図るため、住宅の新築や、

中古住宅の取得を目的として制定されております。この制度については本年度終了を迎えますけれども、今後の期間延長というのは図られていくのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

これについても先ほど町長が答弁しましたように3年ごとのクールで事業組立てを行っております。そして今年度が第4クールの最終年ということで、次期クールをどうするかというのは当然考えていかないとはいけません。事業の検証とかながら町としては、継続の方向性を持っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

いわゆるこうした補助金支援金制度を波佐見町の人口を増やすこと、あるいは緩やかにすることに必要な施策だとは十分に理解しております。また多くの人たちの共感を得て、町の人口減少に一定の歯止めがかかればいいとも思っております。

今までは移住者対策について申し述べてきましたけれども、やはり以前から住んでいる町民にも流出を防ぐための施策もまた必要ではないかというふうに感じております。

6月6日の長崎新聞に、こういう記事がありました。これ2月の予算を決める前にも新聞記事に載ってございましたけれども、来年度新入学時に支給される通学用のかばんのお披露目です。古川島原市長はランドセルの単価は平均5万から6万。所得にかかわらず子育て家庭の負担を軽くして、子供をもう1人と思える環境づくりをしていきたいというふうに話されております。

波佐見町の今年の新入学児童は124人。このかばんの単価は1万5,000円ですから186万円。島原市はふるさとづくり応援寄附金を充てるとしております。この金額を見れば、波佐見町にもできない額ではないかというふうに思いますけれども、町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

議員のお尋ねが、できない額ではないのではないかとということです。できない額ではありませんね。考えてみれば。1年間に100人から120人ぐらいの入学生と考えれば。

ただ島原市さんがこういうランドセルに対する1万5,000円の助成ということで、市長のお考えでしょうけれども、そういうことを助成することによってもう1人産むような機運を、ということですが。果たして1万5,000円助成したから、もう1人産むのか、というような考えに至るか。

いうよりもっと総合的に考えて、町民全体の福祉の向上ということを考えれば、当然子育て支援としてのほかの施策もあろうかと思えますし、そういった世代を支援する施策というのを十分に考えてまいりたいと思えます。

質問に正確に答えているかどうかちょっと自信はございませんけれども、今後は波佐見町に住んでおられる方に対して、いろんな政策というのは既に今打っているところでございますけれども、そのよう

な中でさらにもう一つどういったことで住民サービスの向上をつなげるかと波佐見町に住んでいてよかったなというふうに思わせるかと、いうそういう施策を十分に検討しながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

島原市にお伺いしましたけども、意外と好評ですよというお答えをいただきました。

続きまして大分県の豊後高田市の例を申し上げたいと思います。人口約2万2,000人。本年度の予算額は170億円。ふるさとづくり応援寄附金は約4億円です。決して市としては裕福ではありませんけれども、しかし毎年県内外から140世帯が移住して、ここ4年間で1,200人を超える人口を増やしております。

多くの自治体が人口を減らす中ですね、素晴らしいことであり、こうした実績は波佐見町も学ぶところが多いのではなかろうかというように思います。

豊後高田市の佐々木市長は安心して住んでいくためにふるさとづくりの寄附金を4億円ではありませんけども、全額を子育て支援に活用し、子育て支援の0歳から高校生までの医療費の無料。妊産婦医療費や保育園、幼稚園などの保育料が無料。その他放課後や土曜日の学習支援無料などの市民生活の支援を行っており、またハード面では土地代無料の分譲宅地の整備などを積極的に行っております。

出版社宝島社の「住みたい田舎ベストランキング（『田舎暮らしの本』2023年2月号）」で全国「人口1万人以上3万人未満のまち」で、若い世代・単身者が住みたいまち部門、子育て世代が住みたいまち部門、シニア世代が住みたい町部門で第1位を取っております。

このようにやはり新しく移住してくる方。それから以前からそこに住む人に対しても優しい町でなければ、この人口減少を少しでもよく出来ないというように思いますけども、町長このデータをどのように見られたでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

非常に素晴らしい施策を豊後高田は打っておられるなど。4億円の寄附を全て子育て支援策に使われているということでございますけれども、本町のふるさと納税につきましては、それぞれ寄附者の意向に基づいた用途がある程度限定されておりますので、それに基づきながら施策を進めてまいりたいと思っています。

それとふるさと納税はいきなりなくなるということはないでしょうが、これが恒久的な施策であるとは限りませんので、それをこういった経常的な経費として賄っていたときに、その制度がなくなった時点で町の魅力がなくなってしまうという危険性も一部にはあろうかと考えられます。

であれば、そういった活用も考えながら全てを充てるということはちょっと本町において厳しいのかなというふうな思いがいたしております。この豊後高田に限らず、もう先般辞められましたけども明石市の泉元市長あたりも積極的な子育て支援策を打ちながら、若い人が住むまちづくりを展開され

て、転入者が多いというようなことも聞いておりますので、そういったものを参考にしながら本町でできる施策がどれなのか、取り組んでいくべき施策はどれなのかをよく吟味しながら、対応できるものについては次年度予算から打っていければなというふうな考えであります。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○6番（岡村達馬君）

以上で一般質問を終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で6番 岡村達馬議員の質問を終わります。しばらく休憩します。

11時10分より再開します。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、5番 田添有喜議員。

○5番（田添有喜君）

皆さんこんにちは。通告に従い一般質問を行います。

1. 地域防災について

地球温暖化により、毎年のように各地で大きな災害が起きています。誰もが安心して生活するためには、災害に強いまちづくりが大きな課題であると考えます。

そこで、次のことを問います。

(1) 町内の指定避難所の総点検は、どのように行っているのでしょうか。

(2) 各自治会における第2・第3避難場の指定と、その避難場の環境整備をどのように考えていますか。

(3) 町内自治会の避難訓練の実施状況は、どのようになっていますか。

2. 道路の安全確保について

道路整備は、町民の生活や町の発展に大きな影響を及ぼすと考えます。

将来的な展望に立ち、次のことを問います。

(1) 「自転車通行可」の標識撤去後、交通事情はどのようになっていますか。

(2) 町道及び県道の「速度規制」の見直しの考えはありませんか。

① 県道佐世保嬉野線（キャノン交差点から村木三差路交差点まで）

② 町道西部線（山角橋交差点から岩崎交差点のまで）

(3) 町道における幅員の拡張工事計画は、どのようになっていますか。

(4) 道路の陥没箇所の改修工事計画と実施状況は、どのようになっていますか。

3. 教育行政について

今年度の県中学校総合体育大会（県中総体）では、延べ86チームのクラブチームの参加がありました。各市町において部活動の地域移行が進んでいます。

そこで、次のことを問います。

本町における部活動の地域移行への進捗状況はどのようになっていますか。

以上、壇上からの説明を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

5番 田添有喜議員の御質問についてお答えをいたします。

まず、1. 地域防災について

(1) 町内の指定避難場の総点検は、どのように行っているのかとお尋ねですが、町内の指定避難場は災害対策基本法に基づき、公共施設の10か所に自治会公民館22か所を加え、計32か所を指定しています。

そこで指定避難場の総点検についてのお尋ねですが、指定避難所に指定している各施設は、常時使用されている施設でありますので改めての総点検は行っていませんが、自治会公民館について避難場として施設等の不具合の相談があった場合は随時対応したいと思います。

また警戒レベル3高齢者等避難から避難所として開設している勤労福祉会館、総合文化会館、農村環境改善センターについて、現時点で施設等の不具合は認められていません。これら指定避難所については、可搬型発電機や災害備蓄品等の配備を順次行っているところです。

(2) 各自治会における第2、第3避難場の指定と、その避難場の環境整備をどのように考えているのかとお尋ねですが、さきに答弁したとおり指定避難場は災害対策基本法に基づき町が指定するものですが、その指定にあたっては波佐見町地域防災計画に指針を掲げており、各自治会における指定避難所については自治会単位としています。このことから自治会との協議を経て、現在の自治会公民館を指定避難所と指定しているところです。

そこで第2、第3の指定避難場を指定できないのかとお尋ねですが、自治会内の他の施設を第2、第3の指定避難所として指定すること自体は否定しませんが、避難場の運営を自治会組織が主体的に行われることを考慮すると、分散するより1か所に集中するほうが効率的ではないのかと考えています。

また指定避難場である自治会公民館には、役場と非常時に連絡ができる防災行政無線の通話機も整備しているうえ、各種災害備蓄品も配備していますので現在の指定避難所が適当と判断しています。

(3) 各自治会における避難訓練の実施状況はどのようになっているのかとお尋ねですが、各自治会の避難訓練については新型コロナ感染症の影響もあり、ここ数年現地訓練は見合せていますが、町社会福祉協議会と連携のうえ講座や机上訓練、支え合いマップづくりを中心に令和4年度は10自治会で実施。

令和5年度は8自治会で予定しており、今後も状況を見ながら各自治会での開催を行いたいと考え

ています。

2. 道路の安全確保について

(1) 「自転車通行可」の標識撤去後、どのようになっているかとお尋ねですが、町内の自転車通行可の標識については、県公安委員会の判断により県道1号線及び県道4号線の一部区間において撤去が行われましたので、自治会長定例会及び町広報紙2月号で周知を行いました。

標識が撤去された区間は従来どおり歩道を自転車が行き通れることで、併せて町広報紙でも周知しましたので町には特段交通事情の変化についてお問合せもない状況であります。

(2) 町道及び県道の速度規制を見直す考えはないかということで県道の佐世保嬉野線、町道西部線についてのお尋ねでございますが、県道及び町道の速度規制は県公安委員会がその判断を行っており、お尋ねの路線については地元等から速度規制の具体的な要望等はあっていない状況ではあります。窓口の川棚警察署を通じて相談を行いたいと思います。

なお速度規制の見直しまでは至らなくとも、例えばスピードを出す車が多いと要望があった場合には関係機関で協議のうえ町や県において、道路上に「減速」などの表示を行うなど代替の対処を行っているところがありますので、当該路線についても検討はできるものと思います。

(3) 町道における幅員の拡幅工事計画と、(4) 町道における陥没箇所の改修工事計画と実施状況についてのお尋ねですが、補助事業で道路改良工事を実施する場合、対象路線の事業計画を立てる必要があるため、その路線に対する計画はありますが、拡張及び改修工事にかかる町道全体の計画については、具体的にお示しできる計画はなく庁舎内で作成する振興実施計画において、継続路線や各地区からの要望を踏まえ大まかな路線の整理を行っている程度でございます。

と申しますのも現状においては各地区からの要望が多く、特に陥没等の改修工事は早急な対応が求められるため、その時点での生活への影響等も勘案しながら対応しております。このような背景を鑑み、優先順位が変わることも多々ありますので、計画にとらわれることなく対応が求められている実態があることも御理解をいただきたいと思っております。

限られた予算での対応でございますので、各地区の要望全てを即座に対応することはできませんが、現場の確認と小規模の陥没は可能な限り速やかに対応し、その解消に努めていきたいと考えています。

そのほかの御質問については教育委員会から答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

3. 教育行政について

今年度の県中学校総合体育大会では、延べ86チームのクラブチームが参加した。各市町において部活動の地域移行が進んでいる。そこで次のことを問う。

本町における部活動の地域移行への進捗状況はどうなっているのかとお尋ねでございますが、今年度の県中学校総合体育大会には本町から10競技が団体出場し、野球部は県大会で準優勝し九州大会

まで進み、サッカー部、女子バスケット部が1回戦突破をしました。

また陸上競技では3年生男子800メートルで5位、1年生男子1,500メートルで6位、3年生女子100メートルで6位入賞を果たしております。個人出場を含め生徒たちは、それぞれの競技において、東彼杵郡の代表としての自負を持ち日頃の練習の成果を存分に発揮しました。改めて生徒たちの頑張りと指導者の皆様に感謝と敬意を表するところです。

なお今年度から登録地域クラブの中総体への出場が認められるようになりました。ただ出場については、これまでどおり在籍する中学校部活動からか、登録地域クラブからかを選択する必要があります。また競技連盟からの推薦も可能となり出場の機会が広がりました。

さて本町における地域移行の進捗状況についてですが、以前の答弁でも申しましたように本町の最大の特徴、強みはスポーツ少年団の充実ぶりと中学校部活動との連動性、連携性だと捉えています。

モデル活動としてスポーツ少年団デサフィーゴと波佐見中学校サッカー部による指導者乗り入れや、合同練習などを行っています。さらにスポーツ庁運動部活動の地域移行等へ向けた実証事業に申請し先日承認をされました。これらを波佐見中学校サッカー部の保護者会にて説明等を行い理解、協力をお願いしたところです。

今後については時期を見て2回目の部活動推進検討委員会を開催し、中学校教職員や外部指導者の意向調査。さらには試行的に休日の練習を外部指導者のみで行ってみるなどを協議、検討する予定です。

外部指導者の確保や運営予算、保護者の負担増、生徒の部活動離れなど部活動の平日移行を見据えた多くの課題も山積しており、国や県、先進地区の動向を見ながら、本町らしい取組を行ってまいりたいと考えております。

以上壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

最初に地域防災についてお尋ねをしたいと思います。私が最初に指定避難所の総点検はというお尋ねをしたのは、町長答弁にもありましたように22地区の公民館を私はちょっと考えてみました。

その土地を知った役員等々で日頃から使っている施設ですので、不具合等についてはチェック出来ているかなと思うのですけれども、本町の地域防災計画の中に示されているこの公民館等で土砂災害等の危険性があるそういうところの公民館もあるわけですね。

私が何を言いたいかといいますと5月にそういう調査をされております。または暦では9月1日が防災の日になっております。そういうのを各該当の自治会だけじゃなくて、多くの目で見ていただくことによって、それぞれの公民館との違い。危険性。そういうものの指摘を得られるのではないかなということで、この点検についてのお尋ねをしました。そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

現在自治会公民館の指定については、それぞれの基準に基づいて行っております。今お話をいただいたように、洪水、土砂災害、内水氾濫等危ないところについては事前にこちらで調査を行って、それぞれのケースにして避難できる、できないという区分は既にお示しをして広報等でもしているところでございます。

そこで、今さっきの確認事項で周辺の状況において、何かしらプラスアルファの危険があるということであれば各自治会に照会をかけて、調査、点検の依頼をするということは可能かなと思います。例えばちょっと全ての自治公民館を分かっているわけではございませんが、近くに川が流れているとか、あるいは大きな水路があるとか、いうことで点検を行うということは検討に値するかなということを考えております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

毎年5月に危険箇所等の現地調査みたいなのをされていますので、その折に22地区が一堂にということではできないでしょうから、地区を幾つかに分けてお互い、この質問をしたのは慣れが一番怖いなということで、他者の視点からもその避難場を見ていただくことも、気づきの一環となるのではないかなということでお尋ねをしました。

次に第2、第3避難場の指定と環境整備ということのお尋ねをしたのですが、現実的に公民館に避難するというよりも今までのケースを見ると町指定の総合文化会館とか勤労福祉会館とか農業環境改善センターとか、そういうところに避難されている方が多くて、公民館使用というのはもう僅かではないかなと思います。

そうしたときにもっと身近に安全な場所。常時使うわけではありません。災害時にもう公民館に行くよりもここの高台のほうがより安全だとかですね、そういうところが各地区にあるのではないかなと。だから公民館に郷としての避難場があるからそこではなくて、もう少し考え方を考える時期が来ているのではないかなということ、第2、第3というようなことで私は考えたのですが、今後防災という視点で考えたときに、そういうことも災害に強いまちづくりを考えた時には今後必要になってくるのではないかなということでお尋ねをしましたけれども。

そのあたりについて、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず自治会公民館に限って申し上げますと、これまでの経過から自治会との協議によって指定避難所としております。自治会公民館がどのような災害に弱いかというのは、先ほどの答弁と重複をいたしますが洪水、土砂災害、内水氾濫について、そこは形態をお示しし、それに応じた避難を行っているところでございます。

そこで議員から御提案ありましたように、ほかのところがあるかということであれば、まずもってそこは地域で考えていただきたいというように思います。現在の自治公民館がやはりトータル的に指

定避難所としてはふさわしくないということであれば、それを変更していただくのも十分検討に応じることができます。

ただ波佐見町の場合はどうしても土砂災害、台風とか大雨のときに避難をするケースがございます。屋外となると大変危険が増すと思いますので、やはり自治会内の例えばですが、連合班の会館等を次の避難所とするということで、指定避難所を変えていただくということも自治会の協議において検討する余地はあるというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

3つ目に避難訓練の実施状況のお尋ねをしたのとちょっと関連をしていきます。コロナ禍にあって、なかなか地区の避難訓練の実施が全地区にまだ及んでいない状況ではありますが、ぜひこれは防災を考えるときにはいろいろな各自治体で課題はあるかもしれませんが、1度はやっぱり取り組んで地区の実状というものを確認する必要があるのかなと思います。

といいますのも、地域防災計画の中に避難行動要支援者の把握とかですね。地域全体での支援体制づくりというものを計画の中にうたってありますので、やはりそれを実施するためにはまずは自治会単位でも避難訓練を進めることによって、身の安全に対する取組の一環になるのかなと思っています。

これは稗木場郷で避難訓練をした様子なのですが、本来は公民館に避難すべきなのですが11地区、班が11班あるのですが、このときは五つのグループに分けて避難をいたしました。要するに私が第2、第3、第4というその避難所に避難をしたのですね。この写真は公民館のところに避難されたグループなのですが、そのほかに4か所。波佐見病院の近くとかそういうところもあわせて、分散型の避難訓練をしないと一同に公民館に集まるというのはちょっと今の時代にそぐわない。川があったり、土砂災害があったりとかそういうことを考えると、なかなか難しい、問題点が分かりましたので分散型の小規模での訓練の実施をしています。

そういうことをすることによって、ひとり暮らしの家庭または要支援者への対応をどうするのかとか、そういう細かいところ。地域防災計画に示されているその実現に向けての取組ができるというようなことで、第2、第3とか第4とか先ほど課長も言われましたけれども連合班の会館とか、そういうところも環境整備をして状況によっては避難場所として充実していく必要もあるのかなと思って、こういうお尋ねをしたのですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まずは原則的なことを申し上げますと指定避難所と、指定緊急避難場所というのが二つあります。今、稗木場郷の避難訓練の様子を伺うと公民館がやはりちょっと危ないということで、指定緊急避難場所等を想定した訓練ではないかなというふうに考えておりまして、ご当地稗木場郷のグラウンドも緊急避難場所に指定をしておるところでございます。

先ほどお話がありましたようにそこから移動して、次の安全な場所に移動したいということであれば、そのあたりは自治会のほうでよく協議をしていただきたいと思います。しかしながら町として、全てのそういった場所を指定避難所にするというのは大変効率が悪いところがございます。

町長答弁がありましたように、自治会の公民館には防災行政無線の通話機も設置をしておりますし、備蓄品も一定数置いておりますので、そういった中で冒頭申したとおり自治会内部でよく協議をしていただければというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

ということは各自治課の要望等があれば、それに対して対応は考えていくというような捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

ちょっと言葉足らずだったという感じがありますが、自治会で協議していただく分には差し支えがございません。ただし町とすれば地域防災計画で指定避難所は1か所というふうにしております。町がやはりそういった中で、自治会に十分な支援ができるのは1か所を基本にさせていただきたいと思います。

ですので、例えばではございますが稗木場郷の公民館がやはり今の指定避難所にそぐわないということであれば、場所を変えていただくとか。ということであれば町は検討に応じることができるというふうに考えております。

あわせて現在、避難訓練については令和4年度、5年度を見ると自治会の3分の2程度がほぼ訓練、その内容はちょっと差がありますが、支え合いマップ作り、机上訓練等を行っていただけるものかなと思います。残り3分の1ぐらいになりますので、それについては自治会長さんに開催を促していきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

近年の災害といいますかね、異常気象等を考えたときにもう地区1か所だけの避難場。それは一つのルール、計画に基づいての指定をされているというのはもう重々分かります。しかしこれだけ異常気象等が発生すれば、今までの考えを少し変えていく必要があるのではないかなというそういう考えで提案をしております。

ぜひ各自治会で大事な尊い命を守るために、いろんな策を講じてきた場合に何らかの支援等をやはりそこにも、いろんな備品等をもう5人分でも2人分でも構いませんけども、ありますよというような住民が安心するような体制づくりは今後必要になってくるのかなと思います。

最後に私新人研修で防災システム研究所の所長の山村武彦様。テレビ等でも災害がある度に来られます。ちょっと僕は考えているのと一緒にこの方は「互近所力」、これがこれからは大事ですよ。僕

は隣保班がこれからはいろんな意味で決め手になると思っていたのですが、そういうことでも、もう先進地区では避難に遭わないための取組をされています。

そこで一つ提案なのですが波佐見町は土砂災害警戒区域に指定されているところにお住まいの方がたくさんおられます。そこでいろいろな条件、課題はあろうかと思いますが、例えばもう毎回ここで長年住んでいる家では、災害の度にもう怖い思いをしなければいけないと。だからちょっと転居をしてそれから免れようと。そういう取組を全国的に行っているのですが、そういう場合の今後ですよ、少しでも転居に伴う支援制度そういうものも今後考えて——今すぐではありません。将来的に考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

「互近所」という言葉は私もネットで調べたら上がってきましたので、そういった考えも十分理解はできます。災害は自助、共助、公助が基本です。健康な方はやはり自助で、やはりお体がだんだん不自由になると共助、公助の部分が多くなっています。そういった組合せをして安全に避難をしていただくということで、地域の防災力を高めていくということについては田添議員の提案には共感するところでございます。

そこで転居等について助成ができないかということですが、やはり御自身が住んでいるところの安全についてはやはり御主人で確認をしていただいて、将来的な構想。例えばではございますが、家を改築するとき実際に今の場所でいいのだろうかとか、ということについてはやはり自ら考えていただきたいと思います。

現時点ではそういった助成については大変厳しい、ハードルが高いというふうに認識をしておりますが、機会があれば全国でそういった事例があれば調査してみたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

急には対応できないということは重々分かっておりますが、これだけ異常気象と申しますかね、予測もできない100年に一度とかいうようなそういう災害等もありますので、今までどおりの考えではいけなくなってきたのかなと思いますので、今後まちづくりの一つの課題としてちょっと心にとめていただければと思います。

次に道路の安全確保についてです。自転車通行可の標識。いつ撤去されるのかなあと思いつつも3月のぎりぎりまで待って撤去をされました。もっと早く、ちょっと私の考えを言いますと子供たちに影響しますので、もう少し早めに撤去して4月1日から子供たちも新たな道路使用というもの、そういう環境をつくってあげるべきではなかったのかなと思っています。

令和4年5月13日に川棚警察署の交通課の方から説明を受けたのですが、交通規制の見直しについてということで学校及び教育委員会等と協議を進めて見直しを図りたいというような、そういう一文がありました。実際3月中に撤去があったのですが、何かそこに至るまでに教育委員会等とのまたは

学校外等との協議があったのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

その当時でございますけども、そういった警察のほうから撤去したいということでお話がありました。ですので、標識につきましては公安委員会の設置が基本ということで、そういうことであればもう致し方ないということでは思っておりました。

なかなかそこで駄目ですよとちょっとなかなかこう言えないのかなというところもありましたので、そこは分かりましたということで返事はいたしております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

これはそのときの警察からいただいた地図です。ちょっと左上になりますかね。私が受けたところでは、宿の交差点から梅ノ高野。この区間の自転車通行可の標識は撤去しますというような説明でした。

しかし現実にはモニターを見ていただくと、ちょうど田ノ頭郷と宿郷の境目ですかね。この右側の自転車通行可の標識がありますが、これは「ここから」って書いてありますね。これは変わっていません。従来もそうでした。片方もここから自転車通行可ですよ。ただし左側はナフコ前の通りですから歩道はずっとあるのですよね。もう万年橋までずっとつながっていると思います。

なぜ協議がなされましたかと言ったのは、私は宿の交差点から例えば向かって右側の歩道については標識を撤去されるのかなとも思ったのです。というのは、この左側を実際中学生がそこを通ってきました。その先はもう車道と一緒にですから路肩のところを通らなければいけない。女の子でしたけども非常に危険性があるのですね。

だから、もしこういうような標識を改めて変更する際に、僕は前も言いました。そこに横断歩道があれば向こうへ向かって右側を来て横断歩道を渡って帰れる。またはこっちから来ても横断歩道を渡って右側を通行できる。その横断歩道がないのであれば、もう下宿のところの交差点でもうこの標識を現実的には撤去して、向かって左側の歩道を通りなさいというようなそういう取組が、子供たちまたは年齢は問いませんけども利用者の安全確保につながるのではないかなと思ったのですが、そのあたりについてのお話も何もなかったのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

町長答弁にありましてとおおり、本年2月の町の広報紙においてこの撤去の周知を行いまして今御指摘があった区間で周知を行ったとございます。

撤去に際しては川棚警察署と協議を行いましたが基本的には川棚警察署、公安委員会の考え方をこちらとしては受入れたというのが結論でございます。

当然、道路の構造等についてお話をする機会がありましたが最終的にやはり県警本部、公安委員会

の考えに基づいて決定されたものというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

全ての町内の歩道を測定したわけではありませんが、今回撤去されたところの歩道は3メートル以上あります。そういうところについては標識の設置は不要というようなことが、交通法ですかね、そういうのも決められております。

ただ2メートルぐらいしかない路線で言いますと波佐見病院のあの路線です。山角橋からあそこはもう3メートル未満です。そういうところにも標識が残ったままになっているのですね。

撤去せよとは言っておりません。私が今回言いたかったのは自転車利用者に対する法的な縛りがかなり厳しくなるなってきました。もちろん小学生、中学生、高校生、一般までですね。ヘルメットの着用とか、もう青切符を切りますよというようなところまで流れていますので、このあたりも本当に将来ある子供たちの身を守るためには私たち——警察や公安委員会と連絡を取れるのは大人の私たちですから、いま一度町内のそういう状況を見ながら、どのようにしたほうがいいのか。まだまだ疑問が残るところもまだあるのではないかなと思って、今回お尋ねをしました。

次は町道、県道の速度規制についてです。現在地域等からの要望等は出てないということですが、多分関心を持ってずっと見ない限りその要望等はなかなか出てこないのかなと思います。

もう御存じのように町内で唯一キヤノンの下から村木の三差路まで、ここは速度制限なし。表現がおかしいかもしれませんが時速60キロメートル走行です。そのほかは町内全部時速50キロメートルとか、40キロメートル規制がされています。本当にここの時速60キロメートルが必要なのかな。かなりバーンと道もいいので飛ばしますが、次の村木のところから時速50キロメートルに速度を落とさなければいけません。ましてや村木のこの三差路のところは子供たち、小学生または中学生の通学路の一つにもなっています。ハンドル操作を誤って歩行者または自転車通学生等に危害を与えることがないように、町として地区からではなくて町として、その速度規制の要望をぜひ行っていただきたい。

あわせて下の緑のところ。岩崎交差点から山角橋の手前までが時速50キロメートル区間。それから先は時速40キロメートル区間です。毎日立っていますが法定速度で走る車はもう100%といえばオーバーになるかもしれません。かなり速度は守られていません。

なぜかというとい前もネズミ取りで言っているのですかね速度規制、取締りをというようなことも大分警察の方が来られてお話があったのですが、それをする場所がないということで今の現在に至っています。多分今私が知る限りでは、もう一旦停止あたりで切符を切られる機会が多いのですが、速度違反というのは以前よりも何か少なくなってみんな免許証がきれいなのではないかなというように思うのですけれども、今後のことを考えて地区からもそうでしょうけれども、町としてこの速度規制の見直しを前向きに取り組んでいただけないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

これも先ほどの標識と同じような答弁にはなるかと思いますが、町内の速度規制については川棚警察署なりが調査をし、県警本部が決定し、県の公安委員会が承認して、それが町内の速度規制になっているものと思います。

そこで先ほどスピードを出す車が多いということで、お話はちょうだいしましたので町長答弁にありましたとおり、私たちとすればまずは警察署のほうに今言ったようなお声を届け相談するのが第一歩だというふうに思っております。私のほうで速度規制を行うわけではございません。どうしても川棚警察署にお伝えをするというのが、今私たちにできることでございます。

先ほど速度規制というか速度の取締りの件も、ほかの地区で要望があがったこともあります。どういった構造的にここは大変こう整備をされた区間でもあります。警察の考えもあろうかと思っておりますので、そこは相談の折に警察の考えも聞いてみたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

ここは山角橋のちょっと先ですね。ここからは時速50キロメートル。ちょうど交差点の手前で。なぜ当時こういうような交差点の手前に速度の規制の変更を持ってきたのかなあと。それもちょっと問題だなと思っておりますので、今後検討されるときにどういう経緯があって交差点間際で速度の変更、そういうものの規制をされたのかぜひ尋ねていただければと思います。

現実には旗を持って、停まってもらえない車があるのが現実です。歩行者を見たら停まるというのがドライバーのひとつのマナーだと思うのですが、なかなか止まらない車もいます。朝は私も立っていますが帰りが心配です。そういう意味も含めて、子供も少なくなっておりますけれども、子供たちを守る意味でぜひ前向きな町としての声を上げていただければと思います。

減速の文字も示されているのですが全然、効果はないように私は思っています。これはキヤノンのところでは。

次に町道の幅員の拡張と言いましたが、南地区では鴻ノ巣公園辺りを充実しようということでキャンプ場の設置とかですね、そういうのが取り組んでおられるのですが、どうしてもその道路環境が十分ではないような気がします。

これは山角橋から今熊線ですね。河川際ではあるのですが、現実ここはトラック、バスの通行は松尾総建のところまではいいのですが、そこから今熊線は通ってはいけないのですが、もう結構トラックも進入をしています。迂回路として使っているのではないかなと思います。

または波佐見高校生が五、六名通学路としてここを通っています。またはジョギング、健康づくりの散歩ですか。そういうので使っておられる方もいます。これもすぐというわけにはいきませんが、あの焼野から南小学校前のあの辺りで今度6日からもう工事が始まっているのですかね。交差点の工事というようなことですが、あの辺りに大型車あたりがかなり通って道路が傷んでいるという実状。

または学校関係もあるというようなことで、将来的にはこの幅員を拡大して鴻ノ巣公園の利用とかそういうものがないかなということでお尋ねをしましたが、これはもうすぐできることではあ

りませんが、将来的にそういうところも考える計画があるのか。検討をしていただけるのか。そのあたりお尋ねをしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

ここのこの路線は、鮎尾今熊線だと思いますけれども、確かにここ私も実はこれはよく歩くので道の状況は存じているところです。

実際に今おっしゃるところも十分理解もできる場所もございます。ただ、先ほど議員も多少御理解はされていると思うのですけれども、拡幅の予定とかというところも各地区からもかなり要望が上がってございます。

現在町では継続路線も含めて今14本。見合せた状況も含めてですけど、そういったものがあります。あとそれ以外にも今ですね、また別に要望として2本上がってきている状況でもあります。こういったものを一遍にというのでもできませんし、まずは答弁にありましておとり、まず順を追ってずっと確認をしていきたいなと思っております。

ただ一方で全ての路線を拡幅してしまうと、今度は道路の先ほどの何か速度規制の話とまた、つながるのですけれども、今度は速度を出しやすくなるのですよね。そうするとそういった問題も出てきますので、ある程度住み分けも必要ではないかなと思っております。

ですので、ある程度の整備は必要だと考えますが、あとそこから先の問題もまだ出てきますので、そういうところも勘案しながら現状は確認していきたいと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

今すぐじゃなくて、まちづくりの構想の一つとしてどのようなまちを目指していくのか。前の岡村達馬議員も言われたように、住みやすいまちづくりという視点で考えたときに、やはり道路整備。利用しやすいまたは町外からお見えの方も利用しやすい、そういう環境づくりは必要ではないかなと思ってお尋ねをしました。

次に陥没箇所についてはもう計画的に進めておられるということで、私も以前岩崎の交差点の陥没。もう通ってみればすぐ分かるのですが、あと稗木場の永田のところですね。ここは波佐見病院とか就労施設とか、そういう方も一緒に通られて。実際曲がられたらもう本当船に乗ったような感じで具合が悪くなるということですので、今後対応をされるというようなことですので、陥没箇所については上げたいと思います。

次に教育行政、部活動の地域移行についてです。保護者等についての説明を行ったというようなご答弁がありました。私が何度もこう言うのはやはり指導者の確保。これが一番難しいと思います。運動部はともかく中学校にある美術部や吹奏楽部。その指導者の確保というのは本当に大変なのですが、そこも交えて今移行についての取組を進めておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

文化部についても同様な考え方でおりますけれど、答弁で申しましたように指導者の確保というのが、議員がおっしゃったとおり一番重要な課題ではないかなと思っておりますので、まずは現職の中学校の教職員の意向調査と、現在の外部指導者の方々あるいは現在はやっていないけれどもやっているよというような方々の意識調査等々を今年度のうちにはやっていきたいなということを思っております。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

波佐見中学校の吹奏楽部は、以前はもう福岡とかそういうところからも指導においでいただいた、そういうのが技術向上にもつながっていい結果を収めた時期もあります。教育長の答弁がありました、なかなか難しい。私が考えただけでも美術部は何とかなるかもしれませんが、吹奏楽部についてはそんなに簡単にいきません。他町等にもお願いをしなければいけない。そういう事態もあるのかなと思ってお尋ねをしました。

もう一つは、昨日の補正で地域スポーツクラブ体制整備事業委託料ということで38万5,000円。これもサッカー関係ということなのですが、なぜサッカーに決定したのかその経緯を聞きたいと思えます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

これも答弁で何度も申しましたように、デサフィーゴと中学校サッカー部が現在においても指導者の乗り入れなり、合同練習等々が行われている実績がありましたので、この両部をモデル活動にして、広げていったほうがよいのではないかと判断し、この事業に手を挙げた次第です。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

私が把握しているところで小学校、中学校の兼ね合いの運動部を言いますと、野球部、バドミントン部、卓球部、バスケットボール部、テニス部、剣道部。またサッカーだけじゃなくて、今町内でそういうふうに小学校、中学校そういう取組をしているところに僕は一つだけのクラブでの実証実験は、本当にどうなのかというのはなかなか見えてこないのではないかなと。

実際そうやって小学校でも地域の方が指導していただいている。そういうところをみんな指定して、予算の都合があるかもしれませんが、予算、予算といっても期限はどんどん迫ってくるわけですので、そういうところの考えはなかったのでしょうか。他のクラブとは。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

これも答弁に申しましたように、本町のすばらしいところはスポーツ少年団がとても充実をしていて、中学校との連携性が今おっしゃったような部活でも行われてとてもすばらしいところがあると思

っています。

当然そこのことも考えはしましたけれど、これは国や県との絡みもありまして一つの事業、一つの部に特化をしたかたちで、まずそこから波及をしていきたいということを踏まえて、現在において特に指導者間が連携を取り合っ練習をしている場面が多々見られたサッカー部を特定して今年度スタートしたところです。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

私が先ほど言った種目については地域の方が指導されているということで、体育館等の使用料を払って、当然会費も集めて、使用料も払われているのではないかなと思いますが、そういうところからもう免除しながら今後地域でお世話になりますということで、将来的な波佐見の地域移行の要綱あたりを示していただいて、そういうところからちょっと前向きに使用料を免除しますのでというようなことで取組む必要もあるのかなと思います。

学校体育でやっている分は使用料を取っていないと思いますが、バドミントンクラブ。昨日私もちょっと体育館使用しましたけれども。小学生、中学生。部活動とは別に活動をしていますというようなことで、将来的には地域で見えるようになりますよというようなことで言いました。多分使用料を払っておられるのではないかなと思います。

そのあたりの実態はどうなっていますか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

調査をしないと分からないところがあるのですが、中学校の部活動スポーツ少年団について使用料を徴収しているというのをちょっと私たちが今把握してなかった、取っていないものと思っていたので、今のものはちょっと私分からないところがありますので改めて確認をしたいと思います。

例えば、今年度地域クラブのほうに町内の波佐見中学校の生徒が入っている佐世保市の野球クラブがあります。もちろんほかにもテニス等々はあるのですけれど、そういう方々に対する減免については、今年度こういうスタートをしましたので前向きに行いたいということで計画を進めているところでございます。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

私個人的には答弁にもあったように、もう地域移行になるから部活はやらないとか、そういう状況をつくっては大人の責任は果たせない。そういうことをつくってはいけないし、または家庭的に経費負担がかかるからもうさせません、という一番成長が盛んなときに部活動の意義。一つ懸念しているのは地域に移行したときの教育としての機能をこの部活動は十分果たしてきました。数多くの成果を果たしてきた。それが学校から離れて何名かは教師が指導するかもしれませんが、地域移行になったときにやはり教育の一環だよということは町としてもぜひ、しっかりとした柱を持って指導してい

ただきたいと思います。

私はまずは各協会にお願いをし、協会で指導者の育成、確保。そういう打診をまずすべきだと思います。中学校の振興会議に250万円あった予算を150万円プラスして400万円。指導者手当等という答弁がありました。この150万円もサッカーの38万5,000円。サッカー部にやるのと同じように、その関連しているところ、小学校から関連しているそういう部に本当はやって、指導者の育成をお願いしますというそういう支援をすべきだったと私は思っていますが、最後に町長。この部活動の地域移行についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

おっしゃるとおりそういった教育も大切だというふうに思いますし、今後どのような対応必要なのか、ちょっと私のほうではしっかり把握はできておりませんが、教育委員会との協議を進めながら、どのような対策が一番ベターなのかベストなのかを探していきたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 田添議員。

○5番（田添有喜君）

これで終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で5番 田添有喜議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

午後0時10分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

皆さんこんにちは。通告に従いまして質問いたします。

1. 放課後児童クラブ等について

「少子化対策」と並んで「女性の活躍」が叫ばれている。女性が仕事も役職も続けられるようにするには、乳幼児に限らず児童についても安心して預けることができる環境整備が不可欠である。

そこで質問します。

(1) 「放課後児童クラブ」について、どのような認識を持っているか。

また本町にある「放課後児童クラブ」の設置の経緯と現状及び課題をどう捉えているか。

(2) 千葉市等の小学校の空き教室を利用した取組を参考にすることはできないか。

(3) 子供の居場所としての「児童館」を設置する考えや計画はないか。

2. 自然災害に関する情報の発信について

6月から9月までは大雨の警戒が特に必要な時期である。「これまで経験したことのない」と形容される異常気象が毎年のように発生し、全国各地に甚大な被害を及ぼしている。外国では大規模な山火事が多発し、日本でもこの夏は災害級の猛暑が続いている。

そこで質問します。

(1) 本町でも過去に「線状降水帯」が発生したことはあるか。

また「内水氾濫」についてはどうか。

(2) 「ハザードマップ」「防災マップ」の作成と整備に要した費用及び活用の状況は。

(3) 役場に災害警戒本部を設置する基準と避難を呼びかけるタイミングは。

(4) 「熱中症警戒アラート」の発信、また「暑さ指数」の測定と周知についてはどうか。

以上です。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

4番 岡村真由美議員の御質問についてお答えをいたします。

1. 放課後児童クラブ等について

(1) 「放課後児童クラブ」についてどのような認識か。また本町の「放課後児童クラブ」設置の経緯と現状及び課題についてのお尋ねですが、放課後児童クラブは、共働きの家庭の増加や核家族化が進行したため、制度化された子育て支援策です。以前は「鍵っ子」という呼び方をしたこともありましたが、昼間保護者が不在となる家庭の小学生を預かり、放課後の遊びの場、生活の場を提供しています。特に低学年の児童に自宅で留守番させるには不安が強いことから、放課後児童クラブを利用されていると伺っています。

このようなことから放課後児童クラブは子供の健全な発達のために、欠かせない大切な事業と認識しています。

設置の経緯としては保育園に延長保育があるように、共働き世帯の増加に伴い保護者の要望で放課後児童クラブの必要性が高まっていったものと思われます。

平成9年に放課後児童健全育成事業として法制化されたことを受け、本町では平成11年4月に東小学校区、平成14年4月に中央小学校区、平成16年4月に南小学校区にそれぞれ1か所の放課後児童クラブが設置されています。東小学校区と中央小学校区の施設は、それぞれ平成27年度、28年度に国の補助事業を活用して建設されました。一方、南小学校区は当時の地区民生委員さんらの有志の方が発起して設立され、現在は借家で運営をさせていただいております。

現状のお尋ねですが3クラブに登録する児童は238人で、利用定員180人を上回っています。毎日利用される児童、平日のみ利用、不定期に利用という児童もいますので、日々の利用においては定員内での利用となっています。保育所で見られるような待機児童は発生しておりません。

課題についてのお尋ねですが、少子化の影響で利用者の減少が見られるクラブもあるようです。また昨年の9月でも質問を受けましたが、施設が老朽化しているクラブもあります。共通した課題とし

ては配慮が必要な児童への対応、職員の高齢化や人材の確保などがあがるものと考えています。

(3) 子供の居場所としての児童館を設置する考えや計画はないかとお尋ねですが、町の方針として平成29年に策定した公共施設等総合管理計画において、建物系公共施設については原則として新規の施設は整備しないこととしています。このことから新たに児童館を設置する考えはありません。

小学生の放課後の過ごし方として家で過ごしたり、塾やクラブなどの習い事があったり、放課後児童クラブもその一つになります。子供たちが安全に楽しく過ごすかは、建物というよりも内容が重要ではないかと思われます。

今年度支え合いのまちづくりとして、協和郷に「協和（今日は）よんなっせ」という居場所が開設されました。子供も大人も高齢者も自由に過ごすことができるよう地域の公民館を活用する取組です。出会いやつながりがある地域になるよう、またこの地域に住んでよかったという安心感が広がる居場所を目指しておられます。

こうした取組が全町的に広がれば、身近なところで子供の見守りが可能となり、児童館の機能を果たせる子供の居場所になるのではないかと考えているところです。

2. 自然災害に関する情報の発信について

(1) 本町での「線状降水帯」及び「内水氾濫」の発生状況についてのお尋ねですが、本町では過去に線状降水帯の発生はあっていませんが、周辺では令和4年7月19日に佐賀県、福岡県にかけて発生した記録があります。

また内水氾濫とは正確に分類出来ておりませんが、いわゆる洪水については直近では、平成2年7月の集中豪雨。平成3年9月の台風17号の際に発生した記録があります。

近年の気象変動を見ると、本町でも線状降水帯や内水氾濫の発生の可能性はあるものと考えています。

(2) 「ハザードマップ」「防災マップ」の作成と整備に要した費用及び活用についてのお尋ねですが、現在、波佐見町の区域を対象としたハザードマップには、洪水ハザードマップ、溜池ハザードマップ、土砂災害ハザードマップの3種類があり洪水ハザードマップは約430万円、溜池ハザードマップは613万円の費用をかけて町が作成しています。

土砂災害ハザードマップは県の費用で作成されているため、町の負担はありません。また防災マップは昨年度、町において468万円で作成しました。その活用ですが、豪雨発生時の浸水リスクや土砂災害リスクの把握に役立てて、これが自然災害リスクを住民皆さんに意識していただくことだと考えます。このことから町で作成したものは全世帯を対象に配布を行っており、町のホームページでも公表をしているところです。

また県が作成した土砂災害ハザードマップは建設課で地図を備えており、加えて町のホームページでも公表していますが、防災マップと別冊として町内を東西に分け、概要版の地図を作成、同封したところですので、町民皆様の防災情報として活用していただいているものと考えています。

(3) 災害警戒本部を設置する基準と避難を呼びかけるタイミングについてのお尋ねですが、災害

警戒本部を設置する基準は、

- ① 気象警報が発表されたとき
- ② 長時間の降雨等により河川の警戒、土砂災害危険箇所の警戒が必要とされるとき
- ③ 注意体制をとるべき警戒が発表され、土砂災害の危険性があるとき
または強い台風が夜間から明け方に接近通過することが予測されるとき
- ④ 災害が発生する恐れがある場合、または軽微な災害が発生した場合
- ⑤ 局地的な災害または相当な災害が発生し、または発生の恐れがある場合

としており、これらの基準に照らし合わせて設置を判断しています。

また避難を呼びかけるタイミングですが、警戒本部の設置基準及び気象台から提供される気象情報や警報発令の想定時間などに加え、近隣市町の対応状況等を見て、町で総合的に判断を行っています。

(4) 「熱中症警戒アラート」の発信、また「暑さ指数」の測定と周知についてどうかというお尋ねですが、熱中症警戒アラートは、暑さ指数が33以上となると予想される場合に気象庁と環境省が共同で、全国を58の予報区に分けて発表されるものです。その基礎となる暑さ指数は、気温、湿度、日射量などをもとに算出する熱中症予防の指数となっています。

そこで測定及び周知についてですが、さきに申したとおり国が暑さ指数を算出のうえ発表し、テレビ等でも盛んに報道されている状況を見れば、町独自で行うまでではないと考えています。

その他の御質問については教育委員会から答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

1. 放課後児童クラブ等について

(2) 千葉市等の小学校の空き教室を活用した取組を参考にすることはできないかとお尋ねでございますが、現在本町には放課後児童クラブとして3つの施設があり、多くの子供たちが利用しています。また療育、児童発達施設を利用している子供もいます。

お尋ねの小学校の空き教室を利用した「放課後子供教室」につきましては、以前にも答弁しましたが、空き教室といっても現在生活科室、小人数指導教室、児童会室や地域交流室などに利用されており、また時間的にも学年によって授業などの教育活動が行われておりますので、同じスペースを利用することは児童クラブ側も学校もデメリットが大きいと考えます。

現在の小学校を利用した町または教育委員会が主管・主導する子供教室の開設は今のところ考えておりません。ただ子供の居場所づくり、保護者のニーズ、地域交流などは大変重要な課題ですので、関係各課との情報共有、意見交換をしていく必要があるものと考えております。

以上、壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

今までの答弁を受けて、この放課後児童クラブ。今から学童保育——略して学童と呼ばせていただ

きますけれども、この学童を所管する課は役場の中ではどこなのでしょう。対象は小学生ですけれどもどこなのでしょう。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

子ども・健康保険課で所管をしております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

町長の答弁にありましたけれども、この学童という施設を利用する対象の子供たちですけれども、共働きでスタートしております、確かに。ただ勤労者や就労だとか、疾病だとか、そういった理由で保護者が家にいない子供のみを対象とするという考えではない方向に変わってきていると思うのですが、町としてはやはり変わらず共働き限定ということで考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

共働きに限定はしておりません。例えば保護者の方が病気であるなど御自宅で見ることが難しい場合にはお預かりをしております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

仕事はしていなくても病気になったりとか、親の介護で家を空けることが多くなったりとか、もう様々な利用があって急遽だけけど見てほしい、預かってほしいという家庭はあるかと思います。

そうであればはじめとちょっと違うと思うのですが、本町において受け入れる生徒1年生から小学校6年生までありますが、学年に制限はあるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

学年に制限はありませんが、実際利用されているお子さんに関しては3年生ぐらいまでが多いのかなということで思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

3年生まで、発足当初1人では置いておけないという1年生から3年生ぐらいで始まった制度だと思うのですが、地区で行われているスポーツクラブ等に所属している子はいいのですけれども、そうではないそれらに行かず直に学校から帰る4年生とか5年生とか6年生であっても、遅くまで自宅に誰もいない、大人が誰もいない自宅に子供だけを置いておく、子供だけ帰らせるというのに不安を感じる保護者は多いと思うのですよね。例外を認めていかれる方向であるということを知っている、保護者の皆さんは安心して申込みをされたらいいのかなと私も思います。

待機児童は定員に対して利用者は増えているけれども、待機児童というのはないというのが先ほど

の町長の答弁にもありましたので、フル活用されることを希望します。

次ですけれども、先ほど始まりの順に専用の施設を設けられました。東小学校区と中央校区。平成27年、平成28年にかなりの工事をされて建設されていますけれども、総工費をそれぞれお伝えくださいますか。またそして補助はどのくらいあったかということをお教えください。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

東小学校区が平成27年度建設をされましたけれども、総工費として2,710万8,000円。それに対して国県町からの補助が1,628万4,000円。

中央小学校区が28年度に建設をされまして、総工費4,428万円、補助額が3,235万円となっております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

2,710万円、4,428万円。もうかなりの額を投じて子供たちのために、新しい施設が設けられています。私は民生委員の頃にこの2つとも施設に訪問させていただいて、なかなかいいものが出来て親御さんは安心だなというふうに思っで見学をさせていただきました。

補助額ですけれども補助額を差し引いた場合大体ですが、東の「げんきクラブ」さんは、約1,000万円。そして「E Tクラブ」さんのほうは1,200万円が自己負担というのですか、社会福祉法人の負担になられているようです。

補助額のほう先ほど「げんきクラブ」のほうは町も補助をしたと。「E Tクラブ」のほうは内訳をちょっと言っただけでなかったのですけれども、私が調べたのでは学童の施設を新設する場合は国・県そして設置者が3分の1ずつ補助するという文言を見たように思うのですけれども、設置者ではない波佐見町もほぼ補助をしたのでしょうか。2つとも。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

それぞれの年度で補助の対象といいますか、補助率が違っておまして。東小学校区の場合が、国県町で9分の2ずつ、事業者が3分の1というかたちになります。中央小学校区るときには国が2分の1、県町が8分の1、事業者が4分の1という補助制度でございました。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

よく分かりました。私が見た資料が多分古かったのだと思います。そういうふうに年度によって補助の率が変わってくるということで、2つともに波佐見町は補助をなさったと。

では平成16年に民生委員等が主流で南小学校区にも「おいでおいでルーム」が出来たというのですけれども、私が関係者にお聞きしたところによると、町からは施設をつくる際、施設を買う際、移る際、移ってからの補助。建物に対して修繕改修の費用等は一切補助がなかったと聞きますが、これは

正しいのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

当初農村環境改善センターのほうで開設をされまして、手狭になったということもあって、近くにちょうど空き民家があったというところで移設をされました。その移設に関しては補助が出ていたかと思えます。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

今補助があったと、改修に関しては補助があったというふうな回答で理解しておきます。

出来た当初は農村環境改善センターを利用させてもらったというのですけれども、移った理由を手狭になったというふうにおっしゃっていました。昨年9月同僚議員の質問に対しても、農村環境改善センターから今の民間に移った、古い民間に移ったのは手狭になったからだというふうに回答されてきました。そうなのかなと私も思っておりましたが、改善センターで利用していた部屋の畳数、何畳あるか御存じですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

ちょっと定かではありませんけれども30畳ぐらいではなかったかと思えます。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

そのとおりです。農村環境改善センターに行って聞きました。30畳の部屋を使わせてもらっていた。経緯は開設をされた方が前町長に直談判をして、農村環境改善センターを使わせてもらえないかということで、施設をどこか見つけてもらえないかと言って、農村環境改善センターを使いなさいというふうに前町長が許可をしてくださって農村環境改善センターを借りたというふうに聞いております。正しいと思えます多分。

これが今使われている古い民家。築40年以上経っているそうですけれども、ここは私が話をしている部屋が8畳、奥のほうは6畳、8畳と6畳足すと14畳ですね。30畳の部屋からこの14畳の部屋に移らなくちゃならなかった。これは手狭になったからというのはちょっとおかしいのではないかなと私は客観的に思いました。これはどうでしょうか。御存じでしたか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

現在は使用されておりませんが、当初は2階の部屋も使うということでお聞きしております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

お聞きしておりますとおっしゃいましたけれども、実際2階は使っていないというふうに私は聞いた

のですね。2階も使えるだろうと思って移られたということなのですから、確認ですが農村環境改善センターを使っているときは、月1万円の使用料を町に対して払っていたということですから、これは間違いないでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

お支払いいただいていたと思います。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

ここまで確認出来ましたけれども、そういったこれで今もここを使っているのですね。昨年の9月の議会で、ここに会議録のコピーがありますが、そのときは狭さよりもトイレのことを言われました。同僚議員はですね。男女が一つになっている、こういうトイレもあるのですよ。あと交通。送り迎えができません。その時にすごく危険があります。あと運動広場に行くのに道路を横断しなくちゃいけない。いろんな意味で、ここは不便で危険ですから、公設民営はできないかというふうな訴えがあったと思うのですけれども、それに対する答弁をちょっと読み上げますね。

町長の答弁はこれに変わりがないかということで確認をしたいと思います。公設民営化ができないかということに対して、言葉を切り取りますけども、「公設民営化で設置するのが果たしてどうなのか」というふうに前川町長は答えられておられます。最後のほうでも「必ずしも公設民営にこだわる必要はないのではないか」というふうに、もう断言してもう取りつく島がない。もうそれは考えてない。施設の改善に対しても補助をする計画は今のところないみたいなことで、かなりはっきり断られましたね。そのことはパソコン持っていらっしやらない御家庭は昨年発行しております議会だよりの一般質問の答弁のところにもありますので、御確認をいただきたいと思います。

私は今回質問をしたときに何というのですか、改善がというか方向性が少し変わったのかなど、世の中の動きは変わってきていますので少しは違うのかなどと思って質問したのですが、答弁は同じということで解釈をしたいと思います。変わりはないということですね。

「おいでおいでルーム」というのが南地区の小学校の受入れる学童保育になっているのですけれども、この「おいでおいでルーム」が始まった経緯というのは御存じですか。先ほど民生委員とおっしゃいましたけれども、どういった細かいことまで御存じでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

細かいことは存じ上げておりません。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

当然ですよ。課長はもう代々変わって、あれから何代目かになられると思うのですが私がお聞きして、私も初めて知ったのですけれども、実は小学校の近くに住んでいらっしやる当時民生委員を

されていたのかも分かりませんが、南小学校の先生そして御主人は早岐中学校の先生だったそうです。その御夫婦から共働きで帰りも遅い子供を家に置くのは心配だ。どなたか子供を見てくださる方はいないだろうかという相談があったそうなのです。

そういう方が何人かおられたということで、発足をされたというように聞いております。立ち上げられた。これについてこの話を聞いて、すみません教育長本来はそういう教員の窮状というのは、やっぱり学校の校長が把握すべきだし教育委員会もそれに対しては理解しておかなくちゃいけないと私は思うのですが、今の教育長は当時小学校の先生であられたか、教頭先生だったかと存じ上げませんが、その職員の窮状ということについてどう思われますか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ちょっと申し訳ない。急に今の質問のところよく分からなかったのですが、校長として職員の窮状をといてるところをどこまで把握し、もちろんそういう状況とかそれは校長として、職員の私生活までは深く入り込めないとしましても、職員の状況については十分に把握をしていきたいと思っておりますし、どのような思いを持っているのかということについては把握をしていきたいなということを思っております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

相談しやすい管理職かどうかという、いろんな点もあるのですけれども、子育てというのをいわゆる仕事ではない。個人、家庭の問題だと考えるから民生委員さんとか近所のおばさんたちに質問、相談をされたのだと私も思います。

私が教員をしていときに、父母面談をしたときにやはり小学校の共働きの方が佐世保から対馬に異動になったときに、対馬に子供を預けるところが無い。だから自分の実家の父母、おじいちゃんおばあちゃんに子供を預けて、6年ぐらい行っていた。「帰ってきて一緒に住むようになったけれども、このとき預けられた子供は親にとっても遠慮する子に育ってしまってますね」というふう言われて、小さいときの子育てとか安心して何というのですか、預けるところが傍にないことは大変なことなのだからそのときにつくづく私は思いました。

私が島から上がる時も、やはり長崎県民ですから、どこでも行けるわけですよ。佐世保でも、諫早でも、長崎でも希望すれば県立高校だから行けるのですけれども、やっぱり一番に考えたのは、子供が不自由しないところ。子供が安心して小学校生活をできるところというのを考えて選びました。実家に近いところですね。

波佐見高校の職員さんの中に「おいでおいでルーム」があるから波佐見高校を選んだという方も実際おられたと聞きます。そのぐらい、波佐見町というのは転勤族が少ないところかも知れませんが地縁、血縁がない方が転勤してくる、住居を構えることに関しては子供をどうするか、子供をどう確保するかということとはとても大きいことなのだと私は思います。

それでこの8月30日の風景なのですけども、ここの中に1人で保母さんをされていて、御主人が消防士さんで、島とかも行かれた方がおられましてね。その時に聞いたのですけれども、島のある町小値賀だったと思うのですが、学童は社協（社会福祉協議会）がやっていると。聞いたら社協が乗り出して、子育て支援をしているところはたくさんあるというのを聞きました。

本町の社協に子育て支援に乗り出してくれないかというふうに相談されるとか、間をとって交渉してもらえないのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

「おいでおいでルーム」の皆さんがそういう運営（社協の一員となり、社協として運営）を望まれているのかどうかというところもございしますが、言われるように今は任意団体として活動されている中で、運営基盤といいますかそのあたりがしっかりしてない部分で、今後継続していくところに不安を持っていらっしゃるというのは御理解をしております。

ですので、こちらとしてもそういう運営ができる団体といいますか、そういったところにも模索しているところですので、社協に限ってではないですが検討はさせていただいております。社協に関しても、事業運営といいますかそういうものは定款などで定めるもので、簡単に新たな事業に取り組めるかということにも問題があるかと思えます。

○13番（尾上和孝君）岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

もう確認済みです。そういうような話があるのですか、そういうことができるのですね、よそはやっているのですね。というように皆さんおっしゃいました。ぜひその線で話を進めてもらいたい。

あと社協のスタッフとも話をしたのですけれども、確かにおっしゃるように、よそは子育て支援をもっと積極的にやっています。波佐見町の社協は子育てに関しては遅れていますね。というふうに認めておられます。

定款とかは今の段階で定款あるかも分かりませんが、それはよその社協とのを参考に今からでも時間をかけて変えていけるものかなと。社協とどうのこうのというわけ、社協という手も一つはあるのだということを、ちょっと提案させていただいたまでです。

これどこかお分かりでしょうか。分かりますよね。東彼杵町の十八親和銀行の跡地と建物です。これを東彼杵町は買われました。建物等と敷地を1,750万円ぐらいでもう町の所有物になっております。このことについても去年の9月の段階で同僚議員が質問をしたのですけれども、これに関しては御存じですかということに関して石橋課長は、それは承知しておりませんというふうに回答されたのですけれども、その後見に行くなりお話を聞くなりされたのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

見には行ってはございませんが、東彼杵町の担当課長にそのあたりの経緯をお尋ねしております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

担当課長氏福さんとおっしゃいましたか、こども健康課というところが所管になっておりますが、お話を聞きに行きました。そのときに胸を張って言われましたね。彼杵は学童が2つあるけれども、千綿小学校と彼杵小学校にあるけれども、公設民営です。と断言をされました。

ここに入られる方はNPOですね今は。でも最初は同じですよ。南地区の「おいでおいでルーム」の分と全く同じ頃に、全く同じような感じで保護者の要望にもう答えざるを得ないということで、5人とか10人とかで始められて、そして東彼杵町はまだ幼稚園の横にプレハブを建てられてここからスタートしたのだそうですよ。そして確かに手狭になったので、町に手狭になりましたって言えば太陽酒造の、町が買っていたのでしょうか。そこの建物があったのでそこに入れてもらった。もう最初から公の施設ですよ。公設民営です。そして今の「ひさご荘」というのですかね。老人とか商工会が入っていたところに移って、そしてずっと2階建てのところを専用に使って利用されております。

不勉強ですけど、私どもも公務には行っていなかったのですが、このことを聞いて実際行ってみたら、やっぱりすごい専用の立派な建物でした。それが何で移らなくちゃいけないのかって、どういった経緯ですかっていえば耐震構造になってない。耐震基準を満たしてないということになったので、急遽ここを買って改修して、そして児童学童保育専用の施設として使う。そしてグラウンドは小学校のすぐ隣に神社があって、小学校彼杵小学校がありますね。そこを使うということでもう話は決まっていると。うまくいけば4月から開設だとなっていると聞きます。このことについて町長、子ども・健康保険課長、教育長どのように思われるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

以前の答弁もちょっと出されましたのでお答えしますが、以前の答弁は多分放課後児童クラブの建物を新たに建てていってというようなことだったので、そういう見地からは、公設民営の方針はないと。町で新たに施設をつくる考えはないというふうな答弁をしたかと思います。

今お話しの東彼杵町の事例によれば、中古物件を取得してその有効活用を図りたいというふうな流れかというふうに思います。であれば南地区といいますか、近辺にそういった適合する建物があれば検討の余地はあろうかと思いますが、既に近辺の建物といいますと農協の空き事務所がありますが。まだ使っておられますね。ああいったものもありますけれど、あれはもう既に耐震性がないということで、農協さん自体も統合されたということであれば、現在のところではそういった建物がない状況でございますので、非常に難しいのではないかなという感じでおります。

それから農村環境改善センターの中で、手狭になったということで出られたという経緯があるようでございますけれども、またその定員が減ってきて例えばそこで収まるようなことで、利用価値があるとなればまたそれはそれで検討の余地があるのですけれども、あそこはいろいろほかの利用がありまして、例えば畳が傷むとかあるいは部屋の傷みがひどいとかいう苦情も当時あったように覚えており

ます。

そういったことから目的外利用はちょっと難しいのではないかなということ、出られた経緯も一つの理由だったというふうに理解をしております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

時間が迫っております。

私が言いたいのは、彼杵は最初から町が積極的に出て、利用料も取らずにいろんな町の施設を提供していったのですね。ここで学童をやってくださいというふうなかたちで持って行って、今入れたところは立派な施設なのにもかかわらず、耐震が出来てないから新しいところを買って、そこをちゃんと改修して使うと。農協あの施設を買ってもらって、あそこが耐震出来てないからあそこに作り変えるという考えはないということなのかなと今の町長の答弁を聞いて思いました。次です。

これ平戸の「小鳩こども園」です。これは地区の方がつくった幼稚園ですけれども、向こうに見える建物を御覧ください。これが学童専用の建物です。140平米の新しい建物です。子供たちはこの中で、こんな感じで放課後の時間を自由に過ごしています。

これは夏休み、この前行ったばかりなのですけれども、お弁当を持ってきて給食をさせてもらっておりました。これは市が動いて平戸の中南部は過疎化が激しく、小学校の統廃合もがんがん進んでいると。そこに子供がいる家庭、これから結婚するような若い夫婦が安心して子育てできるような環境をつくるにはどうしたらいいかというのを、アンケートをとって学童をつくってほしいという意見があったので、学童がどこかに出来ないかということで、ここのこども園の隣にたまたま市営住宅で古びたものがあったので、それを崩して整地して、そして6,000万円ぐらいかけて整地してそこにこの140平米の分を造っています。これというのは、やろうと思えばできることなのですね。

私がもう時間がないので提案させてもらいますけれども、鴻ノ巣保育園の園庭というのは、先ほど言いましたこの小鳩こども園の園庭と比べたら、利用者の児童数も同じぐらいで園舎も同じぐらいなのですが、園庭は1,000平米、2,000平米以上広いです。あの1,000平米これも広いのですよ。これよりさらに広いです。その広いところの一角にもう新しいのをつくる気はないって町長はおっしゃいますが、どうにかして作っていただけないかと私は切に願います。これは要望ですけれども。

造って造れないことはない、作ろうという気持ちがあるかないか、あるのかと。私は補助がないのが手を挙げる社団法人、社会福祉法人がないと。そんないないのはどうしようもないじゃないですか。いないところに、いなければどうするかというのを考えるのが行政ではないかなと思います。

大事なのは設置者じゃなくて子供たちとか保護者。町民である保護者を平等に南も中央も東も扱っていただきたいというのが私の要望なのですけれども。南の鴻ノ巣のところに造れば、南小学校のグラウンドもほとんど放課後使われていませんけれども、フル活用できるのではないかなというふうに思いますが、一言だけ町長いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

まず大前提となるのは今運用されております「おいでおいでルーム」が、もう今すぐやめられるのかという話ですよね。そういう状況であれば、確かにもう一生懸命考えてしなければならない問題でしょうけど、まだ本人さんたちがやる気で一生懸命おられるところにいきなり公設、あるいは町が整備してするというような考えはいかななものかというふうに思いますし、実はもうあまり表立って言えないのですけれども、町としてもそれなりに対応するために相談はいろいろしております。

まだ表だっているいろいろ言えない部分がございますので、それをここの場で表だって申し上げると進むような話も、かえって支障となって進まない場合もございますので、非常に発言しにくいところがございますけれども、その点は御理解をいただきまして、何にも手を尽くしていないという状況でないということだけは御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

今の言葉心にとめて、これから改善の余地があるのだということで、去年の9月よりは何かもっとこう確かな答弁がいただけたのかなと思います。

私はこのことを提案するに際して「おいでおいでルーム」の皆さんとはしっかり話をしました。そういう方向性であれば安心ですと。すぐにやめるとおっしゃいませんでしたけれども、話合いの余地があるということで理解して。

一番大事なことは南地区の小学生と、南地区の保護者。そしてこれから南地区で小学生を、小さい人が上がっていく小学生を持たれる家庭にとってはすごく切実な問題だと思うのでよろしく願います。

次に行きます。これはハザードマップの設置状況です。これ志折郷のごみの収集場に掲示をしたものです。この一人一人が率先避難者となろうという字は大きいのですけれども、先ほど言ったように、この場所のこの大きさです。ほとんど文字は見えないと思います。地図はあります。これ何年ぐらいに町内に建てられたのでしょうか。何年か前だと思うのですが、御記憶にあれば。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

2年ほど前に立てております。ちょっと町内の箇所数をちょっとはつきり覚えていないのですが、三、四か所だったかと思います。ほかの地区にもしているのですよね。溜池単位でやっているのです。ここは溜池的には神林溜池の分ですかね。山ノ上溜池ですね。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

すいません、2年前のことを持ち出しましてね。山ノ上の分ですけれども、神林の分はこれが立っていないのではないかなと、立っていませんよね。だからこういうのを志折に立てたいのですけど、どこですかって言われたのでみんなが集まる、みんなが目にするところがいいということで、私も中

心なっってここにといいました。

いかんせん字が小さい。何でここまで情報を入れるのかな。見えません。こうやっって見て私読んだことありませんよ、この部分はずですね。とか「一人一人が率先避難者」率先避難者って小学1年生は読めないだらうって思っるのですけどもね、これがあることによっって水害が来たらどうしますかという警告としての看板の価値はあるかなと思っます。

時間がないので大分飛ばしますけれども、線状降水帯。どこにでも発生する可能性はある。だから気象情報には敏感になっっておきましようというのですけど内水氾濫です。内水氾濫の定義というのがなにか。私は内水氾濫が新聞記事とかになっったときに、内水氾濫は波佐見ではないだらうと思っました。あれは町で下水が完備されている、地面とか土地が全てコンクリートで雨水が浸透していくようなどころじゃないところで起きるのが、内水氾濫だと思っましたが、これはずね。この大判のこれ（防災マップ）が配布されまました。お金はいくらだっただすか結構たくさん使っってくださいまますが、ここの中に内水氾濫とはという定義があります。

内水氾濫ちよっただけ、これだけが内水氾濫の定義なのですけども、内水氾濫はないと思っっていたら17ページ。この黄色で書いたところは南地区だけでも避難場として52か所ここに小さい字で書いてありますけれども、52か所のうちの南地区の避難場のこの経路の地区は内水氾濫バツって書いてあるのはずね。このバツが何なのかって言えは、内水氾濫していますよっって言われたら行ってはいけませんということではずかね。何かよく分からないのですけどバツでした。

その中の一つに南小学校もあるのではすよ。南小グラウンド長野郷バツ、洪水のときバツ、内水氾濫のときバツ。南小学校グラウンドがバツであれば南小学校グラウンドより低いところにあるところはみんな内水氾濫の可能性があるというように理解すればいいということなのかなと思っました。

内水氾濫に関しては、このマップには全然記載がないではすよね。確認です。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

町長の答弁にありまましたとおりに、波佐見町では様々なハザードマップを作っっているわけではすますが、今回のこの防災マップについては、波佐見町で一番危ない土砂災害警戒に主眼を置いて、このハザードマップをつくらせていただきました。そこでお尋ねの内水氾濫、洪水も含みますが、については町のホームページそして以前は各世帯のほうに配布をいたしました。以前ははずね。それをあわせて確認をさせていただければというように考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

内水氾濫について、そのどのようなアラートがテレビ等に出るのかよく分かりませんけれども、書いてあるということなので、ホームページ等で確認をしてもらっってはどうかというように思っます。

そしたらその次です。これ長崎新聞8月27日ではすね、部活動の熱中症対策は万全かというふうなタイトルで、長崎ポストという長崎新聞の1コーナーではすが、これ全然見えないではすよね。あそこに暑

さ指数を計る器具が写っているのですけれども、この暑さ指数を計る装置というのは町はどのぐらい保有されていますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

私を知る限り、正確な精度が高いものはないというように考えております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

町にはない、教育委員会は持っているはずだって、私は新聞を見て思ったのですけども、教育委員会はどうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

それぞれの学校に熱中症計の設置をして、あるいは持ち運びを配備しております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

正確な数は。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

規模数等々によって3～4個というように学校の規模、児童生徒数によって変えておりますが、3～5個については配布をしております。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

熱中症というのは、暑さ指数というのは町長の答弁にもありましたように、気温、湿度、上からの日射、下からの反射ですね。それと風。風が吹いているか吹いていないか。

これというのは波佐見町に出ましたというのと、波佐見町の南小学校がどうで、東小学校がどうで、中学校はどうかと、全然違うと思うのですね。それぞれがやはり違うと思うので配られていると思うのですが、それぞれの4台ないしは5台の分はどんな基準で使うようになっているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

文科省等々のあるいは厚労省等が出しているガイドラインにのっとった部分でやっておりますが、先ほどここに写っているようなもので、学校は判断をしていると思っております。

ただ子供たちのことですので、それよりも以前に注意すること等々についても指導をしておりますし、今回の痛ましい事故を受けて各学校でも改めて指導の強化、徹底をしたところでございます。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

そうですね7月終わり、8月に入ってから本当に中学生、小学2年生でしたかね。もう本当に痛ましい事故を波佐見で起こしてほしくない。ですから今回この質問をしたわけですがけれども、ここに保護者、子供さんを亡くした保護者とかの文章載っていましたがけれども部活動の外部指導者であるとか、コーチである——先生たちはもう承知されているのでしょうかけれども指導者とか、保護者とかには徹底されていないというふうな記載がありました。

もし波佐見町もそうであればぜひ、関わる方には全てにしてください。本当に暑さ指数というのは場所。屋外でやるのか屋内でやるのか、上のほうでやるのか、下のほうでやるのかで全然違いますので、個別に応じてそれをしっかり測定をして、そして子供たちの命を守ってほしい。

あと睡眠時間。朝食を取ったかどうか、これが大きいそうですからここあたりも徹底して気をつけていただけるようお願いをしたいと思います。

あとあわせてですが新庁舎が出来ます。新庁舎の屋上にはいろんな測定値が新しくなると聞きました。波佐見町には皆さん今、気温幾らですよという温度を計らないですね。よその町には結構見ますよね。ただいまの気温何度。

で、新庁舎作られて測定はされるのだそうですね。新しくなると思うのですけれども、そういう今の波佐見の温度、湿度は何%ですというのを掲示する予定ってのはありますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

現時点では予定ございません。

○議長（百武辰美君） 岡村議員。

○4番（岡村真由美君）

予定がない。私も新庁舎等調査特別委員会とかいうのに所属させてもらって、それができるとは聞いてないので、きっとないのだろうとは思っているのですけど、もしもできるようであれば役場に新しい庁舎の一角にでかいやつを。そしてもしできればよそこにもあればいいなど。

これは国土交通省が設置するのかどうか分かりませんが、よろしく御検討いただきたいと思っています。

最後ですが、これですね。これは前回も私はとってきましたけど、これはNBCのデータ放送の東彼杵町の今年8月9日の東彼杵町からNBCに送ったデータのうちの一つです。

長崎県では9日水曜日未明頃から風雨が強まります。避難の際には毛布やなにかかんとかを持って集まってくださいね。とかいう感じで出ています。これはいわゆるNBCに60万円ぐらいかけて契約するのでお金ももったいないし、無線放送あるし、いろいろあるから入らないと。私はこれ入れと言っているわけではないのですね。

こんなふうに文字で示すデータの貴重さというのを再認識していただきたいなと思います。今、耳の不自由な人、後高齢者で放送あっても聞こえない人。あと、お仕事で聞き逃してしまいがちな人。いろんな人にとってはいつでもぽっと見られるデータ放送というのはとっても貴重ななというふう

に思いますので、一考をお願いしたいと思います。

今、自治公民館の中にも波佐見ケーブルテレビを引いてらっしゃるところが六つか七つか増えてきていると聞いています。自治公民館のほうで避難された方がそういったものを見るという機会もあるかと思しますので、自治会長会等で周知をお願いできますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

波佐見町が報道機関にどのように情報を流しているかということをもまず御説明させてください。現在波佐見町は県の防災情報システムを通じて、国が構築しましたLアラートに一元的に情報を投げております。その情報は今NBCのデータ放送で流れる情報と遜色ございません。

したがって各報道機関が、Lアラートからどのような情報を取るかということについては、国のほうが自由にとっていいよとなっております。例えばですがNHKのテロップ等に流れる分は私たちがLアラートに入力した情報をしてしています。それは避難所の開設、あるいはこういった呼びかけをするか。その情報をもとにやっておりますので、改めてこのようなデータ放送について契約をする手間とかですかね、つもりはございません。

報道機関がどのように今後、私たちが投げている情報を使うかということについては各報道機関の判断だろうと思います。

あわせてLアラートでいろんなアプリの情報も、二次利用もされておりますので、そういった情報を通じて町民の皆様がしっかり情報を得ていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（百武辰美君）

以上で4番 岡村真由美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時45分から再開します。

午後2時34分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、7番 福田勝也議員。

○7番（福田勝也君）

皆さんこんにちは。それでは通告に従って質問いたします。

1. 基金の繰入や活用について

積立基金として、財政調整基金、ふるさとづくり応援基金、庁舎建設基金など16もの基金があり、それぞれ繰入積立てや事業の活用として利用されている。

そこで、次のことを問う。

(1) ここ数年、各基金の中で積立額や取崩額がない基金もあり、整理していく必要もあると以前

の一般質問において答弁がありました。

その後どのように検討されているのかお尋ねします。

(2) 財政調整基金及び庁舎建設基金の過去5年の積立額、取崩額、残高はどのようになっているか。

(3) ふるさとづくり応援基金の過去5年の寄附金、積立額、取崩額、残高はどのようになっているか。

(4) 各基金の活用計画はどのようになっているのか。

2. 観光案内所について

町の玄関口の一つである岩峠駐車場内に観光案内所が設置してある。

そこで、次のことを問う。

(1) 案内所を利用されている観光客は何名ほどか。

(2) 利用者の相談内容は、どのようなものがあるか。

(3) 観光案内所の移転の考えはあるか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

7番 福田勝也議員のお尋ねについてお答えをいたします。

1. 基金の繰入れや活用についてということ。

(1) 積立基金の整理、検討についてのお尋ねでございますが、町では16の積立基金について、それぞれに条例を設けてその目的に沿った運用をしておりますが、議員御指摘のとおりここ数年、取崩や積増等がない基金もあり、昨年6月議会の一般質問でも答弁しましたように財政担当へ整理していくよう指示していたところでございます。

現在のところその目的などから今後も必要で廃止統合ができないものが7基金あり、それ以外の9基金を廃止あるいは統合すべきと判断し、それぞれの基金について廃止した場合に不都合がないかなど、県にも確認しながら整理に向けた検討を現在進めているところです。

(2) 財政調整基金及び庁舎建設基金の過去5年の積立額、取崩額、残高についてのお尋ねですが、御質問の基金、過去5年間の推移を表にまとめましたので、その内容について御説明をいたします。まず財政調整基金ですが、積立いわゆる増加額については、平成30年度、令和2年及び3年度は基金の利息等のみを、また令和元年と4年度については、一般会計の決算剰余金が見込まれましたので、その中から積立をしております。この間取崩はありませんでしたので、残高は平成30年度の約5億8,930万円から、令和4年度末には約8億4,390万円となっています。

次に庁舎建設基金については、積立が平成30年度から目標額に達する令和3年度にかけて、一般会計の決算剰余金の見込額の中から積立てました。取崩は庁舎建設工事に着手した令和4年度の3億円のみですので、残額は平成30年度6億6,150万円から、平成4年度末には約10億4,930万円となってい

ます。

(3) ふるさとづくり応援基金の過去5年の寄附金、積立額、取崩額、残高についてのお尋ねですが、基金の過去5年の推移を表にまとめましたのでその内容について御説明をいたします。

まず寄附額ですが平成30年度は約8億9,849万円でありましたが、年を追うごとに多くの皆様方から御寄附をいただくようになりましたので、令和4年度では約19億3,473万円となっています。そして寄附額から経費を差し引いた額を、年度末に積立てており平成30年度は約4億4,177万円、令和4年度は約9億2,950万円を積立てています。

また事業の財源とするために取崩した額は、平成30年度は1億3,850万円。令和4年度は6億7,700万円となっています。さらには年度末の基金残高についても平成30年度の約5億7,974万円が、令和4年度には約19億7,886万円となっています。

(4) 各基金の活用計画はというお尋ねですが、本町では予算編成の基礎資料として、毎年10月から11月に今後3年間における各課の事業計画のヒアリングを行い、振興実施計画の策定を行っており、あわせてその裏づけとして中期財政計画の見直しを行っているところです。

そのような中で財源の不足が見込まれる場合の対策として、基金の活用を盛り込むこととしております。基金の活用については条例の定めにより目的の経費の全部または一部に充てる場合に限り処分できるとありますので、実施する事業において一般財源や特定財源で事業費を賄い切れない場合に、その目的が一致する事業に対して取崩して活用してまいりたいと思っております。

2. 観光案内所について

(1) 案内所を利用されている観光客数はとのお尋ねですが、岩峠駐車場や高速バス利用者が増加していることを踏まえ、波佐見町の玄関口に観光案内場を設けることで、町外からのお客様に対し、町内各所への誘客や観光情報の発信を図ることを目的として令和2年6月に現在の位置に設置しています。

年間の観光案内所の利用については令和2年が404人、令和3年が321人、令和4年が539人、令和5年の4月から8月末までの利用者数は293人となっており、一時コロナウイルス感染症の影響で減少したものの、その後利用者数は年々増加しています。

(2) 利用者の内容はとのお尋ねですが、波佐見町内の観光案内、レンタカー、レンタサイクルの予約及び手配等や観光に関する電話対応などがあります。

利用内容では初めて本町を訪問される方から、町内の観光スポットの紹介や町内の移動手段に関する問合せが最も多いと聞き及んでいます。

(3) 観光案内所の移転の考えについてですが、コロナウイルス感染症も5類に引下げられたことに伴い、今後、岩峠駐車場や高速バス利用者も増加すると考えられますので、現在の場所に引き続き設置したいと思っております。観光案内所の移転につきましては、現状では考えておりませんが、利用状況の推移や町内における観光客の周遊状況等を把握しながら、移転の必要性が生じれば検討していきたいと考えています。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

それではこれから再質問をさせていただきます。これが令和4年度の決算書の基金の状況でございます。

現在基金の内容を見ますと、この16の基金が設立されておりますが、それぞれの目的を持って基金を設立されているものだと思いますが、以前の同僚議員からの一般質問の答弁でも整理していく必要もあるかということでした。

この内容、中ほどにある基金の状況を見ましても、やはり積立額あるいは取崩というものは変化がございません。逆に動きがあるのが、やはり財政一番上の財政調整基金とか減債基金ですね。そして教育施設整備基金、この4年度はあまり動きがないようなのですが、3年度で1億1,600万円の積立てで1億1,200万円の取崩しがあると。こういったかたちで教育施設整備基金についてはまだ動きがあるみたいです。

それであと児童文化基金とかあるいはふるさと創生基金。ここはあまりないのですが、2年度にふるさと創生基金も積立額はそうないのですが、6,540万円の取崩があるというふうな動きがあります。その下の人づくり・まちづくり基金から、西ノ原土地区画整理事業保留地処分基金などのちょっと動きがないかなというかたちですね。

あと動きあるのがコミュニティ活動支援事業基金とか、ふるさとづくり応援基金はもちろんのことですね。それとあと庁舎建設基金というふうなかたちであります。

やはりこの4年度につきましても、やはりこの真ん中あたりの基金についての見直しとなってこようかと思いますが、先ほども町長のほうからの答弁もありましたけども、もう一度この具体的な内容について、もし御説明できるようなことがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（百武辰美君） 税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

町長の答弁のありましたとおりですね、現在9つの基金について見直し、検討を進めているというところでございます。

まずその対象となった基金でございますけども、教育施設整備基金それから、有福勲教育振興基金、ふるさと創生基金、人づくり・まちづくり基金、河川環境整備基金、地域振興基金、地域福祉基金、それからコミュニティ活動支援事業基金、それから庁舎建設基金。こちらについては統廃合といえますか、そういうところができる。庁舎建設につきましては庁舎が建ってしまえばなくなっていく基金でございますので、廃止の方向というところでございまして。検討の内容ではこれを大きく2つの基金に出来ないかというところで検討しております。

一つはですね公共施設に使っていくような基金ですね。それとあとは人づくりだとかまちづくりですね。地域振興のために使っていく2つの基金に大きく分けて積立てをしていくべきということで今

検討に入っているところでございます。

なおこの各基金につきましては、その積立の基金を立ち上げた経緯等もございまして、それをまずその廃止するにあたってクリアできるかどうかというところのまず調査をして、調査の結果どうしても廃止できないというものはそのまま残すというかたちになりまして、それを廃止の方向でクリア出来たものについては今申し上げた基金のほうに取り入れていくと。

もちろん基金、それぞれ条例がありますので、その折にはまずは基金の条例を廃止して、新しい条例を立てていくというような格好になるかと思っておりますので、今その準備を逐次進めているところでございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

先ほどの説明で、やはり9つを整理していくというふうな形で、大分こうスマートな基金の体制になっていくのではないかなと感じております。順次ですね整理できるものから進めていただきたいと思います。思っております。

それでは次の（2）の財政調整基金と庁舎建設基金についてお尋ねしたいと思いますが、各基金の活用、取崩については基金の目的での活用かと思うのですが、その財政調整基金の活用については、目的とかあるいはその条件等があるのかちょっとお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

財政調整基金につきましては、特にこれといって目的を指定したものはございません。行政が行う事業に柔軟にといいますか、もちろん資金が足りないときに使うものでございますので柔軟性がある程度あるという基金でございます。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

それではですね、この財政調整基金につきましては積立で過ぎると国からの交付金に影響があると、そういうことも聞いております。

本町の予算規模であればどの程度の積立額が妥当といえますか、どれくらいまでであればその交付金に影響はないのか。そこあたりをちょっとお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

財政調整基金の積立額については、明確な交付税の減額に係る部分の積立額というような限度額というのは特段決められておりませんが、大体標準財政規模ですね。標準財政規模の約2割程度が大体基準となるとされておりますので、波佐見町の場合は約40億円でございますのでその2割——8億円前後が適正な価格になってくるものと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

先ほど答弁でありました財政調整基金と庁舎建設基金の推移でございます。

これまで見てのとおりやはり主に下の段の庁舎建設基金のほうに、決算の余剰金のほうを主に積立てておられますが平成30年に1億円ですね。それで元年にも1億円、令和2年に3億円弱ですね、令和3年に3億円と。この4年間で約8億円をしておられますけども、4年度には3億円の庁舎も、4年度から着工になって3億円の取崩しの状況になっております。今後庁舎のほうも外構とか駐車場の整備等が完全に完成したら庁舎建設基金も先ほどの答弁でありましたとおりになくなるというふうなかたちになろうかと思えます。

4年度は財政調整基金のほうに逆に2億円強の積立てがありますが、先ほど財政調整基金の積立額の限度額が妥当な金額が8億円というふうな答弁がございましたけれども、残高がもうこの4年度で8億円を超えているわけなのですよね。

今後、決算余剰金が発生した場合、庁舎建設もなくなって財政調整基金もいっぱい、いっぱいになったときに基金の繰入れはどのように計画されるのか、お伝えください。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

すいません担当課長を差しおいてちょっと申し訳ないのですが、確かにおっしゃるとおり庁舎もでき上がって、あとは外構工事を残すためだけになります。それから財政調整基金もある程度目的には達しているようでございます。あと残りは本町の起債残高がまだ60億円以上ございますので、できれば減債基金あたりに積立てをいたしまして繰上償還ができるような場合には、その財源として積立てたいなというふうに思っておりますし、また今後基金を編成いたしますが、その中である程度目的とした事業があれば、そのための基金としての積立を行いたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

次に、3. ふるさとづくり応援基金についてお尋ねしたいと思います。ふるさとづくり応援基金につきましては、全国各地より国民の皆様より、ふるさとづくり応援寄附金としていただいて、その3割を返礼品として本町の特産品を返礼しております。また事務手数料や発送費などを差し引いた寄附額の約半分が基金としてとして積立てられております。

先ほど答弁いただきましたふるさとづくり応援基金の詳細な内容になっております。一番上の段の寄附金の欄です。平成30年度が約9億円弱だったのが、順調な推移で令和3年、令和4年と約20億円の寄附金をいただくようになっております。この5年間で寄附額を全部足してみますと約80億3,500万円となっております。その3割が返礼品ですので、約24億円強が本町の事業者さんに売上げにも寄与されているというふうなかたちになっております。

それとその下の段です。基金の積立額につきましても寄附金の推移に従って、御覧のとおり数字となっております。30年では4億4,000万円が令和3年、令和4年と約10億円の基金を積立てられる

というふうなかたちになっております。この基金の積立額についてもこの5年間で足して約39億4,400万円というふうなかたちになっております。

あと下から2番目の取崩額についてですが事業に活用された金額ですね。活用額も寄附金と比例して増えてきております。30年度は1億3,800万円が令和3年、令和4年と7億円前後の取崩をしているというふうな数字となっております。これもちょっと5年間で足してみますと122億4,200万円というふうなかたちになっております。

そして一番下の段の残高ですが、前年度4年度末で19億4,886万3,000円というふうなかたちで約20億円の残高が残っているというような状況でございます。そこで順調に推移していますこのふるさと納税の状況ですけれども、ここ3年間はコロナ禍ということもあって、在宅の時間もあって寄附金の増加にもつながっていたのかなと感じているのですが、今年5月からコロナも5類になって人の動きも以前のように活発化しております。

今年度に入り5か月たっておりますけど、今年度の寄附金の状況というのはここ二、三年と比べて変わらない推移をしているのか。そのあたりはどのように感じられるか。また今後も順調な推移、現状維持できるような状況か。どのように感じられているでしょうか。

○議長（百武辰美君） 税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

ふるさとづくり応援寄附金につきましては、おかげをもちまして順調に伸びてまいりまして、ピークといいますかここ数年の一番の最高額が令和3年度であって、それでも翌年度にはまた19億円と約20億円近く寄せていただいております。本当にありがたく思っております。

それで御質問の最近の状況ということでございますけれども、コロナが明けまして私もちょっと落ちるかなと思っておりました。7月までの各月の寄附額につきましては前年度なみ、もしくは若干ちょっと落ちた月もございました。しかし若干です。それで少しずつ落ついていくのかなあと感じておりましたら、8月の実績が昨年よりも上回っております。

そして今御承知のとおり、9月5日から楽天のスーパーセールが始まっております。9月5日のみの数字になりますけれども、これも昨年の9月5日と同日ですね。1日だけの分で換算しますけれども上回っております。

ですので、コロナが明けてもやっぱり言えば、これは税金対策の一つでもありますので、コロナが明けて旅行に行くというのも一つなのですけれども、やはりこうある程度は税の対策をされる。それと10月1日から幾分見直しが全国各地で入りますので、そういう駆け込みでされるという方もいらっしゃるって、ここがちょっと伸びているのかなということでございますけれども、今のところは順調に昨年を上回るペースで行っておりますので、同額ないし、それに近い数字で落ち着くのではないかという見通しを今立てているところでございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

今の見通しも、今年の見通しも良さそうに思いますのでぜひ同じような数字を期待したいなと思っております。

それとですね、この表の中ほどの積立率ですね。積立額から寄附額を割った数字なのですが、寄附額から返礼品とか事務手数料の経費を差し引いた金額が積立金となることで、積立率が50%を切っているということは経費率が50%を超えているというふうなかたちになろうかと思えます。現在、国から経費率を50%以内で収めるようにと指導があっているかと思えます。この対策はどのようにされているのでしょうか。

税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

確かに10月1日をもって、ふるさと応援寄附していただいた額の50%以内ですね、5割以内ですね。返礼品それからそれにかかった経費を納めるようにということで通達がっております。

その対策といたしまして本町におきましては、寄附額を若干上げまして、それで5割を守るというような格好を今とっております。もう既に実施をしているところでございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

このふるさと応援基金の活用取崩しなのですが、この5年間で見てみますと積立額が先ほど言いましたけども約39億4,400万。それに対して活用取崩額が約22億4,200万ということで、取崩率が56.8%——約6割を切っているような状況でございます。毎年残高も増えて現在では約20億円となっている状況ですけども、この金庫をどんどんためていく性質なのか、あるいは有効な活用を促進していくような基金なのか。どのようにお考えですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

本来はやはり寄附者の意向に沿った活用が望まれると思いますので、まずふるさと納税が始まって10年以上になりますが、当初はなかなか寄附額が集まらないものですから、積立て一本できておりました。

しかしこの五、六年前からやはり寄附者、せっかく寄附していただいたものは活用しないと意味がないということで、しばらくは当面は寄附額の半分先ほどおっしゃったように、50%近くを取崩して使おうかと、次年度に。ということでありましたが今後、約もう20億近く基金として残っておりますので、今後はこの差し引いた額で、残った分と言いますか。寄附額から経費を差し引いた残った額に近い額をなるべく使うようなことで、しかも寄附者の意向に沿った施策に取り組んでまいりたいと思っております。

国は異次元の子育て対策とは言っておりますが、異次元とまではなかなか言えないかもしれませんが、これまでできなかった事業等も、こういったもので取り組んでまいりたいと思っております。

あわせて、どういった事業が取り組めるのか、職員の皆さんにはその提案をしてくれということ

財政のほうからも各課には現在周知をしているところでございます。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

それでは次に基金活用の内容について続けていきたいと思っております。

ふるさとづくり応援寄附金についてはやはり先ほど町長のほうから答弁がありましたが、寄附者に活用目的のアンケートをし、その意向に沿って活用をされていると思います。

これは令和4年度のふるさとづくり応援寄附金の状況です。各目的の件数と寄附額。あるいは下の段が目的による活用額と主な事業、主な活用事業というふうなかたちになっております。各目的の寄附額と活用額のバランス。先ほども町長のほうから、寄附者の意向に沿ったというふうなかたちで、ある程度金額とかに沿って、ある程度活用もするというようなことでお話がありましたけども、この3番目の「懐かしい景観、新しい町並み整備に関する事業」というふうなところで、4年度は寄附額が1億3,371万円ですね。それに対して活用を見てもらえれば、2億550万円というかたちになってます。これが3年度におきましても、これも1億3,000万円ですので、基金に直せば多分6,500万円ぐらいなのですね。それに対して活用は2億5,300万円というふうなかたちになっております。また2年度についても9,200万円の寄附をいただいていますので約4,500、600万円ですね。基金に直せば。それについて4,670万円となっていますけど。一番上の「ふるさとを元気に楽しくする活動に関する事業」の一番最後に、桜つつみ河川公園路面改修工事ここに隠れているのですね。1,820万円ですね。これを足しますと6,500万円ぐらいの活用となっております。

この3年間で寄附額が3億5,600万円。基金に直しますと1億7,000、8,000万円になろうかと思うのです。ですが5億2,300万円の活用になっているのですね。このあたりはどうなのでしょう。

そしてまた活用の内容についても、毎年、町道の改良舗装、町道、公園の維持補修、桜つつみ河川公園路面改修となっているのですが。果たしてこの事業もこの基金を活用してする事業なのか、あるいは一般財源、あるいはその財政調整基金で賄うものか、その判断はどのようにされているのかちょっとお伺いします。

○議長（百武辰美君） 税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

この基金の「懐かしい景観、新しい町並み整備に関する事業」にかなり支出をしているというところございますけども、先ほど言われました町道改良舗装とか、町道維持補修。これに関しましてかなり自治会のほうからの要望が多くございまして、その要望に少しでも応えていくというかたちでこのふるさと応援づくり基金を活用させていただいているところでございます。

この部分について財政調整基金等とかそういったのがあっているということになってまいりますけども、財政調整基金も突発的なところがあればその財源に充てるなど、いろいろほかにもあるというところもございまして、なるべく町長も申しましたとおり、ふるさと応援づくり基金も使っていないとたま一方でございますので、使える部分については使っていこうということで、町道改

良を主に、要望が多い町道改良、町道補修。それから桜づつみのほうもかなり傷んでおりますので、そういったところも景観を損なわないように舗装のやり直しなどのところで、今のところは活用をしているところがございますけども、このふるさとづくり応援基金を、ほかに活用をすべきというところがあれば、またその予算の配分というようなところも、基金の配分も変わってくるものと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

先ほどありましたけれども、ここに令和5年度の波佐見町の一般会計、当初予算の概要ということでごちゃっと手持ちあります。ここに5年度の応援基金の活用事業一覧ということでたくさんございます。

これも約2ページによって細かく、活用金額が約総額で7億6,300万円の活用内容が記載されておりますが、どれも投資的な事業でありますけれども先ほどの道路の整備等のように、一般財源で賄っているような事業とかあるいは継続事業も結構ございます。この継続事業でも費用対効果や、成果があまり見受けられないような事業についても、今後見直していくことも大事になっているかと思うのですが、前の一般質問でも同じような質問をいたしました。その時の担当課長も3年あるいは5年のスパンで見直すこともしかるべきというふうな回答をいただいております。

やはり多数の継続事業とか、そういったものがふるさと納税制度自体もこの先不透明なところもあるということで、これからも継続していくには一般財源で対応していくべきものも出てくると思うのですが、これから令和6年度の予算編成にもなろうかと思いますが、そのあたりも見据えて事業の内容の見直し、その精査というものをしていく必要もあろうかと思うのですが、そこあたりはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

令和5年度の予算の説明の中では、議員おっしゃったように2ページにわたってその内容を書いておりますけれども、そういったものは3年と申しますけれども毎年見直ししながらやっているというところがございます。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

それでは町民皆さんもふるさと納税がたくさん入ってきているということはよく御存じかと思えます。しかしこれを何に活用されているのかというのもあまり御存じないかと思うのですね。ここに主な活用内容を説明しても、多分ピンとこられられない方が多いと思うのです。もっとなんというか生産性のある事業というか、波佐見町の魅力をもっと発信できるような事業に活用していただけないかなと思うのです。

例えばふるさとを元気に楽しく活動する事業として、波佐見高校の美術工芸科の生徒さんにインス

タ映えするようなオブジェとか、あるいはモニュメントみたいなようなものをデザインしてもらって、それを観光地に設置したら、観光客の誘客にももっとつながるのではないかなと思っております。

あるいは本町は国道がないために道の駅とかです。ね。そういうものは出来ないでしょうけども、そういう施設は大変ににぎわっております。そういうような農産物の販売場の施設の建設に活用するとか。そういうことをすれば生産者の販売促進あるいは地産地消にもつながると思うのですけども、このような基金の活用については単年でもできる事業でもありますので、どのように考えられますか。

○議長（百武辰美君） 税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

ふるさとづくり応援基金については、臨時的っていいですか。長期にわたるものではない事業についても対象としているところでございます。おっしゃったとおり、そういうインスタ映えのできるような、ちょっと流行といいですか、そういうところにわざわざお見えになって写真を撮られる方がたくさんいらっしゃるというところもございますので、そういう事業をやりましょうという職員からの提案があれば、それはそれでどれくらい予算がかかるか分かりませんが、やってみようという熱意があれば、それは別に事業として、やってもいいのではないかなと思います。あとは過去の基金を活用して担当課、所管課がどのような事業をやろうかというような計画といいですか。このアイデアですね。どのようなアイデアを出してくるかというところが今後のこの基金の活用のポイントになってくるのではないかなと思っております。

議員がもう提案されたのでもしかしたら、それを聞いてこういうモニュメントをつくってインスタ映えのポイントを作ろうという方がいらっしゃるかもしれませんが、ぜひ新年の新年度といいですか、もう次の補正予算でも結構です。そういうアイデア計画等をどんどん出していただければ、ためる一方ではなく、しっかりと活用して行けると思っておりますので、そういう方向でも私たちは考えているということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

次にちょっと教育委員会のほうにお尋ねしたいと思います。学校教育の分野では各教室の空調エアコンの設置ですね、それと児童生徒への1人1台のタブレットの配布、学校のトイレの全面洋式化、電子黒板の設置など大変充実した環境整備が整っております。

また学力の向上対策の事業についても、いろんな支援員や各種委員さんの配置をするなど人の投資もされております。今後学校教育では、このふるさとづくり応援基金の活用のどのようなお考え、計画があるでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

先ほど担当課長のほうから大変心強いとの説明がありましたので、教育委員会でも大変うれしいな

と思っております。

私たちとしても大きく言えば学校教育あるいは社会教育、生涯学習というかたちになっていくのだろうと思いますが、これまでたくさんの御支援の中でいただいている様々なサポートの部分の継続していただくと同時にやはり支援員とか誘致。マンパワーのやはり増員というのはどうしても欠かせないところもあるでしょうし、バリアフリーの課題や通学路あるいは熱中症対策等々も今後の学校教育においてはとても重要な課題になっていくだろうと思っております。

また社会教育、生涯学習においては、例えば文化芸術スポーツ関係のやはり充実ということはこれから波佐見町の選ばれる町になるための必要な支出になっていくのだろうと思っておりますので、例えば講堂をよりよいものにしていくとか。あるいは図書館あるいは運動の施設。問われている例えば野球場総合運動公園等の話題等もありますので、そういうふうなスポーツ文化芸術の施設等々についての、よりよいものはどうなっていくのだろうかということの計画等々もやはりやっていかなきゃいけないと思っております。

何よりも現役保護者世帯をどう支援していくかというところ。例えばよく話題になっている給食費をどうしていくとか、今日の話題になったような例えば入学に対するそういうお祝い準備等々という様々な現役保護者に対するどういう支援ができるだろうかということをも具体化するということは、私たちは計画を立てていきながら担当課あるいは町長のほうにも申し上げていきたいなということを考えております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

それでは先ほどのふるさとづくり応援基金の目的の寄附額とか何とか見てもらいたい。寄附者の意向は毎年「次世代を担う子供たちの健全育成に関する事業」に活用してほしいとアンケートの結果では件数、金額ともに毎年多ございます。寄附者の方達は本町の子供たちの健全育成に活用してもらって、その子供たちの活躍を期待しているわけなので。

ですので、先ほども教育委員会に今後の活用についてお伺いしたところでございますけど、本町はスポーツの町としても推奨されております。今年に入り3月には、WBCワールドカップ。大谷選手の活躍で世界一になりました。8月には高校野球甲子園大会。世界陸上で本県出身の1万メートル代表の廣中選手や、男子マラソンの山下選手の活躍。それでこの前の24時間テレビでありましたけども102.3キロメートルを走ったヒロミさん。この前はパリ五輪の出場権をとった男子バスケットボール。どれをとっても感動を与えてくれました。

スポーツの社会はですね、やはり頑張る姿に感銘を受けて応援し、感動と勇気、元気を与えてくれます。本町の子供たちも本当に頑張っております。

特に学童野球、中学校の野球部においてはこれまでたくさんの全国大会、九州大会ですばらしい結果を残しております。本町はスポーツの町。野球大国として県はもとより全国、九州でも評価されております。現在野球の試合は鴻ノ巣グラウンドを使って試合しておりますけども、やはりグラウンド

というか運動場なのですよね。やはり頑張っている子供たちにぜひ野球場でできるような環境ができればなというふうに考えているのですが、極端な話、今の鴻ノ巣グラウンドに外野フェンスとかホームランゾーンを設置するだけでも野球場になるのですよ。それで長崎のビッグNとか、やはり佐世保球場とか最近出来た諫早球場。そのように観覧席がいっぱいあれば多額の予算もかかろうかと思うのですが、今プロ野球選手で前横浜DeNAからメジャーリーグに行った筒香選手が、ふるさとの和歌山県橋本市に大型野球場を建設したと。自費で約2億円の総工費を負担されたというようなことがあります。

子供たちが本当の意味で、野球を楽しみ成長できる環境の必要性を感じ、その思いを実現するためにふるさとの橋本市にスポーツアカデミーをつくることと、決断しましたというようなコメントもされております。

本町もふるさとづくり応援基金で、波佐見町に野球場建設というふうなことになるれば話題にもなり寄附者の方も喜んでもらえるものと思っております。立派な野球場をつくるとなればもちろん5億円とか10億円とかかかるのでしょけれども、筒香選手が建設された規模の野球場で十分かと思えます。ぜひこの筒香選手の記事を参考にさせていただきたいなと思っております。

野球場が出来たらどのような効果があるのかなとちょっと考えてみたのですが、やはり先ほど言いました県大会とか九州大会、全国大会、そういうふうな運営とかあるいはプロ、社会人、大学野球のキャンプ地としても誘客ができるのではないかなというふうに考えますし、球場の外周にランニングとか、あるいはクロスカントリーのコースや遊歩道を整備することで、町民の皆さんの健康促進が図られるということも考えられます。また隣接する場所に公園があれば子育て支援とか、移住定住も図られるのではないかと。それであと屋外コンサートとかですね。各種イベントの開催の誘致としても活用できるのではないかと思います。

そういうことで、ほかの自治体とか市町。そういったところと差別化も図られて、これもまた移住定住にも期待できるのではないかなと思っております。

観光事業にも寄与して、町の活性化、経済効果も期待できるのではないかと思いますけども、こういった波佐見町の魅力を発信できるような事業を、ふるさとづくり応援基金で活用していただきたいと思うのですが。教育長、本町に野球場があればいいかなあと思いませんか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ぜひ筒香選手が出てきてくれたらなと思っておりますが、確かに野球のまち波佐見ということは県内問わず、もう全国レベルの御活躍をしていることは間違いのないと思っておりますが、ただ野球だけではないという部分も先ほどの答弁もしました。陸上でも頑張っている者たくさんいますし、それ以外のものもあるのだらうと思っておりますので、これまでも野球場等々あるいは総合運動公園につきましても過去にもその計画なり、あるいは先進地区の調査なりということも行っておりますし、私たちのほうにもそのものの資料も準備をしておりますので、ただやはりこれからは費用対効果あるい

は持続可能、あるいは負のレガシーを残さないというような、様々な観点もあるだろうと思っておりますし、現実的に目の前に、先に支援をしなくてはいけない場所はどこだろう、誰だろうということもきっとあるのだろうと思っておりますし、スポーツだけに限らず文化芸術等々の振興というのもこれからとても波佐見らしさということを出すというのは、とても大事なことではないかなと思っておりますので、私たちとしても研究・検討を進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

この野球球場の件につきましては、これまでも大分前から議会でもたくさんの町民からの要望もあっていろんな議員さんからも何度も一般質問で議論されてきた経緯もございます。これまでことごとく出来ないというふうなことで却下されてきたこともあり、この議場ではもうタブーに感じているところではあるのですが、やはり大型事業ともなればやはり予算の編成ということで、厳しい状況はクリア出来ていませんでした。

しかしこの近年の財政事情を見ましたら、このふるさとづくり応援寄附金のおかげで以前とは大分変わってきております。この事業はやはり前一瀬町長も選挙中には、公約に掲げるも当初の財政事情で叶うことができなかった事業でもございます。

この野球場の建設は子供たちの夢や希望、町民のもう本当以前からの夢、前町長の夢でもあります。前川町長は事業の継承と革新を政治信条に持っていらっしゃると思います。元気なまちづくり、選ばれる波佐見町として是非、前向きに検討、研究していただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

一瀬町政の継承ということでは、なかなか造ってきていなかったもので、造らないのを継承するというわけではございませんけれども、確かに野球場に対する要望は高うございます。

と、一方は図書館の整備を望む声も高うございまして、若者のグループで作っています「アゲアゲTV」さんが町民アンケートをした結果では、図書館が6割で野球場が4割ぐらい。正確な数字は覚えていないですけど実は図書館のほうが多いようなアンケート集計になっておりました。

ただしそれが全世代を反映しているかどうかですので、それは町民全体にアンケートをかけたと言いつつも全世代の声を反映しているとも言えませんので、可能な限り皆さんの声を拾いながら、町としてどういう施策がいいのか。あるいは町の繁栄につながるのか、若い人たちが「波佐見町はこんなものもあるんだよ」と自慢できるまちになるのか。十分に検討させていただきたいというふうにあります。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

それではここで1番目の質問を終わりたいと思っております。

それではですね、2. 観光案内所についてお尋ねしたいと思います。まず岩峠駐車場に案内所を設

置した経緯については、先ほど答弁のほうで理解いたしました。

案内所の設置は行政がされておりますけども、運営はどのようにされているのかちょっとお知らせください。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

運営につきましては、波佐見町観光協会のほうに委託しております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

今波佐見町に訪れる観光客というのはやはり年々増え、マックスで100万人超えましたよね。ちょっとこのコロナ禍で減りましたが。本町に訪れる観光客は主にどちらからが多いのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 議長。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

本町にお越しになられる観光客の方の出発先ですね。そのデータを見ますとやはり長崎県内それから福岡、佐賀こういったところが一番多いかと思えます。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

今答弁のとおりやはり県内あるいは九州管内からという方は、車での来町がほとんどかと思うのですよね。それで車で来て、その観光案内所、岩峠のほうの案内所まで行かれる方というのもしらっしゃいますか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

岩峠の駐車場につきまして、正式にどちらからお越しになられたかというところでの台数までの把握はしておりませんが、観光協会に問合せを行いましたところ、岩峠の駐車場を利用しているお客様につきましては、福岡ナンバーの車両が非常に多いということは聞いております。

○議長（百武辰美君） 福田議員。

○7番（福田勝也君）

一応波佐見町の観光のスポットというか、観光の環境が多いのが宿から西ノ原、歴史文化交流館までですね。そういったかたちになろうかと思うのですが、案内所をそこ辺りに持ってきたほうが利用者数も増えるし、そういった相談とか案内もできるかと思うのですが、そこあたりの考えはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

仰せのとおり町内の観光スポットというのは、中央から東地区にかけて結構多く集積しているよう

なところもございます。

基本的には今陶芸の館に観光協会がございまして、そちらのほうの来場者数も一時期コロナで終息していたときもありますけども、年々増加しているような傾向もございまして、そういうふうなところを踏まえると観光協会も一定のそういう情報発信とか、対応役割を果たしているものと思いません。

一方、岩峠の観光案内所につきましては西肥バスの高速バス利用者。これはコロナ禍を上回る勢いで、利用が増えてきているというふうなことも聞いております。ですので、ここを今後、西肥バスの高速バスにつきましても、増便を検討しているというふうな話もございまして、こういった方々の波佐見にお越しいただいた際の波佐見町内の観光案内としても、岩峠の観光案内所の設置につきましては非常に必要性があるのではないかなというふうな判断をしているところです。

○議長（百武辰美君）

以上で、7番 福田勝也議員の質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。15時55分から再開します。

午後3時45分 休憩

午後3時55分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、9番 横山聖代議員。

○9番（横山聖代君）

皆さんこんにちは。早速通告に従い質問いたします。

学力向上に向けての取組について

小学6年生（国語・算数）と中学3年生（国語・数学・英語）を対象とした全国学力調査並びに小学5年生（国語・算数）、小学6年生（理科）と中学2年生（国語・数学）を対象とした長崎県学力調査の結果が公表されました。

全国学力調査においては、小学6年生、中学3年生ともに全国平均を下回り、長崎県学力調査では、中学2年生の国語を除き、小学5年生・6年生、中学2年生ともに県平均を下回っておりました。

そこで、次のことを伺います。

- （1）全国学力調査及び長崎県学力調査結果の過去5年間の推移はどうか。
- （2）令和4年度の結果と比較して、本年度の結果をどのように捉えていらっしゃいますか。
- （3）本町の学力向上における課題は。また今後どのような対策を考えていらっしゃいますか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

9番横山聖代議員の御質問にお答えをいたします。

学力向上に向けての取組について

小学校6年生（国語・算数）と中学3年生（国語・数学・英語）を対象とした全国学力調査並びに小学校5年生（国語・算数）、小学校6年生（理科）と中学校2年生（国語・数学）を対象にした長崎県学力調査の結果が公表された。

全国学力調査においては、小学校6年生、中学3年生ともに全国平均を下回り、長崎県学力調査では、中学校2年生の国語を除き、小学5・6年生、中学2年生ともに県平均を下回ってきた。

そこで、次のことを問う。

（1）全国学力調査及び長崎県学力調査結果の過去5年の推移はどうかとお尋ねでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大により実施をされなかった令和2年度を除く、過去5年間の状況を申し上げますと、全国学力調査については平成31年度の中学校の国語と、令和3年度の小学校の算数と中学校の数学のみが全国平均を上回り、あとの科目は全国平均に及んでおりません。

長崎県学力調査については、過去5年間連続して、中学校の国語は長崎県平均を上回っております。そのほか長崎県平均を上回っている科目は、小学校の算数が平成31年度から令和4年度までの3年連続、中学校の数学が平成31年度と令和4年度の2回、中学校の英語が令和4年度に上回っており、長崎県学力調査においては受験科目の半分は県平均を上回っている状況です。

（2）令和4年度の結果と比較して、本年度の結果をどのように捉えているかとお尋ねでございますが、毎回、問題内容や対象児童生徒が変わりますし、年度により実施方法も変わることもあり単純比較はできませんが、長崎県学力調査については、昨年度は小中合わせ4科目で県平均を上回りましたが、本年度は中学校の国語のみとなっています。

全国学力調査については、昨年と同様にどの科目も全国平均まで達しておりません。全国、長崎県ともに昨年より大変厳しい結果であったと重く受け止めております。

（3）本町の学力向上における課題は。また今後どのような対策を考えているかとお尋ねでございますが、全国学力調査、長崎県学力調査とともに今年度の結果は、これまでにない大変厳しいものでした。現在、各学校ではその要因を「子供に起因するもの」、「学校・教員に起因するもの」、「家庭・保護者に起因するもの」に整理し分析を行うとともに、改善の手だてを考えられており、教育委員会としても学力向上推進委員会において、その共有化を図るようにしています。

読解力や書く力の定着。家庭学習の習慣化など細目の課題もありますが、何より学校・教職員の協働性が最大の課題だと捉えています。町内4校それぞれの学校が、眼前の子に確実な学力を全職員で継続して、結果・成果が見えるまで、協働して取り組むことを強く求めていきたいと考えております。

これまでも町当局や町議会の御理解と御支援により、様々な対策を行っております。今後も校長会や、学力向上推進委員会などで意見や要望を集約し、より有効な手だて・成果の見える取組を図っていきたく思っております。

一人一人の子供に生きる力、確かな学力を身につけることは、学校の最大の責務です。そして分かった、できた喜びを実感できる授業や、教育活動を展開するには子供・家庭や地域・学校の3者の理

解と信頼、そして協力が必須となります。今回の結果を受け、その危機感を共有した協働性のある取組を展開していきたいと思っておりますので、御理解と御協力のほどよろしくお願いをいたします。

以上、壇上から答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

私もこの一般質問をするにあたり、この全国学力調査の問題を解いてみないと思って解いてみました。まず中学校を開いたのですが、ちょっともう、ごめんなさい。もうはるか遠くの昔だったので中学校はもう結構さっぱりでした。

でも小学校は解けると思って解いてみたのですが難しいのですよ、何か。単なる計算問題ではなくて全部文章問題。あとなにか会話文があったりして、それに当てはめるとか。あと国語であれば、それを読んでまとめなさいと。100字以内だったかな。小論文かなと思うぐらいの。

確かに過去何年かの分も見てみたのですが、教育長言われたように、毎年毎年この学力調査の問題等も変わってきているなど。ということは、本当教育長言われたように、私も解いてみて思ったのですが、この問題を解くための読解力って本当必要だなってつくづく感じて、今ここに立っております。

では最初にちょっと質問していきたいのですが、各学校での学力向上はどのように位置づけられているのかお知らせください。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

先ほど答弁にも申しましたように、小学校・中学校の最大の役割は子供たちに生きる力を育成することだと思っております。その中でもとりわけ確かな学力の育成というのは、各学校の校内研究の中心あるいは第一義、最優先課題だということで、どの学校も位置づけております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

ではちょっと確認させていただくのですが、昨日の補正予算でもありました標準学力調査なのですが、年1回から年2回に実施するというので、そのときの教育長の答弁で学校の先生たちの意識向上等を目指すということをおっしゃいました。

この学力調査の標準学力調査の年2回の実施することと、その先生たちの意識向上にはどのような関連があるのか。お願いします。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

標準学力調査というのは、その学年で理解をさせたい。学ばせたい内容がほぼ詰まった形で問題が出されますので、それが標準化されたもの、基準化されたもので全国統一のものになっていきますので、今の子供たちの現学年の学力の状況が十分に把握できるものと思っております——評価をしてお

ります。

流れでいきますと平成3年までは、各学校1回行っていたり、行っていなかったりという状況でありましたので、平成4年度からは各学校1回を基準として、みんなやっていきましょう。ただし南小学校さんだけが2回を行いたい。そのやはり効果と意義があったということで令和4年度は補正を組ませていただいて、各学校を2回ずつ——今年度はその反省を受けて全学校4校とも当初予算の中で2回実施ということで行っています。

流れとしましては4月に1回目を、12月に2回目を行っています。その理由は4月というのは新しい学年になりましたので、前の学年の学習内容が十分に把握できているかどうかを確かめるためのテストになります。12月のテストは今の学年で習ったことが十分に理解できているかという二学期までの部分の確かめのテストということになっていきます。

その4月の結果を受けて、残りまず12月までに担任を中心として、学びを深めていながらその状況を確認し、課題が残っていれば1月、2月の三学期に再度指導をするというスケジュールの中で年2回の実施を行っているところになります。

なぜ先生たちの意識改革につながるかといいますと、子供たちの成果と課題の部分。強みと弱点の部分を4月のテストで把握することができますので、その子供の実態に応じた指導のプログラムというのを、各学校担任がそれぞれ責任を持って立てて、それを実践していくのだろうと思っています。

県学（長崎県学力調査）が5年生と中学校2年生、全学（全国学力調査）が6年生と中学校3年生を対象にしてテストが行われているのですが、ともすれば該当学年の担任のみが責任を感じるような見方をされがちでありました。ところが実際の中身につきましては、1年生から4年生までの、1年生から5年生までの。あるいは中学校でいえば中1、中2の内容を問われているわけですから、本来ならば受持ち学年ではなくて、それまでの担任の指導というのが評価されるべきだったのですが、なかなかそういうところがありませんでしたので、先ほど申しました標準学力調査は現学年の担任が責任持って、自分の学年の学習内容について、子供たちに指導徹底をするということが測られるテストですので、そういう点での先生方の自覚といいますか、責任といいますか。そういうものが図られる意義があるものではないかなということをおもっておりますし、それを学校全体で取り組むことによって、さらなる協働性が発揮できるという大いなる期待をして、2回実施の予算化のお願いをしたところです。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

すごく丁寧に説明していただいたので、分かりました。次に今もう数年前から児童生徒に1人1台とタブレットを配付されております。その1人1台タブレットの導入と、この学力調査のテストをどう関連づけていくのかということも、前の議会とかでも同僚議員からの質問とかでも結構あったと思うのですがけれども、このタブレット導入と学力調査、学力に対しての関連づけというのはどのように考えられていますか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

タブレットあるいは「eライブラリ」等々の教材を使ってやっているのですが、この前にも答弁したと思いますけれど、どうしてもデジタル機器になりますと、それは意欲的なものとか興味関心は高まっていくし、楽しんでやっているのですが、本当にその子に確かな学力が身についているかというところで大なる疑問の部分がある。多分これは課題の部分だと思っています。

議員おっしゃったように、学力調査等をやられたときに、恐らく思考・判断・表現力を問われることがとても多かったと思うのですね、文章を書くとか。どうしても「eライブラリ」の問題等は選択式になっていて、ポンと押して間違えれば次はもうBだというような、そういう単純作業の部分が多くて、どうしてもそれを補足して確かな学力をつけるためには、やはり従前のアナログ的なノートやプリントや教科書やそういうものを使っていかないと補完し合えないという実態がありますので、両方を上手に有効に活用していくというのは、興味関心を持たせるためにはタブレット等々でどんどん、どんどん自主的に興味を出して取り組ませるのだけれど、本来の学力という部分はやはり旧態依然のアナログ的な指導を、両セットでやらないと付いていかないのが現状ではないかなということをおっしゃいます。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

なるほど分かりました。あとさっき言われた教育長言われた「eライブラリ」ですよ、このアプリがこの搭載されるときに議会で予算化されるときの説明で、子供たちがこの「eライブラリ」に入っている問題を解く過程も先生たちが見られるのだという説明を受けたのです。

で、その子供たちがどこで間違えて、どの単元が苦手なのかも分かってくるというような説明も受けています。でも先ほどその「eライブラリ」の問題というのは、選択問題が多いとかも言われたのですけれども、でも確かに皆さんswitchをゲームですとか。そのゲーム感覚で勉強をするというところで、その意欲を出すというところであれば、入り口が別なので、もういいのかもなというのは確かに思いました、さっき。

でもですよ、この「eライブラリ」というこのアプリをうまく活用して、学力向上につなげていてもらいたいなと今思っているのですけれども、このアプリを先生方はどの程度活用して、使用状況というのはどのようになっているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

「eライブラリ」のアプリを決める際にも、ICT活用推進委員会で十分に検討を重ね、あるいは各学校で堪能な職員がおりますから、その職員に教科においてどのような内容のものがふさわしいかということの選択、選別をしていただいて、その中から決めていったものですが、やはり先ほど申しましたそれだけではなかなか能力の部分はないかと思っていますが、もう一つの大きな課題である

やはり職員のスキルの問題と、あるいは意欲の問題。やはりなかなか不得手なものは、使い勝手としてはどうしても回数が減っていくだろうと思いますし、教科によってはなかなか使いにくいあるいは使わないというところも出てくることもあるのだろうと思っています。

ただ、やはり全校的に、あるいは得意なものを中心として、全職員で例えば授業の導入の場面での意欲づけの問題であったりとか、振り返りの段階で今日の授業がどの程度分かったかであったりとか、あるいはまとめの段階の部分で今日の理解状況のチェックを使ったり、朝のスキルタイムで類似問題を解いたり。家庭学習に持ち帰ってさらなる学びの深みに使ったり、あるいは夏季休業中に持ち帰ってとか、週末等に持ち帰ってというように、様々な場面でまずはタブレット等々のものになれ親しむという部分から、学習効果を上げる内容まで少し今踏み込んでいっているという状況ではないでしょうか。

それを中心に授業が展開されるのはもう本当に教科によってとか、あるいは担任によって差があるのだろうとは思っていますが、そういう状況が今の学校の様子です。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

せっかくこういったいいアプリが導入されております。そして、これを子供たちの意欲を出す入り口で、でもやはり学力向上には先ほど言われたアナログ的な勉強というのが、確かにあると思うのですけれども、子供たちの日々の学習の理解度を把握するためにも使われているということをおっしゃったので、「eライブラリ」というICTアプリを先生方がしっかり利活用して、その1年間の成果がテストで出るように学力調査で出るように、基礎学力の定着に努められたいと思います。

では今小・中学校に配置されております特別支援教育支援員や学力向上支援員の先生方たちの配置数は十分なのかということなのですが、小学校では担任の先生、中学校では教科の先生以外にそういった支援員の先生がクラスに入られておりますが、授業中に理解できていない児童生徒の状況を把握するにも、落ちつきがない子供たちや、特定の子供たちに付きっきりになってしまうと、ほかの児童生徒の把握というのが難しいのではないかと客観的に思っているのですけれども、学校側からの要望等も含めこの支援員の配置数が適正かどうかお答えをお願いします。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

現在1日7時間ほぼほぼフルタイムで、町内16名の支援員の方々にサポートをいただいております。恐らく県内でも最も多い人数ではないかなと思っています。ほぼほぼフルタイムで16人という体制はですね。

学力向上支援員、特別支援教育支援員って2パターンあるのですが、本来ならば学力向上支援員というのは学力の支援ということで、担任の先生と一緒に子供たちの状況によって、学力を身につけるための支援を行うということで配置をしているのですが、現実的に今議員がおっしゃったように学級によってはどうしても集中力がなかなか長続きしなかったりとか、離席をしたりとか、さらにはほか

の子供たちへどうしてもその影響を及ぼすような、立ち振る舞いがある、その対応に担任1人ではなかなか厳しかったり、もう担任がそこにとられてしまったり、あるいは子供たちがその影響によってなかなか落ちついて授業が集中できないという厳しい現実には確かにあります。

ですから、学校に要望を聞けばぜひ増員をいただきたいというのは——もうどの学校もありがたい、これだけいただいてありがたいというのと同時に、現状を考えたときにはさらなる支援をというところは学校4校とも思いとしては持っているようです。

ただ、どうしてもこれはなかなか財政的にも厳しいところがありますので、昨年度末からサポーター制度というのを取り入れて、その本来学力向上につくべき支援員さんが今、どうしてもそういう配慮を要する子供たちのほうのサポートに入っている部分をそちらに回すことで、サポートの先生方が子供たちの支援に入っていればより、それぞれの適切な分野、任されたお仕事をそれぞれに行っていたけるのではないかなあという期待を持ちまして、増員ができればそれは本当にありがたいことではありますが、もう少し工夫をしながら現有勢力の中でどういうふうな工夫ができるか。どういう活用ができるかということの工夫もやらなきゃいけないだろうと思っていますし、サポートの先生方をもっと増やすことによって、そういうリカバリーができないかなあということも踏まえた研究、検討を校長会や学力向上推進委員会でも、適時行っていきたいということをおもっております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

そのあたりは私も課題として胸にとめておこうかなとちょっと今思っております。

あと令和元年から令和4年には学力向上対策として、ふるさと応援づくり応援基金を活用してリーディングスキルテストをされておりましたが、その効果というのはどうだったのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

リーディングスキルテスト（RST）というのは長崎県の教育委員会が、長崎県の今の子供たちの読解力の状況がなかなか厳しいところがあるということで、取り組まれた施策に波佐見町も手を挙げて、ぜひ行いたいということで令和元年度から始めたと思っております。

ところが2年、3年、4年とコロナでなかなか適切な時期に適切な内容のものが実施できなかったという部分もありますし、その利活用がなかなかやっぱり説明に時間がかかるなど実施そのものは簡単なのですが、その後の分析とか状況等をさらに子供たちに還元するとなると、かなり厳しいなということが実際やってみて分かったところがあったものですから、RSTもやり、標準学力調査もやり、全学もあり、県学もありってなるとかえって子供たちも先生方も負担が大きいし、よりよいものにはならないだろうということをお判断し、協議をして選択と集中という部分でRSTについてはもう今年度から行わない。その代わりに標準学力調査を2回予算化していただいて、選択と集中の中で子供たちの実態の把握、そして先生方の指導力向上につなげていきたいということで、RSTについては今年度から行っておりません。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

このリーディングスキルテストが読解力のテストという感じでお伺いもしてはしまして、このリーディングスキルテストもどこかに出ていないかなと思って、私もしてみたのですが。平仮名でずっと書かれていて読みにくいと思うのですが、確かに簡単ではあるのですが、やはり頭を練るところもあって、これで読解力を見ているのだなというのは私も感じていたのですね。

確かにいろいろ標準学力から全学から県学からリーディングスキルテストとかしていけば、先生たちの負担というのも分かります。けれどもこのリーディングスキルテストの結果を受けて、その文章を読み解く力がこの子は少し低いのかなと思えば、先生たちの学校の指導の方法というのも変わってくるのではないかなとか。私、教育の素人ではあるけれども客観的に今そう思っております。

そもそもですが、負担だったか分析が大変だったからで取りあえず打ち切られているってことですが、やはりそういったテストみたいなものって、何年かしてみないと定量的な評価というのが出ないのではないかなと。

何が効果的でとか、どういった対策、何を変えていくべきなのかなというのも見いだせないのではないかなと今思ったのですけれども、もうやっぱりさっき言われました選択したからということで、もうリーディングスキルテストはもうやめるといっていいのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

言葉足らずで申し訳ありません。RSTにつきましては問われていること、視点というのは大変重要なことであることは私達も十分理解をしております。ですからRSTというテストそのものは行いませんが、その見方、視点、観点というのは、特に国語あるいは算数における文章題等々と、このRSTが問われている幾つかの観点があるのですが、幾つかの観点にのっとった授業づくりというのは特に例えば中央小学校や東小学校の校内研修のテーマに、リーディングスキルテストの視点を生かしてというようなことの文言がありますので、意識をした授業展開だとか、子供たちの指導へのかかわりというのはRSTを基準にした、もとにしたものは継続して行っているのが学校の要請です。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

分かりました。あとよく議会でも、本町の子供たちというのが読解力の低下が見られますって答弁されております。で、この読解力向上に向けて、その各学校での取組というのが、さっき言われたリーディングスキルテストの幾つかの観点があるからそれを生かした指導ではないかと思っております。けれども、各学校では確か読解力向上に向けて、特質な何か取組というのをされているのはあるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

やはり一番の課題である読解力、そして書く力というところをいかに授業において、あるいは家庭学習において、長期休業においてなど場面ごとに使う方法はないかなというこの研究検討はなされております。

授業中において、先ほど言ったRSTの観点に応じた発問をしたり、書く活動を取り入れたりすることももちろんそうですし、読書のすすめといいますか、子供たちに本に触れる機会、本に親しむ機会というのもやはり読書の効果ととても高いということを言われておりますので、子供たち自身が読書に親しむ、読書に慣れるというところの部分で、いつも身近に本に触れられるような環境整備であったりとか、学校の図書館の充実であったりとか。あるいは家庭とともに、家独特の家庭への協力を呼びかけるとか、あるいは町の図書館等々との連携とかですね。まず読書活動の推進ということも一つの大きな柱になっていると思いますし、先ほど言いましたようにまず授業においてRSTの観点を踏まえた発問であったり、ノート指導であったり、まとめであったり、意見交換であったり。そういうふうな観点に合った授業づくりが各学校で行われているところです。

ほかにも例えば音読指導であるとか、読解力を身につけるためにその事前の能力として漢字力。漢字が読める、書ける。語彙力、言葉の意味が分かっているということなどの課題も見えてきておりますので、やはり低学年の頃から漢字の力あるいは言葉の持っている意味をきちっと把握する力。長文においてもそれを根気強く読む力。あるいはこの問題は何を問うているのかとかいうような視点を持った学びであったり、テストや家庭学習での習慣化であったりというようなことも踏まえて、全体的に読解力というのを身につけていかないと。時間もかかるだろうとは思いますが、確実にやっていく必要があるのだろうということを思っているところです。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

学力を向上させるには読解力向上というのがあるとするならば、先ほど教育長も言われたとおり、やはり私も本ですよ、読書。でも何かで見たのですけど、長く本を読んだからといって読解力はつかないと。量よりも質だというのはどこかには書いてありました。でも、やはり読解力向上ってなってくれば、教育長も言われたとおり学校の図書室や町の図書館の充実というのが必要ではないかと考えます。

少しですね、ちょっと紹介させていただきたいのですけれども、ベネッセの教育総合研究所の研究員さんの読解力と教科学力の関係というレポートがありまして、このレポートが学習到達度調査の結果を分析されたレポートの検証だったのですけれども、それによると読解力は国語のみならず、算数、数学の学力とも関連があると書かれておりました。

そのレポートにあった相関図。いろんな分析されていた図があったのですが、表があったのですが、グラフが。その相関図がすごくおもしろくて、それをちょっと紹介します。その相関図で読解力が高いと何と数学、算数の数量や図形についての表現・処理という単元のスコアが一番高かったのです。そして、そのレポートに書かれてあったのが、読解力を向上させるには認識力——先ほど教育

長も言われた語彙力とか漢字力だと思います。思考力とか表出力が相まって、向上するということが書かれてありました。

その思考力というのが何か読む力という、書かれてあったのですけれども読む力に力点を置きながらも、言語についての知識、理解や書く力——表出力ですね、と聞く力、話す力。この指導のバランスが求められていますと書かれてあって、また様々な観点から分析された結果の表があったのですが、読解力スコアの высокая低いか。高低差は読む力のこの高低差で明確に分かれていました。

だから読む力が重要なものだからこのレポートを見て感じ取ったところです。とすれば、読むとすればやはり読む力をつける教育や取組が重要と言えますし、そのためには子供たちがいかに読書をするかなのですが、行政としてそのための環境整備をすることではないかと私は思うのですけれども、そしたらどんな取組をしていくべきか。ここを教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

ありがとうございます。先ほど申しました、読む力というのはなかなか身につかないところがあって、実際に本町もそうですが、長崎県の子供たちのなかなか厳しい状況というのは子供たちの実態として、問題文の漢字が読めない子、言葉の意味が分からない子というのが多数いるのではないかとこのところの実態をもう1回先生方学校は、冷静に丁寧に、そして確実に分析しなくてはいけないのではないかとこのところからスタートをしないといけないのではないかなということは、私も、私たち教育委員会も、学校も今反省をしているところであります。

読む力の育成の部分で学校に調査をしたときに例えば図書室の工夫・活用ということで、こんなことをやっている学校もありました。もちろん図書支援員補助員さんを各学校1名ずつ配置している。その方々が様々な手だてをとりながら、子供たちに読む親しむ習慣を行っていただいているのですが、例えば読書冊数のコンクールをしたり、評価をされたりということも行われておりますし、読書ボランティア。横山議員さんもなされておりますがボランティア。読み聞かせボランティアの場を増やすとか、あるいは補助員さんによる図書館の魅力的な図書館づくり。夏休みの図書館の学びの場としての開放、新しい図書あるいはデジタル図書等々の活用。そして町の図書館との連携とかいうことなどもありますので、町の図書館のほうも図書館のほうの充実ももちろんの事、県の図書館等々の連携も図りながら子供たち、学校のニーズに十分に対応できるような環境整備そして連携性は今後も図っていきたいなということを思っているところです。

ただ先ほどのやりとりの中にもありましたように、図書館に対する町民の方々の高いニーズもあるということもありましたものですから、まずは今ある図書館をどう充実していくかということが大前提ではありますが、今後の読書活動の充実あるいはそれは子供たちだけではないとは思いますが、波佐見町における読書のすすめというところの観点の中で、全町挙げてやっていかなきゃいけないかなということは考えております。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

私もちょっとつくづく最近思うのですけれども学校、先生方というのはもちろん子供たちの学力の定着を第一義として頑張ってくださいと思っています。

私たち保護者というのは家庭教育をしっかりしないといけないし、そして子供を応援して支えることだと。保護者はそうだと思っているのですよね。

そして行政はそのためにと思ったときに、やはりそこは環境整備かなど。読む力が必要ってことで、そこにはやはり最たるものが読書、図書館なのかなと思ったときに、いろんな図書を充実させようとも、そこに行こうってしなければ、その本に触れることもできないし。なので仕掛けをしていく。本を読んでよという仕掛けをしていくのは、先生方だったり私たち保護者だったり仕掛ければいいのかもしれませんが、では行くための環境、場所というのは行政がしっかり環境づくりをするべきなのではないかというのを最近つくづく思っております。

先ほど学校の図書室の紹介をされましたけれども、私も東小で図書ボランティアをしていますから東小学校の図書室って結構行くのですが、私東小の図書室の方が、全然町の図書館よりも行きやすく、すごいことしているなって思うのがあるのですが。それが子供たちの図書員の子供たちが、その子供たちが読んだ本を、この本のどこが面白かった、ここがおすすめだよというようなPOPを作って、平置きをしている本に付けたりとかして。

私この間の6月議会でいろいろ見せたじゃないですか、平置きいいよねって。そこまでではないけれどもPOPを作るとか、あとおすすめ本のランキングとか、あとすごく落ち着く空間づくりみたいな感じで、多分図書の支援員の先生がアロマのディフューザーをたいてすごくいい香りを漂わせた昼休みは何かすてきな空間づくりをされているみたいで。

となりのトトロのネコバスのオブジェに見立てた本棚があって、トンネルのようになっているので、もう子供の心をくすぐって、そこに入って読んでいるというのも私の娘に聞いたりもしているのですね。

やはりこういった仕掛けというのって大事かなと本当思います。教育長が最初におっしゃったとおり、学校、先生あと保護者がつながって協力していくこと。おっしゃるとおりだと思います。なら行政がすべきことというのは、やはり環境整備かなど。誰もが行きやすく、行きたくなるような図書館づくりだと、やっぱり私は思うのですね。教育長もう1回どう思われますか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

図書室補助員のことを見ていただいて大変うれしく思っています。図書室補助員につきましても学期に1回4校集まりまして、そして指導主事、私も参加をしまして意見交換、工夫等々のお互いのディスカッションをやっていますのでレベルアップを多分されているなと思いますし、対象が1年生から6年生までという限定されたところがあるものですから、様々な工夫というのが行われているだろうと思っています。

それに対して私も町の図書館のほうの魅力発信が足りないという点では、多分そうなのかなということをおもっています。魅力ある図書館、親しみやすい図書館ということで今あるハード、現状を踏まえながらどのようなかたちで行っていけば多く町民の方々に親しんでもらえるかということについては、鋭意研究、検討をしていきたいとおもっています。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

ということは——6月議会にちょっと遡ってしまいますが、この間図書館づくりとか言っていたからですね。しかし学力向上は読解力向上からだとなれば、その最たるものというのは読書、そしたら図書館、となったときに、また私が6月で言ったことに戻るのですけれども、先ほどの教育長の答弁からしたら学校ではなくて町の図書館、この充実というのは今後していただけていいことで、ここでお約束していただけますか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

6月議会の中で横山議員のほうから提案いただいておりました波佐見町の図書協議会の設置について、今県構成員も含めた公募も含めたかたちで研究・検討しておりますし、早期にそれを具体化したものの提案をし、その方々との協議の中で魅力ある図書館について具体的に進んでいきたいということをおもっています。

○議長（百武辰美君） 横山議員。

○9番（横山聖代君）

最後にしますけれども、今私がPTAの会長を仰せつかっておりますので、いろいろ学校の役割とはとか、PTAの役割とはとか考える機会があつて考えているのですけれども、そこでいろんな県内のそういったPTAの役員さんたちと意見交換をする中で共通認識として、学校の役割というのは子供の未来の選択肢を広げるお手伝いをしてくれるところだと。ではPTAの役割はと。そしたら子供が将来、保護者や先生の支援なく自立して生きていく力をつけることが、PTAの役割だという今認識をしているのです。

この役割をしっかり果たすべく、そしてやはり子供の将来の選択肢を広げる——学力だけじゃないって言われることもあるのですけれども、やはり第一義として、学力はやはり最低限必要だと思います。ですので、波佐見町の子供たちの基礎学力の定着。そして子供たちの未来の選択肢を広げるために、先生方たちは第一義的に学力の向上を頑張ってくださいと思いますので二学期も始まりましてので、この学力向上に向けての実践的な取組をより積極的に展開していただくために、期待して終わりたいのですけれども、教育長。意気込みというか目標というか、最後お聞かせください。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

とても心強い思いをお聞かせいただきました。義務教育小学校・中学校の役割というのは私自身も

子供たちが10年後、15年後、20年後、大人になったときに自分らしく幸せに生きるための基礎づくりと。だから今を期待、今を支えているのだろうということを思っております。その中で生きる力そして確かな学力を身につけることは、その子供の将来にわたっての責任だと思っておりますので、私たち学校職員はそこに全精力を固めていく責務があるということを思っております。

ただ懸念をしていることは以前、昔とこれから子供たちが立ち向かうであろう未来の社会が大きく違うということ、このところは重く、特に保護者の方々には意識をしてもらいたいということを思っております。

10年ほど前にアメリカの学者が今後、今ある職業の50%はなくなりますよという論文が発表されています。確かに今デジタル化、ICT化の推進の中で、なくなっている職業がどんどんどんどん増えてきているのが現実でありますので、何とかなるというような考え、「昔俺もそうだったもん、何とかなるよ」というぐらいの考えでは、これからの子供たちは生きてはいけないという、これまでに経験をしたことのない変化が予測できない大変厳しい世の中がもう間近に来ているのだよというところの部分、やはり私たちも含め保護者地域の方も感じていただかないと、「よかよか勉強あんまり出来なくても」ということでは困るのですね。

やはり子供たちに生きる力を、そして豊かな人生を歩んでもらうためには、やはり基礎となる学力というのはとても大事であるということ。そのためにやはり家庭の協力が何より大事だということを改めて、実感をしていただいて、感じていただいて、そして具現化していただくことはとても大事だということを思っております。

テストだけ感じていれば——平均正答率を上げようと私は思っておりません。大事なものは目の前にいる全ての子供たちができた、分かった喜びを実感できる。40点の子供が45点、50点とれる取組を全職員で行ってもらえればその子はどんどん、どんどん勉強ができるようになるし学ぶことの楽しさを実感できると思います。

どの子にも伸びた、分かった、できたという喜びが実感できるような授業づくり。関わりというのを全職員に求めたいと思っておりますし、それができる学校を私たちは積極的にサポートをしていきたいというのが、教育委員会の基本的なスタンスでありますし、私の基本的なスタンスだと感じております。以上です。

○議長（百武辰美君）

以上で9番 横山聖代議員の質問を終わります。

午後4時44分 終了

○議長（百武辰美君）

ここで本日の一般質問の回答の修正及び補足説明の発言の申出がっておりますので、順次これを許可します。

教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

申し訳ございません。午前中の田添議員の御質問の中でちょっとうまくお答えができなかった部分がありました。議員の御質問の中で、子供たちの部活動——クラブ活動での体育施設の利用料を取っているのではないかというような御質問がありましたけども、我々は取っていないはずだろーと思いましたが、一旦持ち帰りまして確認をさせていただきました。やはり利用料については部活動、スポーツ少年団、それとスポーツ少年団にも属してない団体で、子供たちの団体で使われているものにつきましては利用料は取っておりません。

それと今年度から地域クラブが中体連へ参加できるようになりましたけども、その均衡を図るという観点で——本町でも地域クラブで活動されている生徒さんがいらっしゃいます。生徒さんの活動を支援するという意味で、そういった地域クラブの活動についてもある一定の条件、指導者が波佐見町の方、波佐見町で活動されている等々の条件のもとに施設の利用料、またナイター等の使用料は取らないということで、今後させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

4番 岡村議員の質問の回答の中で、ハザードマップの看板設置箇所数の誤りがありましたので訂正したいと思います。

正しくは13か所、令和3年は設置していますので訂正いたします。どうも御迷惑をおかけします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

福田勝也議員が鴻ノ巣公園を改修するのに2億円程度でできるのでどうでしょうかというふうな御質問があった際に——筒香選手がされたというので、そういう程度の改修で鴻ノ巣もできるのではないかなというふうなお話でございましたけれども、実は鴻ノ巣公園は都市公園の中の総合公園ということで指定がされておりまして、単一の野球場にするのかというのはいろいろ制約がございますので。そこあたりの状況については今後十分に検討させていただいて、どのような状況でいけるのかをもう少し勉強させていただきたいというように思ひます。

○議長（百武辰美君）

それでは本日の会議はこれで終了します。明日も一般質問を続けます。

本日はこれで散会をいたします。御起立お願ひいたします。お疲れさまでございました。

午後4時47分 散会

第3日目（9月7日）（木曜日）

議事日程

第1 町政に対する一般質問

城後 光 議員

1. 就農者に対する環境支援について
2. 子供たちの居場所づくりについて

前田 博司 議員

1. 地域公共交通について
2. 公共工事等の発注について

濱本 秋人 議員

1. 本町のスポーツ振興について
2. 県道沿いの歩道整備について
3. 河川のしゅんせつ工事について

脇坂 正孝 議員

1. 新庁舎へ移転後の役場新館及び総合文化会館の再利用について
2. 鴻ノ巣公園の整備について

北村 清美 議員

1. 本町の財政状況等について
2. 職員等の働き方改革について

第3日目（9月7日）（木曜日）

3. 出席議員

1 番	前田	博司	2 番	濱本	秋人
3 番	澤田	昭則	4 番	岡村	真由美
5 番	田添	有喜	6 番	岡村	達馬
7 番	福田	勝也	8 番	城後	光
9 番	横山	聖代	10 番	欠	員
11 番	北村	清美	12 番	脇坂	正孝
13 番	尾上	和孝	14 番	百武	辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長 林田 孝行 書記 一瀬 若菜

4. 説明のため出席した者

町 長	前川 芳徳	総務課長	福田 博治
企画情報課長	澤田 健一	商工観光課長	太田 誠也
庁舎建設推進室長	大橋 秀一	税務財政課長	古賀 真悟
住民福祉課長	井関 昌男	農林課長兼 農業委員会事務局長	伊藤 幸治
建設課長	本山 征一郎	水道課長	中村 和彦
長寿支援課長	松添 博	子ども・健康保険課長	石橋 万里子
会計管理者 兼会計課長	串島 佳織	教育長	森田 法幸
教育次長兼 給食センター所長	朝長 哲也	総務課総務班係長	坂本 昌俊
税務財政課 財政管財班係長	鶴田 秀幸		

午前 10 時 開 会

○議長（百武辰美君）

御起立をお願いいたします。おはようございます。

ただいまから令和 5 年第 3 回波佐見町議会定例会第 3 日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付のとおりです。

日程第 1 町政に対する一般質問

○議長（百武辰美君）

昨日に引き続き一般質問を続けます。順次発言を許します。

8 番 城後光議員。

○8 番（城後光君）

皆さんおはようございます。それでは通告に従い一般質問を行います。

1. 就農者に対する環境支援について

物価高騰は、農業・畜産事業者に対して、生産や販売にそれぞれ大きな影響を与えています。

また、少子高齢化や高収益半導体企業の進出などにより、担い手確保は厳しい状況にあります。

そこで、以下のことを問います。

（1）今後の農業振興について、基本的な考え方はどうでしょうか。

（2）新規就農者に対して、空きハウスを貸し出すなど、積極的な担い手支援ができないでしょうか。

（3）町内産品の利用促進のために、飲食店に対し地場食材購入の助成を行うことができませんでしょうか。

（4）食品分野において、ふるさと納税返礼品開発を行うための支援を行う考えはないでしょうか。

2. 子供たちの居場所づくりについて

三世代同居にて子育てを行う世帯割合が減少し、共働き世帯が増えています。

また、学校・認定こども園・保育園の休業日において、子供の安全確保に苦慮している保護者も増えています。

そこで、次のことを問います。

（1）放課後等児童クラブは、長期休暇時のみ一時的な利用が可能な定員の状況でしょうか。

（2）子供の居場所として、総合文化会館を検討した事実はありますか。

（3）図書館の郷土資料コーナーの移設など、本を読める場所を広く取る考えはないでしょうか。

（4）子育て中の世帯が、家族で利用しやすい室内の遊び場を整備する考えはないでしょうか。

以上壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

おはようございます。

それでは8番 城後光議員の御質問についてお答えをいたします。

1. 就農者に対する環境支援について

（1）今後の農業振興について、基本的な考え方はどうかのお尋ねですが、波佐見町の農業全般において高齢化、後継者不足が一番の問題と認識しており、対応する上では、認定農業者や集落営農法人等の担い手に対する支援を充実するとともに、新規就農者の確保に努めるなど多様な担い手の育成が急務であると考えます。

さらに効率化や規模拡大を含め、これら担い手の農地を集約し、農地の有効活用を図る必要があると考えています。農業の継続意欲や新規就農者の確保を図る上では、農業所得の向上に向けての施策も必要であることから、高収益作物への転換や生産コストの低減に向け、スマート農業等による労力軽減を図ることや、生産物のブランド化や6次産業化への対応等も検討し付加価値や単価の向上を目指す必要があります。

また中山間地域の農業については、自然豊かな環境であり、環境に配慮した農地の保全を継続するとともに、自然環境を生かした地域農業の維持、観光や学習面等の活用も視野に入れ地域振興につなげていきたいと考えています。

中山間地域を含めた全域の問題ではありますが、営農意欲を奪う有害鳥獣の対策についてもメッシュ等の設置による対策や、捕獲については猟友会と連携し、被害の減少と営農環境の改善に努めなければなりません。また近年の資材・飼料等の高騰についても今後も引き続き懸念されることから、その動向に注視し関係機関と連携をしながら対応してまいりたいと思います。

（2）新規就農者に対して、空きハウス等を貸し出すなど、積極的な担い手支援ができないかのお尋ねですが、所有者の意向と新規就農者が希望する条件等の意向が一致すれば可能ではありません。

最近の事例としては、移築ではありますが町内の空きハウスの部材等を利用して再築し、新規就農者が使用できるように対応しております。今後も可能な範囲で就農者の負担減に向けて対応していきたいと思います。

（3）町内産品の利用促進のために、飲食店に対し地場産業食材購入の助成を行うことができないかのお尋ねですが、町としても農産物の地産地消推進として学校給食等で地元食材の利用を取り組んでいる状況です。

飲食店については、地元食材を使用されているところもあることは存じ上げていますが、利用促進策としてその購入費の助成を行うような予定は現在のところございません。今後も地産地消の推進については進めていくように考えています。

(4) 食品分野において、ふるさと納税返礼品開発を行うための支援を行う考えはないかとのお尋ねですが、返礼品目的だけの開発ではなく、波佐見町の農業生産物などで商品としての転嫁が見込まれ、付加価値がつき農業者を含めた町民の所得向上につながるものがあれば、関係機関や部会等との組織と連携しながら支援等について検討していきたいと思えます。商品化できた場合には、結果的にふるさと納税返礼品や贈答品などとしての需要が見込まれるものと推察します。

2. 子供たちの居場所づくりについて

三世代同居にて子育てを行う世帯割合が減少し、共働き世帯が増加していると云々で。

(1) 放課後等児童クラブは、長期休暇時のみ一時的な利用が可能な定員の状況かとのお尋ねですが、放課後児童クラブは250日以上開所することが求められます。

また、子供1人当たりの面積が定められており、従事する職員の資格要件を満たす必要があることから、夏休みなど長期休暇に限定して定員を増やすことはできません。

保護者の皆さんは、夏休みの過ごし方を踏まえクラブへの登録を済ませている方がほとんどで対応はできているようです。

なお町内のクラブへお尋ねしましたが、この夏休み中の利用状況としては、ほぼ定員での利用となっており若干名の追加は可能であったということでした。

(4) 子育て中の世帯が、家族で利用しやすい室内の遊び場を整備する考えはないか、とのお尋ねですが、子育て支援策として必要性や緊急性が高いものが優先されますので、室内の遊び場を新たに整備する考えは現在のところはございません。

近隣では、昨年4月にオープンした佐世保中央公園に室内大型キッズパークがあります。コロナ禍やPR不足もあったこともあり、佐世保市からは西九州佐世保広域都市圏の構成市町には、ぜひ利用を促してほしいとのお声をいただいておりますので選択肢の一つとして活用していただければと思います。

その他の御質問については教育委員会から答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

2. 子供たちの居場所づくりについて

(2) 子供の居場所として、総合文化会館を検討した事実はあるかとのお尋ねでございますが、現在そろばんや英語などの習い事、図書館利用や各種イベント等の見学などが小中学生の現在の利用状況です。

お尋ねの子供の居場所という観点から、総合文化会館のあり方を考えたことはありません。利活用する日時や場所、内容によって制限も考えられますので今後の研究課題にしていきたいと思います。

(3) 図書館の郷土資料コーナーなどのコーナーの移設など、本を読める場所を広くとる考えはないかとのお尋ねでございますが、今回の新庁舎移転後の教育委員会スペースについては、図書作業や蔵書保管のスペースとして利活用できないか検討中です。

これにより、お尋ねの郷土資料コーナーの取扱いも含めて新たな構想のもと、運営を図っていくようになりますので、読書空間や学習空間が広がるのではと期待をしているところでございます。

以上、壇上から答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後光君）

それでは再質問に移っていきます。

まずですね、就農者に対する支援ということで質問をいたします。まず基本的な農業振興について考え方をお伺いしたのですが、町長が町長選に掲げられた選挙ビラに私がやることリストとかたちで、表面にも書いてある通り「実行と実現。必ず！」というスローガンのもとに町長が掲げられる、やることリストというものがかなり多岐にわたって書かれた中に農業に関して書かれていました。

「農家の収入アップのために付加価値をつけた農産品づくりのサポート」というかたちで、やることリストの中に掲げられていましたけれども、前川町長のほうで現在これに対して、どういうかたちで対応されていると考えられるかお聞かせいただければと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

確かに農産物の低迷といいますか、特に波佐見町におきましては、土地利用型作物の米・麦・大豆ということで、なかなか単価というものは上がらないというのが現状でございますので、園芸作物を中心としたものに転換といいますか、そういったものを推奨しているわけでございますけれども。

一方アスパラガスについては、なかなか面積が広がるどころか、現在縮小規模にあるというふうにも伺っております。ということはやはり単品そのまま出荷するのではなくて、ある程度加工を加えたものをしていかないと、なかなか農産物単品では売上げが上がらないと。そういう上がらなければ当然就農意欲もつながらないということでございますので、そういった加工技術についてのアドバイスを県にいただくとか、あるいは今ある団体では一つの作物のちょっと認定をとって——機能性表示の食品という認定をとって、その加工に現在乗り出そうというふうな団体もございますので、そこあたりの支援策について県とも協議をしながら、あるいはふるさと納税の商品、景品としても取り込めるような対策を現在進めているところでございます。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後光君）

当然すぐに結果できないものもあると思いますけれども、町長が言われたとおり少しずつ農業に従事されている方の所得が向上するような仕組みをぜひとっていただきたいと思います。

それでこれまでやはりJAさんに販路をお願いするというかたちが農業政策中心だったと思うのですが、やはりJAさんで言うと規模が大きい諫早地区とかですね、どうしてもそちらに注力

される部分が多いので、やはり中山間地を抱えている波佐見町にとって、なかなかその販路を広げていくというのが町長もおっしゃったとおり課題だと思いますので。

窯業界は商社がしっかりされていて売るものをつくられていく。その部分でいうとやはり波佐見町の農業界は売る力というのが、まだまだ乏しいのではないかなと思うので、ぜひ窯業会で培われているその売る力というのを、農業界のほうでも生かしていける仕組みというのを、課を越えていろいろ検討していただきたいなと思っています。

それですね、一番農家さんが悩まれている状況というのが町長答弁にもあったと思うのですが、農業生産資材の価格を農林水産省のほうで農林水産統計というように出されていますけれども、皆さん御承知のとおり電気代も上がっていますし円安によって資材もかなり上がっています。肥料が令和2年を100とすると、肥料も150を超えています。飼料も150を超えています。要するに二、三年で1.5倍に金額が上がっています。

国も当然いろんなかたちで、高騰対策というかたちで助成金とかいろんな制度をやられていますけれども、やはり農家さんはどうしてもその国の仕組みだと、救済できない部分があるので、やはり町長と単独としても何かしらやっていただけないかという声もあるのですが、そのあたりはどう考えられていますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

ただいまの質問の件ですけど、今のところ肥料対策については県のほうの補助を使いながら、例えば側条施肥田植機とかって言って肥料が20%程度軽減できる機械の導入や、あとマニュアルプレッダって言って牛糞とかを撒く機械ですね。なるべくこう自然なものを使って肥料を減らすとか、そういう部分では対応しております。

あと肥料の単体の補助については、ちょっとまた今後の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○7番（福田勝也君）

いろんなかたちで検討はされていると思うのですが、やはりこの肥料とか飼料とかというのが急に多分値段が下がっていくというのはちょっと考えにくいなと思うのです。ウクライナ情勢もそうですし、そういう化学肥料系がどうしても全世界的に不足している状況ですので、もちろんお金的に対応するというのは一時的にはできるかもしれないのですが、財政的にもずっとできるというかたちではないと思うので、ぜひいろんなかたちで検討していただきたいなと思うのですが、例えば本町の商工観光課を中心取り組まれている廃石膏を肥料として「波佐見のめぐみ」として作られた部分を、もっと農家さんに使っていただいて、今まで作っていた肥料がそれに代用できるのであれば、輸送コストとかいろんな部分を含めて安く肥料を生産できると思います。

あとですね、先日武雄市の有害鳥獣を処理する施設を見学させていただいたのですが、そこ

でも肥料化、肥料登録まではされていませんでしたけども、イノシシの解体したものを加熱して、それをちょっと肥料的に使われる取組もされていました。

それというのが国の補助を活用して、できるだけ市の助成を少なくして済むようなかたちで取組をされていました。こういう取組もぜひちょっと一、二年でできる話ではないと思うのですけども、長い目でせつかく廃石膏もそうですし、有害鳥獣の対策もそうですけども、長い目で農家さんにフィードバックできる。しかもコストがかかりにくい。そういう仕組みもいろいろ検討していただきたいと思うのですけどいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

ただいまの質問の件なのですけども、廃石膏については今実証実験をやるようにしており、お願いしているところです。またモニターの募集をして、実際ジャガイモの種を渡して、今それも取り組んでいるところです。

あとこの前武雄市のほうに行かれた部分もちょっとそのあたりも実際に見てみて、いいものだなってちょっとは思いました。イノシシ自体をそのまま処理して肥料にできるってことで、そのあたりも含めて今後また研究を重ねて、対応できる部分は対応していきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後光君）

すぐできる部分と時間かからないとできない部分いろいろあると思うのですけども、できるだけ農家さんの負担を減らして、なおかつ町長言われたとおり所得が上がるような仕組みを研究していただきたいなと思います。

あとそれにあたって、やはり町民の方たくさん要望というか、意見がたくさんあるのが直売所に関する御要望ですね。観光客が農産物とか食料品を買える場所というのが、当然町内には直売所あるのですけども、なかなかその集約して、大村でいう「おおむら夢ファーム・シュシュ」みたいな施設というのも検討していただきたいという要望たくさんあると思うので。それはちょっとすぐできる問題じゃないと思うのですけど、ぜひいろいろ研究していただいて農家さんが売れる。しかもなおかつ観光客が寄れる仕組みというのも、ぜひ検討していただきたいなと思います。

新規就農者の件に移るのですけども、先日ですね産業厚生委員会で嬉野市の「スマートアグリ宮の元」という施設を見に行かせていただきました。農林課の方とかですね、農業生産者の方も一緒に参加していただいたのですけども、そこで嬉野市と佐賀県で新規就農者に対して、トレーニングファームという就農に対していろんな技術を習得するのを卒業された方を前提にこういう施設を市で作られて、もう就農してから数年である程度収入が上がるような仕組みを構築されていました。

波佐見町でも今イチゴ農家さんで、ハウスを新規就農でやられているということなのですけども、今後ですねそういうトレーニングファームとか県と連携して、新規就農に対して支援をどういふかたちで進めていく考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

私のほうも「スマートアグリ宮の元」のほうに一緒に行かせてもらったのですが、そのとき県の方も同行いただいて、そのあとの流れとしては現在の県央地区に今こういうトレーニングファームをつくるように進めているってことで今週はじめに県から来られて説明がありました。

できれば波佐見町に誘致したいなという部分もあったのですが、ちょっとそこは無理みたいなのですが、そういった行ったことが機会になったのかもしれないのですが動き始めているので、私たちも新規就農者獲得には本当に力を入れていかななくてはいけないと思っているので、そのあたりはもうできる限り協力していきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後光君）

ちょっとそこでちょっとお伺いするのですが、今イチゴ農家さんが新たにハウスをつくられて取り組まれているのですが、どういう経緯で就農されることになったのかということと、今後広がっていく計画とか、その辺分かる範囲というか、大まかな部分でもいいのですが御説明いただければと思います。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

ちょっと私もちょっと詳しくは知らない部分なのですが、今回イチゴの関係の方はですね、もともと町内の方だったのですよね。1人はちょっとこっちにUターンってかたちで帰ってくるのを機会に、ということだと聞いているのですが、そのかたちでちょっとイチゴというかたちになっていったのかなって思っています。ちょっと詳しくは分からないのですが。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後光君）

いろんな形でやって興味を持って就農しようっていらっしゃる方、いただける方がいらっしゃるというのはすごく本当にありがたいことですし、貴重な状況なので。やはりこれも先ほどの資材の高騰とか、かなり厳しい環境に置かれると思うのですね。就農されても直後からですね。

ですので、せっかくそうやって新しい分野にチャレンジしようと思われても、そういうお金の面とかいろんな部分でつまずきというか、難しく抱えられる課題がたくさん出てくると思っていますので、ぜひ行政としてもできるだけ寄り添っていただいて、せっかくそうやってチャレンジしようと思われた方が進めるような環境をぜひ整えていただきたいと思います。

それから、質問の中でふるさと納税の返礼品について、いろんなかたちで提案したのですが、まずですね波佐見町のふるさと納税返礼品。今現在、波佐見焼とか長崎和牛とか多いと思うのですが返礼品の割合って大体どんな感じになっていますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

現在のふるさと納税に係る部分で、その返礼品の割合ということですが、これはもう令和4年度の数字になってまいります。最初にトルコ・シリア大地震、返礼品ありませんでした。これは除いておりますので御了承いただきたいと思います。

波佐見焼ですね、陶磁器製品につきましては大体全体の92%。それから牛肉ですね、これが7%。それ以外が約1%あるのですが、その1%についてはまず牛肉を除く農産物、それからその加工品、ほかにお酒とか温泉利用券それから宿泊券ですね。そういったものがその他ということでございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後光君）

今御説明いただいたとおりでして、20億円前後ふるさと納税あつて簡単に3分の1として6億円ともっと少ないかもしれないですけど、6億円程度波佐見焼を返礼品として選んでいただいているわけですが、やはり全国的に見るとお肉とかやはり食べ物がかなり返礼品として選ばれていると思うんですね。というのが当たり前ですけど、食べ物は消費してしまえばまた、頼まないといけないという形なのでリピートされる方がかなり多いと思いますので、農業に力を入れていくに当たってはやはりその返礼品を、一つ充実させるというのは一つ手ではないかなと思っています。

昨日ふるさと納税をしていただいた方に「Like」というカタログを発行されるというお話もありましたけども、かなり多くの方に返礼品を見ていただける機会というのが波佐見町に来ていますので、その中に農産品があれば、選んでいただける可能性というのは増えてくると思うので、ぜひ返礼品を開発する機会というのは、力を入れていただきたいなと思うんですね。

スライド見ていただければと思うのですが、広島県の東広島市というところが広島なので牡蠣が名産です。そこで牡蠣を使って、何かその食材をつくるために開発する事業者さんに対して、補助金をやるという仕組みをとられています。

今のところ答弁にあったのですが、利用促進のために食材の購入の助成を行う考えはないということであったのですが。

ふるさと納税の返礼品について先にいきますね。松浦市でアジフライってもう皆さん有名、イメージが付かれていると思うんですね。松浦市と言えばアジフライ。市長はじめ全市挙げてアジフライ取り組もうという形でイメージをつけられたので、アジフライと言えば松浦と浮かぶくらいになっています。

波佐見町でも量は少なくても、波佐見に来ればこういうものを食べられるというイメージをつけることは大事じゃないかなと思っているのですが、ふるさと納税に特化して、こういう商材を考えるにあたって、助成金をつくるというのも一つ考えじゃないかなと思うのですが。そのあたりは検討余地ないということですが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

そうですね。今でもちょっと農産物を使った、返礼品もちょっとあるのですよね。お茶とかですねあとは、ちょっと波佐見の例えば大豆を使っているか分からないのですけども味噌もあるしですね。あと麺類とかもちょっと私も返礼品見たのですけどあったので、例えばそれに実際波佐見で出来た生産物を使って、加工してって販売つなげていければ、いい方向に進むのかなって思っているのですけども。

今のところ米粉を使ったやつとか、酒にしても山田錦麗峰とか使って、なるべく今使えるものは使っていている状況なので、今後答弁でもありましたけども本当地元のためとかになるのであれば、もちろん推進していく必要があるかと考えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後光君）

これが先ほどちょっと前後したのですけど、飲食店とぜひ一緒になって考えていただきたいと思うのですよ。というのが、波佐見町に観光客がかなりいらっしゃるようになって、それに合わせて御飯を食べられるとことか、カフェとかそういうお店もたくさん出来ました。

ただですね現実問題、地元の食材を使われてやられているとことというのが限られているというか、推して「これは地元産です。」と出されているところはほとんどないのではないかなと思っています。

私も飲食店さんの経営者の方とちょっとお話したのですけども、ランチフェアでお皿を使うのはすごくありがたいと。ただ飲食店としては、自分の得意分野であるその色の部分で、何か後押しをする仕組みを、ぜひ町としても取り組んでいただきたいという声があったのですね。というのが例えば、アスパラを食べに波佐見に行こうとか、何かそういうきっかけがあればアスパラの食材を使ったメニューを各飲食店で、いろんな試行錯誤をすれば新しいメニューも生まれるかもしれないですし。とか何かそういうぜひ食材に関して、飲食店さんがお互いに切磋琢磨して、波佐見の農産物を盛り上げるような取組というのもぜひ。

今商工観光課が窯業とマッチして、ランチフェアという形取り組まれていますけど、ぜひ今度農業分野とコラボして、例えば先ほど言われたような味噌とかそういう加工品でもいいですし。何かそういう仕組みもぜひ、後押しするような助成制度なり、あとはPRするようなイベントなりというのも検討していただきたいと思うのですけどいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

非常に貴重な提案をいただいたというふうに思っております。例えば新たな農産物をつくるにしても、ロットが小さいと共販に出せないとか。あるいは自分で売り先にも限界があるとか、あるいは直売所に出してもなかなかこう出来ない。であれば、そういった食品を扱っている飲食店とタイアップした中で、PRを兼ねた消費拡大というにつなげていけるような、施策につながるのでは

ないかなと思いますので、どういった方向でやるかはまた今後の検討として、そういった一つの施策として十分に研究させていただきたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 城後委員。

○8番（城後光君）

昨日もふるさと納税で得られた寄附金の基金の使い方について、同僚議員がいろんな形で提案をされていましたが、やはりそもそもそのふるさと納税の制度として町長言われるように、いつなくなるか分からない仕組みですね。それを基金として活用するのであれば、今後の波佐見町の経済が潤うような仕組みに、第一義的には使うのがずっと循環していくのでいい仕組みじゃないかなと思います。

ですので、先ほど町長が言われたようにせっかく今観光客がたくさんいらっしやっていて、飲食店さんが創意工夫されて、そうやって外から来られたお客様に満足いただけるような食べ物とか、飲物とかいろんなものを提供されていますので、そこに波佐見町の産物を使っていただくような仕組みというのはぜひ前向きに検討していただきたいなと思います。

飲食店さんにもちょっとお伺いしたことがあるのですが、やはり町長が言われるようにですねロットの部分とかですね、どうしても今日は例えばキャベツなり何なりは間に合うけど、明日はないという農家さん来ると、せっかく使おうと思っても使えないというかたちでいろいろ言われるので、そのあたりは取りまとめをしていただく農家さんである程度そのチームになってやっていただける仕組みとか、そういうをつくるのもそう簡単なことではないと思いますので、時間はかかると思うのですが、ぜひそれこそ業界はまとまって、業界団体とかいろんな形でやられていますのでその取組の延長線として、農業者さんはそういう形でやられてないので時間はかかると思うのですが、ぜひ研究をして進めていただきたいなと思います。

それでは次に移るのですが、2番目ですね。子供たちの居場所づくりについて質問したいと思います。これも町長が選挙時の公約で子育て支援を柱に据えてやはりおっしゃって——長崎新聞で9月14日付けにインタビュー記事載っていたのですが「まちづくりの根幹は人。世の中を支える子育て世代の人たちが住みたくなるまちでないと活気がなくなる。」とインタビューに答えてありまして、やはり子育て世代が住みやすく思えるような場所をつくっていくことを一生懸命やりたいというふうに就任に当たって述べられていました。

その中でいろんな形で施策取り組まれていますけれども、改めて町長にお伺いするのですが、子育て世代に向けてどういう仕組みで施策取り組んでいくつもりなのかをお伺いできればと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

議員おっしゃったとおり、まちづくりの根幹は人づくりと。その人づくりには、やはり子育て世代を大切にというふうな考えをずっと思っておりますし、お尋ねのとおり今後の子育て、やはりど

うしても経済的な負担が非常に大きくなっております。

あわせて御質問の中にもありますように、共働き世帯が増えますとなかなか一緒に育てることができないといえますか、そういったものの措置も求められているのは承知のとおりでございます。

当面は経済的負担を軽くするような施策を十分に今後打ちたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後光君）

本当にやはり町長が選挙戦で支持された部分も、やはりその子育て世代をすごく力を入れて訴えられた部分もあられたかと思えます。ですので、それに期待されている町民の方も多いと思えますので、ぜひ全庁として取り組んでいただきたいなと思えます。

その中でやはり一方で少子高齢化も進んで、お子さんとかお孫さんで子供さんと接しない高齢者の方も増え、高齢者じゃなくても大人の世代の方も増えていると思えます。

ちょっとお伺いするのですが、児童公園とか子供の遊び場に対して近隣の住民の方からクレームが起きている例とかいうのは御存じでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

こちらのほうにはそういうお声は届いておりません。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後光君）

では教育委員会のほういかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

教育委員会としては1件ですね、児童公園というかでちょっと子供たちがうるさいと、遊びがうるさいということで何かクレームがあったということで、何か張り紙がしてあったという情報をいただきまして、現場に行きましたけども、その張り紙はもうどっかも撤去された状況で、多分ここに張ってあったのかなあというあとが残っておりました。

そういったところでちょっと相談を受けたことはございました。

○議長（百武辰美君） 城後委員。

○8番（城後光君）

今ですね教育次長がおっしゃったとおり、私もたまたま教育委員会の定例会の過去の議事録をたまたまぱっと見ていたらその件を、教育委員さんが話をされているのが載っていました。

都市部では公園でうるさいというのはよく聞く話で、波佐見町でそんなことって思ったのですが、現実にそうやってやはり子供の声がうるさいというクレームがあっているというのが現実ですね。それが一例というかたちであったということは、やはりそうやって思っただけの方もいらっしゃるってことですね。

これだけやはりその子供さんが少なくなっている現状で、なかなか御理解いただけない大人の方が増えているという現状も、ぜひもう1回わきまえていただいて、子供さんに対しての政策という部分で。教育長も昨日もおっしゃっていたのですが、やはり大人に御理解をいただくというほうが結構ハードルになってきているのではないかなと思っていますので、そのあたりはぜひ今後もいろんなかたちで検討いただきたいなと思います。

まず子供の居場所というかたちでなぜ取上げさせていただいたかという、皆さん御承知のとおり今年の夏は非常に暑くて佐世保市でいうと8日間連続猛暑日ということが続いたということで、8月の中旬あったのですが、20年間で2003年と2023年の佐世保市のアメダスのデータですが、これ8月の1か月間なので、当然上がり下がり年によって変わってくるので一概に言えないのですが、20年で平均気温大体3度ぐらい上がっているのですね。今年が特異かどうかは分かりませんが、ただ平均気温が3度ぐらい上がっているわけですよ。

そうするとやはり熱中症で倒れた方というのもたくさんいらっしゃると思うのですが、子供の居場所自体がやはり少なくなってしまう。特に夏ですね。ではないかというのが非常に懸念しているので、そこもやはりその保護者の方も心配ではないかなと思って居場所というかたちでちょっと取上げをさせていただきました。

まず質問の中で児童クラブということでお伺いしたのですが、今3つの放課後児童クラブが東地区、中央地区、南地区。各地区にあるのですが、そこは答弁いただいたとおり定員を満たすかたちで対応されているということですので、希望される方がおおむね御利用いただける環境になっているのではないかなと思います。

ここは非常にありがたいですし、ぜひ今後も一時的に使える環境というのがあるというのをいま一度保護者の方とかに周知していただけてですね、もし突発的に何か使われることがあっても安心できるというのは随時周知をしていただきたいなと思います。

次に居場所という部分で、一番私大人の方から子供の方から居場所という、どこなのかなというのを考えたときに図書館の存在ってすごく大きいのではないかなというふうに思いました。たまたま「波佐見アゲアゲTV」ってY o u T u b e rが波佐見町で活躍されていますけども、そちらの方が野球場と図書館できるならどっちということでアンケートをとられていました、4月にですね。昨日も同僚議員が野球場に関して質問されましたけど非常に町民の方、関心高いのは野球場ですけども図書館もどうなのかという部分でアンケートをとられていました。

結果が出てまして200票ぐらい。199票あった中ですので、これが皆さん町民の皆さんの全意見とは思いません。ただですね、かなり評価が多だろう野球場を押さえて図書館のほうがあったほうがいいなと。これあったほうがいいなというのは武雄市の図書館みたいなのをイメージしてくださいという前提です。やはり図書館が充実してほしいと思われる町民の方が一定数いらっしゃるのではないかなというのをぜひ考えていただきたいなと思います。

それで、まずお伺いするのが夏休みに総合文化会館とか図書館。児童生徒は利用されている状況

はどのような感じで捉えられていますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

夏季休業中、多少増えたのだらうとは思っておりますが、土曜、日曜日につきましては、休日につきましては大体50名前後の利用があつている。これは子供から大人まで含めてということになります。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後光君）

分かりました。今のところそういうかたちだと思います。

いろんな図書館について私も調べてみたのですが、長崎県の県立図書館の要覧に県内の市町立の図書館の現状という資料が載つていて、その中で、人口で貸出し冊数を割つた数が載つていました。それを見ると、これ細かいのもうデータにしなかつたのですが波佐見町は1.38冊。これって県下で一番低いです。ちなみに一番高い佐々町は9.12冊。かなり高いですね。これあわせて佐賀県の資料も踏まえて、これ佐賀県去年の令和3年度の数字しなかつたのですが、波佐見の1.38冊よりも少ないのは佐賀県にはありませんでした。1.52冊の多久市が一番少なかつたのですが、基山町って図書館が充実しているのが有名な町なのですが、そこは14.26冊。波佐見の10倍ぐらいあるんですね。

これをちょっと踏まえて、何でもこういうかたち結果出ているのだらうなと思って考えてみましたら、佐賀県は面積とかそういう部分も一覽にされてたので、見てみたのですが、閲覧の本を読むスペースが非常に大きい図書館がやはり貸出し冊数も多いのですよ。多久市みたいな貸出し者数が少ないところは、閲覧席数が少なかつたんですね。要するに本をまず読まない、ぱつと見ないと借りていかないという現状がやはりあるのではないかなと思つました。

そこで教育長に図書館館長としてお伺いするのですが、町の図書館は誰に対してどのような目的を持って運営されているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

図書館長として正式な目的等々もしっかり把握はしていませんけれど、基本的には子供から大人までということ考えております。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後光君）

目的を、ちょっとどちらかというとお伺ひしたかたつたのですが、子供から大人まで誰もがその情報とか、そういういろんな知見を得られる場所として図書館があるというのが条例にもうたわれています。その中でやはり一つの指標として先ほど取上げた貸出し冊数というのが大事というか、使われている状況を把握する上で一つの指標になるのではないかなと思つています。

教育長答弁でも先ほどありましたけれども、閲覧スペースの問題という部分が改善したいということでも話があったのですが、そもそもやはりそういう形で閲覧スペースが少ない。要するに資料とか今の図書館の課題というのを、教育長はどういうふうに考えられてますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

先ほどの答弁言葉足らずで申し訳ない。図書館の機能という点で考えたときに、図書館は本来読書機能と学習機能と情報機能という3機能があるということは、十分に把握をしております。

今の質問でございますが、確かに本町の図書館のイメージがどうしても建物の一番奥にあって、狭くて暗いというような、どちらかというとなマイナスなイメージが大きいというのは私自身も把握をしております。中の運営等々について、あるいは例えば蔵書冊数だとかですね。スタッフの頑張りとかそういうことについては認めていきたいなと思っておりますが、今やらなくてはいけないことにつきましては、やはり親しみやすいといえますか、そういう図書がすぐ手に取りやすい、触れやすいというようなこともあるのだらうと思っております。

今見ている中で、やはり雑然としているというイメージは、本館の今の課題ではないかなということ考えたときに、答弁にも申し上げましたように、そういう読書スペース。落ちついた中での整理整頓された中での読書空間の確保、学習空間の確保という点でいけば、今回事務所が移転をすることによってのスペースというのをもう少し、構造的にレイアウトをし直した形でということ、今課題となっているような、読む・学習するスペースの確保、というのはできるのではないかなということを考えております。

○議長（百武辰美君） 城後委員。

○8番（城後光君）

まず先ほど教育長もおっしゃったとおりですね、まず図書館自体の場所の問題というのは非常に大きいかなというふうに私も思っています。今回、質問させていただくに当たっているんな図書館を見せていただいたのですが、やはり一番波佐見町の図書館の、何かこう問題点というか感じるのがやはり入り口ですね。入り口が何か非常扉みたいなイメージなのですよね。ほかの図書館行ったときに、やはりその透明だったりして中が見える状況というのと、この重く閉ざされた扉。当然その冷房空調の問題で開けられている期間もあると思うのですが、やはりそのすごく入りにくいイメージはちょっと場所の問題で否めないなと思います。

下の写真が質問にも上げている郷土資料室の写真なのですが、8月24日にちょっと写真撮ったのですが、先ほど教育長もおっしゃったとおりですね資料が整理するスペースがないのでそこも使われて司書さんがいろんな形で苦労されておりました。

今教育長も蔵書の話がされたのですが、私ちょっと思ったのですよね。多いのがいいののかなのかという部分をもう一度ちょっと見直していただけないかなと思ったのですよね。というのが、蔵書が今4万4,699冊。3月31日現在です。波佐見町が買われる本の数が昨年度1年間で一般書が

852冊、児童書が773冊。1,600冊ぐらい入ってくるわけですよ。それを整理されるのにかなり追われていらっしゃるのですね、職員さん。なので、本を維持するだけで、もうその仕事の大半が追われている現状で、本来の利用者さんとの交流とか選書をお勧めする機能とか、そういう部分をする時間がなくなっているのではないかなというのがちょっと、数だけ見て思いましたので、そこはちょっと考えていただきたいなと思うのですよね。

なぜこう思うかというたとえば隣の川棚町図書。これ図書室ですけども、蔵書数は2万冊ですね、波佐見に比べれば半分ぐらいなのですが、購入数もやはり500冊弱。お1人で運営されています、職員さん。なので、そのレベルでうまく回されれば、これ写真の下を見ていただければと思います。ちょっと分かりにくくしているのですが、リクエストにお1人お1人に答えて対応されています。

というので、やはり本が多く入ってくると時間が取れないわけですよ。こういうほかの業務に割く時間が。なので、もうちょっとそのあたりは業務を減らして、本当にそのお1人、お1人の利用者に向き合う時間に充てていただいたほうが、より図書館の活用ができるのではないかなと思いますので、図書館であればその何冊をめどにというのはあるかもしれないんですけど、やはり本来は一人一人の利用者さんが読みやすい、また行こうと思える部分が本義だと思いますので、そこはちょっと、ほかの事例を踏まえて考えていただきたいなと思います。

東彼杵町も見たのですが、こちら500冊前後の購入ですね。こちら1人でやられていたのですが、要するに少なくすれば本を整理する負荷も減りますので、そこはちょっと考えていただきたいなと思います。

ただですね、貸出し冊数も全部比較してみたのですが、東彼杵町は貸出し冊数少ないですね。というのが見たところ結構古い本が多かったのですよ。蔵書数が多い割に古い本が多いとやはり貸出し冊数も伸び悩むので、そこはやはりバランスをとる必要があるのかなという部分もありましたので、そこは考えていただきたいなと思います。

その中で、いろんなかたちで図書館について考えてみたのですが、一ついろいろその資料を読める場所というのを広くとる考えを、教育委員会の移転に関して検討されているということなのですが、やはりもう少し物理的に今のスペースだけで本を読む場所というのは限界があると思いますので、一つ提案なのですが、もう少し総合文化会全体で本を読めるスペースを例えばそのフロアとかに本棚を置いてみるなど、そのあたりをいろんなかたちで、総合文化会館全体で本を読めるスペースを確保するという検討はなされているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

答弁の前に先ほどドアの件ですが、確かに町民の方から。ただこれにつきましては防犯、そして強度の問題でどうしても重たいドアにしていることは御理解いただければと思っております。

町民の方のニーズがあって、できれば新しいものを読みたいという本を揃えたいということで、

冊数のほうに注目した部分があったのは事実だと思っておりますので、今おっしゃったように冊数を減らすことによってスタッフの業務内容を改善し、より良いというところは、一つのアイデアと提案として、とても貴重なものになりました。

スタッフの研修あるいはスタッフとの会議の中で、今のところ考えているのは先ほど申しましたように作業スペース、書架スペースを移転することによって生み出された空間を上手に活用したいということと同時に、スタッフとの会議の中でも今議員おっしゃったように、ロビーの部分に今あるのとは別に、入って左側のスペースのところに学習コーナーというかたちで机・椅子を準備したということもやっていきたいなということを今ところ考えています。

○議長（百武辰美君） 城後議員。

○8番（城後光君）

先ほど蔵書のお話をさせていただいたのですが、例えば基本的に図書館の中にいないと管理はできない。書籍の管理難しくなると思うので、どうしてもその本を減らしてもらおうと除籍しないといけないと思うのですが、そのあたりを置くスペースとして歴史文化交流館も今本置かれているスペースありますけども、できたら郷土資料も重複している分とかがあれば、歴史文化交流館に一部置いていただくとかですね。

いろんなかたちで町の中にはいろんな公共施設ありますので、そこを有意義に活用していただきながら、本に触れる空間をつくっていただくというのも一つ昨日話があった読解力を子供たちが上げる一つの取組になると思いますのでぜひ検討していただきたいなと思います。

それですね、ぜひ今後考えていただきたいのが、居場所という意味で当然総合文化会館をもっと子供たちが気軽に使っていただけるようなスペースを考えていただきたいなと思います。というのが今ロビーとかその部分で入っていける部分。机・椅子はあるのですが、どうしても通りがあまりにも激しい横にあると気が散るというかですね。ですのでもちよつとでも仕切りがあるとか、何かしらそういう状況も考えていただいたほうが学習はしやすいのかなと思っています。

それで参考にさせていただくのが長崎県庁ですね。新しく出来た新庁舎は、かなり学習スペースとしてロビーとか廊下とかいろんな場所を使われていて、今最大200セットあるそうです。庁舎の中に開放されているセットが。その中に、机によっては学習時間いつでもオーケーとかですね。もう、そういうふうにかかれてるので利用者の方も気兼ねなく使っていただける環境というのがあります。

ぜひ新庁舎にも、こういうスペースをつくっていただいて、そういう部分があれば町民の方も気軽に新しい庁舎に来ていただける環境ができるのではないかなと思うのですが、新庁舎のほうはどのような考えを持たれていますでしょうか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

新庁舎には1階の町道側に情報発信交流スペースという空間を設けて、スペースを設けておりま

す。それでそこまた連動させてウッドデッキで開放感のあるような空間を設けております。あと、2階には待合スペースにベンチとかちょっと会議ができるような机なども置いております。

それで子供の集う場所というか学習とかについては、県庁と役場とは規模とか用途は違います。それで新庁舎にあるスペースを有効に利用していただきたいと考えています。

あとそれで最後に来るものは拒まない。ということで受入れさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（百武辰美君） 城後委員。

○8番（城後光君）

最後になぜ、その子供の遊び場を室内にというふうに要望というか、意見したかという町内に東小と南小で空き教室が空いている場所が、今後少子高齢化でどんどん子供の数が減ってくれば増えてくると思うのですね。

で、今すぐではないのですが、これは福島県の石川町というところは廃校になったところを使って子供の遊び場を——もう廃校になったところを公民館とか、いろんな場所で児童クラブとかいろんなものを入れてやるという仕組みで、複合施設となって整備もされています。

今後もどんどん子供の数が減っていけば教室使わなくなってくるので、そのあたりも検討いただければと思います。以上です。

○議長（百武辰美君）

以上で8番城後光議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時10分から再開します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、1番 前田博司議員。

○1番（前田博司君）

皆さんこんにちは。それでは通告に従い質問を行います。

1. 地域公共交通について

現在、地域公共交通の柱である予約制乗合交通については、充実を図るべく改善を重ね利用率もアップしていると聞きます。

しかし、その一方で町内とその周辺を結ぶ交通手段については、多くの方が不便を感じております。

そこで、次のことを問います。

(1) 佐世保嬉野線、川棚内海線の存続や在り方について、事業者との協議はなされているのか。

(2) 現在、川棚内海線は、運行費の助成を行っているが、佐世保嬉野線についての現状はどうか。

(3) 利用しやすい環境づくりとして定期券の補助は考えられないか。

2. 公共工事等の発注について

さきの官製談合事件後、公共工事や業務の発注に対し、その防止対策として様々な取組を行っていると思います。その効果や課題については検証する必要があると思います。

また今後デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進により、工事の発注業務の効率化を進めなければならないと思います。

そこで、次のことを問います。

(1) 予定価格の事前ランダム化を行っておりますが、これの効果はあるのか。

(2) 技術職がない部署での発注業務については改善されたのか。

(3) 電子入札について検討されていると聞きますが、導入時期についてはいつ頃なのか。

以上壇上からの質問終わります。

○議長(百武辰美君) 町長。

○町長(前川芳徳君)

1番 前田博司議員の御質問についてお答えをいたします。

1. 地域公共交通について

(1) 佐世保嬉野線、川棚内海線の存続や在り方について、事業者との協議はされているのかとのお尋ねですが、本町の乗り合い交通は交通空白地帯の解消を図るため、平成24年度にシステムを構築し運行を開始しました。これまでに幾多もの見直しを図りながら路線バス、乗り合い交通、タクシーと異なった三層の各交通が、それぞれのその役目を担い町民の足の確保を図ってきたところです。予約制乗り合い交通と西肥バス路線の運行は、制度上切り離せないものとなっており、町民の町外への移動手段として今後も維持していかなければならない路線であると考えております。

佐世保嬉野線及び川棚内海線の存続や在り方について、事業者との協議はされているのかとのお尋ねですが、西肥自動車とは必要に応じて意見交換を行っており、バス路線の運行状況や今後の見通しなどについて情報交換をしているところです。

(2) 現在、川棚内海線は運行費の助成を行っているが、佐世保嬉野線についての現状はどうか、とのお尋ねですが、1人1台の自動車保有と言われる昨今、バス利用者の大幅な減少など社会構造の変化により、バス路線もここ20年の間で大幅に廃止が進み、現在本町では佐世保嬉野線と川棚内海線の2路線だけとなっています。

川棚内海線は現在欠損路線として、その損失について国、県、川棚町、波佐見町がそれぞれ補填を行っており、主に学生の通学による利用が多い状況となっていますが、町民の町外への移動を支える公共交通機関として、今後も引き続き維持しなければならない路線であることには変わりないと考えております。

佐世保嬉野線については平日のダイヤでは嬉野行きが1日9便、佐世保駅行きが9便運行しています。バスの便数は令和4年のダイヤ改正と比較して、1～2便ほど減便となっており、その理由としては運転手不足によるダイヤの合理化のためと聞いています。

現在佐世保嬉野線について、西肥自動車から欠損補助について相談はあっておりませんが、今後もしも引き続き路線の運行状況に関する情報収集に努めてまいりたいと考えています。

(3) 利用しやすい環境づくりとして定期券の補助は考えられないかとお尋ねですが、西肥自動車によりますと、西肥バスの利用者の状況として学生や高齢者の利用が多いと聞き及んでおりません。

近隣の自治体では定期券の補助を実施しているところもありますが、いずれも高齢者支援の施策であり、必ずしも新規利用者の増加や利用促進に結びついていないとのことでした。

定期券への補助も一つの考え方ではありますが、バスの利用促進のためには地域の実情を考慮し、事業者側が抱える課題などを整理した上で、事業者と協議を進めながら利用促進のための取組を検討していく必要があると考えています。

バス路線は本町としても維持をしなければならないという認識は今後も変わりませんので、乗り合い交通とバス路線のよい部分を引き出し、補完し合いながら事業者との連携を深め、バス路線の利用促進に努めていきたいと考えています。

2. 公共工事等の発注について

(1) 予定価格の事前ランダム化に効果はあるのか、とお尋ねですが、町の予定価格は決められた算定方法に基づいて積算した額に、1回目のランダム係数を乗じた後、入札当日の開札前に2回目のランダム係数を乗じることで最終決定としています。

このランダム係数を用いることは予定価格の秘匿性を高め、事前に不正行為を防止するためのもので一定の効果があるものと思っています。

(2) 技術職がない部署での発注業務は改善されたのかとお尋ねですが、現在技術職の配置は建設課、水道課、庁舎建設推進室となっており、土木工事の資格等を有する職員が大部分となっていることから、土木工事を除く建築工事や電気工事等については、外部に設計や管理の業務を委託しています。

また技術職を有していない部署の工事発注は、建築工事や電気工事が多く、設計や管理業務について外部委託しているところは変わりありません。

一方で発注業務について、参考見積り書の徴収や工事費の積算など事務職が不慣れな部分がありますので、技術職に助言を求めたり設計や積算を依頼したりして、技術職を有する課とその他の課で連携を図っている工事もあります。

また簡易な工事はこれまでの蓄積から事務職でも行える部分も当然あるかと考えています。今後においても、技術職に限られる中ではありますので、各課の連携と外部委託を組合せながら、発注業務の改善を行っていきたいと考えます。

(3) 電子入札について検討されていると聞くが、導入時期はいつ頃になるのかとお尋ねですが、電子入札については令和4年7月に長崎県電子入札システム共同利用説明会が開催されたことを機に、県を含めた18自治体の参加条件のもと、令和6年度または7年度での導入に向けた検討が進められてきました。

しかし既に導入済み自治体の不参加や、費用対効果が少ないなどの理由から参加を希望する自治体が減り、共同調達による導入が難しい状況となったことから、現状での導入時期は未定となっております。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

はじめに公共交通の件ですが、バス事業者との協議では、具体的にどのような内容で、どのぐらいの頻度で行われているのですか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

西肥自動車との協議につきましては、内容についてはバス路線の運行状況に関して、それから全体的なバス路線、バス事業者の運営の流れとかですね、そういったところについて意見交換等を行っております。

回数等につきましては年間に二、三回程度というふうなところになるかと思えます。直接こちらのほうからお伺いすることもありますし、バス事業者のほうから訪問されるというふうなケースもございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

それでは先ほどの答弁にも減便されたというような情報がありましたけども、このバス事業者から減便等がある場合は、事前にお知らせはあるのですよね。そのタイミングというのは大体どのぐらいのときにあるのですか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

この減便に関しての報告、お知らせというのは、令和4年度につきましてはもう3月末に報告、お知らせがあつて、令和5年度のダイヤ改正の場合は、もう4月に入ってから報告があつたというふうなことでございます。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

すいません、ダイヤ改正のどのぐらい前にあるのかというのを伺いたかったんですけど。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

ダイヤ改正の直前ということになります。令和5年度に関しましてはもう、ダイヤ改正後に報告があったということです。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

民間事業者でなかなか難しいのかもしれませんが、協議はされているとおっしゃっていますが、協議している割には直前にしか教えてもらえないと。協議している意味があるのかなというような気がしますね。

もうちょっとこう、なかなか発表も難しいので事前にはいかないのかもしれませんが、そこあたりをもうちょっとどうにかならないのかなと思います。

ちょっと名称忘れましたが、地域公共交通会議がありますね。あれはバス事業って入るのですか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

バス事業者も、構成員として入っております。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

赤字路線になると補填をしているということですが、これは赤字路線になると向こうから相談があつて、即座に補填というような格好になるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

赤字路線になる場合は、これは当然事前にそういった状況に陥るということで御相談いただきまして、それで補填額について協議し対応するというふうな流れになるかとは思いますが。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

本町の場合は町外と結ぶ路線としては、今もう1事業者しかありませんので、そこに頼るしかないのかもしれませんが、なくなってしまうのはとても困るわけですね。代替のものもありませんし。であれば、存続に向けては十分協議をしていただきたいと思います。

そこで先ほどの赤字補填についてですが、今川棚内海線の補填をされているということですが、これは限界といいますか、赤字が膨らめば膨らむほど補填額が増えていくということになるのでしょうか、どこまでもやるということなのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

基本的にはこのバス路線につきましては、堅持していくというふうな町のスタンスでは変わりはない

ないと思いますが、やはり赤字額がどの程度膨らんでいくか。それから近隣、川棚内海線につきましては、川棚町との兼ね合いもございます。ですので、そういった近隣の自治体とも協議を行った上で、路線存続につきましては判断をしていくことも必要になるかなというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

既存の路線バスで運営が難しくなってくると、また別なものを考えないといけないのでしょうか。この間福岡県の宇美町に視察に行ってみましたが、オンデマンドバスをやられていました。特殊な事情があったのでしょうか。たまたまそういうシステムやっているのが、今の既存路線のバス会社の関連会社がやっていたということで話がスムーズに進んだということがありました。

先ほど町長の答弁もありましたが、町内の乗り合いとか、そういうようなものとバス路線が重なったところかという話がありましたけども、そういうところも含めて例えばバス事業者と相談ができて、何かいい方法がないかというのをお互いに探し出すというようなことはできないのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

乗り合い交通が発足して12年になるのですが、これまでやはり西肥バス路線と乗り合い交通の競合というふうなところで、非常に制約されたルールの上での運行をしてきたというふうなところがございます。それは当然その佐世保嬉野線につきましては収益路線でございますので、そちらについてのやはり競合というところについて西肥自動車のほうがなかなか条件を飲んでくれなかったというふうな経過もございます。

ですが先日、西肥自動車さんと意見交換をさせていただいた中で、やはり西肥自動車さんも、ここ数年やはりコロナ禍の影響、それから乗務員が募集してもなかなか集まらないというふうなところもございまして、やはりその路線の在り方についても、いろいろと御検討されているようなところもあるというふうなことはお伺いしております。

ですので、それを踏まえて先ほど議員おっしゃられたように、宇美町に視察に行かれたような状況とあわせて、今後西肥自動車さんとも、乗り合い交通の在り方についていろいろと協議が進んでいく局面もあるかもしれないなというふうには考えております。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

大事なところですのでどうぞよろしく申し上げます。それと利用者の増加について、私の提案として定期券の補助ということを申し上げましたが、これは波佐見高校については、別途メニューで定期券補助をしております。それ以外の高校生にも補助をするという考え方で、これなぜこう

いうことを言うかといいますと、川棚路線のほうもそうなのですが、保護者の方。私たちも一時期保護者でありましたけど、定期券を購入してバスで通うよりも、時間的に余裕のある方はマイカーで送ったほうが安いというのです。だんだんだから乗らなくなるのですよね。

ここで結局川棚線については赤字補填をやっているわけですから、バス会社に補填するのか、乗る方に補助をするのかの違いだけだと。そう簡単にはいかないのかもしれませんが、そういうことにもなりますので、利用者を増加させるためには、乗りやすい環境をつくるという意味で、そういうことを提案させていただきましたが、どうお感じになりますか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

波佐見高校生の定期券の補助につきましては、これはもうやはり政策としては波佐見高校の存続に関しての支援というふうなことでござりますので、ちょっとバス路線の存続に関してというのはちょっと若干違うのかなというところはあります。

ただし、ほかの利用者の方々に対しての定期券の補助等というところについては、現状として、その定期券を補助することによって、利用促進がどの程度図れるかどうか。こういったところも実際の利用状況とか、あとはバス路線の便数とか、その事業者の課題ですね。あとそれから本町の今1人1台の自家用車保有等の状況から、どの程度のやはり利用者があるかとか。そういったところを複合的に検討した上で効果的な施策であれば、そういったところへの支援をして、利用促進に結びつけるというふうなことも検討はできるかなというふうには思いますが、今のところはその利用者に対しての定期券の補助というふうなところはやはりそういった研究を重ねた上で実施して、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

私どももそう簡単にできるとは思っておりません。十分研究を重ねていただきたいと思っております。第一にバスの利用者が増えて存続できると。長く存続できるということを願っての補助であります。

それから定期券の補助に関しても学生のみならず、一般の方もこれは同様に考えていいのかなと思っております。例えば若干違いますけど、嬉野市では新幹線利用者に対して定期券の補助をしております。これは新幹線が出来たことによって、通勤の範囲が広がっているということがあって例えば長崎でも。これはそこをいうとそんな人なかなかいないですよというふうになるのですが、少しでも拾うためには、そういう施策をやるということで、例えば長崎であれば新幹線で通える。だからちょっとお金がかかりますので補助をしましょうというようなことですよ。

そういうふうを考えれば、一般の方も通勤に対して何らかの補助ができれば、例えば今移住定住については様々な助成をやって、その効果も現れていますけど、なかなか町内で仕事を探すのは難しいことですので、町外で働いている方が波佐見に住もうって考えたときに、通勤の補助もあるよねというのも一つの選択肢だと思います。そういうことも考えてはどうかと思うのですけ

ど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

一つの選択肢として、移住定住施策につながるのではないかというふうな御提案でございますけれども、確かに一つの手段としてそういった定期券を利用される方もいらっしゃるでしょう。

ただしバス路線や新幹線を考えた場合に、果たしてそういった遠方に勤める方が、それらを使われる方がどの程度いらっしゃるのかということもありますよね。そういった駅がない場所、あるいはバスが通っていない場所、店舗に通われる方もいらっしゃるでしょう。そういった方は車で通っているから、そういった方の支援はどうするのかと。そこらのバランスもやはり考えていかない面もあろうかと思えます。

また西九州新幹線の利用促進ということで嬉野市は、そういった政策持っているのかなという感じはしております。波佐見町も新幹線が出来た関係で非常に長崎市への通学、行き来が便利になりました。その点は恩恵を享受しているものというふうに思っておりますが、今後バス路線の維持に向けては定期券の補助というふうな限定的なものじゃなくて、あらゆる方向からこういった施策を打てば、残って路線として残していけるのかというものは、多面的な考え方で捉えていきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

私もこの定期券の補助に限定したことはないと思っております。これをきっかけに様々な方法で利用者を、これは民間の事業者でありますけども波佐見町にとってはとても大事なものなので利用者を増やす。

先ほども申しましたけど長く存続できる。できるだけ今の佐世保嬉野線のように赤字補填しなくていいような路線にするというのは、業者任せにならずに行政としても十分取り組んでいただきたいと思っております。

もう一つあるのは、移住定住とかで様々な支援を行っていますが、住みやすい町ということ考えると、今住んでいる方も住みやすいまち。住み続ける町にならないといけないということで。例えば今、県内の高校生の就職状況で言いますと、大部分のところが県内回帰ということで県内希望されている方がいらっしゃいます。

ですが、残念なことに波佐見町内での仕事の場というのは、一遍に増えることもないと思えます。早々見いだすこともできないと思えますので、そうすると町外に働きに出ることになりますので今住んでいる方。そのお子様方が長く住み続けられるようにと考えたら、そういう施策もあるのではないかとということで提案をさせていただきました。

それでは次に参ります。先ほどの入札の件ですけどもランダム化。これ事前ランダムですね。これは誰がどのようにやっているのでしょうか。手間的にどのぐらいかかっているのですか。

○議長（百武辰美君） 税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

予定価格のランダム化ということでまず事前、それから当日というかたちなのですが、事前ランダムにつきましては私のほうでやっているわけなのですが、その手間ですね。手間、時間といいますと、その本数によって、入札の件数によりまして若干違いがあるのですが、1件当たりで換算しますと一、二分程度で終わっているというような状況でございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

それでしたら、他の業務を圧迫しているというほどのものでもないということですね。

先ほどの町長の答弁の中にもありました、公示価格の秘匿性と申しましたが、何かよく分からないのですが、公共工事であれば歩掛等も公表された部分もありますし、業者としてはより設計額に近づくように、どれだけ精度が高い積算ができるかということをや日々研さんしております。これを否定するものであってはならないと思っております。

これは業者の努力でありますので、入札会場でランダムを行っておりますから、それ以上のものが果たして必要なのかというふうに思います。その秘匿性というところについては、誰に向けての秘匿性なのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

議員の質問の中にもありました、以前官製談合事件が本町では起きております。その折にこういったことを二度と起こさないということで再発防止策を行って立てたわけでございますけれども、その中で入札についても大きく見直しをしたという経緯がございます。

その中でいきますと職員であっても予定価格、最低制限価格を分からないようにしなければならないというところもありましたので、この事前ランダムにつきましては業者さんということもありますけれども、職員の内部についても秘密の保持といいますか、そういったところを高めていくというところがあるということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

それにかわるものがあればいいのでしょうか、それではあとで質問します。電子入札の件についての絡みですが、電子入札を導入すると事前ランダムとかこういうのは必要なくなるのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

電子入札を導入したからこれがなくなるかといえば、これはなくなりませんね。結局予定価格は入札をする前に事前ランダムを行って、開封する前にもう一度やるということになりますので、今

の制度上では電子入札になったといえども、ランダムが2回多くなるということでございます。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

この事前ランダムですけど、県内でほかにもやられていますか。

○議長（百武辰美君） 税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

申し訳ございません。県内で導入しているところというところでちょっと調査をしておりますので、この事前ランダムを導入した経緯につきましては他の自治体でもやっているということで、導入しておりますので、県内に限らず全国の幾つかの自治体ではやっているというところでございます。

なおですね、最近他の自治体からも視察といいますか調査にお見えになって、事前ランダムにつきましても検討されている自治体があるようでございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

分かりました。それでは次ですけど、技術職がない部署での発注についてということで、町長答弁の中にもありましたが、そういうところでは設計会社に委託しているのとおっしゃいました。私の認識では設計会社に委託するのは、あくまで設計をするところであって、そこに金額を入れて設計書として仕上げるのは職員の仕事だと思っております。委託先がお金まで、弾いて幾らですよって言うものではないと思っておりますので、そこは職員がやらなければならないところだと私はそう認識しております。

それで今現在として建設課においては令和3年度の災害以降、多忙を極めているということでありまして、現在も他課の仕事を手伝っておられるのでしょうか。手伝うって言い方おかしいですけど、行われておりますか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

災害があった以降の部分でもお話もありましたけれども、建設課としましては相談があったりする場合はそういったことに応じております。ただ実際に直近の部分で、設計だけではなくて全てをうちで行うわけではなくて、一部の部分についての何か手助けといいますか、そういったものも含めてやっておりますので、ある程度のところは自分で行われるところもありますし、全て請負部分でいうと令和5年、現状では五、六件ぐらいかなと。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

こういう質問をした経緯には建設業組合の方、それから建設業の実際に工事をやられている方、担当者から話を伺いましたけれども、建設課、農林課、水道課それ以外のところですね。それ限定は

できないのですが、工事の打合せ等をやる時に非常にやりづらいと。なぜか。分からない人としゃべっているという思いがある。

実際どうか分かりませんよ。何年もやっていれば当然それは分かってきます。同じようなもの、先ほど町長の答弁がありましたけど、細かいところ、小さいところであれば、それは対応できると思います。でもそういう不信感を持って業者の方が施工されているわけです。そういうところをどうにかしないとイケないのではないかなと思って質問したわけです。

私としては、町の施設に関しては一体的に町の施設を管理する部署をつくってはどうかと思うのです。別に機構改革で課をつくれとかそういうところまでは言いませんけども、係でも班でもいいですけども、施設を管理する部署をつくって、そこがやると。一体的に町の施設についてはやると。いうふうな考えはできないのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

議員も前、町の職員でいらっしゃいましたので、そのあたりの実情はよく御存じのとおりだと思います。現在、町の施設は老朽化をしております。公共施設等、総合管理計画もつくって計画的に改修・維持をやっていこうという中で、御指摘のとおりの問題点は私たちも認識をしております。特に今後そういった施設、建築関係、電気関係がやはり工事の発注となったときに、当然そういった部署あるいはそういった担当する職員がいれば当然ありがたいという感じはいたします。

将来的な課題として、そこは考えていくべきだと思います。ただし、どうしても技術職が限られた中。そして土木を中心とした職員という中でございます。建築、電気等々についてやはりそれなりの専門知識もいりますので、やはり外部委託をかけて、それを適正に、管理というのをやっていくというところに、今後やはり大きな課題があると思いますので、組織的な課題として認識はしているというところでお答えしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

これからですね町長の昨日の答弁にもありましたけども、新しい施設は造らないとおっしゃってました。これからそうすると維持管理の時代ですよね。維持管理に特化した部署であれば、十分私は町の職員でも対応できると思います。専門的というかそういう部署をつくらないといつまでたっても今までのようなやり方でやっているミスが起りやすいです。この前のような事件が起こらない、不幸にして起こったような、ああいう事件が起こらないようにするためにもそういう専門部署をつくって、しっかり管理をして、先ほど職員自体がって話がありましたけども、過去にいろいろあったとかですね、所管がどうのこうのとかおっしゃってましたけど要は町の施設なので。使っているのは大家と店子関係だと思いますよ。大家さんにしっかり管理してもらえれば、私はできると思います。十分そこは考えていただきたいと思います。

それで最後に電子入札の件ですけど、導入に向けてということで質問を出したのですが、ちょ

っで見送りということで。ちょっと質問しようがなくなってきたのですが、電子入札の必要性をどういう経緯で導入しようとしたのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

導入の経緯といいますと波佐見町も長崎県の電子入札システム共同利用に、その導入について乗りませんかということで、その機会をいただいたわけでございますけども、メリットとしては、まず入札業者さんを一堂に会させないといいますか。役場においでいただかなくてもできると。

それと開札の時間ですね。時間的なところも省略できる場所がありますので、そういった時間に対する制限を少し緩和できるというところが、大きなメリットではないかなとは考えておるところでございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

よく分かります。私も若い頃には自分で積算して入札もやっております、参加しておりましたのでよく分かります。

例えばこの間の災害みたいに1日中入札があるような関係で、10件も15件も入札をしないと、なかなか準備するだけでも大変だということで、電子入札に関しては、これは進めたほうがいいなと思います。

ちょっと先送りになったということなのですが、もう次だから伺います。この電子入札に関しては今本町でやっている、一堂に会してやる入札案件の全てが対象になるということなのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

今ですね、町が月1回やっております一堂に会していただきます入札案件ですね。それは全て対象となります。以上です。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

これは導入の準備を進めていたということなので、どこまで進んでいたかちょっと分かりませんが、これ導入に関して全てということであれば、県の今の電子入札に対応している業者もおりますし、県の事業入札に参加していない業者もおりますので、そのあたりについて町内業者からのヒアリングとか、そういうのは行ってはおりませんか。

○税務財政課長（古賀真悟君） 税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

この電子入札につきましては導入が固まる前といいますか、言えば6年、7年をめどに進めていたところでの一応見送りというかたちになっておりましたので、町内業者さんに諮る前にちょっと

こうして見送りになったものですから、そこはやっておりません。

○議長（百武辰美君） 前田議員。

○1番（前田博司君）

今後ですね導入、もしそういう時期が来ましたら、ぜひともそういう関係業者にもヒアリングしていただいて、今県の先ほども申し上げたように、県の入札に参加されておられる業者は、そもそも電子入札対応しておりますので、何ら苦勞はないだろうと思えますけど、そうでない業者に対してはまた町内の工事で年間何本あるか分かりませんが、数本のために電子入札をやらないといけないのかと。どのぐらい費用かかるのかという心配でならないでしょうから、ぜひともそこあたりも十分周知、ヒアリング、意見聴取などやって慎重に進めていただきたいと思えます。

それから最後にもう最後にしましょうかね。町長前々から並々なる思いで機構改革までして、DX推進とおっしゃっていましたが、この入札に関しては費用の問題は当然あるでしょうけども、前に進まなかったというのはどういう思いなのでしょう。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

非常に残念ではあります。先ほどあらかる前の質問にも遡りますけれども、ランダム係数を2回必要やる必要があるのかということもありましたが、これは、以前のあのような事件の後で、議会のほうからも散々防止策を徹底せよというふうな御意見もたくさんいただいております。その中で徹底に徹底を重ねてどうすれば。完璧はないかもしれませんが、それに基づく施策であることは御理解をいただきたいと思えます。

ただ今後は議会のほうも御理解いただければ、実際に一度にするものを二度やるのは手間なのですよ、実際はですね。そういったことで、もう事務の軽減という観点から減らせばいいだろうというふうな御理解をいただければ、そういった方向でも流れていきたいと思えます。

質問のほうからちょっとずれてしまいましたけれども、この電子入札については可能であれば、進めていきたいと思えますし、これは業者の事務軽減あるいは担当の事務軽減にもつながることです。それから先ほど御指摘をいただきました、零細土木業者については、当面は併用といいますか、そういったものをしながらできる限りこちらに移行できるような指導といいますか、支援策を講じてまいりたいというふうに思えます。

○議長（百武辰美君）

以上で1番 前田博司議員の質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。13時30分から再開します。

午前11時57分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、2番 濱本秋人議員。

○2番（濱本秋人君）

皆さんこんにちは。お昼の食事の後で眠たい時間帯ではありますが、あと3名ですので頑張りたいと思います。

それでは通告に従い、質問をいたします。

1. 本町のスポーツ振興について

町内にはいろいろな競技で頑張っている人たちがいます。しかし、本町には全天候型走路の施設がありません。

そこで、次のことを問う。

波佐見中学校グラウンドに全天候型走路100メートルを3レーンほど建設できないか。

また、走り幅跳び用の助走路も併せて建設できないか。

2. 県道沿いの歩道整備について

本町の県道沿いの歩道は、ほとんどが整備されているが、横枕交差点付近（キヤノン手前の四差路）50メートル手前がインターロッキングが傷んでいます。

そこで、次のことを問う。

歩道の点検等が行われているか。

また、どのような対応をとられているのか。

3. 河川のしゅんせつ工事について

村木川の下流（稗木場付近）はしゅんせつ工事が進んでいます。上流（二級河川村木川・普通河川村木川）付近の工事は進んでいません。工事計画はあるのか。

以上の3点を壇上から質問いたします。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

2番 濱本秋人議員の御質問についてお答えをいたします。まず行政関係についての御答弁でございます。

2. 県道沿いの歩道整備について

その点検等が行われているのか、またどのような対応をとられているのかとの御質問ですが、歩道の点検の実施については、県に確認したところまず道路パトロール車による巡回点検が定期的に行われているため、走行しながら目視の点検を行い、気になる箇所が発見された場合は、付近の詳細点検を行うということとなります。その後緊急的に必要があると認められた場合は、速やかに工事を実施し、その解消に努めるとのことであり、これらは車道部、歩道部、いずれも同様に実施しているとのこととです。

町としては道路に異変を確認した場合や、自治会等からの報告を受けた場合は、速やかに県の担当課へ連絡を行っており、現地の確認についても連絡をとりながら実施しているところとです。現場

の状況によっては期間を要するものもありますが、本町としましても少しでも早い解決につながるよう、県と協議を進めてまいります。

3. 河川のしゅんせつ工事について

二級河川の村木川・普通河川村木川の工事計画等についてのお尋ねですが、県に確認したところ、質問された箇所については今のところ工事の計画はございませんでした。工事の実施に当たっては現地を確認する必要があるため、その中で通水断面等が確保されているかどうか、全体的な水の流れがどうかなどを判断して優先順位により実施するとのこととあります。

なお町内の河川の状況を見ますと、村木川に限らずしゅんせつや樹木の伐採が必要な箇所は数多くあることから、まずは現状を伝えることを念頭に置き速やかに対応していただけるよう要望を行ってまいります。

また町が管理します普通河川については二級河川の上流に位置するため、下流部にあたる二級河川の整備状況を踏まえ対応する必要があると考えておりますので、その辺りも踏まえて検討してまいります。

そのほかの御質問については教育委員会から答弁がございします。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

1. 本町のスポーツ振興について

町内にはいろいろな競技で頑張っている人たちがいる。しかし、本町には全天候型走路の施設がない。

そこで、次のことを問う。

波佐見中学校グラウンドに全天候型走路100メートルを3レーンほど建設できないか。

また、走り幅跳び用の助走路も併せて建設できないかとお尋ねでございますが、100メートルの全天候型走路を現在の波佐見中学校グラウンドに設置した場合、まずその場所は、グラウンドとテニスコートの境目のところになります。

現地を確認したところ安全な走路を確保するには、野球やソフトボールの練習や試合に支障を来すようになり、またグラウンドの土と違った素材であるため、けが等の発生も起こりやすくなりそうです。幅跳びの走路についてもほぼ同じようなことが言えます。

確かに陸上競技者や愛好者にとっては価値あるものになるでしょうが、通常の授業や部活動、諸行事において使用する中学校のグラウンドに必要なのか。その設置費用や維持管理等総合的に考えて、設置は難しいのではと判断をしております。

以上、壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

全天候型のレーンを建設したいということは私も前々から思っていたのですが、今回はちょう

ど中学校の県大会で波佐見中学校の陸上部が3名ほど決勝で上位に残られております。雨の日は校舎の中を走って練習をしていると聞いていますので、全天候型の練習場が3レーンほどできれば、上から雨さえ降らなければ、雨上がりのときなどはその全天候型のレーンで練習ができると思います。

これは近くの伊万里市の国見台陸上競技場の全天候型競技場です。それと近くにはもう一つ鹿島に蟻尾山運動公園というのがあります。子供たちを土曜日の午後とかで記録会とか何かがあつているときはこの伊万里の国見台とか、鹿島の蟻尾山運動公園に連れていっています。

これも同じ陸上競技場の、これは8レーンなのですが、私が要望しているのは3レーンなのでよね。3レーンあれば4メートルぐらいの幅でいいのですが、波佐見中学校のテニスコートとその境のところに側溝があります。その側溝から4メートルぐらいであれば大丈夫かなと思って出しています。

それで100メートル取れなくても、真っすぐ行くとソフトボールのネットのほうぐらいまで行きます。その手前まででもいいのですけれど、そういう規格にあつたものじゃなくても、公認付きでなくてもいいですので、100メートルに満たなくても子供たちが練習できて、今まで普通もう大会とか何かあるときには全天候型のレーンで大会があります。そういう大会に慣れてもらうためにも、ぜひとも建設の推進をお願いしたいのですが、先ほど教育長からは聞きましたけど、町長はどう思われますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

中学校の施設管理については全て教育委員会のほうに事務委任しておりますので、なんとも答えがたいところがございますけれども、整備できるような余地があれば、そういった陸上をする選手の皆さんの励みになるのかなと思いますけれども、先ほど教育長答弁の中ではそういう余地が厳しいという状況でございますので、研究はさせていただきたいと思いますが、答弁のほうは教育長に従うといえますか、そういう方向性なのかなというような感じがしております。

○議長（百武辰美君） 瀨本議員。

○2番（瀨本秋人君）

先日、グラウンドを見に行ったときにサッカーを指導されている学校外の方とお会いしまして、グラウンドの幅を見たら4メートルぐらいであれば、このラインぐらいまでであれば大丈夫でしょうってサッカーの練習には差し支えがないですよと言われました。

それで私も中学校の陸上の先生ともお話をして、それができれば助かりますということは聞いていますけど。教育長どうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

教育次長と指導主事と3人で現地にメジャーをもって確認をしに行きました。スタートからゴー

ルまで一応100メートルを計算し、そのどうしてもスタート前あるいはゴール後の安全な距離も必要になるでしょうし、1コースが1.2メートルってなると3コースで3.66メートル。約4メートルでもやはりもうギリギリ。もうそうなった場合、安全と考えると5メートル強はどうしても横幅だけでも、必要になってきています。

100メートルを超して先ほど言ったゴール後の安全ということで、どうしてもソフトボール部の練習に支障を来すような——実際にサードのラインまではいかないのですが、どうしてもファールラインであったり、あるいはベンチだったりとかそういうところにも支障をきたすことが分かっていますし、野球がどうしてもライト状になってしまいますから、そこに走っていくところの危険性とかですね。

幅跳びの走路のほうもちょうどライン延長上が、野球のライン延長上にそこがかかってしまうような。現地を確認したときに陸上の練習をしている子供たちの安全。そしてほかの部活動の子供たちの安全ということを考えた場合と、その部活動の陸上部だけではなくて先ほど答弁で申しましたように、平素の体育の授業であったり、他の部活動であったり、様々なイベントにおいて土とは違った素材のものが、そこにポンとあることのほうの危険性といいますか、そちらのほうの不安というのは先ほど陸上関係の職員を、学校全体としてはやはりちょっと不安のほうが大きいという回答は学校のほうからはいただいております。以上です。

○議長（百武辰美君） 瀨本議員。

○2番（瀨本秋人君）

その走路の設計図をもらっているのですけどね、幅は4メートルもあれば大丈夫という図面であります。

例えばその4メートルを超すような幅であれば、4メートルぐらいで収めるとか。例えば100メートルまでいくと、ソフトボールのバックネットにかかるということであれば、その要は70メートル、80メートルぐらいで抑えるとか。要は私が言いたいのはこういう全天候型のトラックにスパイクとか何か履いて、中学生、小学生に馴染んでもらえるというのが一番の要望であります。

小学生も今結構大会があるところはほとんどこういう全天候型のトラックで、競技とか記録会がっております。小学生たちにもそれができれば慣れてもらって、大会に臨んでもらえるのではないかと思います。

教育委員会とかが駄目って言われたら駄目かもしれないのですけど、私としては長さを短くしてでも、最低50メートルとか短くしてでも、そういう練習できる場が出来ればと思いますので縮小しての建設も無理なのでしょうか。教育長。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

今必要経費につきましてお尋ねをしました。多分そのことも、それから後も維持管理等々のコストのほうもきつとあるのだらうとは思っていて、かなり高額であるなということを今、確認したと

ころなのですが。

確かに県大会等々に行って、このようなすばらしいグラウンドで大会望むこと、あるいはその意識づけ練習というのはとても意義あることだと思っているのですが、果たして県内の中学校や小学校のグラウンドに、このような全天候型の練習コースも含めて設置をしている学校が今県内にどれぐらいあるのかという部分は、ほぼほぼないのだろうということは思っているのですが、利用頻度といますか。

何よりもほかの陸上の子供たち、あるいは一般愛好者の方にとってはそのメリットがきっと大きいのだろうとは思いますが、普段の教育活動の中で果たしてどうなのかなという部分の安全管理とかですね、普段の教育活動の日常化というところを考えたときに、果たしてこの施設が必要なのかということについては、私たちとすれば今のところはまだ必要ではないのだろうなという判断をしております。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

今までなかったのを新たに作るというのは非常に難しいかと思うのですが、いずれはそういうふうには作っていかないと、子供たちが土のグラウンドで練習をしても、なかなか大会で急にこういうところに行って試合に出てもそういう持っている力が出せるかというのもちょっと検討の余地があると思いますので、私としては早急に建設をお願いしたいと思います。

それと建設金額なのですが、さっき3,000万円ぐらいと言いましたが、波佐見町の基金に教育施設整備基金というのが2億1,400万円ぐらいありました。多分5分の1ぐらいでは、これは幅跳びの助走のもあわせて5分の1ぐらいの費用でできるのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

何度も答弁いたしますが、今のグラウンドに全天候型の100メートル走路、あるいは幅跳び用の走路につきましては、利用頻度そしてやはり子供たちの安全性等々を総合的に考えた場合、従来の教育活動を充実し安全に行うために、かえってこの施設のほうが子供たちの安全等々に不安を与える可能性のほうが大きいのではないかなということを考えておりますので、現在のところ今のグラウンド中学校のグラウンドに、このコースを設定する考えはありません。

ただし、これまでの議会の中でも野球場を含め総合運動公園という波佐見町スポーツの町の振興という点で、そういう観点の中で協議、研究をしていく課題ではないかなということを捉えております。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

いま教育長が利用頻度はないと言われましたけども、出来てしまえば小学生でも中学生でも日曜

日でも練習に来ると思います。

私としましては3レーンが2レーンになってでも、そういう全天候型のそういうトラックがあれば、小学生でも今3校ともジュニアの陸上がありますので、ジュニアの陸上もそういう記録会には行っています。

そういう施設ができれば、そこで練習をして記録が伸びるし、子供たちもそういう施設ができれば喜んで練習に来ると思うのですが、もう駄目でしょうね。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

現在のところはなかなかやはり「分かりました。頑張ります。」というところは言えない状況でございます。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

それではちょっと何度言っても無理なようですので、もし出来た場合は、将来財産としても残ると思いますので、いずれ建設できることを願っています。

それではレーンのことはちょっと、これで終わらして次のことをいいます。

歩道のロッキングといいますかね、石畳みたいなやつがもう壊れて、このように壊れています。住民からのお尋ねがあったのですが、こういうところを老人のシニアカーが通れば、何か倒れて危険じゃないかという指摘を受けましたので、取り上げました。

管轄のところへお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

この歩道については少し事前に話も聞いておりました。折敷瀬郷のファミリーマートの近く「あるある館」近くのところの歩道だと思います。ここにつきまして私たちも現地を確認しまして、状況を把握しました。

その後ですね、県の県北の道路維持課のほうにも連絡をいたしまして、何らかの対応をするということまで話をしておりました。ちょっとまた少し対応がされたということがあったので、早速私も見に行きまして状況は把握したところです。

こういったところについてはですね、やはり危険ということがあるので、こういったことをもし発見された場合とかは、答弁にもありましたけれども、我々は県のほうにすぐさま連絡をしまして、その分については至急対応をお願いしたいということで申し立てをしているところです。県にも確認をしたところ、先ほど答弁にもありましたとおり、県の確認の方法は、県も——町内の県道で言いますと、県道の長さが大体41キロメートルほどあるのですよね。歩道以外といいますか県道全体ですね。ですので、これをつぶさに目を凝らしながら行くというのはなかなか厳しいものがありますけれども、それが分かったときにはある程度、もうすぐおかしいなと思ったときには周辺の

確認をして、その修繕にあたるということでございます。

ただ、どうしてもそれだけでは、目が行き届かないところもありますので、そういった場合こういったかたちで御連絡いただければよろしいかなと思いますので、それについては今後ともそういった時点で御協力いただければすぐさま対応するというので、県からもお話をいただいております。

ただどうしても大きいものについては、なかなか期間とかもかかりますし、今回の分についてはアスファルトのほうで少し仕上げてありました。そのアスファルトの部分も、これが応急かどうかというところまでがはっきりちょっと分からなかったのですが、まずは危険を——先ほど言われたシニアカーがこう行ったときに、倒れる場合もあるということなので、そういったとこを踏まえてある程度の応急処置をしていることと、私たちはちょっと認識をしております。

ですので、今後の対応についてはまだは、そこから先の整備については県の考えにもなってくるので、まだ私のほうではここで最終的にどうされますということは申し上げられませんが、状況によってまた確認をしていきたいなと思っているところです。以上です。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

結構段差もあるのですよね。もうちょっとスロープを滑らかにしてもらえればシニアカーも十分通られるかなって思っています。今回はそこだけしかちょっと私も見ていないのですが、ほかの歩道もたまには点検されているのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

まず先ほど、お話がありました段差の傾斜について話がありましたけれども、ここは平成8年頃に作られた場所でありまして、経年でこういう形になっているという話を聞いております。当時の状況からすると、今みたいな形でシニアカーとかそういったものが頻繁に通るようなかたちでなかったのかなとも思われますので、そういったところは徐々に、今はバリアフリーとかなっていますので、そういったことは今後対応されていくのかなと思いますが、一応今日のお話を聞きましてそのあたりのその旨についてはこちらからもそういったお声がありましたということは伝えたいと思います。

あと町内のほかの路線についてもということでございますが、これ先ほどの答弁と重なりますけれども順次パトロールカーで確認されております。あとこれも繰り返しますが、やはり自治会とか、そういったところからのお声もいただくので、そういったものを集めて、すぐ県のほうには連絡をするようにしております。以上です。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

こういうひび割れとか段差の壊れが二、三日前に見たところ、アスファルトでちょっと補修をし

てありました。こういうところがですね、少しずつこうアスファルトでしてありました。もうあれで終わりなのかなあとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

これにつきましては先ほどの部分とちょっと重なりますが、私も確認したところアスファルト、簡単な補修になっておりまして、これがまだ応急的なものなのか、きちっとこれで終わりなのかというの、正直まだ確認ができておりません。

正直なところ県もたくさんそういった箇所を抱えておられてですね、補修が終わったかどうかという連絡は実は来ないのですね。町のほうにはですね。ですので、こちら気付いたときに改めてまた確認をするということでもありますけれども、今回こういった場所を対応された後を確認できたので、そこは改めて確認したいと思います。

幸い今日はですね、この議会終了後に県の土木課長とも会いますので、道路課長と会いますますのでちょっとその辺を確認してみたいと思います。

あと一つちょっとこう補足なのですが、どうしても緊急でというときには、町のほうでも対応していたりしますので、それでちょっとつけ加えさせてもらいたいと思います。以上です。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

いろいろ建設課長さんからお話を聞きました。なるべく早急に補修をされて、その老人のシニアカーの皆さんが安心して通られるように望みます。

それではもう一つ、3番目の質問です。

これは村木川ともう一つその近くののですが、ほとんど川底が見えないぐらい草に覆われております。もう水もどこに流れているのか分からないぐらいになっております。しゅんせつ工事と申せば水底の泥とかですね、堆石を取り除くとなっていますけど、そこまではいかなくてもこういう草だけでも取り除いて、川が見えるぐらい作業をしていただきたいのですが、結構村木川の距離も長いのですよね。そこあたりの予定があるのかお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

今回御質問に上がっております村木川。これ村木川も「二級河川」県の管理の部分と、「普通河川」町の管理の部分もございます。ここも確かにおっしゃるとおり長い距離でございます、その間の部分の泥だけではなくて草木の繁茂というか、そういったところが見受けられるところは私たちも認識をしているところです。

ただ今このしゅんせつといいますか、そういったものについては特にこれまでは、波佐見町のほうに要望が上がってなかったものですから、これにつきましては県のほうにも話が行っておりません。ですので、今回工事としては予定はされていないところであります。

ただ県に確認をしたところ、こういった要望は場所が分かれば、まずは現地を確認したいということも言われておりますので、まずそこを確認ということで県と少し話をさせてもらっております。

ですので、どのタイミングで見に行くかというのは県との日程調整になりますが、現地の確認をした上でまた今後ここがしゅんせつするかどうか、伐採するかどうかという判断をして、その後の県の計画とかに乗ってくるのかなと思っています。

ただ一つあるのは、町内も先ほど県道と同様なのですけれども、町内の河川も結構な長さがございまして、これも実際二級河川の長さでいうと40キロメートル。これも県道と同様にございまして、それをつぶさに処理をしていくとなるとなかなか厳しいものがございます。

実際に一つの区間でも1キロメートルも2キロメートルも一遍にやるということもできませんので、100メートル、200メートルぐらいですか。そのくらいの量しかできないのですけれども、ただその下流から上げていかないことには、手前を先に切ったところで、またそこで今度水が一遍にそこまで来てそこから先が今度水が流れ切らずにあふれて、昨日話もありました内水氾濫的なものも発生する状況も出てきますので、そういったことも考えながらですね、順次県と協議して進めてもらえればなというふうに思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

やはり草が川にいっぱい生えていたら雨がいっぱい降ったときにはもう、ああいう草のほうで面積というか堆積をとられてしまいますので、もうすぐ川にあふれるということがあります。

今年はそのまではなかったのですが、何年前にもう川と田んぼと同じぐらいの高さまで行ったときがありました。多分、近くの住民たちもそれを心配されておられると思います。河川の点検とかなんかも定期的には行われているのですよね。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

河川の点検ですね。定期的にとというのは行ってはおりませんが、現場に出る機会は数多くございますので、そのついでと言ってはなんですが、その都度確認をさせてもらっているところです。以上です。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

村木川に限らず、波佐見の——波佐見にある川ですね。結構こういう草とかもう大木が生えているところもあります。そこあたりも含めて、そういう少しずつでも取り除いていけたらと思います。

一応そうですね、建設課のほうでは草は本当刈っても2か月、3か月でもうすぐいっぱい生えます。以前は夏場の河川清掃のときに草を草刈り機で刈って、そこに置いていたのですけどね。

今はもう刈るのも危ないとかなんか言われて、中までは入って刈っていません。そういうふうな河川のそういう草の清掃の指導とかもされているのですか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

今言われたような形の指導はうちのほうでは直接は行ってはおりません。以上です。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

それではそのしゅんせつ工事についての質問を終わります。

1番目の質問に戻ってもよろしいでしょうか。

先ほどそのトラックのレーンが難しいということでしたので、昨日も福田議員のほうから野球場建設とかも言われました。もし、そういう野球場の建設とかをされるようでしたら、その野球場等の周りにそういう走路とかなんかも併せて建設できるようにお願いしたいのですが、町長どうでしょうか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

昨日くらいからやはり図書館が欲しい、野球場が欲しい、子育て支援の施設も欲しいと。本当に作ってあげたいのは山々なのですけども、確かにおっしゃるとおりそういった要望が多いというのも事実でございます。

そういった中でいざ、そういった野球場の今の鴻ノ巣公園を改修してとか、いろんな計画方法がありますでしょうけども、その中で取り込んで維持管理がしやすいであれば検討に値するのかなというふうに思います。

ただいまお話がずっとあっておりました中学校のグラウンドに併設するような、全天候型であれば、通常の全天候型は隔離といいますか、囲って使用あたりも普通のフィールドと違って管理をされておりますので、併設した場合はすぐ土埃で埋まってしまうとか、使用が乱雑になって、すぐその全天候型の機能もなくしてしまうようなことも考えられますので、そういった維持管理の面も含めて全般的な検討をしながら、皆さんに喜んで行けただけのような措置ができるかどうかをちょっと検討はしていきたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 濱本議員。

○2番（濱本秋人君）

後々そういう建設が進んでもらえれば助かります。

本当中学生も今の小学生も一生懸命練習をして、少しでも記録を伸ばすように頑張って練習しております。そういう環境を与えれば子供たちも喜んで記録が伸びるように練習に励むと思いますので、ぜひとも何らかのかたちでといいますか早い時点でそういう施設を建設できたらと思います。

ちょっと早いようですが、私の質問はこれで終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で、2番 濱本秋人議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。14時40分より再開をいたします。

午後2時11分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、12番 協坂正孝議員。

○12番（協坂正孝君）

皆様こんにちは。私は通告のとおり2件について質問をいたします。

1. 新庁舎へ移転後の役場新館及び総合文化会館の再利用について

町行政組織のほとんどは、令和6年1月に役場新庁舎へ移転する予定であり、役場新館全てと総合文化会館の教育委員会事務局が空き家となります。

これらの施設は、町民にとって利用しやすく利用価値が高い施設になることを望みますが、どう取り組むのか。次のことを問います。

- (1) 役場新館の再利活用は。
- (2) 総合文化会館の再利活用は。
- (3) 両施設の再利活用に向けてのスケジュールは、
- (4) 教育委員会事務局移転後の総合文化会館の管理と運営は。

2. 鴻ノ巣公園の整備について

鴻ノ巣公園では、遊具の更新とキャンプ施設が新たにオープン予定である。完成すると新たな魅力が増え、町内外からの利用者の拡大が期待される。

しかし、取付け道路や駐車場が狭いなど、改良や改善すべき課題も多い。その解決に向け、次のことを問います。

- (1) 遊具更新の概要は。
- (2) キャンプ施設の開設時期は。また運営方法は。
- (3) 公園周辺の取付け道路の改良は。
- (4) ふれあい広場の駐車場の整備は。
- (5) 展望台付近は、立木が伸び眺望が悪く早急に伐採が必要である。対策はどうか。
- (6) グラウンド管理棟は屋根や壁が変色するなど劣化が激しく、長寿命化の観点からも早急な改善が必要である。

改修の予定はどうでしょうか。

以上でございます。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

12番 脇坂正孝議員の御質問についてお答えをいたします。

1. 新庁舎へ移転後の役場新館及び総合文化会館の再利活用について

（1）役場新館の再利活用は、ということですが、役場現庁舎新館の再利活用につきましては、今までも議会や町管理職職員検討委員会でも議論してまいりました。結果1階をこども家庭センターとし、2階は会議室や職員の休憩場として女子や男子の厚生室あるいは職員組合室に。またこの議場後は床面をフラットに改修し、多目的ホールや備品置場としての計画を進めております。

飛びまして、（3）両施設の再利活用に向けてのスケジュールは、とのお尋ねですが、昨年7月に安全祈願祭を行い、着工した新庁舎建設工事も今月末には竣工を迎えようとしています。来年の1月4日新庁舎での業務開始を予定しております。

さて移転後の施設の利活用に向けてのスケジュールですが、現庁舎については新庁舎での業務開始により空となった本館の解体予定部分を利用し、佐世保市消防局等による建物災害救助訓練の実施を予定しており、その後において令和6年度2月あるいは3月頃から本館解体あるいは新館の改修を行ってまいります。

解体工事3か月、改修工事に6か月の期間を予定しており、建物に関する工事は令和6年7月中の完成予定としておりますが、まだ定かに定めているものではございません。その後残された外構工事や駐車場整備等に着手し、令和6年度中に全ての事業完了を目標に進めてまいります。

このことから現庁舎新館の利活用は、これらの工事完了後を予定しているところです。なお、総合文化会館については後ほど教育委員会から答弁がございます。

2. 鴻ノ巣公園の整備について

鴻ノ巣公園は遊具の更新とキャンプ施設が新たにオープンされる予定であるということで、諸々問題が指摘されておりますが、まず（1）遊具更新の概要は。ということで、まず現在の鴻ノ巣公園の遊具については、設置から20年が経過し経年劣化による影響が、顕著にあらわれていたことから遊具の更新を行うものです。

遊具更新の概要については、

- ①対象年齢を問わず、障害のある子供でも遊ぶことができること
- ②子供たちの好奇心を刺激し、様々なアスレチック体験ができること
- ③上る、滑る、潜るなど多様な遊びの形態ができること
- ④炎天下での利用に対しての配慮
- ⑤保護者が様子を確認できる視認性

以上、これらを考慮した整備を実施します。

設置位置については、触れ合い広場に設置してある現行の遊具の上段と下段に設置を行う予定です。上段には複合遊具や乳幼児、障害児が遊べる遊具。下段にはアスレチック遊具を配置すること

としています。なお中段にある現行遊具については、今回の更新を踏まえ順次廃止の方向ではありますが、まだ使用できる遊具もございますので、しばらくは併用して利用していただくことも可能と考えております。

(2) キャンプ施設の開設時期は。また運営方法は、とのお尋ねですが、鴻ノ巣キャンプサイトパークにつきましては、令和3年度にドームアップテント、ツリーフロアの整備を行い、令和4年度には炊事場、敷地整備工事を実施しています。今年度についてはトイレの改修工事、管理棟の設置を予定しており現在準備を進めております。この事業も開始から2年が経過し、町民の皆様には御心配をおかけしております。お尋ねのキャンプ施設の開設時期については、令和6年4月をめどに順次整備を行っておりますが、できる限り前倒して開設できるよう努めてまいりたいと考えております。

また運営方法については、町観光協会へ施設の予約や管理を委託することで、現在調整を進めており条件が整い次第、契約を締結する予定です。

(3) 公園周辺の取付け道路の改良についてのお尋ねですが、鴻ノ巣公園に接する町道小野原線については幅員も狭く公園に訪れる来園者も増加していることから、一時的に車の離合等に支障をきたしていることは理解しております。

このことから本路線については、測量及び設計について進めているところです。なお町道整備については、以前も申し上げましたが各自治会からの要望も多く、限られた予算の中で対応する関係上、どうしても一度に應ずることはできませんので総合的に判断しながら進めていくこととなります。

現在実施している道路改良舗装工事との調整を図りながら、さらに検討をしていきたいと思っておりますので御理解のほどよろしくお願いをいたします。なお町道から公園駐車場をつなぐ道路の改良については現在計画しておりませんので、当面は状況を見守らせていただき必要に応じて対処してまいりたいと考えます。

(4) 触れ合い広場の駐車場の整備は、とのお尋ねですが、現在触れ合い広場の駐車場については上段分29台、うち障害者用が6台。下段部に11台の合計30台を確保しているところです。現状としては遊具で遊べる人数を考えた場合、ある程度充足しており、無難な台数ではないかと思っております。また触れ合い広場周辺を見ますと、記念植樹などの植栽帯で囲まれているため余地がなく、公園区域内での新たな駐車場の設置は困難であると考えています。

しかしながら今後の公園の利用状況を見守りながら、駐車場が不足する状態が明らかに予測できるような場合には、すぐに検討すべきと考えております。

(5) 展望台付近での眺望を悪くする立木の対策についてですが、展望台の眺望については、特に東西の部分において眺望が阻害されている状況にあることは承知しているところです。設置当初は低木であった木々も時間の経過とともに、眺望の阻害要因となり町としても苦慮しているところです。

これまでもその改善に向け、伐採等を行ってまいりましたが、桜の木などの周囲の景観にも考慮しながら伐採となりますので、全体的なバランスを見ながら対応する必要があると思っております。

また展望台周辺の敷地につきましては、ほぼ民有林でありますので、こちらの一存で簡単に伐採を行うというわけにもまいりません。まずは敷地内における立木の整理を行うことで、どこまで改善できるかを確認させていただき、その状況次第でさらに検討をさせていただきたいと思っております。

その他の御質問については教育委員会から答弁がございます。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

1. 新庁舎への移転後の役場新館及び総合文化会館の再利活用について

（２）総合文化会館の再利活用は、とのお尋ねでござりますが、現在総合文化会館は文化、生涯学習の場として多くの町民の方々が利用されています。この総合文化会館の機能は教育委員会移転後もそのまま引継ぎ、継続していくように考えております。ホール行事、各種研修室や和室を用いた生涯学習などや、話し合いや打合せ等の会議室としての利用など、これまでの総合文化会館としての機能は維持していきます。

（３）両施設の再利活用に向けてのスケジュールは、とのお尋ねでござりますが、総合文化会館の再利活用については、現在のままの活用を考えておりますので、今と変わらずそのまま継続した活用を図ってまいります。

（４）教育委員会事務局移転後の総合文化会館の管理と運営は、とのお尋ねでござりますが、教育委員会移転後の管理運営については、イベントや事業そのものも含んでの館の管理運営全体を監理団体に委託できる指定管理者制度と、館の開け閉めやホールや会議室の貸出し業務のみを管理団体に委託する方法の２種類が考えられます。

県内で指定管理者制度を導入されているところでは、ほとんどの施設が地元文化関係者で組織されています財団、社団法人、公社などの団体が指定管理者として運営されているようです。

地元文化関係者が館運営に携わることによって、教育委員会との連携がとりやすいといった意見を伺っています。今後、本町の文化関係者が関わる団体の立ち上げができるかどうか、調査研究していく必要があると思っておりますが、現在のところ、そういった団体の立ち上げを年内に行うことは難しいと判断しておりますので、まずは指定管理者制度ではなく、今ある町内の団体等に館の管理のみを委託することを考えております。

総合文化会館の管理運営については、現在利用されています方々にとってサービス低下にならないよう、今後も調査研究を重ねて検討してまいりたいと思っております。

2. 鴻ノ巣公園の整備について

（６）グラウンド管理棟は屋根や壁が変色するなど劣化が激しく、長寿命化の観点からも早急な改修が必要である。改修の予定はどうか、というお尋ねでござりますが、鴻ノ巣公園の管理等につき

ましては、現在野球関係者の方々が主に利用をされています。確かに壁の変色は見受けられますが、これは屋根に溜まったほこり等の泥が雨によって壁を伝わって流れ出し、壁面が黒く煤けたように見えているだけで、建物そのものの躯体に影響しているものではありません。

現在、雨漏り等の報告も寄せられておりませんので定期的に観察、定期点検を行ったり、利用者と意見交換を行ったりしながら、このまま様子を見ていきたいと思っております。

以上壇上からの答弁を終わります。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

これは現在の現庁舎の東側でございます。こちらを新館と呼称していますが——この建物があるところですね。ここは現在1階に長寿支援課、農林課、建設課、水道課が執務していますし、そして2階が議会議場や議会事務局、会議室等が配置されております。2階建てで面積は約1,000平米ということでございます。

それで新館2階の部分については、まだちょっと検討の余地が私たちもありませんけども、後でまた新庁舎等の建設委員会あたりでこのあたりは議論させていただきたいと思うのですが、1階の部分について5日のおとといですね。補正予算の審議の中でこども家庭センターとして活用するということの説明がされました。

重複しますが、どのような機能を持たせるのか。まずはお願いします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

新館1階につきましては、子供に関する相談機関としてこども家庭センターの開設を予定しております。特に乳幼児期のお子さんの成長や育児に関する相談業務が一体的、伴走的に実施できますように、母子手帳の交付や子育て教室、あるいはチャイルドシートの貸出し、ファミリーサポートセンターから子育て支援センター「きしゃぽっぽ」を移設して、こども家庭センターとして一体的相談支援機関として位置づけをしたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

1階の単純に面積を計算しますと、約500平米ということになるわけですが、これだけの面積は必要でしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

こちらで考えておりますのが、まず「きしゃぽっぽ」が現在収納とかも含めると、もう少しあるかもしれないのですけども90平米ぐらいのところで行っているところです。

それから考えておりますのが、現在文化会館のほうで行っております子供さんの健診ですね。それをこちらに持ってきて、実施することにして計画しております、これはもう全スペースを活用

してする必要がございます。

それから、考えておりますのが調理をできる、調理実習ができるコーナーを設けて子供さんの食育で、食の大切さとか料理の楽しさとかですね、そういったところを教えるようなスペースもできればなということで今計画をしているところです。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

いろんな業務を考えてありますけども、人の配置はどうかされるのですか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

相談機関でありますので、常時そういう相談に対応できる職員は2名～3名はいる予定です。それから「きしゃぽっぽ」の職員も配置するかたちになっております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

いわゆる相談に対応される職員ということは、現在子ども・健康保険課におられるそういった方が対応されるということですかね。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

現在もその相談を専門にするような職員として会計年度を雇用しておりますが、その職員とあわせて保健師や栄養士が交代でこちらのほうにも籍を置くような形で考えております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

2階の部屋割りについては会議室とか、休憩室とか、それから備品の置場とかそういったことを計画してあるということでございますけども、このあたりはさっき申しましたとおり、もう少しこう詰めていかないといけないと思っているのですが、ただですね、この改修が必要かと思うのですが、1階、2階とも部屋割りについては、あまり細かく分割せずに壁を最小限にしてもらいまして、今の間取りをほぼそのまま使うような活用を望みたいと思います。

必要に応じて間仕切りはカーテンで仕切れれば、すむことかと思っておりますので、ひとつそういったことは有効に使ってほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

1階で考えております間仕切りは部分的にはカーテンで仕切るようなスペースもございますし、可動式の扉といいますか仕切りで細かく仕切って、あるときには全部開放するような形でできないかということで今考えているところです。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

2階についてはほぼ同じような部屋の形態で行かせていただいて、内装だったりとか、ドアを変えたりとか、それぞれ先ほど町長が申しました議場に関してはフラットにさせていただいて、傍聴席とかもちょっとフラットにさせていただいて、有効に利用させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

今、質問をした、あるいは答弁があったような方向で最小限に抑えてもらおうと。公費もなるべく少ない金額で済むというふうな方向でお願いをしたいと思います。

続きまして、これに関することですが総合文化会館の全景でございます。手前の角の部分の部分が現在教育委員会の事務局となっております。それから次が玄関ホールから右のほうに図書館がありますけども、この手前が教育委員会の事務局と左側が大ホールということでございます。

今の答弁でシルバー人材センターの総合文化会館への移転はないということをお聞きしまして、安心・安堵をいたしましたわけですが、やはり総合文化会館は本町におけます教育文化、そして体育の核としてそれを維持していただくと。先ほど教育長の答弁あったとおりでございますが、ぜひそれを維持していただきたいと思います。

そして、まだまだ教育委員会としましても機能を充実しなければならないことは多々あります。例えば昨日からずっと話題になっております同僚議員も質問をいたしました図書館の充実、書庫の増設とか本の修復箇所の確保、そして職員の休憩室、子供室。こういったことが今後必要になるかと思っておりますので、どの部屋をとというのはなかなか難しいかもしれませんが、教育委員会事務局の空いた部屋とか、そういったところを活用されまして、こういった文化的な施設の充実に努めていただければと思います。

一応ですね、シルバー人材センターが仮に移転されたとしても、やはり教育委員会の総合文化センターとなりますと大型イベントなどがあるときはやはり両方とも使いづらいということがありますし。それからシルバー人材センター自身も、移転されても事務所とか作業場あるいは倉庫が分散するとなりますと、業務の効率も悪くございます。さらに多くの車両の運行が考えられるということも懸念されるということで、あくまでも今の行政目的としての使用をお願いしたいと思います。

これについては町長、決意表明のほどお願いしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

決意表明というのはちょっと、なんでしようけども、そういった意向に沿って検討を現在進められているようでございますので、あくまでも文化会館という名にふさわしい活用をしていきたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

現在シルバー人材センターが入居されている舞相の旧公民館跡でございます。この建物は、耐震はもちろんもう全体的に老朽化しておりまして、雨漏りがしているということも聞いております。

今年度、解体のための予算化が出来ておりますが、近いうちに解体されると思うわけですが、ぜひシルバー人材センターの移転についても取り組んでほしいと思います。

これは質問通告しておりませんので、答弁できれば答弁をお願いしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

通告外の質問でございますので、ここでの答弁は控えさせていただきます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

教育委員会事務局移転後の総合文化会館の管理運営についてでございますけれども、先ほど教育長の答弁にありましたとおり、現状ではやはり指定管理は難しいのではないかと、いろいろ私たちも話を聞いたりしておりまして、単なる管理運営の委託のほうが適切ではなからうかと思っております。将来的には、いろんなイベントの開催から文化的な行事、体育的な行事の開催こういったところまで、指定管理としてされることも可能かと思っておりますけれども、現段階においては指定管理の場合、範囲が広がりますので、そういったことを受け入れる団体というのがなかなかないというふうなことも聞いておりますから、現状答弁にありました委託ですか。そういったところでやっていただければと思います。

あとですね令和4年6月の定例会で、移転後職員不在となる総合文化会館の公民館あるいは教育機能としての機能低下。どうなるかというふうなことで、私の質問に教育長は、公民館機能や教育施設としての役割がなくなったり、弱まったりすることはないということをお答弁されておりますが、その認識、その確認を教育長にもう一度お願いしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

答弁の前に、（以前の）答弁の中でシルバー人材センターを云々ということは、私は一切申し上げてないということをまず確認させてください。図書機能を有する施設が入れば、ということで検討をしているということで御理解をいただいて、シルバー等々での発言がなかったということをまず確認をさせさせていただきたいと思っております。

今おっしゃったように、とにかく総合文化会館につきましてはこれまでの経過、経緯もありますし、その利用状況を考えたときに、今の維持機能を維持したまま有効に適切にたくさんの方々に利用させていただきたいということの思いは変わっておりません。

併せて本議会の様々な提案がありました図書機能の充実などの図書、総合文化会館がより親しみやすい会館となるような努力は今後、研究検討していきたいということをおっしゃっております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

繰り返しますようですが、図書館機能の充実については昨日通町長から、アンケートの結果、野球場を選ぶか図書館を選ぶかということで図書館が6割というふうな。これは私もちよっと驚いた数字だったのですけども、そういったことで非常に関心が高くございます。一つは私はやはり図書館機能が、図書館という名称ではありますけども、やはり機能的に充実していないというふうな見方をされたのではないかと。

あるいはあそこが同僚議員の質問の回答の答弁にありましたとおり、一番奥のほうにあって、扉もあいつた金属製ということで、複合施設の中の図書館ということで、恐らく独立化も望まれるようなこともあるのではなかろうかと。これは推測ですけども、そういうふうに思ったわけですね。

しかし、やはり図書館の充実についてはアンケートにありますとおり、皆さんが望んでおられるだろうというふうに思っております。そういったことで、以前私が講演の中で随分前ですけども、図書館のないまちには住みたくないというふうな都会の人の話ですが、そういうふうな声も聞いたことがあります。

図書館を充実すれば、移住定住のよりよい機会の一つの条件にもなろうかと思っておりますので、すぐには独立化とかということは難しいかもしれませんが。

現状で4万冊の本が開架に、いわゆる見えるところに2万冊。それから閉架、倉庫ですね。見えない書庫に2万冊というふうなことで、活用が難しいところもあっておりますので、そのあたりはぜひ皆さんの目に触れるところに、なるべく多く開架していただきまして、そこに並べていただきまして、多くの利用ができますように。

そして貸出しが県下最低だということですから、そういったのも目に触れればまた増えるかと思っておりますので、まずはそのあたりを充実していただきたいと思っておりますけども、そのあたりの今後の計画はいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育長。

○教育長（森田法幸君）

気になるのはアンケートのとり方についてですね。そのアンケートの部分、今回のことについてはアンケートの対象やアンケートの問題等々がかなり特定されたものでしたから、全町民の方々の意向ではないということをもっとお話をしたいと思っておりますし、同僚議員からの冊数等々についてのデータにつきましても、それが単なる波佐見町の図書館の現状に対する批判のあらわれとして冊数が少ないということではなくて、様々な原因が恐らく考えられると思っておりますので、それら等を冷静に分析し現在の図書館の機能をさらに充実させて、親しみやすい図書館をつくっていくということは、研究、検討のとても大きな課題だということは捉えております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

現在の（遊具広場でございます。この広場を挟んで上の段と下の段、ここに新たに遊具を配備する計画ということ聞いております。全部揃えば非常にすばらしい、特に子供さんにとっていい遊園地的な機能になろうかと思っておりますが、この中で地元からの要望でございますけれども、現在照明等が駐車場に1棟のみしかないわけですね。それで防犯上、あるいは風紀上から非常に心配されておまして、増設してほしいという要望を聞いておりますけれども、この遊戯広場の工事の中には照明等は入っていませんか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

今回の遊具更新につきましては、あくまでも遊具の部分ですので街灯等については、今回は含まれておりません。以上です。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

公園内は非常に広くございますし、そしてまた木の茂みとか相当、以前としますと見通しが悪いようなそういった茂ったところもありますので、多くとは申しませんが要所要所に今後照明等をつけて、これはタイマー式でもいいわけですが。そういったことは考えられませんか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

外灯の設置につきましては現状では考えておりません。と申しますのも遊具自体で遊ぶのは日中でございますので、夜にその辺りをですね、あと子供たちがここまで利用するってことは我々としては通常は考えておりませんので、そんなかたちで我々としては今のところ必要はないと考えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

森をバックにして眺めのよい場所にテントサイトがあります。既に固定式のテントを1基。これは奥のほうに白く見えるところですが、これが相当以前から設置をしてあります。そして、このテントを挟んで取り外し式のテントサイトが2か所あります。

令和3年からこの工事が進んでおりますけれども、現在開設時期と申しますか、もう3年目になるわけですがこの遅れはどうしてでしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

このキャンプサイトにつきましては、議員のお話にありましたとおり令和3年度に、ドームアップテントそれからツリーフロア等の整備を行いまして、令和4年度にドームアップの改修工事、敷地整備工事、炊事場建築工事等を行っております。

この事業につきましては財源を地方創生推進交付金等これ事業費の2分の1の交付金になりますが、こういったことを財源としてやっております、国の財源をもとに年次的にやってきたというふうなところもございます。

あとあわせて、この運営をするに当たりまして、いろんな許認可の関係がございますので、こういった許認可を取得するための条件整備というふうなこともございますので、こういったところがこれまでちょっと時間がかかっている、経過として挙げられるかと思えます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

許認可と申されましたけども、許認可というのは大体どのような許認可が必要でしょうか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

トイレの浄化槽の設置の件であったりあったりとか、あとは建築確認申請であったりとか、というところになります。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

先ほどの町長答弁にもありましたとおり、大体今年度が終わりかと思っておりますが、令和6年4月と言わず、前倒しで開設できるような方法をお願いしたいと思いますがいかがですか。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

議員おっしゃるとおり来年の4月と言わずに、できるだけ前倒しして開設できるように準備を進めていきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

あとですね、私も温泉の泉源のそばにありますRVパークも同じような形態の運営かと最初は思っていたのですが、一昨日の説明の中では、管理人を置くと——地域おこし協力隊の方を置くというふうなことですけども、管理人を置かれるということであれば公園全体ふれあい広場のほうだけでもいいのですが、こちらのほうの管理も併せてできないものですかね。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

町長の答弁にもありましたとおり、こちらの施設の管理運営につきましては現在波佐見町観光協会のほうに委託をする方向で今調整を図っております。今回ですね、その委託につきましても、このキャンプサイトだけではなく町内のほかのそういった宿泊施設であるとか、そういったところも含めて複合的に管理をしていただくようにも考えておりまして、その内容等、観光協会のほうが事務的にそれを受入れるかというふうなところの問題もあろうかと思えます。

ですので、ある程度その条件とか、そういったところを精査した上でできる、できないとかの判断になってくるかと思えます。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

公園も一種の観光地と捉えてもらいまして、観光協会のほうに週1回か2回でもいいかと思えますので、そういった、例えばごみ拾いとか、それから落ち葉かきとか、そういうふうなことができるような方向を協議していただければと思っております。

それから次が公園周辺の取付け道路でございます。まず乙長野郷の公民館の前から公園東側の取付け道路を望んだところですよ。車1台やっと通れるような状況で非常に狭うございます。道幅はもちろん狭うございまして、非常にほかの車が入ったり、それから人が通られたりするときは困るような状況にあります。

小野原線ですか、改良工事については地元乙長野郷からも要望書が出されております。乙長野公民館から公園入り口を経て約100メートル先の道路まで、約300メートル。これが現在道路幅は3メートルちょっとですが、先ほども申しましたとおり1台しか通れず離合が難しいところです。

地元の生活道路であるわけですけれども春秋の行事・行楽シーズン、そしてまた遠足シーズン。こういったときは幼稚園とか保育園のマイクロバス、あるいは県外ナンバーの車両などが頻繁に通行しておりまして、地域住民の通行や緊急車両、配達車などの運行に支障が出ているところでございます。またこの公園への直接行く道路ですね。今の町道から登る道路ですが、ここちょうど二つに分かれておりますけれども、右のほうが民間のほうに行く道路です。左がちょっと茶色い部分がふれあい広場の駐車場に行く道路でございます。そういったことで、この道路がものすごく狭くてこういうふうな状況ですね。そして急傾斜なのです、角度がかなり強くございます。一度止めたら再発進が難しいというふうなことで私たちも時々苦勞するわけですけれども、是非両方の道路の早い改良が必要と思うわけです。先ほど町長の話では測量それから設計、これは済んでいるということでございますけれども、今後の来客も多くなることが予想されますので、一刻も早い改良をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

まず町道小野原線ですけれども、こちらについては先ほど議員も御存じのとおりですが、答弁もありませんとおりの測量設計辺をもう順次進めております。

それで、あとそのあとの整備ということですが、これにつきましてはやはり昨日の田添議員の時の質問に対する答弁でもございましたけれども、やはり全体的な調整が必要です。

特に拡幅についてはかなりの金額も要しますし、場合によっては補償等も発生します。現在14本の未着手とか、今回未実施であるとかそういったものを含めて今我々は把握しておりまして、さらに別の要望でも2本ほどあるということも昨日申し上げました。

そういったところもありましてですね、それを調整しながら進めていく必要がありますが、あくまでも各地域からの要望もございますので、そのあたりは内部でもう一度調整をさせていただければと思っております。

あと取付け道路の部分につきましては、どちらも承知をしているところなのですが、いかんせんその用地のほうも町有地であればよろしいのですが、町有地ではないので、その周辺がなかなかうちのほうとしてもそこを簡単にいじることができないというところで御理解いただければと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

この道路ですね。ここは先ほど申しましたとおり、坂道も急でありますし早い時期の工事が必要かと思っておりますけども、ぜひ今後——特に土日が多いかと思えます。土日休日ですね。その辺は観察していただきまして車の状況、通行の状況ですね。もう小野原線も含めてですけども、ぜひお願いしたいと思えます。

あと地元の方の話ではこれはもう口頭ですけども、拡張とかそれから駐車場の増設等については、協力しますよということも口頭ではいただいておりますので、そのあたりもあわせて申し上げます。

それにふれあい広場の駐車場の整備。これも申したとおりですが、かなりピーク時には不足するというふうなことで、駐車場に入り切れない場合は一旦家族を下ろして、そしてまた別のところに駐車場を探しに行くというケースもあっております。

そういったことでこちらのほうの増設もぜひと思っておりますが、今駐車場があるわけですけどもラインがほとんど見えない状況なので、この白線が消えている、これを何とか修復をお願いしたいというふうに思いますが、少しでも車が停めやすくなるように、そこのところはいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

先ほどおっしゃった駐車場の白線について今不明瞭であるということは、こちらのほうも確認しております。ですので、先の予算のほうになりますので、これは明言できませんが、その辺については前向きに検討させていただければと思えますし、あるいはその線の部分の区割りとかも、当時は恐らくそれが最適と思って区割りされていると思うのですが、一遍再考もしまして遊具の設置完了とかに合わせて、その辺りが整備できればなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

駐車場の整備、道路の整備いろいろといっぱい申しましたけども、よろしくお願ひしたいと思ひ

ます。

あと鴻ノ巣山頂上にあります展望台ですね。ここがこういうふうな（木が大きいので視界を塞ぐ）状況で、町長の答弁にありましたとおりですけども、まず嬉野方面ですね。これがこの先に田ノ頭郷とか、それから宿郷がありまして、かすかに見えるのが陣の辻なのです。やっとな陣の辻が見えるというふうな、こういった状況ですね。近くはもうほとんど見えません。

そして川棚方面、南側は大村湾までよく見えます。それから西側の二ツ岳とか、弘法岳だけがある方向。これはもう全くこういうふうな状況ですね。北側も見えます。

したがって私有地、町有地入り混じっておりますけども、特に今これは恐らく後で町のほうで植えられたかと思うのですが、桜それから椿、楓、紅葉でしょうか。これがもう相当に生い茂っております。その先に民有林があって杉、ヒノキがあるわけですけども、この際ここ辺りを桜がなかなか難しいところもあるかもしれませんけども、あまり多くなり過ぎて今度はお互いの木があまりちゃんと育っていない可能性もあるわけですね。

そういったところも含めて眺望をまずよくするために伐採をお願いしたいと思いますが、この辺についても恐らく地権者の方は協力をされると思いますので、このことについても改めてお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

まず眺望については私も承知をしているところで、登って見えないなという印象は受けております。ただその木の部分がどの木なのかというのが、正直申しまして、ちょっとこう見えているところと下の木が生えているところの辺りの境のところもきれいにしてみないとはっきり分かりませんが。まずは、町有地に生えているところの木の整理を一旦行って見て、その後見え方を見てまた改めて考えたいなど。町長の答弁にもありましたけどそういうかたちで今考えているところです。

ですので、先ほど言われた桜の木とかそういった見せるための木でもあるのですけれども、そのあたりはこちらとしても幾分整理をしながら考えていければと思っております。以上です。

○議長（百武辰美君） 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

恐らく今後増えるであろうキャンプなどの利用者の方は、元気な方が多いですから必ず頂上を目指されると思います。下のほうには2か所「見晴らし最高」という看板もあります。ぜひこれを裏切る結果にならないことをお願いしまして、東西南北眺望がきくようにしてほしいというふうに思います。

それでは最後になりましたけども、鴻ノ巣グラウンドの西側にあります管理棟です。外壁や屋根が劣化しておりまして相当傷んでおります。外観の塗装は黒ずんでこういうふうな状況ですね。モルタルが浮いていたり、あるいはひび割れが生じていたりするところもあります。毎週のように大きな大会があったりしまして、外部からも相当プレーヤーあるいは応援の方が見えております。非

常に美化上も好ましくありませんし、雨漏りまではしているとは聞いておりませんが、いつ雨漏りしてもおかしくないというふうに思います。

先ほど黒ずんでいるというふうなこと、この原因は土ほこりがたまってというふうな答弁もありましたけども、そうなりますとまずはこれをきちんと払う。払って泥を落とすとそういった作業は考えられないですか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

議員から御質問いただいてですね、現場を見に行きましてちょっとこの屋根の間のちょっとくぼ地って言というとおかしいのですけども、そこにもうほこりだろうということで。それがもう黒ずんでいて、それが流れているかなというふうには思っていましたので、何かの機会に作業員さんあたりに頼んでちょっとやってもらおうかなというかたちで思っております。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

まずは、先ほどの答弁からしますとクリーニングをやってもらいたいのですけども、恐らく私が素人の目で見るとモルタルが浮いております。それからひび割れもあります。そこら辺もよくよく見てもらいまして、この建物が昭和59年改正です。39年たっております。劣化も激しいかと思っておりますが、長寿命化で施設の長寿命化を言われているわけですから、あと10年、20年もてるような方向で、ぜひ塗装の塗りかえとか、そういった方向で1年、2年でも長く。そして快適に使うような方向をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 教育次長。

○教育次長（朝長哲也君）

私もちょっと専門家ではございませんので関係される方とちょっと話をさせていただければと思います。

○議長（百武辰美君） 協坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

よろしく願いしまして、終わります。

○議長（百武辰美君）

以上で12番 脇坂正孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。15時50分より再開をいたします。

午後3時39分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、11番 北村清美議員。

○11番（北村清美君）

皆さんこんにちは。通告に従い次の質問をいたします。

1. 本町の財政状況等について

第6次波佐見町総合計画に本町が目指す将来像を「創る つなげる 超えていく（暮らしと絆を大切するまち）」と設定し、それぞれの目標に向かって進んでいます。

日本でも若年層の減少が顕著に現れ、危機的な状況に追い込まれており、ご多分に漏れず本町も例外ではありません。今後は厳しく、そして難しいかじ取りが予想されます。

そこで、次のことを問います。

- (1) 本町の財政状況の見通しはどうか。
- (2) 令和6年度に向けての主たる重点政策はどんなものでしょうか。
- (3) ふるさとづくり応援寄附金の使途と今後の見通しはどうか。

2. 職員等の働き方改革について

- (1) 各種委員（特別職の職員で非常勤の者も含めて）報酬の見直し予定はあるのか。
- (2) 職員の職場環境、給料、各手当と福利厚生及び時間外勤務などにおける改善点はあるのでしょうか。
- (3) 特別職（町長・教育長）及び管理職の働き方改革の計画はどのように計画をされているのでしょうか。以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

11番 北村清美議員の御質問についてお答えをいたします。

1. 本町の財政状況等について、ということで

(1) 今後の財政状況の見通しはどうかとのお尋ねですが、本町の財政状況は令和4年度の決算において、自治体の体力を示す財政力指数が0.40%、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が84.2%、財政の健全性を示す実質公債比率が8.1%となっており、以前と比べ大幅に改善している状況となっています。その大きな要因としては、近年多くの皆様からお寄せいただいております、ふるさとづくり応援寄附金の増加等が挙げられます。

お尋ねの今後の見通しについてであります。歳入では町税などの一般財源の安定した十分な確保が困難であること。ふるさとづくり応援寄附金による収入が大きいこと。一方歳出においても少子高齢化や福祉の高度化に伴う扶助費の増加。公共施設の老朽化による維持費等の増加、国や県の施策に伴う義務的負担の増加など厳しい状況が予想されることなどから、楽観視できる状況ではないと考えています。

このようなことから昨日の同僚議員の御質問にもお答えしましたように、毎年10月～11月にかけて今後3か年における各課の事業計画のヒアリングと、振興実施計画の策定を行っており、あわせてその裏づけとして中期財政計画の見直しも行っているところです。

当然のことながら、将来を見据えた健全な財政運営に努めていくことは言うまでもありません。

(2) 令和6年度に向けての主たる重点施策はあるのか。との御質問ですが、本町における主要な事業等については、先ほども申しましたとおり緊急的なものを除き振興実施計画により進めています。この計画は毎年作成しており、担当課による計画の検討・作成を9月中に行い10月にそのヒアリングを行う予定となっていますので、お尋ねの令和6年度の主たる重点施策については、現時点では明確な回答を差し控えますが第6次総合計画の基本目標に沿って政策を進めていきたいと思っております。

なお、強いて言えば自治体DXは待ったなしの状況であること。元気なまちづくりの根幹である人づくり、特に子育て支援策の充実は強く求められていること。後継者不足や燃料資材の高騰で地場産業である窯業や農業が苦しんでいること。これらを考えれば必然的に重点事業も出てくるものと考えています。

(3) ふるさとづくり応援寄附金の使途と今後の見通しはどうか、とのお尋ねですが、以前の以前にも同様の質問がありましたので答弁は重複すると思いますが、改めて申しますとふるさとづくり応援寄附金を財源として実施できる事業としては、

- ① ふるさとを元気に楽しくする活動に関する事業
- ② 未来に伝えたい伝統文化の保存整備に関する事業
- ③ 懐かしい景観、新しい町並み整備に関する事業
- ④ 次世代を担う子供たちの健全育成に関する事業
- ⑤ その他町長が必要と認める事業

と条例で定めてありますので、これらに該当するものに限り財源として使用しています。

寄附額の5割までとされている経費について、今年10月からその内容が見直されたことにより、返礼品に対する寄附額の変更見直しを行います。例えば寄附者にとって同じ返礼品でも、昨年までは1万円の寄附で済んだものが、平均で1万2,000円程度の寄附額にせざるを得なくなり、敬遠されやすくなるのではないかと心配もあります。

そのような懸念材料もありますが、ふるさと納税に対する国民の関心はますます高くなることも予想されており、現に2022年度のふるさと納税による全国の寄附額は過去最高の9,654億円となっており、前の年度より1,350億円も増えています。

このように寄附者のニーズに合ったものが提供できれば、本町においても今までと大きく変わることはないものと見込んでおります。

次に2. 職員等の働き方改革についてということで

(1) 各種委員（特別職の職員で非常勤の者）の報酬の見直し予定はあるのかとのお尋ねですが、本町の各種委員の報酬については、平成18年4月1日の引下げを最後に、その後は社会情勢の変化、周辺自治体との比較及び本町の財政状況の一部回復を受けて随時増額しており、全体的な見直しとしては令和3年4月1日に改正を行い、現在に至っています。

そこで見直しの予定はあるかとの質問ですが、現時点では一部の委員についての検討を行っていますが、その他の委員を含め全体的な見直しについて、具体的な検討は行っていません。

一方で最低賃金の見直しなど社会情勢の変化もありますので、他自治体の動向を踏まえ、現在の報酬額が適切でないと思えられる事実がありましたら、検討を行いたいと思います。

(2) 職員の職場環境、給料、各手当と福利厚生及び時間外勤務などにおける改善点はあるのかとの御質問ですが、職員の給料、各手当、福利厚生は地方公務員法や国などの通知に従い、条例、規則で定めており、他の自治体と大きな差はないものと理解しています。

また職場環境についても夏季休暇の取得可能日数の増加や、子供の看護休暇に対する児童年齢の拡大など改善できるものは随時改善しており、本町の裁量で行える部分は検討したいと考えています。一方で時間外勤務については令和3年災害復旧事業や新型コロナウイルス対応など突発的かつ臨時的な業務により増加した部署もあります。

また時間外勤務は属人化する傾向もあり、縮減出来ていない実態もありますので、個々人の仕事の仕方など個別の指導を行うことが今後重要になってくると考えています。このため本年度から庶務管理システムを導入し、職員の勤務実態の見える化を進めているところで、長時間の時間外勤務を行っている職員については、管理職を通じて業務実態の把握などを行い、組織として対応できる点はないか検討しています。

(3) 特別職(町長・教育長)の特別職及び管理職の働き方改革の計画はあるのかのお尋ねですが、まず特別職と管理職は法、条例などの適用が異なり、特別職にあつては、自らの働き方は自らの裁量で決定することになっています。

次に管理職については時間外勤務の取扱いが異なる部分もありますが、働き方については一般職員同様、法、条例、規則等の適用を受けますこととなります。このため管理職に限った働き方改革の計画はありませんが、管理職自ら率先して、職員の模範となる働き方を行うことは言うまでもないと考えています。

以上で壇上からの答弁を終わります。

○議長(百武辰美君) 北村議員。

○11番(北村清美君)

ただいまから質問に入ります。最初に当初予算の20年前、5年おきでいいですけど、ちょっと当初予算の推移をお願いできますか。

○議長(百武辰美君) 税務財政課長。

○税務財政課長(古賀真悟君)

推移と申しますと20年前ですね。平成15年になりますけども、こちらでいきますとこれ歳入決算の合計額になりますけども、歳入のほうでよろしいでしょうかね。歳入のほうでいきますと、51億5,140万1,000円。歳入の決算額ですね。それから10年前。これは平成25年になります。ここで60億9,100万円。5年前となりますと平成30年になりますけどもここが70億3,280万円で、昨年度108億

2,390万円というような歳入の推移になっております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

そして僕が聞きたいのは、そのうち依存財源と自主財源がありますよね。その自主財源を今もちよっと言っていたいただけますかね。

○議長（百武辰美君） 税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

自主財源になりますけども20年前、平成15年は15億2,610万円程度ですね。それから平成25年、10年前になりますけども、17億4,660万円程度ですね。5年前の平成30年度になりますけども、これが28億6,725万円ぐらいですね。それから昨年度ですね。これが47億8,288万円という格好になっております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

そのパーセンテージは分かりますか。

○議長（百武辰美君） 税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

決算の歳入全体に占める割合ということで、お答えをいたしますけども、20年前が自主財源の構成率で29.6%。10年前28.7%。5年前が40.8%。昨年度が44.2%という構成比になっております。以上です。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

そのうち平成30年の40.8%。令和4年の去年は44.2%と今言われましたけど、これはふるさと応援寄附金が入っていると思うのですよね。これ除いたら幾らですか。分かりますか。

○議長（百武辰美君） 税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

ふるさとの納税の寄附といいますか取崩しで歳入に取り込んだ金額が平成30年度で1億3,850万円です。ですので、自主財源こちらを引いた額になりますので、構成比で言いますと35%程度になりますね。

それから令和4年、昨年になりますけども、繰入れた額が6億7,700万円でございますので、構成比もその分を差引きますと、大体31%を除いた部分での自主財源という格好になっております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

今の数字、お分かりですか。

20年前も29.5%ですよ、今現在も令和4年でも30%ちょっとですよ。ほとんど変わらないです。

よね。この事実は間違いないですよ。町長、財政課出身は。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君） そのとおりでございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

いかにふるさと応援寄附金が寄与しているかということですが、実際本当に行政は税金が入ると、税金とか地方交付金がありますと自主財源だけは全部町民に戻さないといけないですよ。ということは30%しか普通であれば戻さないといけないわけですよ。

あと依存財源、地方交付金というのは雑収入ですからこれは使えない、現実には。自主財源が100%あるところは100%使いますが現状は波佐見町厳しいと思いますけど、どうでしょうか。

町長答えてください。あなたがお詳しいのだから。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

何かこう怒られているような感じがしていますが。

確かに自主財源といいますか、自主財源の比率は以前から言われたように、3割自治というふうに言われておりました。全体の賄う金額は全体の歳入3割しか賄っていないので自主財源は3割と。この状況はほとんど変わっておりません。先ほど言いましたが寄附金としてのふるさと納税あたりを引くと逆に、令和4年度は先ほど課長が30%と言いましたが約26%程度。ですから、もう3割を切っていると。自主財源でございますので厳しい財政状況というのは自覚をしております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

それに基づいて今からずっと行きますので、よろしくをお願いします。

結局ですね今後皆さん、今回の議会でもみんな人口減少、若年層扶助費が増えるとか出てきて収入は減りますよね。

当然これは考えられることで10年後、20年後。それに対してふるさと応援寄附金とか福田議員が昨日も皆さん答弁されていましたが、現実ありがたい話で、本当にありがたい話です。

でもその前に質問ですけど、ふるさと応援寄附金は総額で今までどのぐらい使いましたか。

○議長（百武辰美君） 税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

申し訳ございません。今まで幾ら使ったというのは総額ということでよろしいかと思っておりますけども、ちょっと総額まではちょっと計算をしておりますので、大体20数億円という格好になるかと。平成30年～令和4年度にかけては、20数億円は使っているということでございます。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

要するにこの5年間で22億でしょ、23億か使ったわけですね。使わせてもらったわけですね。ということは、この予算規模でいきますと10年前、平成25年のときには当初予算が60億円だったわけですよ、現実には。そしてそのときにはどういう状態。お金が、予算がなかったわけですよ。

よく覚えていますけどね、私12年前から郷の役員をさせていただいていますけど。まず陳情にしても何と言われたかと思えますか。「予算がありません。」「予算がありません。」「予算がありません。」というふうに言われて同じような返事をいただきました。職員さんももう申し訳なさで「すみません予算がありません。」と声が小さくなっていくわけですね。そういう状態からこれだけ5年間で23億円近く使った。大判振る舞いですよ。私から言わせると。そう思いませんか。

そしたら今まで蓄積されていた、延びていた、できなかったことが急に10年分、20年分の仕事が5年でできているわけですよ。全部とは言いませんよ。だけど大きな問題はある程度解消しているわけですよ。だからそういう面では非常に寄与していますから、非常に職員さんもやりがいがある仕事が今までできていると思うのです。前に向かってね。

それはいいのですが、でも今後考えられることは——非常に難しい問題ですよ、人口減少というのはいろんなひずみが出てきますから。そして行政サービスができなくなります。

そしたらどうすべきか、ですよ。町長昨日なんか答弁で言っていましたよね。それに対してどういう体制を、ふるさと納税に対して、寄附金に関してはどうあるべきか、どう慎重にやるべきかとずっと昨日少し答弁されていましたから。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

ふるさと納税に関する答弁に関しては、令和5年度の末で19億円の積立残がございます。これはこれまでの蓄積した中で19億円もたまっている以上は、今後も恐らく19億、20億円ぐらいの寄附が見込まれますので。断定はできませんけども、であれば経費を半分使えば毎年また10億円残っていくわけですね。

ですから基本とするのは今積み立てる額はあまりこう取り崩さないで——取り崩さないというか毎年20億円の半分の10億円ぐらいをめどとした事業は、寄附者の意向に沿ってしっかりと使っていくようなことも考えないといけないのではないかと。それが寄附者に対する行政の答えではないかなと。

全てを使い切るというわけでございませませんが、今19億円も残っていれば今後しばらくは当面の行政運営は、その部分で一定のカバーはできるのではないかなというふうな見込みもありますので、今後は積極的に活用していきたいということを答弁したように記憶をしております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

なかなか頼もしい表現じゃないですか。いいことですけどね。ただ「問題」はこれから今後起き

てくるわけですよ。それ19億、20億円近くあるからいいというものではないと思うのですよね、これからはね。

実はちょっと例を挙げて悪いのですけども、もう亡くなられた経営の神様と言われた松下幸之助さんの言葉があるのですよね。会社の経営をどうすればいいのかというような講演をされたわけです。そして最後に質疑応答があってその中で、もう一度聞かれたわけですね参加者が。何を言われたか。「ダムをつくることだ」とおっしゃったわけですよ。「ダムをつくることですか」ってまた最初に同じ質問したら、同じように「ダムをつくること」。ダムをつくるって何かということですよ。水をためるってことですよ。会社経営には水をためる、お金をためるという内部留保をすることですよ。そういう言葉があるから、今後行政サービスが滞った場合に、使うべき金をどういうふうに残していくか。これはもう財政の皆さんの知恵比べではないですか。そう思いませんか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

ありがとうございます。一定のやはり内部留保、財源は必要でございます。ですからこのふるさと納税につきましては経常的な経費ではなくて、臨時的な経費に充当するという事で考えておりますし、また一方全てを留保することがいいかといえば、今社会問題になっておりますが、会社が内部留保を大分ためたために日本の経済が疲弊しているというような言葉も言われておりますので、やはりお金は生かしてこそ、町も生きてくるといふ部分もあろうかと思っております。その点は十分財政運営を見ながら活用して、将来を見越して活用してまいりたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

もう一つ言い忘れたことがあるのですよね。先ほど財政課長から言われましたどのぐらいあるかと。9,600億円あるのだと。約1兆円ですよ。あるということから、その中で黒字化が1,369市町村あるわけですよ。それと赤字町村はどのぐらいあるか372市町村。一番大きい赤字というのが270億円あるわけですよ。自主財源100%の川崎市が121億円ですよ。だから自主財源100%あるところは、国の75%の補填がないですよ。丸々127億円、1億円損するわけですから。それでそういうひずみがあるわけですから、パイは100しかない、これはどうしてもこれが増えるとは考えられないのですよ。ある程度増えても、あとはもう抑制しないとイケない。その点はどう考えていますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

ふるさと納税につきましてはですね、やはり流出する都市からの批判といいますかは、大きゅうございます。国に対するいろんな要望もあっているのは存じ上げております。ただこれを、これは以前の首相の菅さんが総務大臣をされた頃に提唱されてスタートしたものだと思っておりますが、一方考え方によっては、私としては地方が子供たちを育てるのに、1人当たり2,000万円も3,000万円も

あるいは大学やればかかるわけですね。かけるわけですね。

一方で都市部はそういった地方が育てた子供たちを吸収してしまうと。そういった見返りを都市は受けているから、その分を地方がふるさと納税として還元していただく分についてはいいのではないかなと私は考えております。

当然、人を育てるのは地方であって、それを活用するのが都市であればその分見返りがあってもいいのではないかなという考え方です。そういう考え方も私は持っておりますが、ふるさと納税の今後の行方は若干厳しい制約があろうかとも考えられますので、そのあたりを見越した活用の仕方という財政の立て方というものを考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

こういう議論しているのはもう水掛け論になりますけど、でも本当に厳しいですよ。抑制しますからね。政策的にせざるを得ないようになりますから、これは頭の中に置いてもらって対策していただきたいと思います。

先ほどちょっと言い忘れましたが、まず松下幸之助の後援会はダムをつくるって話ですね。これをまともに受けた人は参考のため言いますが、京セラの亡くなられた稲森社長が引き継がれて、なるほどと感心されて、こう実行されたのは稲森さんなのですよ。そういうことを頭の中に入れて今後運用してもらいたいと思います。

次に令和6年度の重点政策ということで、先ほどボヤっとした言い方しかされませんでしたけれども一応3項目あげられました。基本的には子育てというようなことが、多分重点政策の一番になってくると思います。

この場合の政策として町長はどういうふうに考えますか。ありきたりの政策を考えていますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

まず6年度の予算編成も進まない、まだ編成方針を出さない前に、いろいろ申し上げるのは差し支えがございしますが、どこまでがありきたりなのかは受け取る側の判断でございしますので何とも言えませんが、今回の一般質問の中でも子育て世代の経済的負担を軽くする施策を積極的に打っていきたいということを申したいと思いますので、そういったものが中心になるのかなというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

それはもう非常に大事なことですから、ぜひよその町村に負けないように、波佐見に住んでよかったと言えるような政策を打ってください。

昨日の答弁の中で今質問が出ましたように、やはり兵庫県の明石市とか大分県の豊後高田市の話が出ましたけども、これに匹敵するような政策を打っていただきたいと。

そしてもう一つね、私はこれ重点施策に入れてほしいということは、農業政策ですよ。窯業・農業の波佐見町とうたっていますよね。事実でしょ、町長。窯業・農業の町って言っているのは。波佐見はそうとうたってきているでしょ。違いますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

まさにそういうふうには言っておりますし、答弁の中にも主たる、強いて言えばということで後継者不足あるいは燃料、資材の高騰で地場産業である窯業や農業が苦しんでいること。これらを考慮すれば必然的に重点事業として出てくるものというふうにお答えしたと思いますので、ぜひそこあたりをしっかりと押さえながら対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

何でこれをあげたかって言いますよね。私が7月のときにちょっと、県との建設業界の話の中で、東彼三町の中でそれを聞いた話でびっくりしたわけですよ。現に長崎県央の生産高というのは、去年度が1,551億円あったそうですね。そして全国20位と5年前から比べて130億伸びていると、長崎県の農業。

そしたら農林課に行って、波佐見町はどのぐらいあるのかというようなことを聞いたわけです。ちょっと数字にびっくりして、聞いて。その点農林課長、5年間の波佐見の農業政策の金額を教えてください。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

農業生産高になるのですが、平成29年が11億4,000万円ですね。30年が11億7,000万円。令和元年が9億4,000万円。令和2年が8億9,000万円。データがある最新が令和3年の9億1,000万円となっております。以上です。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

5年前に比べると2億円ほど落ついているけれど、その原因は何か分かっていますか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

ちょっといろいろ分析をしたのですが、米と野菜の金額がちょうど1億ぐらいずつ落ついていてそこが天候によるものなのか、その辺がちょっとはつきり分かりませんが、その落ついている項目は米と野菜の部分で金額が落ついている状況です。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

しかし皆さんここで考えてください。1,550億円あるのですよ、長崎県農業販売高というのが。波

佐見町は9億1,000万円じゃないですか、令和3年の。この事実の実態を町長どう考えますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

これは波佐見の農業の特性かと思います。というのは、これまでが土地利用型作物といって米、麦、大豆のそういったものを主に作業してまいっております。これはなぜかというやはり農家は兼業農家が多くて、窯業の労力となっていたということで、どうしてもそういう作物にならざるを得なかったということで、特別な野菜であるとか園芸に力を入れてなかった。そういった生産をしてこなかったというのが大きな原因だというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

この波佐見を管轄する諫早の振興局局長の話ですよ。皆さん聞いてください。東彼杵はお茶、確かにそうですよね。川棚は長崎和牛って言われた。波佐見はなんていわれたか、考えてみてくれませんか。なんと言われたと思いますか。生産物ではないのですよ、言われたのは鬼木の棚田しか言われない。

この事実は何であるかと、皆さん本当真剣に考えないといけないですよ。特産物がないってことですよ。僕は米かアスパラかなと思ったのだけど、その点町長どう考えますか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

確かに波佐見町さっきも申しました米、麦、大豆でございますけれども、県内で比べれば比較すれば諫早。そういったものと比較すれば、そういった波佐見町が米となかなか言えなかった振興局長の立場があるのかなというふうに思いますが、私たちは波佐見町でいえば米、あるいは畜産関係が波佐見町の主力の農産物だというふうに捉えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

これはね局長がそう言うのですよ。これはやはり意識を変えてもらわないと。アピールが足りないのですよ、これ。もしくはないかですね、波佐見が。というようなことの結論と思います。

それともう一つ聞きたいのは、波佐見の本町の農業人口はどのぐらいなのか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

波佐見町の農業人口ですけども、ちょっと今、一番最新のセンサスが令和になっているんですけども、558戸になっております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

その数字は家の数ですから、それに4かけても2,000人いるかないかという感じではないでしょ

うかね。と思いますが、よく見ても、それぐらいしか従事していない。窯業関係も2,000人なのですよね。合わせて4,000人波佐見町は窯業・農業の関係者。

前はもう窯業関係だけでも8,000人がおりました。その事実が今は2,000人しかいない。だからこの農業人口が担い手不足とかなんかで減っていきます。現実の問題としてね。そしたら農業人口が減った場合にどういうデメリットが出るか考えたことはありますか。農林課長考えたことはありますか。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

そうですね今でもそんなデメリットは出ているのですが、やはり耕作する人がいなくて、1人当たりの耕す面積が増えているのですよね。今までの方がしていたのですが、できなくなってきた次の方が補うってことですね。そこを法人とかで集团的にカバーしている状況なのですが、なかなかそれもこんな長くは持たないかなという部分は自負しております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

要するに今おっしゃるのは耕作放棄地が増えるということですね。これはもう現実でしょ。ただこれが本当に減った場合ですよ。どうなるかということはこの波佐見のすばらしい自然環境が崩れるということです。カラーの紙で見ないですか。あれが山から閉まるのですよ、いないようになれば。そういう事態は考えられるのですよ。農業主体の南地区の田んぼ地帯も荒れ放題になれば、観光どころかやきものも売れないですよ。観光どころじゃない。お客さんは1回見ると、そういうのを見るとみんなもう二度と来ませんよ。事態が考えられる。これが一番怖いです。どう思いますか町長。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

やはり景観が整っていないと印象が悪くなりますよね。当然そういったことを積極的に取り組まなくてはならないのですけれども、人がいない場合はどうしてもそういうふうにならざるを得ない。特に山間部、手が届かないと。これはもう現実に発生しているのが現実でございます。それを幾らかでも防止する、あるいはそのスピードを抑えるというのはもう近々の課題かなというふうに思います。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

そういうことですね、現実には。だからそうならないためにどうすべきかというですね。行政組織は今日、城後議員の質問の中にありましたけれども、窯業界に比べて農業界の組織が弱いという指摘はしていましたがね。これも事実ですよ。組織が弱いということは、じゃあどうすべきかJAに頼むのかと。お任せするのか。多分無理ですよ。JAは島原半島、諫早地区に行っていますか

ら目が、こっちまで来ないですよ。指導員は来ないですよ。これ現実の問題なのです。現実そう
でしょ、農林課長。いないでしょ。

○議長（百武辰美君） 農林課長。

○農林課長（伊藤幸治君）

指導員がいないってことはないのですけども、長崎県の全体的な目で見たらちょっとそう思われ
ても仕方ないのですけども、もちろん波佐見の農業をよくするために、指導員さんの方も日々指導
とかには頑張ってもらっているつもりです。以上です。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

だからですね、そうならないために10年先、20年先の波佐見を考えてみた場合に、対策を町の農
林課を主体にして考えて、10年計画を立てるべきなのです。そうしないと波佐見おかしくなりま
す。

現在町長は鬼木郷に住んでいらっしゃるから分かるけど、鬼木郷なんかですね総出でやって朝の
7時から昼過ぎまでかかるわけですよ。草刈りで。6時間か7時間かかっている。ねえ町長そう
でしょ。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

地元のことを言うのもなんですが、朝早起き清掃というふうな感じでもう7時半から出て、午前
中いっぱい草刈りを抱えて「あの人は町長かね。」って言われる位に私も働いております。そのく
らいやはり人員が少ないところは、そうならざるを得ないのですよ。

私も一人の集落の人間として、可能な限りそういったものは参加するようにしております。ただ
そういった意識が全集落にあるかといふとなかなか。若い人がいない場合は高齢者だけ残ったよ
うな集落では、対応できていないというのが現実ではないかなといふふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

先ほどのあれですね。農林課長、城後議員の質問の中で嬉野の「スマートアグリ宮の元」です
か、話が出ましたけどああいうのをやはりどんどん形に変えて、政策として10年計画、20年計画、
これもまちづくりの一環ですからね。町長そうでしょう。振っているんで、返事をしてください。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

確かにそういったものを建てる計画は本当まちづくりであります。ただそれを解決策が分かるよ
うであれば、あればどの市町も苦労はしないのですよね。その解決策がなかなか見つからないた
めに、どこもがいてるとか、なかなかそういった明るい展望を抱けないというのが現実ではない
かなといふふうに思っております。

ただそういった中でも、国の施策として中山間地であったりあるいは環境型農業の推進であったり、施策を打っておりますので、そういったものを積極的に本町が取り入れて地元還元して、可能な限り美しい波佐見町の農業というのを続けていきたいというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

やはり危機感を持ってやるべきですよ。やらないと本当に駄目になりますよ。前に進むだけです。失敗はもともとあるのだから。やらないと何も進まないですからね。

それでは次に行きます。ここで職員の問題でありますけど、現在の職員数と令和4年度の採用人数と、退職人数をちょっと教えてください。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず本年4月1日でございますが、職員数112名です。採用は年度中途も含めて4人でございます。退職者でございますが4人だと思います。ちょっと確認して後で間違いがあれば発言します。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

私の記憶では9人と思っておりますけど。採用人数が4人で退職者が9人というような波佐見広報に載っていた記憶あります。

こういう状況を見まして、ちょっとこの質問に上げてみました。答弁の中にも給与状況はやっど他町村並みになったという答弁がありました。うれしいことですね。川棚町に並んできたということですから。でも県の水準に関してはまだ低いのでしょ。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まずですね突然聞かれましたので、ちょっと慌てまして。退職者はおっしゃるとおり、採用はおっしゃるとおりです。

給与については私ども地方公務員法そして人事院勧告に準じております。県と比べることは通常ございません。市町ということで比べております。町長答弁ありましたとおり、その辺は遜色なく、運用についても他の町とあまり変わりはないのではないかとこのように考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

今の平成15年までは財政改革で16年から、17年から減額されていますよね。全て特別職、議員、職員。もう20年たっているわけですね。これもう見直すべきじゃないかと思うのですけどどうでしょうかね。例えば特別職町長、副町長。教育長の給与も78万～70万円もらっている町長の給料は、20年据置きですよ。これは私から見たらやっばおかしいと思います。ほかの人もそうだし、例えば農業推進委員なんかものすごく低いですよ。こう見てみますと。

だから今、6月議会では消防団長の話が尾上議員から出て、これは検討しますというようなことを答弁されましたけども、これはこれも低い。全てが低いわけですよ。せめてこれからは平成20年前の姿に戻さないといけないのではないですか。その点総務課長はどう思いますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

少し昔話が出ましたので、私平成11年～18年まで財政の担当でございました。そして平成25年から3年間財政係長ということで、大変財政が厳しいときに財政担当させていただきました。今ふろさと納税で財政が回復した状況を見ると隔世の感がありまして、今がうらやましいなというふうに思っております。

そういったふうに波佐見町は過去の大型事業の関係がございまして、大変厳しい時代がございました。そういう中で議会も町民の方からも財政改革をすべきだということで特別職の報酬については減額を行ったところでございます。

そこで町長答弁あったとおり、これまでもそういった市町の状況、あるいは町の財政の一部回復を受けて順次、特別職については増額を行っているところではございます。

先ほどお話がありました町長等の報酬については、確かに復元はしておりません。ですので、この辺については町民の方のコンセンサスを得る必要もあると思います。当然、各市町の状況を見ながら、内部で検討した議会のほうにもお諮りしながら、検討していきたいと思っております。

なお、そのほかの消防団長さんあるいは農地利用最適化推進委員さんについては、他の町と低いという事実は認めておりますので、今後検討させていただければというふうに思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

ぜひ検討して、20年前の給与水準に戻すようにしてください。20年前ですよ。ただそれ戻すだけの話ですから。給料アップ、手当アップではないのですから。現実には。

次にこの間職員の若手さんとヒアリングをいたしました。一応8人ほどお集まりいただいて、ちょっと希望、いろいろお話を2時間ほど聞いたわけです。その中で出てきたことをここで申し上げたいと思います。私ももうびっくりしたこともあります。その中でまず、その希望調査と人事評価はどうなっているか、この2つを教えてください。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず人事評価については昨年度、令和4年度に全面的な改定を行いまして、本年度令和5年度から運用開始をしております。上半期のまず評価が出てくるのかなと思いますのでそれが一つ。どういった格好で課長そして町長の評価がまとまってくるのかなというふうに思っております。

あと1点、職員の意向調査については現在行っております。全職員を対象に希望配置とか、あるいは組織上の問題はないかとか、いろんな提案はないかということでしております。今月中旬をめ

どに回答を求める事とここでございますので、しかるべきに集計して町長のほうにはお知らせしたいと思っております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

それと通勤手当とか住居手当はいつ改定されましたか、これ。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

先ほど町長の答弁がありましたとおり、基本的に私たちは、国、地方公務員法の法令に基づき、準じて各種手当をしております。通勤手当について、住居手当についても国の内容と同じでございます。

なお改定についてですが、住居手当については持家の部分は議会等からの要望もありまして廃止をいたしました。通勤手当について確認したところ国についても改定の履歴はございませんでしたので、当初のままというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

通勤手当が非常に今、バス通勤はないのでしょ。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君） おりません。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

これだけガソリン代が上がるとどうなるのですかね。何か考慮したことがありますか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

先ほど通勤手当については国が改定の履歴がないということでございます。私も記憶がある限り役場に入って三十数年でございますが、改定されたような記憶がございません。

当然、昨今のガソリン代の高騰は認めるところでございますが、一方で車の性能も大きく向上をしております。燃費もよくなっていると思います。

加えて職員いろんなところに、大変町外の間人も増えて実情は察するところがあるのですが、それぞれの人生設計において住む場所は定めていると思いますので、そういったところから通ってくるということについては、職員としては自らそこに住むと定めたところでございますので、そこは認めていただきたいというふうに考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

あと挙げたのは、まず業務量の整理をしてほしいという。これどうやって整理できるかという

ことは皆さん方の仕事だから考えてくださいよ。この負担を言った方は、どなたもおっしゃっていましたから、これ大きな問題だと思いますね。

それと診療カウンセラー。これはぜひおいてほしいということですけど、その点どうですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず町長の答弁もありましたが、本年度から庶務管理システムを導入させていただいております。これは出退勤の管理、そして時間外の管理を随時システム上管理しております。これまでは月締をして翌月にならないと職員がどれだけ勤務したか分からないという状況ですが、リアルタイムにこれが分かります。

こちらとすれば月35時間以上残業があればすぐアラートが来て、私のほうに通知が来ます。したがってそういうふうに今職員の働き方を、見える化しておりますので、そういった状況で町長が答弁したように、仕事が個人に過度に偏っていないか。あるいは係として班として仕事量がどうなのか。そういったことも仕事の棚卸しも今後必要になってくるかというふうに思っておりますので、そういったことを踏まえて、職員の働き方改革を進めていきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○12番（脇坂正孝君）

こないだの人事院勧告が国家公務員に対して、ありましたですね。恐らく御存じかと思えますけれども。これが多様な働き方ということで週休3日を明示されていますけど、いずれ出てくるでしょうからこういう体制も考えていかないといけないですね。その点はどうですか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

昨今の公務員離れというふうに報道はあっていたのですが、なかなかそこはないかなというふうに思いますが、多様な働き方については民間も公務員も求められているような状況です。そこで議員がおっしゃったようにフレックスタイム制というようなことも検討の余地があるかなと思いますが、週の総労働時間というのはちゃんと法令で決められておりますので、言わば1日の時間を短くしたり、長くしたり。あるいは出勤の時間を変えるということになりますが、私ども基礎自治体は町民の方と最前線で接しておりますので、町民の方のサービス低下があってはなりません。

その辺を踏まえながら、今後研究の課題だということで認識しております。

○議長（百武辰美君） 北村議員。

○11番（北村清美君）

もう時間もあまりなくなりまして、大分残りました。

一つだけ最後に町長。町長就任して1年ですよね。就任した当時――副町長時代、職員、町長になって1年。どういうふうに感想を持っておられるかちょっと5分ばかり話してください。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

私、挨拶は短めが好きですので長めに5分も話しことが難しいかと思いますが、確かに町長になって、副町長時代に見えていた世界と、町長になってから見る世界が違うということですね。

副町長は判断をしていたわけですよ。法令に載っているか、あるいはちょっとした間違いはないかとか、こっちがいいよなというふうな判断をして。町長は決断をしなくちゃいけない。最終的な責任を取らとらなくちゃいけない、最終責任者ですから。

ですから見える世界も変わってきますし、それからつき合ってくる方っていいですかね、そういった方も大分変わってまいりました。それも一つの勉強として今後ますます波佐見町が発展するために、いかにどのような施策を打っていくか。波佐見町の皆さんが本当に波佐見町に住んでいてよかったなというふうな施策はどんなものなのか。これをよく吟味しながら、特に先行自治体がいるいろいろございますので、そういったものを勉強させていただきながらですね、波佐見町にとってベストだと思われるものは積極的に取り入れたいと思いますし、そのためにはある程度職員の資質も向上しなくてはなりませんし、DXも進めなくてはなりません。

そういったものを総合的に考えながら、この1年間振り返って、改めるべきことは改めて、変えるべきは変えて。今後の1年間残された、何もへまをしなければ3年いるでしょうから、しっかりと努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（百武辰美君）

以上で11番 北村清美議員の質問を終わります。

以上で通告がありました一般質問が全部終了しました。

以上で本日の日程は全部終了します。本日はこれで散会します。御起立をお願いいたします。お疲れでございました。

午後4時50分 散 会

第4日目（9月8日）（金曜日）

議事日程

- 第 1 議案第 78 号 令和4年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 議案第 79 号 令和4年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 議案第 80 号 令和4年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 議案第 81 号 令和4年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議案第 82 号 令和4年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第 83 号 令和4年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 7 議案第 84 号 令和4年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

（以上7件 決算特別委員会付託）

第4日目（9月8日）（金曜日）

4. 出席議員

1 番	前田	博司	2 番	濱本	秋人
3 番	澤田	昭則	4 番	岡村	真由美
5 番	田添	有喜	6 番	岡村	達馬
7 番	福田	勝也	8 番	城後	光
9 番	横山	聖代	10 番	欠	員
11 番	北村	清美	12 番	脇坂	正孝
13 番	尾上	和孝	14 番	百武	辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長 林田 孝行 書記 一瀬 若菜

4. 説明のため出席した者

町 長	前川	芳徳	総務課長	福田	博治
企画情報課長	澤田	健一	商工観光課長	太田	誠也
庁舎建設推進室長	大橋	秀一	税務財政課長	古賀	真悟
住民福祉課長	井関	昌男	農林課長兼 農業委員会事務局長	伊藤	幸治
建設課長	本山	征一郎	水道課長	中村	和彦
長寿支援課長	松添	博	子ども・健康保険課長	石橋	万里子
会計管理者 兼会計課長	串島	佳織	教育長	森田	法幸
教育次長兼 給食センター所長	朝長	哲也	総務課総務班係長	坂本	昌俊
税務財政課 財政管財班係長	鶴田	秀幸	代表監査委員	山下	博輝

午前 10 時 開 会

○議長（百武辰美君）

皆さん御起立をお願いいたします。おはようございます。

ただいまから令和 5 年第 3 回波佐見町議会定例会第 4 日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付のとおりです。

日程第 1～7 議案第 78～84 号

○議長（百武辰美君）

日程第 1. 議案第 78 号令和 4 年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 7. 議案第 84 号令和 4 年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの 7 件を一括議題とします。

順次内容説明を求めます。

○議長（百武辰美君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（串島佳織君）

おはようございます。

議案第 78 号令和 4 年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定につきまして御説明申し上げます。一般会計歳入歳出決算書と補足説明資料で御説明させていただきます。

それでは決算書をお開きください。3 ページから 5 ページまでが歳入となります。5 ページをお願いします。歳入合計は収入済額 108 億 2,394 万 9,705 円。不納欠損額 61 万 8,477 円。収入未済額 8 億 7,872 万 5,840 円となっています。

それでは歳入の増減額の主な要因につきまして、御説明いたしますので補足説明資料をお開きください。1 ページ歳入をお願いします。左から順に款、項、3 年度収入済額、4 年度収入済額、前年度比較として増減額、増減率、なお備考欄には増減の主な要因を記載しています。最後の数字は決算書のページ数となっています。

1 款、町税でございますが、固定資産税につきましては、令和 3 年度に新型コロナ特例措置による減税が行われたことなどにより、増額となりました。

2 款、以降の交付金などにつきましては、成果説明書の 6～8 ページに掲載していますので、後ほど御覧ください。

次に 14 款、国庫支出金は、公共土木施設災害復旧事業や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による増額もありますが、子育て世帯等臨時特別給付費により減額となっています。

15 款、県支出金につきましては、令和 3 年 8 月豪雨に係る農地等災害復旧事業費などが増額となりました。

17 款、寄附金は、ふるさとづくり応援寄附金が前年度から約 1 億円減少していますが、19 億円以

上の寄附額となっています。

18款、繰入金は庁舎建設基金などが増額となりました。

続きまして歳出でございます。決算書をお開きください。6ページから8ページまでが歳出となります。8ページをお願いします。歳出合計は支出済額105億7,720万3,301円。翌年度繰越額は9億2,500万円となっております。それでは歳出の増減額の主な要因について御説明いたしますので、補足説明資料をお開きください。

2ページ歳出をお願いします。2款、総務費は新庁舎建設事業により増額となっています。

3款、民生費は、子育て世帯への臨時特別給付金などが減額となりました。

4款、衛生費は、新型コロナウイルス感染症対策関連事業などが減額となっています。

6款、農林水産業費は、農村環境改善センター改修工事により増額となっています。

7款、商工費は、営業時間短縮協力金や事業継続支援給付金などにより減額となっています。

8款、土木費は、町道改良及び舗装工事や西ノ原土地区画整理事業などが減額となっています。

10款、教育費は、令和3年度に実施しました中央小学校の長寿命化改修工事による減額もありますが、小中学校のトイレ改修工事により増額となっています。

11款、災害復旧費は、令和3年8月の豪雨災害に伴う災害復旧工事により増額となりました。

それでは決算書をお開きください。151ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引き額は、2億4,674万6,404円。翌年度へ繰り越すべき財源は2億1,045万8,000円。実質収支額3,628万8,404円となっています。

次のページ152～155ページにかけては、財産に関する調書を記載しておりますので後ほど御覧ください。

以上で令和4年度波佐見町一般会計歳入決算認定についての説明を終了いたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（百武辰美君） 子ども・健康保険課長。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

議案第79号令和4年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について概要を説明いたします。

決算書22ページをお願いいたします。決算書22ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。歳入総額は17億2,771万5,666円で対前年比6.42%増。歳出総額は16億7,278万9,522円で対前年度比6.96%増であり、歳入歳出差引き額及び実質収支額ともに5,492万6,144円です。

歳入が増となった主な理由は、歳出の保険給付費に応じて交付される4款、県支出金が増となったものです。歳出が増となった主な理由は2点ございます。1点目は新型コロナウイルス感染症の影響が弱まったことなどで、医療機関への受診が回復し2款、保険給付費が増となったこと。2点目は前年度決算剰余金により5款、基金積立金が増となったことによるものです。

23ページの財産に関する調書。年度中の増減があるものについて説明いたします。

2. 基金国民健康保険事業準備積立基金については、3,003万3,928円を積立て、年度末現在高2億6,025万5,384円です。

以上で令和4年度波佐見町国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算認定の説明を終わります。

○子ども・健康保険課長（石橋万里子君）

続いて議案第80号令和4年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について概要を説明いたします。

決算書11ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。歳入総額は1億9,246万6,877円で対前年度比6.2%増、歳出総額は1億9,167万432円で対前年度比6.3%増であり歳入歳出差引き額及び実質収支額ともに79万6,445円です。

歳入が増となった主な理由は、被保険者数の増加や保険料率の見直しなどが影響し、1款、保険料が増となったものでございます。

歳出が増となった主な理由は保険料収入の増に伴い、2款、広域連合納付金が増となったものによるものです。

以上で令和4年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の説明を終わります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（松添博君）

議案第81号令和4年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書32ページ、実質収支に関する調書をお開きください。歳入総額は13億9,996万3,599円で対前年度比3%の減、歳出総額は13億4,177万1,049円で対前年度比2.1%の減であり、歳入歳出差引き額及び実質収支額はともに5,819万2,550円でございます。

歳入が減となった主な理由は、歳出側、保険給付費の減に伴う国庫支出金支払基金交付金、県支出金が減となったことによるものでございます。歳出が減となった主な理由は先ほど申し上げた保険給付費の減及び基金積立金が減となったことによるものでございます。

33ページ、財産に関する調書をお開きください。年度中に増減のあるものについて御説明いたします。1. 基金介護給付費準備基金については、6,004万9,663円を積立て、年度末残高は4億1,297万4,509円となっています。

以上で、令和4年度波佐見町介護保険事業特別会計の歳入歳出決算認定の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君） 水道課長。

○水道課長（中村和彦君）

それでは令和4年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたしま

す。

14ページ、実質収支に関する調書をお開きください。歳入総額は3億7,484万6,186円で対前年度5.94%の増。歳出総額は3億4,445万1,687円で対前年度2.29%の減であります。歳入歳出差引き額、実質収支額はともに3,039万4,499円です。前年度比2,302.11%の増であります。公共下水道事業は令和5年3月31日をもって打切決算となりました。公営企業会計へ移行することになったため特例的な増加でございます。

歳入は使用料において企業会計の移行に伴う打切決算により、出納閉鎖期間がなかったことで下水道使用料の減がありますが、電力費高騰に伴う光熱費や、浄化センターにおける機器の修繕等による一般会計繰入金が増となったこと。公営企業会計移行に伴う業務が起債の対象になり町債の増となったものでございます。歳出は電力費高騰に伴う、光熱水費や浄化センターにおける機器の修繕等の実質的な増がありますが、歳入同様、企業会計への移行に伴う打切り決算により未払い金の一部を令和4年度予算で執行していないことにより全体的に減となりました。

なお歳入歳出差引き額3,039万4,499円は引継ぎ金として現金預金に、合わせて執行していない支払いは、未払い金として令和5年度下水道事業会計に継承しています。

15ページをお願いします。財産に関する調書をお開きください。公有財産及び物品に変動はありません。また令和4年度決算に係る主要な政策の成果の説明につきましては、179～181ページになります。

以上で令和4年度波佐見町公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

○水道課長（中村和彦君）

次に議案第83号令和4年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算について説明いたします。

決算書の13ページをお開きください。上水道事業報告書1. 概要の総括事項になります。

令和4年度における波佐見町上水道の給水状況は給水区域内の99.7%にあたる1万4,182人に対し給水しました。年間配水量は158万7,189立方メートルで、前年度に比べ1万4,881立方メートルの増加となりました。

年間有収水量は128万5,823立方メートルで、前年度に比べ1万7,392立方メートル減少しました。また有収率は前年度に比べ1.87ポイント減の81.01%となりました。これは冬季、1月の寒波に伴う管割れによる漏水が影響したものでございます。

次に経営の状況について御説明いたします。3ページをお開きください。

収益的収入及び支出について消費税込みの金額になります。収入の第1款、水道事業収益の決算額は3億1,411万5,256円であります。

4ページをお開きください。支出の第1款、水道事業費用の決算額は、2億5,671万1,801円であります。

5ページをお開きください。資本的収入及び支出について。収入の第1款、資本的収入の決算額

は1億580万8,000円であります。

6ページをお願いします。支出の第1款、資本的支出は2億5,918万5,304円であります。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額につきましては、6ページ表下に記載のとおり、過年度分損益勘定留保資金及び当年度消費税資本的収支調整額で補填を行っております。

7ページをお願いします。損益計算書になります。最下行に営業利益を記載しています。4,775万6,878円であります。

8ページをお願いします。下から5行目には営業利益に、資金調達等に関する損益を加えた、いわゆる経営利益を記載していますが、4,213万7,273円であります。なお同額が令和4年度の純利益になります。前年度繰越利益剰余金3億4,021万259円を加えた3億8,429万7,532円が当年度未処分利益剰余金となります。

10ページをお願いします。剰余金計算書及び剰余金処分計算書(案)を記載していますが剰余金の処分は行いません。なお資料としてキャッシュフロー計算書、貸借対照表、事業報告書、収益費用明細書及び資本的収支明細書、固定資産明細書、企業債明細書を記載していますが、説明は省略させていただきます。

以上で令和4年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の説明を終わります。

○水道課長(中村和彦君)

次に議案第84号令和4年度波佐見町工業用水事業会計剰余金の処分及び決算について説明いたします。決算書の9ページをお願いいたします。

工業用水道事業報告書概要の総括事項になります。令和4年度における波佐見町工業用水道の給水状況は、長崎キヤノン株式会社1社に安定した供給を行いました。供給水量は1万6,833立方メートルで、前年度に比べ5,675立方メートルの増加となりました。

次に経営の状況についてでございます。3ページにお戻りください。収益的収入及び支出について消費税込みの金額になります。

収入の第1款、工業用水道事業収益の決算額は1,255万4,200円であります。下段の支出の第1款、工業用水道事業費用の決算額は1,236万5,951円であります。

4ページをお願いします。資本的収入及び支出について、収入の第1款、資本的収入の決算額は8,800万円であります。下段の支出の第1款、資本的支出は878万1,853円であります。

5ページをお願いします。損益計算書になります。中ほどに営業利益を記載しております。11万162円であります。下から5行目には営業利益に資金調達等に関する損益を加えた、いわゆる経営利益を記載していますが、18万8,249円であります。同額が令和4年度の純利益となります。前年度繰越利益剰余金1,570万5,244円を加えた1,589万3,493円が当年度未処分利益剰余金となります。

7ページをお願いします。剰余金計算書及び剰余金処分計算書(案)を記載していますが、剰余金の処分は行っておりません。

なお資料としてキャッシュフロー計算書、貸借対照表、事業報告書、収益的費用明細書及び資本

的収支明細書、固定資産明細書、企業債明細書を記載していますが書類説明は省略させていただきます。

以上で議案第84号波佐見町工業用水道事業会計の会計剰余金の処分及び決算についての説明を終わらせていただきます。

あわせて本日上程された決算認定等に関する内容説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○議長（百武辰美君）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第78号令和4年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第84号令和4年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7件については、議長及び議会選出の監査委員を除く11名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し審査したいと思えます。御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。

したがって議案第78号から議案第84号までの7件については11名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

ただいま名簿を配布しております。お開けください。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、御手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思えます。御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。したがって決算特別委員会の委員は、御手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。ただいま設置しました決算特別委員会を10時40分から委員会室で開催します。議員の皆さんはお集まりください。

本会議の再開時刻は追ってお知らせいたします。

午前10時30分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お知らせをいたします。決算特別委員会の委員長に尾上和孝委員が、副委員長に脇坂正孝委員が決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

また分科会を設置し第一分科会の主査に田添委員が、副主査に福田委員が、第二分科会の主査に岡村達馬委員が、副主査に城後委員が決定した旨通知を受けましたので、あわせてお知らせをいたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御起立お願いします。お疲れさまでございました。

午前 11 時 10 分 散 会

第 24 日目（9 月 28 日）（木曜日）

諸報告

諸般の報告

議事日程

- 第 1 提案要旨の説明
- 第 2 議案第 76 号 波佐見町選挙公報の発行に関する条例
- 第 3 議案第 77 号 波佐見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 78 号 令和 4 年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議案第 79 号 令和 4 年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第 80 号 令和 4 年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第 81 号 令和 4 年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第 82 号 令和 4 年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第 83 号 令和 4 年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 10 議案第 84 号 西ノ原土地区画整理事業区画道路 6 - 7 号線道路築造工事請負契約の締結について
- 第 12 議案第 91 号 財産の取得について
- 第 13 議案第 92 号 財産の取得について
- 第 14 議案第 93 号 波佐見町新庁舎什器購入事業（その 1）物品売買契約の変更について
- 第 15 議案第 94 号 波佐見町新庁舎什器購入事業（その 2）物品売買契約の変更について
- 第 16 議案第 95 号 波佐見町新庁舎什器購入事業（その 3）物品売買契約の変更について
- 第 17 議案第 96 号 波佐見町新庁舎什器購入事業（その 4）物品売買契約の変更について
- 第 18 議案第 97 号 財産の取得の変更について
- 第 19 議案第 98 号 波佐見町新庁舎建設工事請負契約の変更について
- 第 20 議案第 88 号 教育委員会委員の任命について
- 第 21 議案第 89 号 教育長の任命について
- 第 22 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 23 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 24 報告第 4 号 令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 25 閉会中の継続調査申出について

（総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会）

第24日目（9月28日）（木曜日）

5. 出席議員

1 番	前田	博司	2 番	濱本	秋人
3 番	澤田	昭則	4 番	岡村	真由美
5 番	田添	有喜	6 番	岡村	達馬
7 番	福田	勝也	8 番	城後	光
9 番	横山	聖代	10 番	欠	員
11 番	北村	清美	12 番	脇坂	正孝
13 番	尾上	和孝	14 番	百武	辰美

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局局長 林田 孝行 書記 一瀬 若菜

4. 説明のため出席した者

町 長	前川	芳徳	総務課長	福田	博治
企画情報課長	澤田	健一	商工観光課長	太田	誠也
庁舎建設推進室長	大橋	秀一	税務財政課長	古賀	真悟
住民福祉課長	井関	昌男	農林課長兼 農業委員会事務局長	伊藤	幸治
建設課長	本山	征一郎	水道課長	中村	和彦
長寿支援課長	松添	博	子ども・健康保険課長	石橋	万里子
会計管理者 兼会計課長	串島	佳織	教育長	森田	法幸
教育次長兼 給食センター所長	朝長	哲也	総務課総務班係長	坂本	昌俊
税務財政課 財政管財班係長	鶴田	秀幸			

午前 10 時 開 会

○議長（百武辰美君）

御起立をお願いいたします。皆さんおはようございます。ただいまから令和5年第3回波佐見町議会定例会第24日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（百武辰美君）

諸報告を行います。今定例会までに受理しました要望1件及び意見書1件につきましては、配付にとどめておきますので御了承願います。

日程第1 提案要旨の説明

○議長（百武辰美君）

日程第1. 提案要旨の説明を求めます。町長。

○町長（前川芳徳君）

皆様おはようございます。朝夕は涼しくなり、田んぼでは稲刈りも進んでいるようでございます。明日の晩は中秋の名月ということで、すばらしい夜空を期待しているところでございます。

さて本定例会に議案9件を追加提案させていただきましたので、その要旨について御説明を申し上げます。

議案第90号西ノ原土地区画整理事業区画道路6-7号線道路築造工事請負契約の締結については9月15日に実施した指名競争入札の結果、落札した株式会社ヤマブルと工事請負契約を締結するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第91号財産の取得については、コピー複合機について9月15日に実施した一般競争入札の結果、落札したQ-b i cソリューションズ株式会社と契約を締結するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第92号財産の取得については、職員情報端末について長崎縣市町振興協議会の共同調達に伴う一般競争入札の結果に基づき、落札したNBC情報システム株式会社と契約を締結するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第93号～議案第96号、「波佐見町新庁舎什器購入事業（その1）物品売買契約の変更について」から「波佐見町新庁舎什器購入事業（その4）物品売買契約の変更について」までの4件は、令和5年3月23日に議決をいただき事業を進めていますが、事業内容に変更が生じ、契約額を変更したく議会の議決を求めるものです。

議案第97号財産の取得の変更については、令和5年6月15日に本契約の議決を受け、事業を進めています新庁舎什器購入事業（その5）について、事業内容に変更が生じ契約額を変更し

たく議会の議決を求めるものです。

議案第98号波佐見町新庁舎建設工事請負契約の変更については、令和4年6月7日に本契約の議決、令和5年3月3日に第1回の変更契約議決、令和5年8月8日に第2回の契約変更議決を得て、工事を進めておりますが、工事内容の出来高見込みにより、契約額を変更したく議会の議決を求めるものです。

以上であります。詳細については議案審議の折に御説明をいたしますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

日程第2 議案第76号

○議長（百武辰美君）

日程第2. 議案第76号波佐見町選挙公報の発行に関する条例を議題とします。本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福田博治君）

それでは議案第76号について御説明申し上げます。

議案第76号波佐見町選挙公報の発行に関する条例。波佐見町選挙公報の発行に関する条例を別紙のとおり制定する。提案理由でございますが、波佐見町議会議員及び波佐見町長の選挙における選挙公報の発行について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

次ページをお願いいたします。別紙となり条文の本文となり、第1条が趣旨、第2条が選挙公報の発行、第3条が掲載分の申請、第4条が選挙公報の発行の手続を定めています。次ページをお願いいたします。第5条に選挙公報の発行、第6条に選挙公報の発行を中止する場合、第7条に委任事項を定めております。なお附則として、この条例は、公布の日から施行し、同日以後その期日を告示される一般選挙から適用することとしております。

条例の内容については説明資料に基づき行います。10ページをお願いいたします。説明資料になります。まず1. 趣旨（第1条）ですが、この条例は候補者の政見等を選挙人に広く知らしめる選挙公報の発行について、公職選挙法第172条の2に基づき、必要な事項を定めるものとしております。なお、以下の枠内に公職選挙法の該当条文を掲載しておりますので御確認をお願いいたします。

次に2. 対象となる選挙でございますが、条例第1条に定めております。一つ目として、先ほど申した波佐見町議会議員選挙。これは補欠選挙も含まれます。そして二つ目として波佐見町長選挙となります。

ただし、条例施行後の適用を受ける最初の選挙は、先ほど附則で説明しましたとおり、一般選挙からとしております。

なお、公職選挙法第100条第4項の規定する「無投票」の場合、選挙公報の発行を中止するこ

とができるとしております。これは条例6条に定めております。

その他の選挙（国政選挙、県知事選挙、県議会議員選挙）については、県の選挙管理委員会等が別途発行をするというふうになっております。

3. 選挙公報の企画でございます。規定の第4条に定めておりますが、選挙公報の規格は、選挙管理委員会でその都度決定をいたしますが、現時点では、町議会議員選挙の場合1ページの大きさは、タブロイド判（縦38.2センチ×横27.2センチ）ほぼA3サイズとなりますが、それを予定しており1面に候補者8枠を設けたいと考えております。なお、町長選挙については候補者数で別途決定をいたします。

なお掲載順は、くじで決定したいと思っております。

次ページ、11ページをお願いいたします。選挙公報に掲載する内容は、規程で定める「選挙公報掲載文原稿用紙」の掲載枠に記載された内容を画像として読み取り、選挙公報にそのまま貼りつけ印刷をいたします。したがって校正等はいりません。

また、選挙公報掲載文原稿用紙はデータでの提出も可能としております。

なお、掲載文自体は、手書きやパソコン等で写真入りのレイアウトを含め、原稿用紙の記載枠内に収めていただければ自由に作成することができますが、印刷自体はモノクロとなります。

5. 配布方法、第5条に定めておりますが、選挙人名簿が登録された者の属する各世帯に、選挙の前日までに配布するものとしておりますが、町議会議員選挙及び町長選挙については、火曜日告示となります。したがって水曜日に入稿、木曜日に納品、その後全戸配布とした場合、前日までに配布をできない可能性がありますので、他自治体同様新聞折り込みを行い、別途町施設に備え置くなどの対応を考えております。これは公職選挙法第170条の2を準用するというかたちにしております。

6. その他。掲載文の内容について条例、第3条第2項に「候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙広報としての品位を損なう事項を掲載してはならない。」としております。これは、法の150条の2を準用しています。

なお、今後、「選挙公報の作成のしおり」等を作成し、立候補予定者説明会の折に説明を行いたいと考えています。

次ページ、12ページをお願いいたします。このページは、町議会議員選挙時における選挙公報のイメージとなり、1ページに8枠とした場合に当たりますので御参考をお願いします。

ページの上に、何月何日施行の波佐見町議会議員選挙公報として、写真入りの枠を8枠設けるといふことで考えております。写真枠の表示は必須とさせていただければと思います。なお位置は自由でございます。

町長選挙の表示は別途検討をしたいと思います。

なお、4～9ページが規定の案となり、あわせて御確認をお願いします。以上で議案第76号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 協坂議員。

○12番（協坂正孝君）

選挙公報の発行ということで、新たな選挙についての業務ができるというふうなことで歓迎したいと思うのですが、この中で5条を見ますと、各生活世帯に対して選挙の期日の前日までに配布するというふうなことで、その内容については配布方法については新聞の折り込みと。そしてまたそれができないところは、町の施設等に広報を置いて受け取ってもらうと。そういうふうな方法を講じられているわけですが、ただですねこれがその方法はいとしましても、世帯数が8月末現在で5,400戸約ですね。そして前回、今回の9月議会のお知らせとして委員会で配付された枚数、これは販売店が2件ほどありますけども、1,000部と2,000部ですね。3,000部なのですよね。

そうしますと、5,400分の3,000ということで、6割弱の家庭にしか配られないということになります。そのあとの残りざっと2,400世帯ですか。このあたりが果たして、この日程表でいけば、火、水、木、金曜日に配布されることになろうかと思うのですが、そのところがたった2日間で町の施設等に行かれて、受け取られる可能性はどんなものか。ちょっとそのあたりをお尋ねします。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

今おっしゃっていただいた事案、懸念事項は町議会議員及び町長選の折にやはりどこの自治体からも聞かれる案件でございます。先ほど説明申し上げたとおり火曜日告示、水曜日の朝から入稿して、木曜日の朝一に物が届いて、今行っているように郵便局に持込みをした場合、どうしてもやはり土曜日の配達が行われておりませんので、実質、木曜日と金曜日で5,500世帯を配布するというのは大変厳しいものがございます。

さきに行われました県議会議員選挙においても、同様に郵便局の配達をしましたが、やはりぎりぎりまで実はかかりました。県議会議員の選挙は9日間となっておりますが、それでもやはり配布ができないという状況を見ると、新聞折り込みという方法の選択をせざるを得ないのかなと考えております。

一方で御指摘いただいたような、新聞をとっていない世帯があるということでございますので、例えばではございますが、町のホームページに原稿を掲載して周知を行うということも検討したいと考えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

私もちよっと詳しく調べてないのですが、約5,000部が新聞販売店を通じて配布されるということであれば、もう全世帯新聞の折り込みでできないものでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

あくまでも新聞折り込みができるところは新聞そのものを取っていらっしゃる世帯ということでございますので、それ以外の世帯について新聞の会社のほうに依頼するのは困難だというふうに思っております。

大変ほかの自治体でも悩ましい問題ということで聞いております。もう少し選挙期間が長ければ可能なのですが、やはり実質2日間で5,500世帯に配るというのは、郵便局さんもちよっと厳しいものがあるのではないかと思いますので、先ほど申したとおり町のホームページなりあるいは町の施設、加えてコンビニ等にも置いて周知を図っていきたいと考えております。

○議長（百武辰美君） 8番 城後議員。

○8番（城後光君）

同じく選挙公報の配布についてお伺いなのですが、今答弁いただいたとおり町の施設とコンビニというかたちで検討されているということなのですが、当然周辺部の地区にお住まいの方というのはそこに行くのも大変だと思いますので、ぜひ自治会さんとか、いろんな方に御協力をいただいて、配布場所はなるべく増やしていただくような努力はしていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

自治会との協議にもなるかと思いますが、自治会の協力をいただきながら可能な限りそういった方法も選挙管理委員会のほうで検討させていただきたいと思います。

○議長（百武辰美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号波佐見町選挙公報の発行に関する条例を採決します。本案は原案のとおり

り決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第77号

○議長（百武辰美君）

日程第3. 議案第77号波佐見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

議案の説明に入る前に議案の訂正をさせていただきたいと思います。議案訂正（議案第77号）をお開きください。議案第77号波佐見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の議案の一部に訂正がありましたので、その内容について御説明いたします。

議案第77号の附則により波佐見町税条例の一部改正について記載をしておりますが、税条例に課税免除の規定を新たに設けるにあたり、今回改正をする条例のみを当初規定しておりましたが、波佐見町企業立地促進条例にも免除規定があることから、税条例の一部改正に盛り込む必要があったため今回追加をし、訂正をするものです。

訂正内容につきましては、訂正前、これが固定資産税の課税免除。第71条の2 波佐見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例。第3条に係る固定資産税については、3年間を限度として課税を免除する。

第2項 前項の規定によって固定資産税の免除を受けようとする者は、別に町長の定めるところにより申請書を提出しなければならない。

訂正後でございます。第71条の2 町長は次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、必要があると認めるものについては、固定資産税を免除する。

第1号波佐見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例第3条に係る固定資産。

次ページです。第2号波佐見町企業立地促進条例第3条の規定による奨励措置の適用を受ける固定資産。

第2項 前項各号に定める固定資産については、3年間を限度として課税を免除する。

第3項 第1項各号の規定によって、固定資産税の免除を受けようとする者は、別に町長の定めるところにより申請書を提出しなければならない。以上に訂正をいたします。

続いて議案第77号について御説明いたします。波佐見町地域経済牽引事業の促進による地域

の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。

波佐見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を別紙のとおり改正します。

提案理由としましては地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令に基づく、同意における長崎県の基本計画の延長に伴い、固定資産税の課税免除に係る適用期限を延長するため、改正するものです。

初めに、改正の概要について御説明いたします。6ページ目を御覧ください。この条例は、国が同意した長崎県の地域経済牽引事業に係る基本計画に基づき、長崎県が承認した事業者へ、町が行った固定資産税の課税を免除することができると規定をされております。

また町が行った課税免除に対して、法に基づき国の減収補填が措置されることとなっております。提案理由でも述べましたが、総務省令の改正及び長崎県基本計画期間が延長されたことに伴い、本町における条例の適用期限について改正を行います。

説明資料の中段にあります図を御覧ください。長崎県の基本計画に合致する事業者が、基本計画に基づく事業計画を県・国に申請し承認された場合、税制による支援など様々な措置が受けられるものとなっております。長崎県の基本計画の概要については、下段に記載しておりますが、長崎県内において地域経済を牽引する産業の振興を図るため、県内全市町を対象に推進を図る対象分野と計画期間が定められています。

対象分野については①の造船関連産業をはじめ、五つの分野が牽引事業として掲げられており、計画期間は令和5年3月31日から令和6年3月31日までに延長されております。このことに伴い本町の条例についても、第3条に定める適用期限について長崎県の計画期間に合わせ今回延長を行うものです。

改正内容につきましては、「国が基本計画に同意した日から起算して5年以内」を、「国が基本計画に同意した日から令和6年3月31日まで」に改正を行います。課税免除の内容につきましては資料の(3)に掲載をしております。

2ページ目を御覧ください。条例の改正内容については、第2条第5号中「第25条」を、「第26条」に改めます。第3条中「起算して5年以内」を「令和6年3月31日まで」に改めます。

なお附則1で、施行期日を公布の日からとし、附則2において経過措置として長崎県に合わせ令和5年4月1日からの適用としています。附則3では今回の改正に伴い、波佐見町税条例について、規定の追加等改正をあわせて行います。

改正内容については、条例内に課税免除の規定を設け、ただいま説明しました条例と、企業立地促進条例の適用について定めるものです。

第71条第1項中第4号を削り第5号を第4号とし、同条の次に新たな新たに1条を加えます。固定資産税の課税免除。第71条の2については、先ほど議案の訂正において御説明しまし

たとおりでございます。

なお4ページ目、5ページ目に新旧対照表を添付しております。

以上で議案第77号波佐見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

この条例改正で、今後新たに適用を受けられる事業所等が分かれば教えていただけませんか。そして、分からなければ過去の実績を教えてもらえればと思います。そして、どのような業種の内容なのかですね、そのあたりをお願いします。

○議長（百武辰美君） 商工観光課長。

○商工観光課長（太田誠也君）

今現在ですね、この条例の適用を受ける企業からの申請状況とか、そういった工場の建設等についての相談等は、こちらのほうには今のところ上がってきておりません。ですので、過去の申請状況等について、お知らせしたいと思います。まず、こういう減収補填の対象として課税免除を行った企業につきましては、これまで3社ございます。そして、その減収補填の対象外で課税免除を行っている事業所については4社ございまして、合計の7社となっております。以上です。

○議長（百武辰美君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第77号波佐見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第4～10 議案第78号～第84号

○議長（百武辰美君）

日程第4．議案第78号令和4年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第10．議案第84号令和4年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

以上の7件について、付託しておりました決算特別委員会の審査報告書の提出がありましたので、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長。

○決算特別委員長（尾上和孝君）

皆さんおはようございます。それでは報告いたします。

令和5年9月27日

波佐見町議会議長百武辰美様

決算特別委員会委員長尾上和孝

決算特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、波佐見町議会議規則第86条の規定により報告します。

記

事件番号、件名、審査結果の順で読み上げます。

議案第78号、令和4年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

議案第79号、令和4年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。認定すべきものと決定。

議案第80号、令和4年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

議案第81号、令和4年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

議案第82号、令和4年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定すべきものと決定。

議案第83号、令和4年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

原案可決及び認定すべきものと決定。

議案第84号、令和4年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

原案可決及び認定すべきものと決定。

決算審査特別委員会審査報告

議案第78号令和4年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第84号令和4年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定における決算の過程と結果を報告します。

1. 審査の経過

(1) 審査の方法

二分科会方式で審査を行い、決算審査特別委員会に各分科会から審査内容の報告と説明を求め、各分科会間で質疑及び総体的な審査を実施した。

(2) 審査期日

令和5年9月11日～令和5年9月25日

(3) 審査場所

議場、委員会室、町内各現場

(4) 出席者

記載のとおりです。

2. 審査内容

(1) 各分科会における報告については、別添のとおりであります。

(2) 第一分科会及び第二分科会における現場の確認箇所については、次のとおりです。

第一分科会

教育委員会所管波佐見中学校トイレ、中央小学校トイレ

第二分科会

商工観光課所管HASAMI キャンプサイトパーク（鴻ノ巣公園遊具）、農林課所管いちごハウス、建設課所管町道南部線改良工事・災害箇所

(3) 決算特別委員会（9月20日）の主な質疑と答弁は次のとおりです。

第一分科会における質疑内容。

質疑：十八銀親和銀行の派出行員手数料の決算額は165万だった。今後、さらに手数料が増加すると聞いたが、具体的に今後の見通しや方針を含めて質疑はなかったか。

答弁：手数料までの審議は至らなかった。

質疑：担当課の区割りで問題はなかったか。

答弁：今回機構改革が行われ、税務財政課と企画情報課の編成となった。従来は課（企画財政課、総務課、税務課）での決算書、成果説明書となっているため、質問がしにくく、非常に審議が難しかった。機構改革があった年については、それぞれ所管する部署に同席してもらい、審議をしたほうがやりやすかったのではないかと思われた。

質疑：全体的に問題点はなかったか。

答弁：成果説明書の形式の中に、今後の課題と問題点等をしっかり明記させることが、次年度に生かされるものではないかと感じた。また新しく代わられた課では、係長の答弁が多い場

面が見受けられた。

質疑：NPOルピナスについての説明を。

答弁：教育委員会が新庁舎へ移転する件でルピナスの話が出た。ルピナスの活用の在り方や位置づけをもう少しきちんとする必要があるのではないかという意見が出た。

第二分科会における質疑内容。

質疑：シルバー人材センターと環境美化作業員の仕事の違いは。

答弁：シルバー人材センターでは、会員数が100人を超えないと国等の補充を得られないなどの制約がある。本町では一般的に環境美化作業員で賄いきれないところをシルバー人材にお願いしている状況である。現在の環境美化作業員は6名。本町として6名体制が1番活動をしやすいと考えており、6人以上の体制は考えていないということだった。

質疑：農林災38地区中、28地区が着手しており未契約が10地区ある。「終了後の対策が打てるのかが悩ましい」という文面に対して、終了後どんな対策をするのか。

答弁：建設会社は人材不足で非常に困っている。また、工事の箇所においては、搬入しにくいなどの問題もある。災害は大体3か年なので、3か年を経過した後の対応として再度審査にかけなければならない問題がある。

(4) 決算特別委員会(9月25日)での主な質疑と答弁は、次のとおりである。

質疑：令和4年度一般会計において、地方創生推進事業として総額1,000万超えが投じられている「HASAMI キャンプサイトパーク」に関する事業は、当初の計画よりもオープンが遅れている。諸問題の洗い出しは十分だったか。当初計画からオープンが遅れている要因は。テントなど資材の内容は。想定する利用者のニーズにあったものか。

答弁：トイレの浄化槽設置や建設確認に関する条件の整備において、許認可等の整備や調整に時間を要しているところがある。

許認可等の条件が整い次第、オープンに向けて、速やかに準備を進めていく。

キャンプ用品の購入については、キャンプの専門家に現地を確認してもらい、必要な用品、数量等に関して提案をいただき購入した。専門家の意見をもとに購入しているため、ニーズに合致しているものと判断している。

質疑：総合文化会館及び体育センターは管理団体に管理を委託されているが、令和4年度の管理委託の成果は。

答弁：町内の総合型スポーツクラブNPO法人ALH、通称ルピナス倶楽部と施設管理の業務委託を交わしており基本職員は土日祝祭日休みとなる。館の管理業務を外部に委託することによって職員の休日業務の軽減が図られており、また土日祝祭日の利用者へのサービスにもつながっているものとする。

3. 審査の結果

議案第78号～議案82号については討論なく、全会一致で認定すべきものと決定しました。議

案83号～議案第84号につきましては、これも討論なく全会一致で原案可決及び認定すべきものと決定しました。

4. 意見

決算特別委員会では、「令和4年度の各予算が決議した旨と目的に従い、適正かつ効果的に執行されたか」「どのように行政効果が発揮できたか」「今後の行政運営等において、どのような改善工夫がなされるべきか」に着目し審査を行いました。

(1) 今回も成果説明書の訂正が多かった。誤記がないように慎重に取り組んでもらいたい。

(2) 前回から成果説明書の書式が変わった。よい成果ばかりでなく、成果が低いところも盛り込むべきである。部署によっては成果を記載してないところもあり、「成果」や「今後の課題」等を記載してもらいたい。

(3) 地区からの環境整備の要望については、今後も誠意を持って対応されたい。

5. 総括的な所見

本町の一般会計の歳入総額は前年度より増え、自主財源・依存財源ともに増となった。

歳入については、ふるさと応援寄附金の減はあったものの、全体に占める自主財源の割合は上昇した。変則的な増減が発生し判断が難しいところではあるが、今後も依存財源の割合を少しでも削減できるように努められたい。

歳出総額は前年として減少した。改善した要因は新庁舎建設事業や災害復旧工事事業の影響により、投資的経費の割合が大幅に増加したことに加え、新型コロナウイルス感染症対策等関連の大幅減により、扶助費が前年度より比べて減少したことが挙げられる。

財政運営については、前年度に引き続き実質公債費比率の改善が見られたが、依然として依存財源の割合は大きく、財政基盤の安定性に乏しい財政構造に変わりはない。

我が国の経済において、激動する世界情勢に起因する物価高騰等に左右されながらも、個人消費や設備投資の持ち直しが見られるが、地方自治体においては人口減少や少子高齢化など、大きな課題を抱えている。

引き続き効率有効な財政運営を図りながら、町民と現状を共有し、官民一体となって行政執行に努められたい。以上です。

○議長（百武辰美君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第78号令和4年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第82号令和4年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は5件とも認定であります。以上の5件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第78号から議案第82号までの5件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第83号令和4年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について並びに、議案第84号令和4年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての2件を採決します。

本案に対する委員長報告は2件とも原案可決及び認定であります。以上の2件は委員長報告のとおり、原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第83号及び議案第84号は委員長報告のとおり原案可決及び認定することに決定しました。

日程第11 議案第90号

○議長（百武辰美君）

日程第11、議案第90号西ノ原土地区画整理事業区画道路6－7号線道路築造工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

それでは議案の説明に入ります前に、先に提出しました議案の一部に誤りがございましたので、訂正をお願いしたいと思います。

議案訂正（議案第90号）の2ページを御覧いただきたいと思っております。まず訂正箇所でございますけれども、1ページ目、表題「西ノ原土地区画整理事業区画道路6－7号線道路築造工事請負契約の締結について」を、「西ノ原土地区画整理事業区画道路6－7号線道路築造工事請負

契約の締結について」ということと、その下本文の2行目、「区画道路6－7線」を「区画道路6－7号線」に、2ページ目の契約の目的の、「西ノ原土地区画整理事業区画道路6－7線道路築造工事請負契約の締結について」を、「西ノ原土地区画整理事業区画道路6－7号線道路築造工事請負契約の締結について」というふうに訂正をお願いいたします。

それでは、議案第90号西ノ原土地区画整理事業区画道路6－7号線道路築造工事請負契約の締結について説明いたします。

令和5年9月15日に指名競争入札に付した「西ノ原土地区画整理事業区画道路6－7号線道路築造工事」について、別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。

2ページをお願いします。契約の目的は、西ノ原土地区画整理事業区画道路6－7号線道路築造工事。

契約の方法は、指名競争入札による契約で、契約金額は6,000万5,000円となっています。

契約の相手方は、波佐見町折敷瀬郷1431番地1。株式会社ヤマブル、代表取締役山口二郎です。

3ページをお願いします。入札結果の一覧ですが、本町の入札執行事務処理要綱に基づき、1件4,000万円以上の工事につきましては、指名業者8社以上となっておりますので、9社を指名し、入札を行った結果株式会社ヤマブルが落札したものです。

なお、工事の概要につきましては担当の建設課から説明申し上げます。

○議長（百武辰美君） 建設課長。

○建設課長（本山征一郎君）

それでは工事の概要については、私のほうで説明をさせていただきます。

参考資料4ページのほうを御覧いただきたいと思います。

まず、1. 工事場所ですが、工事場所は波佐見町井石郷になります。5ページのほうを御覧いただきますと、その位置を写しておりますので、見ていただきたいと思います。

次に、2. 工事概要でございますが、今回の工事は町道西ノ原中央線に接する混合地墓地既存道路の入り口付近を起点としまして、新たに南側造成地に抜ける区画道路6－7号線の整備及び23街区の宅地造成を実施するものでございます。

6ページをお願いいたします。図面で言いますと右側が北になり、上が西になりますので、それを踏まえて御覧いただきたいと思います。

まず、6－7号線については、西ノ原環状線に対し宅地を挟み西側に並行するように位置します。同じく宅地を挟み、西ノ原環状線今度は南側のほうになりますけれども、西ノ原環状線と並行して設置している南側の既存道路に接続をいたします。

今回の工事の概要としましては延長が83.1メートル。舗装面積は410平方メートルを予定しております。北側を起点としまして、南に向かい左側に落蓋式側溝を93メートル設置いたしま

す。そして右側にL型擁壁を現場打分と合わせて74.14メートル設置いたします。

次に23街区の造成でございますが、ブロック積工を38.05メートル。重力式擁壁を37.79メートル設置し宅地造成を行うものでございます。今回の工事で造成される宅地は3宅地でございます。

以上で議案第90号西ノ原土地区画整理事業区画道路6－7号線道路築造工事についての説明を終わります。

御審議のほどよろしく願います。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番 岡村達馬議員。

○6番（岡村達馬君）

入札結果一覧表見ていると、当初示された9社のうち5社が辞退をされて、1社については1回目の入札後に辞退をされたというように考えていいのでしょうか。

それと辞退されたもし理由が公表できるのであれば、教えてほしいのですけども。

○議長（百武辰美君） 税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

辞退につきましては公表といたしますか、その辞退の内容についてはこちらも把握しておりませんので、お答えできませんので、そういうふうになっております。以上です。

○議長（百武辰美君） 12番 脇坂議員。

○12番（脇坂正孝君）

同じく入札結果一覧表ですが、失格が2社ありますけども、この失格はどのようなことによるものでしょうか。

○議長（百武辰美君） 税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

失格につきましては、最低制限価格を下回ったということで失格になっております。以上です。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第90号西ノ原土地区画整理事業区画道路6－7号線道路築造工事請負契約の締結について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第90号は原案のとおり可決しました。

日程第12 議案第91号

○議長（百武辰美君）

日程第12. 議案第91号財産の取得についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

議案第91号財産の取得について御説明申し上げます。別紙のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものです。

次のページをお願いします。財産の種類についてはコピー複合機で、数量等は4ページの製品一覧表のとおりとなっております。取得予定金額は643万8,300円で、取得予定年月日は令和5年11月10日限りとなっております。

契約の相手方は、長崎市田中町1452番地Q－b i cソリューションズ株式会社。代表取締役船橋修一です。

次のページをお願いします。入札結果についてですが、一般競争入札による入札で4社より参加資格申請書の提出がなされ、入札を行った結果、Q－b i cソリューションズ株式会社花落札したものです。

なお、概要につきましては担当の企画情報課から説明がございます。

○議長（百武辰美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

今回導入しますコピー複合機の製品について御説明いたします。4ページを御覧ください。

この一覧表に載っておりますとおりですが、まず一つ目の機種がキヤノン i R－ADV C5850F この機種を4台でございます。機能的には1分間に50枚の印刷能力がございます。

2番目が、キヤノン i R－ADV C5840F 3台でございます。機能としましては、1分間に40枚の印刷が可能となります。機器のイメージについては、写真のとおりとなっております。

なおこの合計7台の設置場所については、役場新庁舎に5台、給食センターのほうに1台、歴史文化交流館のほうに1台ということになっております。

また新庁舎への配分ですけれども、このナンバー1のC5850Fの機種が1階、2階に2台ずつ。またC5840Fを3階に1台、給食センターに1台、歴史文化交流館に1台というような内訳となっております。

以上が議案91号の説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番 横山議員。

○9番（横山聖代君）

今回コピーの複合機の購入とのことですが、リースにされなかった理由。購入にされたというその理由をお願いします。

○議長（百武辰美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

現情勢において、リースより購入したほうが価格的に有利と判断したためでございます。

○議長（百武辰美君） 11番 北村議員。

○11番（北村清美君）

この2種類がありますね。1分間に50枚と、1分間40枚と。機能的にちょっと違いますけど、どうして同じ機種を例えば40枚じゃなくて50枚に統一されないのですか。

○議長（百武辰美君） 企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

当然ながらコピー機を使う量といいますか回数。そういったボリュームにおいて、その状況に応じて適合した機種を導入するというのが、費用対効果の部分でも有効と考えていますので、オーバースペックはしないということでございます。

○議長（百武辰美君）

ほかにありますか。

[「なし。」の声あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし。」の声あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第91号財産の取得についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第91号は原案のとおり可決しました。

しばらく休憩します。11時10分より再開をいたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（百武辰美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第92号

○議長（百武辰美君）

日程第13. 議案第92号財産の取得についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

企画情報課長。

○企画情報課長（澤田健一君）

それでは議案第92号について御説明いたします。

議案第92号財産の取得について。別紙のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

2ページを御覧ください。別紙ですが

1. 財産の種類 職員情報端末
2. 数量等 3ページの製品一覧表のとおりです。
3. 取得予定金額 3,591万6,980円
4. 取得予定年月日 令和5年9月30日限りでございます。
5. 契約の相手方

長崎市尾上町5番6号 NBC情報システム株式会社

代表取締役藤原正義でございます。

なお、今回の業者選定については長崎県市町村行政振興協議会での共同調達によるもので、入札事務等については長崎市町村行政振興協議会で行われております。よって入札結果の一覧表の提示はございません。

続きまして3ページをお願いいたします。今回導入します情報端末の製品の一覧表を記載しております。会計年度任用職員も含む、職員用の端末として数量200台を導入予定でございます。詳しいスペック等についてはこちらの仕様書のとおりでございますので、御覧いただければと思います。

4ページを御覧ください。今回導入します製品については、NECのVersaProVN13.3型ワイドのモバイルノートパソコンとなっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第92号財産の取得についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。したがって議案第92号は原案のとおり可決しました。

日程第 14 議案第 93 号

○議長（百武辰美君）

日程第14. 議案第93号波佐見町新庁舎什器購入事業（その1）物品売買契約の変更についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それでは、議案第93号波佐見町新庁舎什器購入事業（その1）物品売買契約の変更について説明させていただきます。1ページを御覧ください。

令和5年3月23日付けで物品売買契約を締結した「波佐見町新庁舎什器購入事業（その1）」について、別紙のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

令和5年9月28日提出。

提案理由。本件は、波佐見町新庁舎什器購入事業（その1）について、物品売買契約内容に変更が生じたため、変更契約を締結するものである。

次に2ページ、別紙を御覧ください。

1. 財産の種類 波佐見町新庁舎什器購入事業（その1）

2. 契約金額

変更前の契約金額1,405万7,934円

今回の増額171万8,066円

変更後の契約金額1,577万6,000円

3. 契約の相手方

佐世保市御本町8番地2 株式会社イシマル 佐世保支店

支店長内堀隆文でございます。

次に3ページ。説明資料を御覧ください。

1. 概要

詳細レイアウトを行い、什器のおさまりや、数量の確認を行った結果、当初設計では見いだせなかった部分について、追加や変更を行うものです。

2. 請負金額の変更

(1) 変更前の契約金額 1,405万7,934円

(2) 今回の増額 171万8,066

(3) 変更後の契約金額 1,577万6,000円

3. 主な変更箇所を説明させていただきます。3～8ページを御覧ください。

執務室の事務椅子の肘おきを設計に入れておりませんでしたので、164個追加させていただきます。そのほかは机や椅子の追加になります。

次に9～11ページを御覧ください。1階～3階什器レイアウト図です。確認をお願いします。

以上で議案第93号波佐見町新庁舎什器購入事業（その1）物品売買契約の変更について説明を終わります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第93号波佐見町新庁舎什器購入事業（その1）物品売買契約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります

したがって議案第93号は原案のとおり可決しました。

日程第 15 議案第 94 号

○議長（百武辰美君）

日程第15. 議案第94号波佐見町新庁舎什器購入事業（その2）物品売買契約の変更についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それでは、議案第94号波佐見町新庁舎什器購入事業（その2）物品売買契約の変更について説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。令和5年3月23日付けで物品売買契約者「波佐見町新庁舎什器購入事業（その2）」について、別紙のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

令和5年9月28日提出。

提案理由。本件は、波佐見町新庁舎什器購入事業（その2）について、物品売買契約内容に変更が生じたため、変更契約を締結するものである。

次に、2 ページ別紙を御覧ください。

1. 財産の種類 波佐見町新庁舎什器購入事業（その2）

2. 契約金額

変更前の契約金額956万9,989円

今回の増額20万11円

変更後の契約金額977万円

3. 契約の相手方

佐世保市御本町8番地2 株式会社イシマル 佐世保支店

支店長内堀隆文でございます。

次に3 ページ。説明資料を御覧ください。

1. 概要

詳細レイアウトを行い、什器のおさまりや、数量の確認を行った結果、当初設計では見いだせなかった部分について、追加や変更を行うものです。

2. 請負金額の変更

(1) 変更前の契約金額956万9,989円

(2) 今回の増額20万11円

(3) 変更後の契約金額977万円

3. 主な変更箇所を説明させていただきます。3～ページを御覧ください。執務室等のキャビネット——書棚の追加になります。

以上で議案第94号波佐見町新庁舎什器購入事業（その2）物品売買契約の変更について説明を

終わります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第94号波佐見町新庁舎什器購入事業（その2）物品売買契約の変更について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第94号は原案のとおり可決しました。

日程第16 議案第95号

○議長（百武辰美君）

日程第16. 議案第95号波佐見町新庁舎什器購入事業（その3）物品売買契約の変更についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それでは議案第95号波佐見町新庁舎什器購入事業（その3）物品売買契約の変更について説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。令和5年3月23日付けで物品売買契約を締結した「波佐見町新庁舎什器購入事業（その3）」について、別紙のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

令和5年9月28日提出。

提案理由。本件は、波佐見町新庁舎什器購入事業（その3）について、物品売買契約内容に変更が生じたため、変更契約を締結するものであります。

次に2ページ。別紙を御覧ください。

1. 財産の種類 波佐見町新庁舎什器購入事業（その3）

2. 契約金額

変更前の契約金額728万1,494円

今回の増額 6万1,006円

変更後の契約金額734万2,500円

3. 契約の相手方

佐世保市御本町8番地2 株式会社イシマル 佐世保支店

支店長内堀隆文でございます。

次に3ページ、説明資料を御覧ください。

1. 概要

詳細レイアウトを行い、什器のおさまりや数量の確認を行った結果、当初設計では見いだせなかった部分について、追加や変更を行うものです。

2. 請負金額の変更

(1) 変更前の契約金額728万1,494円

(2) 今回の増額 6万1,006円

(3) 変更後の契約金額734万2,500円

3. 主な変更箇所を説明させていただきます。3～5ページを御覧ください。傘立てを1個、カウンター椅子2個、ミーティングランチルームテーブルの追加になります。

以上で議案第95号佐佐見町新庁舎什器購入事業（その3）物品売買の契約の変更について、説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

13番 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

すいません、3ページになるのですかね、変更内容というところがございます。その中で仕様ナンバー6番なのですが、当初の数が2ということで、変更数量が1ということで書いてあります。これから言ったら増減はマイナス1になると思うのですが内容的には変更になったのでしょうか、ならなかったのでしょうか。お願いいたします。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

申し訳ありません。2個が1個になっているのでマイナス1です。訂正させていただきます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第95号波佐見町新庁舎什器購入事業（その3）物品売買契約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決しました。

日程第17 議案第96号

○議長（百武辰美君）

日程第17. 議案第96号波佐見町新庁舎什器購入事業（その4）物品売買契約の変更についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

庁舎建設推進室長。

○議長（百武辰美君）

それでは議案第96号波佐見町新庁舎什器購入事業（その4）物品売買の契約の変更について説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。令和5年3月23日付けで物品売買契約を締結した「波佐見町新庁舎什器購入事業（その4）」について、別紙のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96号条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

令和5年9月28日提出。

提案理由。本件は、波佐見町新庁舎什器購入事業（その4）について、物品売買契約内容に変更が生じたため、変更契約を締結するものである。

次に2ページ、別紙を御覧ください。

1. 財産の種類 波佐見町新庁舎什器購入事業（その4）

2. 契約金額

変更前の金額523万5,494円

今回の増額50万9,806円

変更後の契約金額。574万5,300円

3. 契約の相手方

佐世保市御本町8番地2 株式会社イシマル 佐世保支店

支店長内堀隆文でございます。

次に3ページ説明資料を御覧ください。

1. 概要

詳細レイアウトを行い、什器のおさまりや、数量の確認を行った結果、当初設計では見いだせなかった部分について、追加変更を行うものです。

2. 請負金額の変更

(1) 変更前の契約金額 523万5,494円

(2) 今回の増額 50万9,806円

(3) 変更後の契約金額 574万5,300円

3. 主な変更箇所を説明させていただきます。3ページから5ページを御覧ください。警備員室、保健室、帳票保管庫の収納庫、棚のサイズの変更になります。

以上で議案第96号波佐見町新庁舎什器購入事業（その4）物品売買の売買契約の変更について説明を終わります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第96号波佐見町新庁舎什器購入事業（その4）物品売買契約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決しました。

日程第18 議案第97号

○議長（百武辰美君）

日程第18. 議案第97号財産の取得の変更についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それでは議案第97号波佐見町新庁舎什器購入事業（その5）財産の取得の変更について説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。令和5年6月15日付けで物品売買契約を締結した「波佐見町新庁舎什器購入事業（その5）」について、別紙のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

令和5年9月28日提出。

提案理由。本件は、波佐見町新庁舎什器購入事業（その5）について、物品売買契約内容に変更が生じたため、変更契約を締結するものです。

次に、2 ページ別紙を御覧ください。

1. 契約の目的 波佐見町新庁舎什器購入事業（その5）

2. 契約金額

変更前の契約金額999万640円

今回の増額70万6,860円

変更後の契約金額1,069万7,500円

3. 契約の相手方

佐世保市御本町8番地2 株式会社イシマル 佐世保支店

支店長内堀隆文でございます。

次に3 ページ。説明資料を御覧ください。

1. 概要

詳細レイアウトを行い、什器のおさまりや、数量の確認を行った結果、当初設計では見いだせなかった部分について、追加や変更を行うものです。

2. 請負金額の変更

（1）変更前の契約金額 999万640円

（2）今回の増額 70万6,860円

（3）変更後の契約金額 1,069万7,500円

3. 主な変更箇所を説明させていただきます。3～5 ページをお願いします。正副議長室書棚、サイドボード（テレビ台）、議員控室応接用アームチェア、応接用センターテーブルの追加になります。

以上で議案第97号波佐見町新庁舎什器購入事業（その5）財産の取得の変更について説明を終わります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第97号財産の取得の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決しました。

日程第19 議案第98号

○議長（百武辰美君）

日程第19. 議案第98号波佐見町新庁舎建設工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

それでは議案第98号波佐見町新庁舎建設工事請負契約の変更について説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。令和4年6月7日付けで請負契約を締結した「波佐見町新庁舎建設工事」について、別紙のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

令和5年9月28日提出。

提案理由。本件は、波佐見町新庁舎建設工事について、工事内容に変更が生じたため、変更契約を締結するものであります。

次に2ページ、別紙を御覧ください。

1. 契約の目的 波佐見町新庁舎建設工事
2. 契約金額

変更前の契約金額15億8,070万円

今回の増額330万円

変更後の契約金額15億8,400万円

3. 契約の相手方

長崎県佐世保市千尽町6番16号 池田工業・田崎工務店 特定建設工事共同企業体
株式会社池田工代表取締役 池田晃寿でございます。

次に3ページ、説明資料を御覧ください。波佐見町新庁舎建設工事変更内容です。

1. 概要

新庁舎の建設を進めていく中で、関係者と協議し当初設計では見いだせなかった構造や設備について、追加や変更を行うものです。

2. 請負金額の変更

- (1) 現契約額 15億8,070万円
- (2) 今回の増額 330万円
- (3) 変更後契約額 15億8,400万円

変更箇所を説明させていただきます。3. 変更箇所平面図全体配置図となります。順不同となりますが、上段から黄緑枠⑦外構工事：河川側竹等伐採処分追加。青枠①建築工事：1階正面玄関ひさし部下地材の追加（軒裏）。次はだいたい枠⑥外構工事：三股陶石施工内容変更。小豆色枠⑤外構工事：町道鹿山飛瀬線、横断歩道設置。（歩道切下げ・区画線・看板追加）です。

4ページを御覧ください。1階平面図です。赤枠②建築工事：カウンター ハマ アクリルカバー追加。次に下段、2階平面図です。赤枠②建築工事：西側（町道側）階段目隠しアクリル板追加。次に青枠①建築工事：1階正面玄関ひさし部の下地材の追加（軒裏）。

5ページをお願いします。3階平面図です。緑枠④建築工事：議場ステンドグラス風陶板変更。次に赤枠②建築工事：西側（町道側）階段目隠しアクリル板追加です。

6ページを御覧ください。4. 変更概要を説明させていただきます。

①建築工事：1階正面玄関ひさし部の下地材の追加（軒裏）90万円の増額です。正面玄関ひさし部に町産木材ヒノキの板材を設置しましたが、構造上大梁根^{ねだ}太材に直接板材を打ち付ける予定でしたが、下地に構造用大判を打ちつけその下面にヒノキの板材を取り付ける工法に変更したことにより、構造用大判を追加計上させていただきました。

②建築工事：西側（町道側）階段目隠しアクリル板追加。カウンター ハマ アクリルカバー追加。100万円の増額です。西側階段について様々な意見がございますが、階段部の目隠しに対応するために、アクリル板を設置させていただきたく追加計上させていただきました。また1階会計課、住民福祉課カウンターに取付けているハマに関しても、そのままでは割れてしまいそうなので、アクリルカバーを追加計上させていただきました。

③建築工事：鋼製建具シート張り内容変更。60万円の増額です。鋼製建具、ドアや壁面などの意匠的に木調のシートを張らせていただいておりますが、設計単価と乖離がありましたので内容変更を計上させていただきます。

次に7ページを御覧ください。④建築工事：議場ステンドグラス風陶板変更減。160万円の減額です。設計計上させていただいていましたが、デザインや設置意義、効果などが不確定で説明責任を果たせなかったことから減額計上させていただきました。

次に⑤外構工事：町道鹿山飛瀬線 横断歩道設置。（歩道切下げ・区画線・看板追加）50万円の増額です。川棚警察署、長崎県公安委員会と協議の結果、横断歩道設置の許可が出ましたので設置要件である歩道の切下げ、区画線の設置、横断歩道看板の設置を追加計上させていただきました。

次に⑥外構工事：三股陶石施工内容変更。120万円の増額です。当初設計では碎石を購入するぐらいの設計単価にしていたのですが、材料、採決場所の状態や運搬した後の粒度調整、現地での敷き流しの単価の変更をし、計上させていただきました。

8ページを御覧ください。⑦外構工事：河川側竹等伐採処分追加。70万円の増額です。河川側の竹や木については新庁舎の景観的に好ましくなかったのですが、町有地ではありますが環境財団の方に説明を行い同意が得られましたので、伐採処分を追加計上させていただきました。

最後に工期についてですが、現場のほう企業体も頑張って施工しておりますが、天候や一部製品が入ってこないことから9月29日金曜日までを工期としておりましたが、10月13日金曜日まで、14日間延長させていただきます。なお全体工程には影響が出ないように対応してまいります。

以上で説明を終わります。それでは、案第98号波佐見町新庁舎建設工事請負契約の変更について御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

6ページをお願いいたします。この中の変更②のところですね、西側の町道側の階段目隠しというのがございます。これタイルをブルーのタイルとかこれ白のタイルとかこうずっと貼られて、現在見た感じすごくなにか雰囲気がいいなという感じで見えておりましたが、これにアクリル板をはめることによって、何かこう見えにくくなるのではないかなと思うのですが、そこあたりの検討はされたのでしょうか。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

アクリル板については私たちも尾上議員が言われるように、やはり意匠的にもタイルがいい感じを醸し出しているのですが、アクリル板を張りたくなかったのですが、やはり不快に思う方がやはりいらっしゃる以上は、ちょっとやっぱり対策を講じようかなという感じで考えて計上させていただきました。一応検討を行った結果、アクリル板を貼らせていただきたいなって考

えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 13番 尾上議員。

○13番（尾上和孝君）

そのアクリル板の色とか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

アクリル板については、こういう感じなのですが、ちょっと擦りガラスのような感じで、なるだけ影響が少なくなるようなかたちで考えて、これを貼らせていただきたいと考えています。以上です。

○議長（百武辰美君） 4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

8ページをお願いします。河川側の竹等の伐採処分追加の工事についてであります。竹がかなり高くなって、伐採に70万円ほどを追加して工事をされるということなのですが、妥当な判断かなとは思いますが、今後今後の予定という。つまり竹の伐採は竹が枯れてしまうような伐採の仕方なのか、それともまた何年後かにはもう1年でガンと大きくなりますので、今後はどうされるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

岡村真由美委員が言われるように竹はすぐに伸びてくるので、私たちが懸念はしているのですが、根本のほうから切って処理はしているのですが、根までは全部は取っていません。取れませんでした、はっきり言って。

だから今後は状態を見ながら、維持管理をしていかないといけないのかなと考えております。以上です。

○議長（百武辰美君） 4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

聞くところによると地上からどのくらいまでのところを切れば、定期的に切れば意外と枯れるというふうに聞きますけど、枯らしてしまっているものなのか、どうかというのが私の疑問なのです。

後々これから先はあそこの竹を枯らして、例えばコンクリートとかそういった工事をされる予定なのか、それとも竹は生えてきたら切るかたちでずっとこのまま竹林のままでいられるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（百武辰美君） 庁舎建設推進室長。

○庁舎建設推進室長（大橋秀一君）

竹はあまり見栄えが悪くなるなど、ちょっとするところはあるので、維持管理をしていかな

いといけないと思いますが、環境団体の方からは木も切っているんで、木をちょっと植えてくれないかという話もあってですね。それでそこで検討しますという感じで言っているのですよね。

それで今、新庁舎があって擁壁があってその下は側溝が入って、管理用の1.5メートルぐらいのコンクリートの犬走りがあります。そのあと端部の部分とかに、そういう要望があれば木を植えたりとかは考えないといけないのかなと思いますが、庁舎では今のところ何というのですかね。犬走りをして、あと法面をちょっと整形したようなかたちで終了させていただきたいと考えています。以上です。

ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第98号波佐見町新庁舎建設工事請負契約の変更についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決しました。

日程第20 議案第88号

○議長（百武辰美君）

日程第20. 議案第88号教育委員会委員の任命についてを議題とします。本案について内容説明を求めます。

町長。

○町長（前川芳徳君）

それでは議案第88号について御説明をいたします。

議案第88号教育委員会委員の任命について。下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるのでございます。

提案する方は波佐見町鬼木郷 富木義典さん。年齢は62歳です。なお住所地番及び生年月日は記載のとおりでございます。

この教育委員会委員の任命につきましては、今議会の冒頭で申し上げましたとおり、現教育委員であります小柳吉喜さんの任期が10月31日までとなっており、今期をもって御退任の意向を示されましたので、その後任として冨木義典さんを任命したく提案するものです。

次のページをお願いいたします。略歴として学歴、職歴、公職歴を記載しております。

中央小学校PTA会長、波佐見中学校PTA会長などを歴任され、教育活動に理解が深く温厚誠実で地域の方から慕われ、人格、識見とも優れていらっしゃいます。これらを踏まえ、教育委員として適任者であると考えますのでございます。

なお小柳さんにおかれましては、平成27年11月から2期8年にわたり、本町の教育行政の振興に御尽力をいただきました。ここに心からお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

以上、御提案しますので御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

すみません。異議ではですけれども面識がないと思われまますので、もう少し略歴に追加した情報をいただけたらと思います。

最後の――多分これが最後ですね、最後のページとありますので。平成20年3月まで長崎県PTA連合会の理事を歴任されたと、教育に関してはあられるということで、もう分かるのですけれども、それ以後が15年ぐらいのブランクがありますので。まだお若い方であられますので、どういう方なのかということをお教えいただければ。差し障りのない程度で結構ですので、よろしく申し上げます。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず議案の在り方について御説明を申し上げます。先ほど言われたとおりご面識がないというのは当然かと思いますが、略歴についてこと詳しく記載するのは本人の個人情報もございませぬので、今までこのような体裁で記載をしておりました。

御存じのようにPTA活動はお子様の年齢によって制限がありますので、これ以降はお子様成長なされて、PTA活動に関わる場面が少なくなったというふうに思いますが、町長が申したとおり地域からも慕われて、これまでの経歴を踏まえると適任者ということでございます。現在は農協の再雇用勤務をされているということでございますので、そういった意味でも適任者というふうに考えております。以上でございます。

○議長（百武辰美君）

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第88号教育委員会委員の任命についてを採決します。本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立全員であります。

したがって議案第88号は同意することに決定しました。

日程第 21 議案第 89 号

○議長（百武辰美君）

日程第21、議案第89号教育長の任命についてを議題とします。議案の審議に入る前に、森田教育長には退場を求めます。

本案について内容説明を求めます。町長。

○議長（百武辰美君）

それでは議案第89号について御説明をいたします。

議案第89号教育長の任命について。下記の者を教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。提案する方は、波佐見町宿郷 森田法幸さん。現在67歳です。なお住所、地番及び生年月日は記載のとおりでございます。

森田さんにおいては、令和2年10月の教育長就任以来、本町の教育行政の責任者として、その手腕を遺憾なく発揮され、本町の教育行政の振興に御尽力いただいているところでございますので、引き続き教育長に任命したく提案するものです。

次のページをお願いいたします。略歴として学歴、職歴、公職歴等を記載しています。教諭19年間、教頭6年間、校長12年間、計37年間子供たちの教育に携わり、定年退職後、本町教育委員会の指導主事を3年間お勤めの後、先ほど申したとおり令和2年10月から教育長に就任していただいております、10月22日に任期3年間の満了となります。

皆様御存じのとおり教育行政振興に誠実に取り組まれ、変化が激しい教育環境にあつて、学校教育から社会教育、歴史、文化まで卓越した力を持たれ温厚誠実で地域の方から信望も厚く、人格識見とも優れていらっしゃいます。これらを踏まえ教育長として最適任者とするも

のであります。

以上、御提案しますので何とぞ御同意いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

私が町議になったときにはもう既になっていらっしゃいましたので、略歴を存じ上げなかったのですけれども、これを見させていただいて、こういう経歴の方なのだということを改めて認識することができました。

町長と一緒に働かれていたのは1年かなと思うのですけれども、先ほど人選に当たっては、広い識見であるとかいろいろおっしゃいましたけれども、この1年間に森田教育長と接してこられて、ここはすごいなと思われたようなエピソードがあれば、それをこういう場で言うのは何かと思いますけれども、人となりをお聞かせいただければ助かります。よろしくお願い致します。

○議長（百武辰美君）

答えられますか。答えられる範囲でちょっとお願いします。

町長。

○町長（前川芳徳君）

まず現教育長、森田さんにおかれましては様々な会合あるいはイベント等にも出られますけれども、その場所、場所に応じた適切なお言葉であったり、あるいは行動であったり、素早く俊敏に行われているのは目の当たりにしているところでございます。その点は皆さんも御存じかと思えます。

直接私、教育現場に携わっているわけではございませんけれども、判断においてはもう素早い判断と、的確な判断をいただいているものと理解しているところでございますので、そういったことで今回の提案をさせていただいているところでございます。

○議長（百武辰美君） 5番 田添議員。

○5番（田添有喜君）

私がちょっと気になるのは、教育長の住所については本人の意向で決定されるというお話は聞いているのですが、宿郷の住所よりも佐世保におられる——そっちが自宅になるのですかね。そこからの通勤の機会が多いような気がするのですが、そのあたりについて本人が住所の決定を行うというようなことなのですかけれども、そのあたりについて町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（百武辰美君） 総務課長。

○総務課長（福田博治君）

まず森田さんの住所については、議案のとおりでございます。

佐世保市のほうにも持家を持たれているということは、こちらのほうも認識をしておりますし、実際持家でございますので、そこから通われる場面もあるのかなというふうに認識しております。

議員お説のとおり、住所の上程を定めるのは本人の御意向でありますし、定めることによって波佐見町に何らかの貢献をしたいという御意向があるのかなということで、こちらのほうは理解をしているところでございます。以上です。

○議長（百武辰美君） 5番 田添議員。

○5番（田添有喜君）

町長のほうからもお話がありました。人物等も立派であるというような判断をされているわけですから、持家のところから通われても何ら問題はないかと思うのですけれども、町長いかがですか。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

実際私どこから通勤されているのかはつきり把握はしておりませんが、宿郷に帰られるのをちよくちよく見ておりますので、住居の自由というのはございますけれども、私は本町教育行政に尽力していただければ、さほど大きな問題ではないのかなという感じはいたしております。

○議長（百武辰美君） 4番 岡村真由美議員。

○4番（岡村真由美君）

これもお答えいただける範囲で結構ですのでお願いします。副町長の人選にあたってはいろいろ御苦労いただいているのかなと思います。副町長は不在であっても別に問題ではないのですけれども。教育長の不在というのは絶対に許されないことですよね。

で、お伺いなのですが、前川町長が教育長を選ぶにあたって、現職の森田教育長以外に、この人はどうなのだろうとか。後任にこの人のことはどうなのだろうというような方がおられたかどうか、当たられたかどうか。そこら辺だけ聞ける範囲だけでお伝えいただければ助かります。

○議長（百武辰美君） 町長。

○町長（前川芳徳君）

その件につきましての答弁は控えさせていただきます。

○議長（百武辰美君）

ほかに質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第89号教育長の任命についてを採決します。本案に同意する方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（百武辰美君）

起立多数であります。したがって、議案第89号は同意することに決定しました。

ここで森田教育長の入場を許可します。

日程第22～23 諮問第1号～第2号

○議長（百武辰美君）

日程第22. 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてと、日程第23. 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを一括して議題とします。

本件について内容説明を求めます。町長。

○町長（前川芳徳君）

それでは諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明をいたします。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。推薦する方は、波佐見町湯無田郷 山口浩一さん。現在69歳です。なお住所、地番、生年月日は記載のとおりでございます。

山口浩一さんの略歴につきましては、資料2枚目に添付しております。職歴としましては、昭和54年4月から波佐見町役場に勤務され、平成23年4月からは農林課長兼農業委員会事務局長を務められた後、平成27年3月に定年退職をされています。なお平成27年4月から2年間、再任用職員として役場に勤務され、平成3年4月から現在まで波佐見町歴史文化交流館会計年度任用職員として勤務されています。

公職歴としましては平成29年7月から令和3年3月まで、波佐見町歴史文化交流館建設検討委員会の委員を務めておられました。平成30年1月から現在まで人権擁護委員を務めておられます。現在3年任期の2期目でございます。これまでの活動を見ましても3期目の推薦をいたく考えております。

人格識見ともに人権擁護委員には適任でありますので、引き続き候補者として推薦したいと考えております。

次に諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について御説明します。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものです。

推薦する方は、波佐見町湯無田郷 山脇万里子さん。現在64歳です。なお住所、地番、生年月日は記載のとおりです。

現委員の小柳洋子さんが、本年12月31日で任期満了となり御退任の意向ですので、その後任として推薦するものであります。山脇万里子さんの略歴につきましては、資料2枚目に添付しております。

職歴は昭和52年4月に波佐見町立波佐見高等学校に勤務され、平成20年4月からは長崎県立佐世保工業高等学校、平成25年4月から令和4年3月まで長崎県立波佐見高等学校に勤務されておりました。

山脇さんは温厚誠実、柔和な人柄で地域の方々にも慕われ、人望も厚く、人権擁護委員として適任者でありますので、候補者として推薦をしたいと考えております。なお今期限りで勇退をされます小柳さんには、3期9年にわたり人権相談や、町の人権啓発活動等に御尽力をいただきましたことを心からお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（百武辰美君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については異議ないものとして推薦することに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は異議のないものとして通知することに決定しました。

お諮りします。次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の申請については、異議のないものとして推薦することに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は異議のないものとして通知することに決定しました。

日程第24 報告第4号

○議長（百武辰美君）

日程第24. 報告第4号令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（古賀真悟君）

報告第4号令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する健全化判断比率及び同法第22条第1項に規定する資金不足比率については、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて、以下のとおり報告するものです。まず健全化判断比率ですが、4項目の数値があります。

実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字の程度を指標化したものですが、赤字がないことから数字の記載はございません。

次に連結実質赤字比率については、特別会計の実質赤字も対象となりますが、全ての会計において赤字は出ていませんので数字の記載はありません。

それから実質公債費比率は標準的な町の税収や普通交付税などの合計である標準財政規模に対し、町の年間の実質的な地方債借入れの償還額に必要な額がどれだけかを示す割合ですが令和4年度は8.1%となりました。前年度が8.2%でしたので比較しますと0.1%の改善となっています。

最後の将来負担比率ですが、町の財政規模に対し町の借入金などの現在抱えている負債がどれだけかを示す割合となっております。令和4年度は、令和3年度に引き続き0%となっております。

それらの要因について簡単に説明申し上げます。資料6ページ目、下に5ページと付されていると思います。の総括表③を御覧ください。まず、実質公債費比率の算定です。

令和4年、単年度では上の表にある分子となる項目①の一般会計の起債元利償還額が、5億4,214万4,000円。3年度の5億5,204万4,000円から990万円減少しております。

また④の公営企業に要する経費については、下水道事業と工業用水道事業への元利償還金相当の繰出金が1億9,023万7,000円で、3年度の1億9,145万3,000円から121万6,000円減少しております。

これから控除する項目といたしまして、公営住宅使用料などの⑧特定財源の額。普通交付税で措置された起債元利償還額である⑨～⑪となり、これらを控除した結果、町の年間の実質的な地方債借入れの償還額に必要な額は、前年と比較して合計で4,668万8,000円増加となっております。

一方、分母の基礎となる⑫から⑭までの合計額、いわゆる標準財政規模から普通交付税で措置された、⑨～⑪を控除した結果となりますが、普通交付税の減によりまして9,076万円ほど減少しました。これらを計算した結果、令和4年単年度での実質公債比率は8.81224%となっております。なお、実質公債費比率は、過去3年の平均であらわすことになっておりますので、令

和2年度～令和4年度の平均値である8.1%が令和4年度の指標となります。

また、将来負担比率について資料7ページ目、下に(6)ページと付されておりますが、そちらを御覧ください。町の借入金など現在抱えている負債につきましては、地方債の償還などの将来の負担が見込まれる額から、基金などの充当により負債の減少が可能な財源を差し引いたものとなっております。

将来負担額につきましては、地方債の現在高も減少し充当可能財源等については、ふるさと納税の伸びなどもあり、基金の積立てが増額していることから、分子となるその差額がマイナスとなっておりますので将来負担比率はゼロとなりました。

これまで内訳を説明しましたが、再度1ページに戻り説明を続けます。

1ページにお戻りください。健全化判断比率の下に括弧書きで示しております数値につきましては、いずれもこれらの基準を超えた場合、財政健全化団体に指定されるというものでございます。

次に下の段の資金不足比率ですが、下水道などの公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものとなっております。

これは本町では上水道事業会計など三つの事業会計が対象となりますが、これらの会計ではいずれも資金不足はなく、赤字にもなっておりませんので、数字は上がっておりません。

次に資料2ページ目、下に1ページと付されていると思っておりますけれども、2ページ目と次のページにつきましては、令和4年9月9日付けで監査委員から通知がありました令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率審査結果の写しを添付しておりますので、参考として御覧ください。

なお監査委員の意見にもありますように、今後とも各財政指数の動向を注視するとともに、財源の有効活用を図りながら健全財政の堅持を図っていきたく思っております。

以上で、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

○議長（百武辰美君）

以上1件は報告事項でありますので、御了承願います。

日程第25 閉会中の継続調査申出について

○議長（百武辰美君）

日程第25. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長から、会議規則第74条の規定により、御手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。会議規則第44条の規定により、今定例会において議決されました案件について字句、数字、その他の整理に要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（百武辰美君）

異議なしと認めます。よつて、これらの整理に要するものについては、議長に委任することに決定しました。

○議長（百武辰美君）

以上で本日の会議はこれで終了しました。会議を閉じます。

令和5年第3回波佐見町議会定例会を閉会いたします。

午後0時16分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員